

# 広島国税局統計書

平成 13 年 度

広島 国 税 局



# 広島国税局統計書

平成 13 年 度

広島国税局



## は じ め に

この統計書は、主として平成13年度における広島国税局管内の内国税の申告、処理、納税及びこれらに関する計数を収録したもので、この1年間の税務行政の実績を示すとともに、中国地方の経済活動の一端をも表しています。

最近の税を取り巻く環境は、高度情報化、国際化、経済取引の広域化・複雑化、経済社会の構造変化など急速に変化しており、各方面で税に対する関心が一層高まっています。このような状況のなかで、税の動きとその実態から管内の経済現象を把握するための資料として、本書は更に重要性を増していくものと思っております。

今回の編集に当たっては、従来同様に図表を取り入れるとともに、統計数値の継続性に配慮しながら項目等の見直しも行い、少しでも利用しやすく、かつ、親しみやすいものとなるよう努めました。

この統計書が、従来にも増して各分野での参考に供されるとともに、税に対する正しい理解と認識を深めるための一助となれば幸いです。

平成15年6月

広島国税局長 小 武 山 智 安



# 統計書利用上の注意

## 1 国税庁の統計調査の概要

国税庁の統計調査は、35種類の一般調査と主要税目(申告所得税、源泉所得税、法人税)について実施している3種類の特別調査からなっている。

一般調査は、大部分のものは税務署において調査したものを国税局及び国税庁が取りまとめ集計したものであるが、これらは税務署が統計作成のために特別な調査を行うものでなく、事務処理の過程から作成されるものである。また、特別調査である申告所得税標本調査及び会社標本調査は、税務署が作成した調査票を、国税庁において集計して結果表を作成したものであり、民間給与統計調査は、一部の抽出された源泉徴収義務者が作成した調査票を、国税庁において集計し結果表を作成したものである。

なお、これら3種類の特別調査結果については、国税庁において若干の分析を行った上、別途刊行物により一般に公表している。

## 2 利用上の注意

### (1) 構成

- イ 全体の構成は、総括、直接国税、間接国税、徴収及びその他の5編からなっており、直接国税及び間接国税については税目ごとに配列している。
- ロ 計数は、広島国税局全管分を登載しており、主要な計数については、5年間の累年比較及び税務署別の計数を掲げている。又、これらの計数の大部分は、従来のもものと継続して利用することができる。

### (2) 各表間の関連計数

賦課関係各表と国税徴収表の計数は、調査期間又は調査時点の相違により符合しない。

### (3) 単位及び計数の処理方法

- イ 各表の計数は、単位未満を四捨五入している。したがって、それぞれの内容と計又は合計が符合していない場合がある。
- ロ 各表の単位未満の計数は「0」、皆無又は該当計数のないときは「-」、計数不明の場合は「...」、負の計数は「 」と表示している。
- ハ 表中の「×」は、情報を保護する観点から計数を秘匿した箇所である。

### (4) 調査期間と調査時点

調査期間及び調査時点は各統計表ごとに掲げたが、主な統計表の調査期間と調査時点は次ページのとおりである。

この統計書についてのご意見、ご感想又は計数についてのお問い合わせは、次へご連絡ください。

〒730-8521 広島市中区上八丁堀6番30号

**広島国税局総務部企画課**

電話 (082) 221-9211 内線3662・3663

# 主な統計表の調査対象期間と調査時点

	平成13年												平成14年											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
申告所得税	平成13年分の所得税について、平成14年3月31日までに申告又は処理したもの												所得											
													申告又は処理											
源泉所得税	平成13年分の所得税について、平成14年4月30日までに法定資料の合計表の提出があったもの												所得											
													合計表の提出											
法人税	平成13年2月1日から平成14年1月31日までに事業年度の終了した法人について平成14年6月30日までに申告又は処理したもの												事業年度が終了した法人											
													申告又は処理											
相続税	平成13年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成14年10月31日までに申告又は処理したもの												相続又は遺贈											
													申告又は処理											
贈与税	平成13年分の贈与について、平成14年6月30日までに申告又は処理したもの												贈与											
													申告又は処理											
消費税	平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間に終了した課税期間分の消費税について、平成14年6月30日までに申告又は処理したもの												課税原因(個人事業者)											
													申告又は処理											
													課税原因(法人)											
													申告又は処理											
酒税	平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間に製造場から移出された酒類について、平成14年4月30日までに申告又は処理したもの												課税原因											
													申告又は処理											
航空機燃料税 電源開発促進税 たばこ税及び たばこ特別税 揮発油税及び 地方道路税 石油ガス税 石油税	平成13年4月1日から平成14年3月31日までの課税実績												課税原因											
													課税(申告又は処理)											
印紙税	平成13年4月1日から平成14年3月31日までに現金納付があったもの												証書等の作成											
													現金納付											



# 目 次

## 平成 13 年度統計調査結果の概要

1	管内国税収入の推移	2
2	申告所得税	3
3	源泉所得税	4
4	法人税	5
5	相続税	5
6	贈与税	6
7	消費税	7
8	酒 税	7
9	たばこ税及びたばこ特別税	8
10	印紙税	9
11	揮発油税及び地方道路税	9
12	石油ガス税	9
13	航空機燃料税	10
14	電源開発促進税	10
15	国税徴収	11
16	国税滞納	12

## 第 編 総 括

1	総 括	
1-1	広島国税局管内国税収入の概要	
	税目別徴収決定済額の累年比較	14
1-2	管轄表	
	管轄表	16
1-3	広島国税局及び税務署機構	
(1)	機構図	18
(2)	税務署機構	19

## 第 編 直接国税

### 2 申告所得税

統計表を見るに当たって	22
-------------	----

#### 2-1 課税状況

(1) 申告及び処理状況	24
(2) 既往年分の課税状況	26
(3) 減免状況	26
(4) 税務署別課税状況	28

#### 2-2 所得階級別人員

(1) 所得者区分別人員	30
(2) 青色申告者数	31
(3) 税務署別人員	32

#### 2-3 所得種類別状況

(1) 所得種類別内訳	38
(2) 人員の累年比較	39
(3) 所得金額の累年比較	39
(4) 業種別内訳	40

### 3 源泉所得税

統計表を見るに当たって	41
-------------	----

(1) 利子所得等の課税状況	42
(2) 配当所得の課税状況	42
(3) 給与所得、退職所得の課税状況	44
(4) 給与所得、退職所得の課税状況の累年比較	44
(5) 上場株式等の譲渡所得等の課税状況	44
(6) 報酬、料金等の課税状況	45
(7) 非居住者等所得の課税状況	46
(8) 加算税の状況	46
(9) 税務署別課税状況	48
(10) 税務署別源泉徴収義務者数	49

### 4 法人税

統計表を見るに当たって	50
-------------	----

#### 4-1 課税状況

(1) 現事業年度分の課税状況	52
(2) 既往事業年度分の課税状況	54
(3) 税務署別課税状況	56

4-2	法人数	
(1)	法人数等	58
(2)	税務署別法人数	59
(3)	業種別、資本金階級別法人数等	60
(4)	県別業種別、資本金階級別法人数等	66
(5)	税務署別、資本金階級別法人数等	70
(6)	決算期別、資本金階級別法人数等	72
5	相続税	
	統計表を見るに当たって	74
5-1	課税状況	
(1)	課税状況	75
(2)	課税状況の累年比較	75
(3)	加算税の状況	76
(4)	申告及び処理状況	76
(5)	税務署別課税状況	77
5-2	相続財産種類別・階級別状況	
(1)	相続財産種類別状況	78
(2)	相続財産価格階級別状況	79
(3)	法定相続人員別被相続人の数	79
6	贈与税	
	統計表を見るに当たって	80
6-1	課税状況	
(1)	課税状況	81
(2)	課税状況の累年比較	81
(3)	加算税の状況	81
(4)	申告及び処理状況	82
(5)	税務署別課税状況	83
6-2	贈与財産種類別・階級別状況	
(1)	贈与財産価額階級別状況	84
(2)	贈与財産種類別状況	84

## 第 編 間接国税

### 7 消費税

統計表を見るに当たって	86
(1) 課税状況	87
(2) 課税事業者等届出件数	87
(3) 税務署別課税状況	88

### 8 酒税

統計表を見るに当たって	94
-------------	----

#### 8-1 酒税関係総括表

酒税関係総括表	95
---------	----

#### 8-2 課税状況

(1) 課税状況	96
(2) 課税数量の累年比較	96
(3) 酒税額の累年比較	97

#### 8-3 酒類製成、販売

(1) 酒類製成及び手持数量	98
(2) 製成数量の累年比較	98
(3) 酒類販売(消費)数量	100
(4) 県別販売(消費)数量の累年比較	100
(5) 税務署別酒類販売(消費)数量	102

#### 8-4 酒類免許

(1) 酒類製造免許場数等	104
(2) 酒母及びもろみの製造場数	105
(3) 酒類販売免許場数等	105
(4) 税務署別製造免許場数、販売免許場数	106

### 9～15 消費税、酒税以外の間接税

統計表を見るに当たって	108
-------------	-----

### 9 たばこ税及びたばこ特別税

(1) 課税状況	110
(2) 製造場数	110

### 10 印紙税

(1) 課税状況	111
(2) 課税状況の累年比較	111

### 11 揮発油税及び地方道路税

(1) 課税状況	112
(2) 関係場数	112

12	石油ガス税		
	(1) 課税状況	.....	113
	(2) 関係場数	.....	113
13	石油税		
	(1) 課税状況	.....	114
	(2) 関係場数	.....	114
14	航空機燃料税		
	(1) 課税状況	.....	115
	(2) 関係場数	.....	115
15	電源開発促進税		
	(1) 課税状況	.....	116
	(2) 関係場数	.....	116

## 第 編 徴 収

16～19	徴収関係各表		
	統計表を見るに当たって	.....	118
16	国税徴収		
	16-1 国税徴収状況		
	(1) 国税徴収状況	.....	120
	(2) 税務署別国税徴収状況	.....	122
	16-2 物納及び年賦延納		
	(1) 物納状況	.....	130
	(2) 物納状況の累年比較	.....	130
	(3) 年賦延納状況	.....	131
	(4) 年賦延納状況の累年比較	.....	130
17	国税滞納		
	(1) 滞納状況	.....	132
	(2) 税務署別滞納状況	.....	134
18	還付金		
	還付金の支払決定の状況	.....	136
19	国税振替納税		
	振替納税利用状況	.....	137

## 第 編 その他

### 20～24 その他

統計表を見るに当たって	140
20 不服審査	
(1) 異議申立て	142
(2) 審査請求	142
21 訴訟事件	
(1) 国側被告事件	144
(2) 国側原告事件(徴収関係)	146
22 直接国税犯則事件	
(1) 起訴事件数	147
(2) 有罪に係る人員及び金額	147
(3) 犯則者違反行為別件数	147
23 間接国税犯則事件	
(1) 検挙及び処理の状況	148
(2) 通告処分及び履行状況	150
(3) 酒税の違反行為別検挙件数等	152
(4) 酒税以外の間接税の違反行為別検挙件数	152
24 税理士	
税理士登録者数	154

## 付 録

1 所得税の控除及び税率の変遷	156
2 法人税の税率の変遷	160
3 酒類の税率の変遷	161
4 たばこの税率の変遷	161
5 平成13年度税制改正の要綱	162

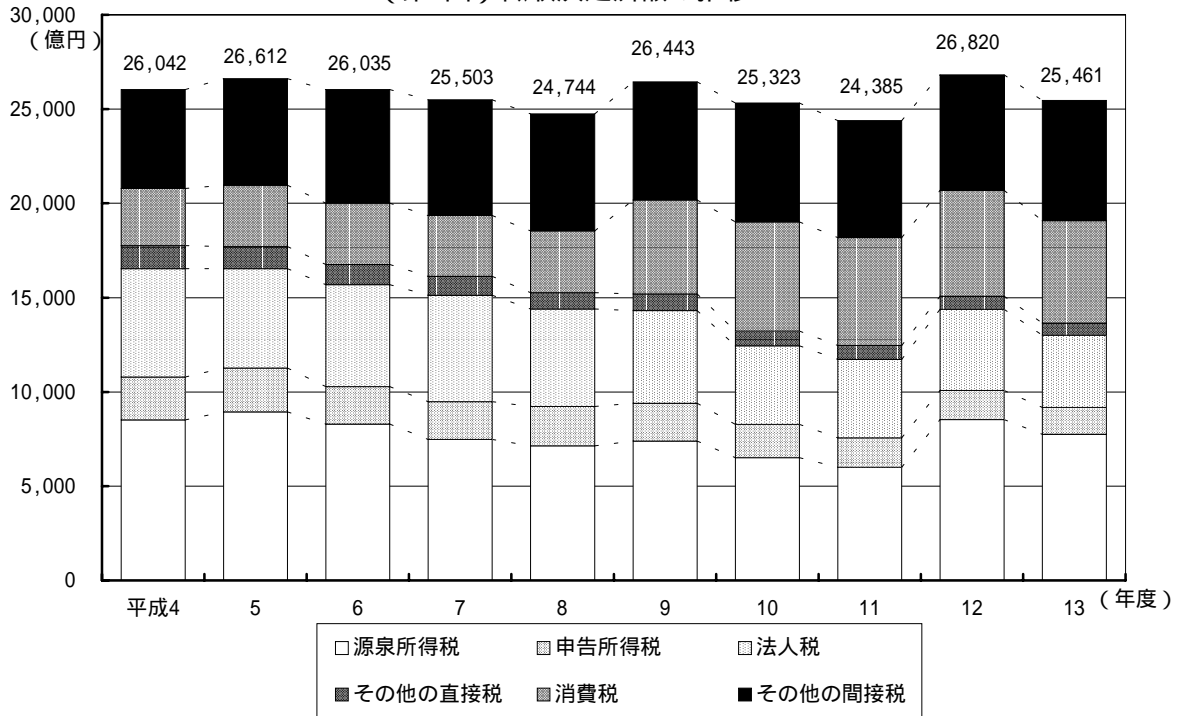
平成 13 年度  
統計調査結果の概要

# 平成 13 年度統計調査結果の概要

## 1 管内国税収入の推移

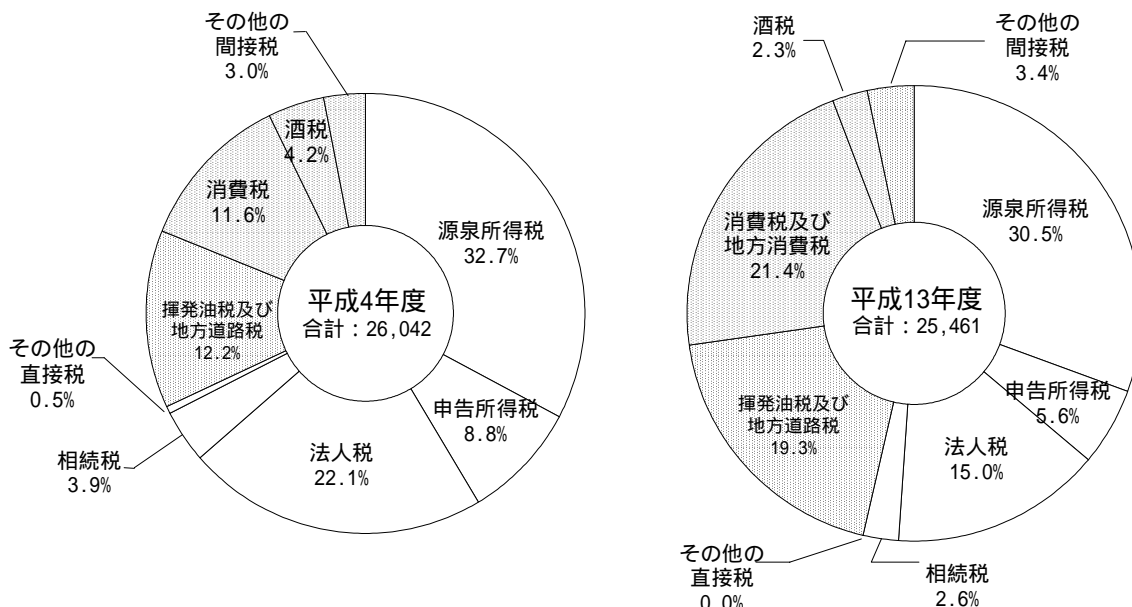
(1) 平成13年度における徴収決定済額は、2兆5,461億円(前年2兆6,820億円)で前年に比べて1,360億円(伸び率 5.1%)の減少となっている。(第1図参照)

(第1図) 徴収決定済額の推移



(2) 徴収決定済額を税目別の構成比で見ると、源泉所得税30.5%(前年31.8%)、消費税及び地方消費税21.4%(前年20.9%)、揮発油税及び地方道路税19.3%(前年17.2%)、法人税15.0%(前年16.0%)、申告所得税5.6%(前年5.8%)となっている。(第2図参照)

(第2図) 徴収決定済額の税目別構成比





## 2 申告所得税

(1) 平成13年分の確定申告により申告納税額のあった者は454,438人(前年470,937人)で、前年に比べて16,499人(伸び率 3.5%)減少している。

これを所得者別にみると、事業所得者127,753人(前年136,670人)、その他所得者326,685人(前年334,267人)となっている。(第3表参照)

(第3表) 申告納税者数

区 分	申 告 納税者数	事業所得者		そ の 他 所 得 者	
		人	人	人	人
平成9年分	554,356	186,828	367,528		
10	410,870	118,277	292,593		
11	491,616	150,445	341,171		
12	470,937	136,670	334,267		
13	454,438	127,753	326,685		

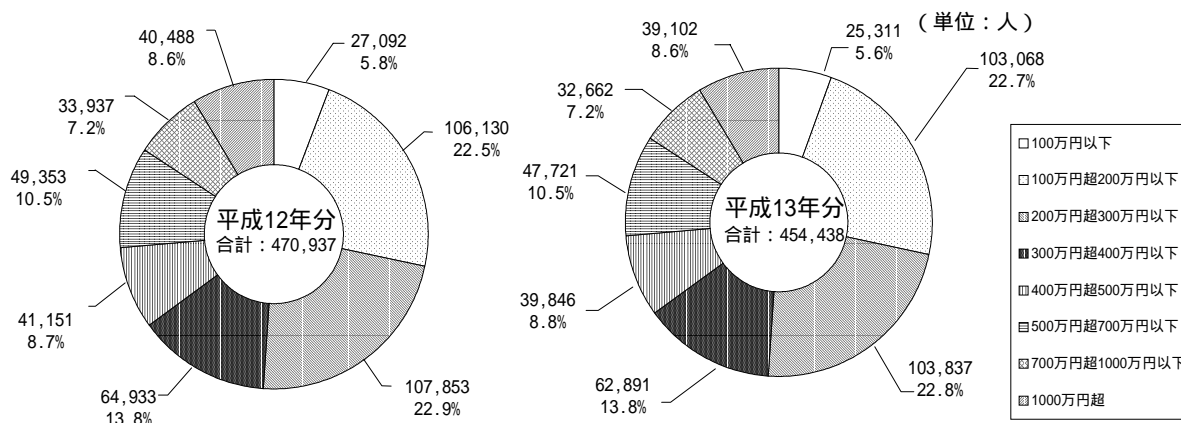
また、これに対する総所得金額等は2兆1,678億円(前年2兆2,529億円)、申告納税額は1,091億円(前年1,151億円)で、前年に比べて総所得金額等は851億円( 3.8%)、申告納税額は60億円( 5.2%)と、共に減少している。(第4表参照)

(第4表) 総所得金額等、申告納税額

区 分	総所得金額等		申告納税額	
	億円	伸び率 %	億円	伸び率 %
平成9年分	26,406	2.4	1,590	3.6
10	22,765	13.8	1,330	16.4
11	22,941	0.8	1,149	13.6
12	22,529	1.8	1,151	0.2
13	21,678	3.8	1,091	5.2

(2) 申告納税者数を合計所得階級別にみると、100万円以下の者25,311人(構成比5.6%)、100万円超200万円以下の者103,068人(構成比22.7%)、200万円超300万円以下の者103,837人(構成比22.8%)、300万円超400万円以下の者62,891人(構成比13.8%)、400万円超500万円以下の者39,846人(構成比8.8%)、500万円超700万円以下の者47,721人(構成比10.5%)、700万円超1,000万円以下の者32,662人(構成比7.2%)、1,000万円超の者39,102人(構成比8.6%)となっている。(第5図参照)

(第5図) 合計所得階級別の申告納税者数



### 3 源泉所得税

(1) 平成13年分の源泉徴収税額は8,249億円(前年7,715億円)で前年に比べて535億円(6.9%)増加している。

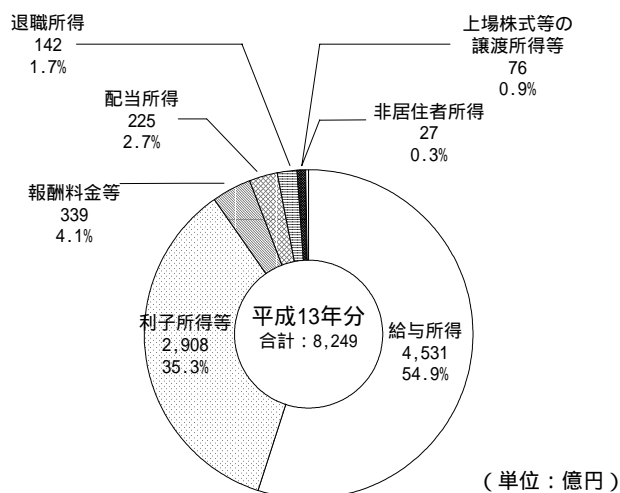
これを種類別にみると、給与所得は4,615億円から4,531億円へと84億円(1.8%)減少、利子所得等は2,189億円から2,908億円へと719億円(32.9%)増加している。(第6表参照)

(第6表) 源泉徴収税額

区 分	給与所得 億円	利子所得等 億円	配当所得 億円	その他 億円	計 億円	伸び率
						%
平成9年分	6,088	623	222	597	7,530	6.0
10	4,825	502	216	546	6,089	19.1
11	4,749	438	205	688	6,080	0.1
12	4,615	2,189	228	683	7,715	26.9
13	4,531	2,908	225	585	8,249	6.9

また、種類別に構成比をみると、給与所得54.9%(前年59.8%)、利子所得等35.3%(前年28.4%)、配当所得2.7%(前年3.0%)となっている。(第7図参照)

(第7図) 種類別の源泉徴収税額構成比



(2) 源泉徴収義務者は、417,821件(前年422,449件)で、前年に比べて4,628件(1.1%)の減少となっている。

これを種類別にみると、給与所得217,209件(前年220,410件)、報酬・料金等187,610件(前年188,670件)、配当所得8,441件(前年8,765件)となっている。(第8表参照)

(第8表) 種類別の源泉徴収義務者数

区 分	給与所得 件	報酬・料金等 件	配当所得 件	その他 件	計 件	伸び率
						%
平成9年分	223,807	190,542	11,339	4,956	430,644	0.2
10	223,959	189,574	9,927	4,785	428,245	0.6
11	222,958	188,880	9,058	4,680	425,576	0.6
12	220,410	188,670	8,765	4,604	422,449	0.7
13	217,209	187,610	8,441	4,561	417,821	1.1

(注) 各年分とも、翌年6月30日現在の源泉徴収義務者数を示している。

#### 4 法人税

平成13年分の法人数は156,104社(前年153,248社)で、前年に比べて2,856社(1.9%)増加している。

平成13年分の所得金額は1兆3,142億円(前年1兆3,189億円)で、前年に比べて47億円(0.4%)減少している。

また、これに対する税額は3,768億円(前年3,728億円)で、前年に比べて40億円(1.0%)増加している。(第9表参照)

(第9表) 法人数、所得金額、税額

区 分	法人数		所得金額		税 額	
	社	伸び率	億円	伸び率	億円	伸び率
平成9年分	149,752	0.9	12,014	17.3	4,280	15.4
10	151,648	1.3	11,275	6.2	3,908	8.7
11	153,251	1.1	10,947	2.9	3,547	9.3
12	153,248	0.0	13,189	20.5	3,728	5.1
13	156,104	1.9	13,142	0.4	3,768	1.0

(注) 各年分とも、その年の2月1日から翌年1月31日までに事業年度が終了した法人(清算中を除く)について示している。

#### 5 相続税

(1) 平成13年分の相続人数は7,376人(前年8,164人)、被相続人数は2,544人(前年2,796人)で、前年に比べて相続人数は788人(9.7%)、被相続人数は252人(9.0%)それぞれ減少している。

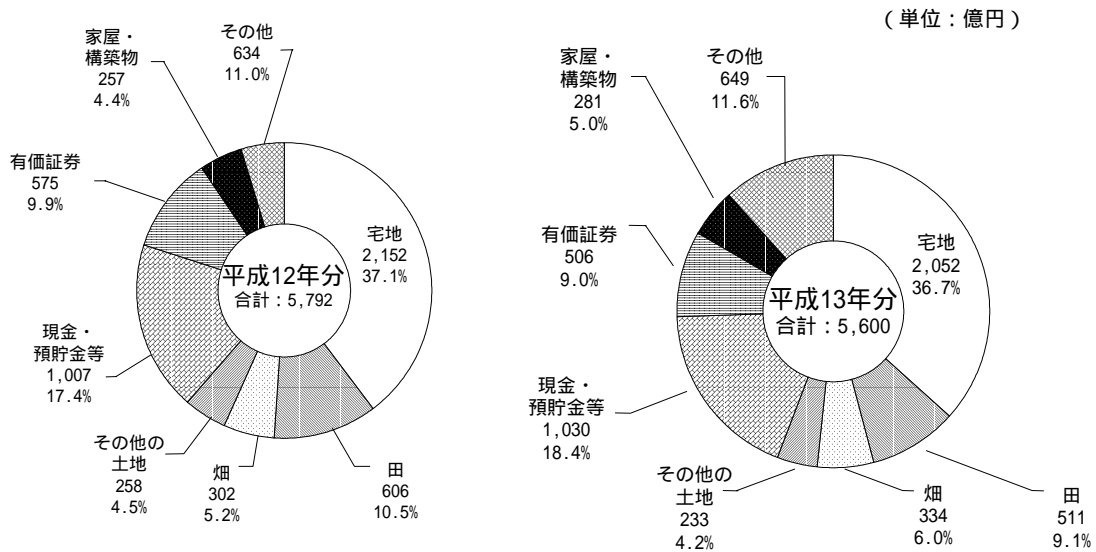
また、相続税の課税価格は5,061億円(前年5,429億円)、納付税額は457億円(前年439億円)で、前年に比べて課税価格は368億円(6.8%)減少し、納付税額は18億円(4.2%)増加している。(第10表参照)

(第10表) 相続人数、課税価格、納付税額、被相続人数

区 分	相続人数		課税価格		納付税額		被相続人数	
	人	伸び率	億円	伸び率	億円	伸び率	人	伸び率
平成9年分	7,945	1.4	5,558	0.5	493	0.4	2,657	3.4
10	7,811	1.7	5,230	5.9	451	8.5	2,583	2.8
11	8,264	5.8	5,555	6.2	468	3.8	2,836	9.8
12	8,164	1.2	5,429	2.3	439	6.2	2,796	1.4
13	7,376	9.7	5,061	6.8	457	4.2	2,544	9.0

(2) 相続税の取得財産価額を種類別にみると、土地3,131億円(構成比55.9%)、現金・預貯金等1,030億円(構成比18.4%)、有価証券506億円(構成比9.0%)となっている。(第11図参照)

(第11図) 相続税の種類別取得財産価額



6 贈与税

(1) 平成13年中に贈与を受けた者は16,546人(前年19,472人)で、前年に比べて2,926人(15.0%)減少している。

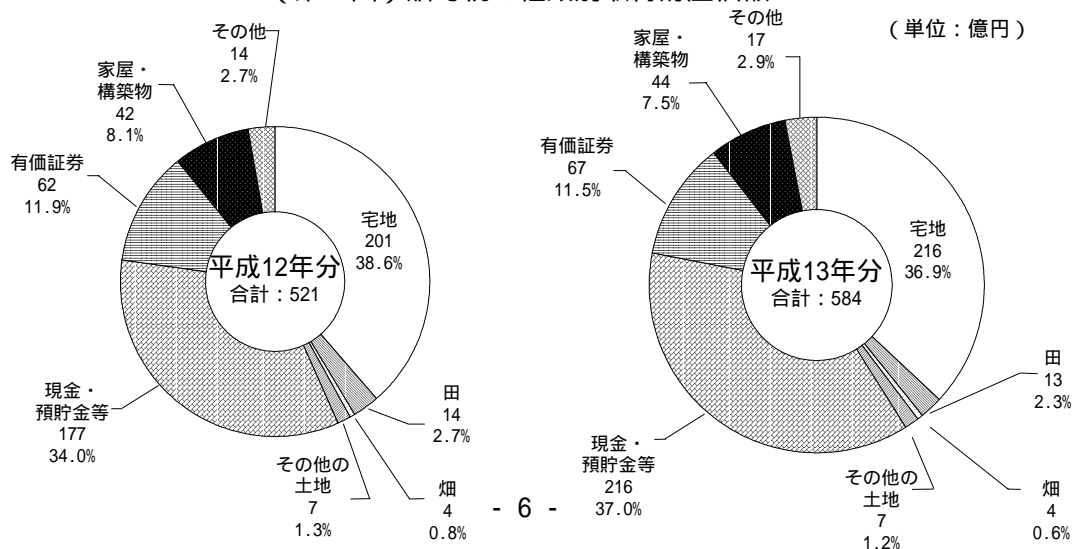
また、贈与税の取得財産価額は584億円(前年521億円)、納付税額は29億円(前年32億円)で、前年に比べて取得財産価額は63億円(12.2%)増加し、納付税額は3億円(8.0%)減少している。(第12表参照)

(第12表) 贈与を受けた者数、取得財産価額、納付税額

区分	贈与を受けた者数		取得財産価額		納付税額	
	人	伸び率 %	億円	伸び率 %	億円	伸び率 %
平成9年分	22,261	5.4	573	5.0	40	7.0
10	21,282	4.4	566	1.2	47	17.5
11	21,791	2.4	578	2.1	35	25.5
12	19,472	10.6	521	9.9	32	8.6
13	16,546	15.0	584	12.2	29	8.0

(2) 贈与税の取得財産価額を種類別にみると、土地240億円(構成比41.1%)、現金・預貯金等216億円(構成比37.0%)、有価証券67億円(構成比11.5%)となっている。(第13図参照)

(第13図) 贈与税の種類別取得財産価額



## 7 消費税

### (1) 申告件数

平成13年度分の消費税の申告件数は119,759件(前年124,922件)で、うち納税申告は116,133件(前年121,534件)、還付申告は3,626件(前年3,388件)となっている。納税申告の内訳は、一般申告が56,493件(前年58,898件)、簡易申告が59,640件(前年62,636件)である。

また、申告件数119,759件のうち、個人事業者は25,867件(前年28,113件)、法人は93,892件(前年96,809件)となっている。

### (2) 納税申告額

平成13年度分の消費税の納税申告額は3,995億円(前年4,152億円)で、うち一般申告3,472億円(前年3,613億円)、簡易申告523億円(前年539億円)となっている。

### (3) 還付税額

平成13年度分の消費税の還付税額は218億円(前年236億円)で、うち個人事業者は6億円(前年6億円)、法人は212億円(前年230億円)となっている。

### (4) 課税事業者(選択)届出件数

平成13年度末(平成14年3月末現在)の消費税の課税事業者届出件数は125,051件(前年124,878件)となっている。

また、課税事業者選択届出件数は、3,563件(前年3,488件)となっている。

(第14表) 消費税の申告件数、納税申告額、還付税額、課税事業者(選択)届出件数

区 分	納 税 申告件数	納税申告額	還付 申告件数	還付税額	課税事業者 届出件数	課税事業者 選択届出件数
	件	億円	件	億円	件	件
平成9年度	129,124	3,744	3,355	260	135,050	3,936
10	130,151	4,155	3,353	241	132,772	3,660
11	128,173	4,249	3,215	245	128,229	3,469
12	121,534	4,152	3,388	236	124,878	3,488
13	116,133	3,995	3,626	218	125,051	3,563

## 8 酒 税

(1) 平成13年度における酒税の税額は597億円(前年636億円)で、前年に比べて40億円(6.2%)減少している。

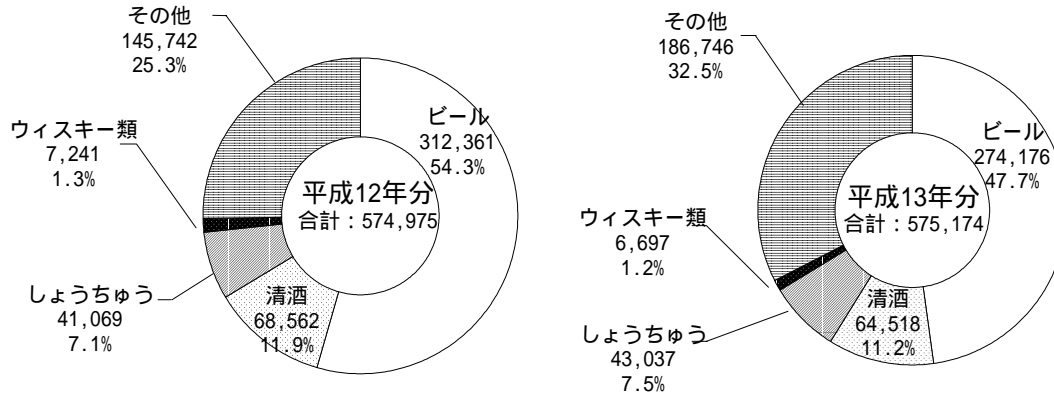
また、販売(消費)数量は575,174kl(前年574,975kl)で、前年に比べて199kl(0.0%)増加している。(第15表参照)

(第15表) 酒税の税額、販売(消費)数量

区 分	税 額		販売数量 (消費)	
	億円	伸び率 %	kl	伸び率 %
平成9年度	937	14.2	588,474	2.7
10	810	13.6	588,122	0.1
11	703	13.2	584,216	0.7
12	636	9.5	574,975	1.6
13	597	6.2	575,174	0.0

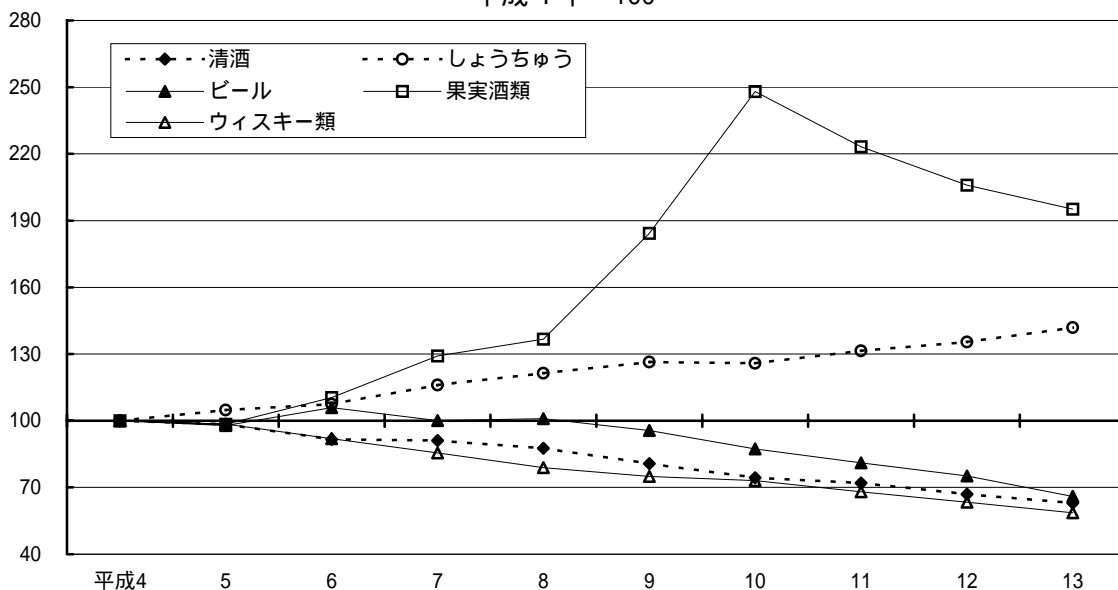
(2) 販売(消費)数量を種類別に前年と比べると、ビールは312,361klから274,176kl(構成比47.7%)へと38,185kl(12.2%)減少している。(第16図参照)

(第16図) 種類別の販売(消費)数量



(3) 販売(消費)数量の伸びを平成4年度を100とした場合の指数でみると、しょうちゅう142、果実酒類195と増加しているのに対し、清酒63、ビール66、ウイスキー類59とそれぞれ減少している。(第17図参照)

(第17図) 種類別販売(消費)数量の伸び  
平成4年 = 100



### 9 たばこ税及びたばこ特別税

平成13年度におけるたばこ税及びたばこ特別税の課税標準金額(数量)は、13,850百万本(前年14,185百万本)で前年に比べて335百万本(伸び率 2.4%)減少している。

また、税額は483.4億円(前年495.0億円)で、前年に比べて11.5億円(2.3%)減少している。(第18表参照)

(第18表) たばこ税及びたばこ特別税の課税標準数量、税額

区 分	課税標準数量 (数量)		税 額	
		伸び率		伸び率
	百万本	%	億円	%
平成9年度	15,276	0.6	469.5	0.8
10	15,000	1.8	487.1	3.7
11	14,650	2.3	521.1	7.0
12	14,185	3.2	495.0	5.0
13	13,850	2.4	483.4	2.3

## 10 印紙税

平成13年度における印紙税(現金納付分)の税額は、64.3億円(前年64.8億円)で、前年に比べて0.6億円(0.9%)減少している。

また、納税人員は6,937人(前年7,240人)で、前年に比べて303人(4.2%)減少している。(第19表参照)

(第19表) 印紙税の税額、納税人員

区 分	税 額		納税人員	
		伸び率		伸び率
	億円	%	人	%
平成9年度	65.3	1.7	7,876	5.3
10	64.3	1.5	7,606	3.4
11	64.8	0.8	7,476	1.7
12	64.8	0.0	7,240	3.2
13	64.3	0.9	6,937	4.2

## 11 揮発油税及び地方道路税

平成13年度における揮発油税及び地方道路税の課税数量は、8,420千kl(前年7,921千kl)で、前年に比べて499千kl(6.3%)増加している。

また、税額は4,530億円(前年4,262億円)で、前年に比べて269億円(6.3%)増加している。(第20表参照)

(第20表) 揮発油税及び地方道路税の課税数量、税額

区 分	課税数量		税 額	
		伸び率		伸び率
	千kl	%	億円	%
平成9年分	7,724	5.6	4,156	5.6
10	7,908	2.4	4,254	2.4
11	7,888	0.3	4,244	0.2
12	7,921	0.4	4,262	0.4
13	8,420	6.3	4,530	6.3

## 12 石油ガス税

平成13年度における石油ガス税の課税重量は80,708トン(前年82,125トン)で、前年に比べて1,417トン(1.7%)減少している。

また、税額は14.0億円(前年14.4億円)で、前年に比べて0.3億円(2.4%)減少している。(第21表参照)

(第21表) 石油ガス税の課税重量、税額

区 分	課税重量	税 額		
		伸び率	税 額	伸び率
	トン	%	億円	%
平成9年度	86,398	3.2	15.1	3.2
10	83,604	3.2	14.6	3.3
11	83,619	0.0	14.6	0.0
12	82,125	1.8	14.4	1.4
13	80,708	1.7	14.0	2.4

## 13 航空機燃料税

平成13年度における航空機燃料税の課税数量は134,370kl(前年122,061kl)で、前年に比べて12,309kl(10.1%)増加している。

また、税額は33.6億円(前年30.3億円)で、前年に比べて3.3億円(10.8%)増加している。(第22表参照)

(第22表) 航空機燃料税の課税数量、税額

区 分	課税数量	税 額		
		伸び率	税 額	伸び率
	kl	%	億円	%
平成9年度	110,313	23.3	27.9	19.7
10	120,050	8.8	30.0	7.5
11	112,965	5.9	28.1	6.3
12	122,061	8.1	30.3	7.8
13	134,370	10.1	33.6	10.8

## 14 電源開発促進税

平成13年度における電源開発促進税の販売電気の電力量は55,476百万kw/時(前年56,420百万kw/時)で、前年に比べて944百万kw/時(1.7%)減少している。

また、税額は247億円(前年251億円)で、前年に比べて4億円(1.7%)減少している。(第23表参照)

(第23表) 電源開発促進税の電力量、税額

区 分	販売電気の 電 力 量	税 額		
		伸び率	税 額	伸び率
	百万 k w/時	%	億円	%
平成9年度	53,703	1.6	239	1.7
10	53,572	0.2	238	0.4
11	54,296	1.4	242	1.7
12	56,420	3.9	251	3.7
13	55,476	1.7	247	1.7



## 15 国税徴収

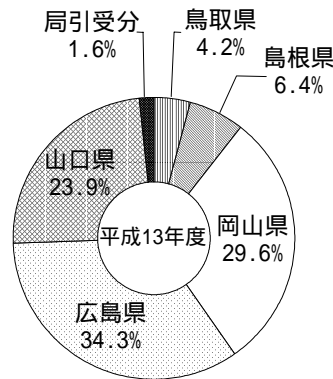
(1) 平成13年度の徴収決定済額を税目別にみると、源泉所得税が7,753億円(前年8,538億円)、消費税が5,440億円(前年5,610億円)、法人税が3,815億円(前年4,298億円)、申告所得税が1,431億円(前年1,545億円)、相続税656億円(前年700億円)となっている。(第24表参照)

(第24表) 税目別徴収決定済額

区 分	平成12年度		平成13年度		伸び率
	億円	構成比 %	億円	構成比 %	
源泉所得税	8,538	31.8	7,753	30.4	9.2
消 費 税	5,610	20.9	5,440	21.4	3.0
法 人 税	4,298	16.0	3,815	15.0	11.3
申告所得税	1,545	5.8	1,431	5.6	7.4
相 続 税	700	2.6	656	2.6	6.3
そ の 他	6,129	22.9	6,366	25.0	3.9
計	26,820	100.0	25,461	100.0	5.1

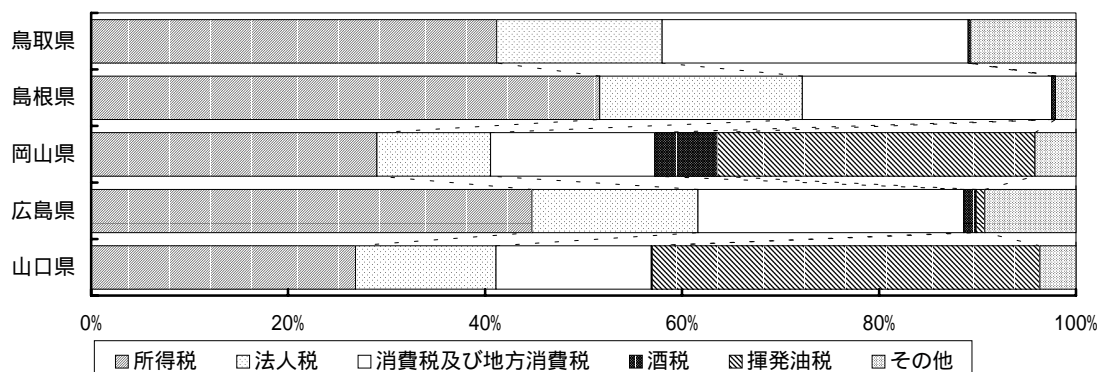
(2) 県別に徴収決定済額をみると、鳥取県1,063億円(構成比4.2%)、島根県1,635億円(構成比6.4%)、岡山県7,536億円(構成比29.6%)、広島県8,726億円(構成比34.3%)、山口県6,082億円(構成比23.9%)となっている。(第25図参照)

(第25図) 県別徴収決定済額



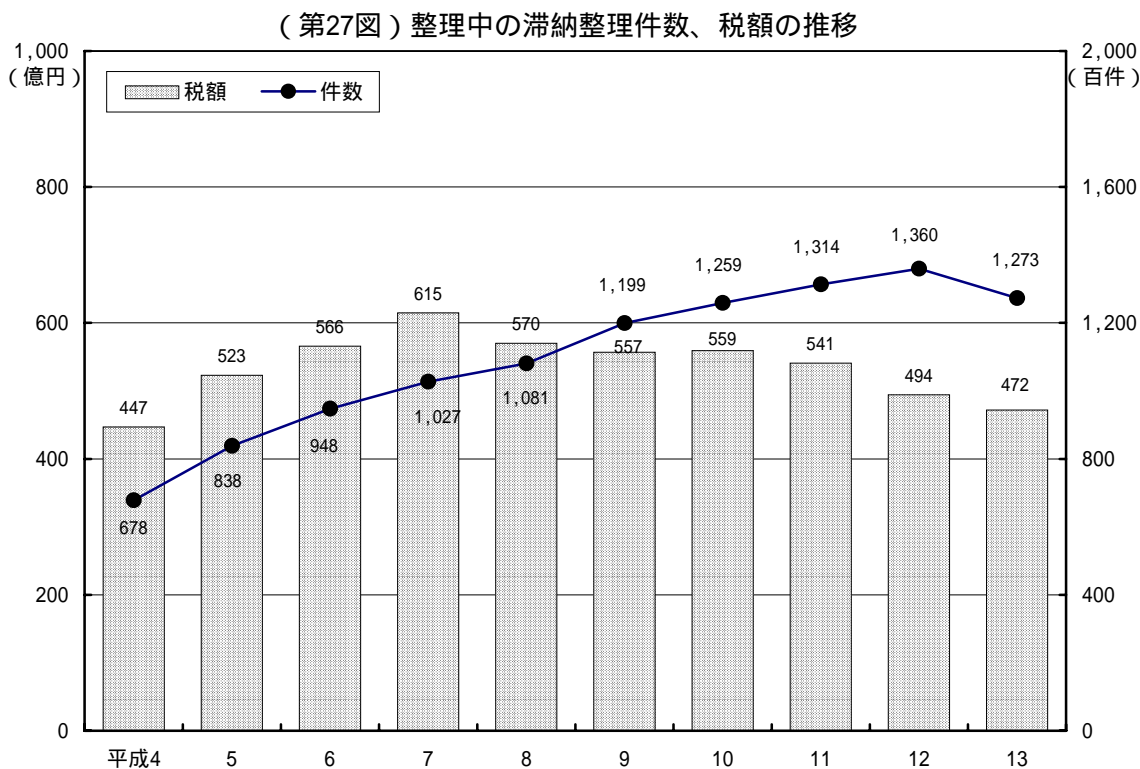
また、県別に主要税目の構成を見ると、各県とも所得税が高い比率となっているが、岡山県及び山口県では揮発油税及び地方道路税の比率が、それぞれ32.3%、39.4%と高くなっている。(第26図参照)

(第26図) 県別徴収決定済額の構成



## 16 国税滞納

(1) 平成13年度末における国税の整理中の滞納は127,269件(前年135,970件)、472億円(前年494億円)であり、前年度に比べて件数は8,701件( 6.4%)、税額は22億円( 4.5%)と、共に減少している。(第27図参照)



(2) 整理中の滞納を税目別に見ると、申告所得税が175億円(前年171億円)、消費税132億円(前年134億円)、法人税70億円(前年79億円)の順となっている。(第28表参照)

(第28表) 税目別整理中の滞納

区 分	平成12年度		平成13年度		
	件 数	税 額	件 数	税 額	伸び率
	件	億円	件	億円	%
源泉所得税	23,069	95	15,892	82	13.5
申告所得税	72,412	171	72,598	175	2.5
法人税	6,476	79	5,362	70	11.4
相続税	1,399	14	907	11	18.5
消費税	32,163	134	32,170	132	1.4
その他	451	2	340	2	4.3
計	135,970	494	127,269	472	4.5

# 第 編 總 括

1 總

括

# 1 総 括

## 1 - 1 広島国税局管内国税収入の概要

税目別徴収決定済額の累年比較

区 分	平成4年度		平成5年度		平成6年度		平成7年度		平成8年度		
	税 額	構成比	税 額	構成比	税 額	構成比	税 額	構成比	税 額	構成比	
	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	
全 管 計	2,604,205,717	100.0	2,661,220,960	100.0	2,603,467,804	100.0	2,550,346,231	100.0	2,474,381,583	100.0	
国 税 局 分	31,458,338	1.2	34,887,605	1.3	39,219,794	1.5	38,983,986	1.5	42,787,368	1.7	
鳥 取 県	133,120,846	5.1	138,838,276	5.2	131,464,522	5.0	119,099,597	4.7	113,958,841	4.6	
鳥 根 県	146,128,088	5.6	150,158,438	5.6	151,584,404	5.8	151,129,486	5.9	140,003,837	5.7	
岡 山 県	688,577,853	26.4	739,110,261	27.8	754,926,539	29.0	749,145,419	29.4	737,422,083	29.8	
広 島 県	1,077,709,400	41.4	1,068,079,242	40.1	1,012,588,137	38.9	968,651,461	38.0	921,255,612	37.2	
山 口 県	527,211,193	20.2	530,147,136	19.9	513,684,409	19.7	523,336,282	20.5	518,953,842	21.0	
所 得 税	源泉所得税	851,072,911	32.7	894,586,604	33.6	830,325,636	31.9	747,395,554	29.3	714,281,447	28.9
	申告所得税	227,930,611	8.8	232,790,792	8.7	197,721,772	7.6	201,667,481	7.9	208,429,863	8.4
	計	1,079,003,521	41.4	1,127,377,396	42.4	1,028,047,408	39.5	949,063,035	37.2	922,711,310	37.3
法 人 税	575,236,618	22.1	526,027,247	19.8	539,984,074	20.7	564,375,694	22.1	516,649,915	20.9	
法 人 特 別 税	10,899,834	0.4	9,481,363	0.4	607,786	0.0	225,132	0.0	119,576	0.0	
法 人 臨 時 特 別 税	597,240	0.0	163,639	0.0	82,212	0.0	58,733	0.0	48,438	0.0	
相 続 税	100,922,421	3.9	95,895,009	3.6	96,378,925	3.7	89,065,761	3.5	80,078,913	3.2	
地 価 税	7,717,312	0.3	10,247,442	0.4	9,033,944	0.3	7,884,300	0.3	3,725,396	0.2	
有 価 証 券 取 引 税	1,447,407	0.1	1,773,441	0.1	2,195,409	0.1	2,953,006	0.1	2,181,046	0.1	
直 接 税 合 計	1,775,824,354	68.2	1,770,965,538	66.5	1,676,329,759	64.4	1,613,625,660	63.3	1,525,514,594	61.7	
消 費 税 及 び 地 方 消 費 税	302,930,675	11.6	324,261,812	12.2	323,507,499	12.4	322,579,823	12.6	328,981,330	13.3	
酒 税	109,520,854	4.2	107,543,020	4.0	115,935,300	4.5	112,371,892	4.4	109,248,941	4.4	
たばこ税及びたばこ特別税	48,597,469	1.9	48,605,353	1.8	47,864,373	1.8	46,909,991	1.8	47,176,476	1.9	
物 品 税	184,987	0.0	150,840	0.0	121,021	0.0	109,950	0.0	96,437	0.0	
取 引 所 税	32,284	0.0	56,525	0.0	56,643	0.0	127,607	0.0	181,229	0.0	
入 場 税	116	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	
揮 発 油 税 及 び 地 方 道 路 税	335,928,911	12.9	377,769,256	14.2	405,274,472	15.6	419,800,830	16.5	427,074,137	17.3	
石 油 ガ ス 税	1,633,452	0.1	1,587,681	0.1	1,611,429	0.1	1,585,728	0.1	1,564,394	0.1	
自 動 車 重 量 税	6	0.0	6	0.0	11	0.0	11	0.0	4	0.0	
航 空 機 燃 料 税	1,906,662	0.1	1,986,424	0.1	2,279,772	0.1	2,126,361	0.1	2,337,269	0.1	
電 源 開 発 促 進 税	20,942,532	0.8	21,163,810	0.8	22,497,698	0.9	22,882,944	0.9	23,488,707	0.9	
印 紙 収 入 税	6,703,416	0.3	7,130,694	0.3	7,989,828	0.3	8,225,434	0.3	8,718,064	0.4	
旧 税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
間 接 税 合 計	828,381,363	31.8	890,255,422	33.5	927,138,046	35.6	936,720,571	36.7	948,866,989	38.3	

(注) 税額は、徴収決定済額(本年度分+過年度分)である。

平成9年度		平成10年度		平成11年度		平成12年度		平成13年度		区 分
税 額	構成比	税 額	構成比	税 額	構成比	税 額	構成比	税 額	構成比	
千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	
2,644,258,061	100.0	2,532,330,651	100.0	2,438,518,405	100.0	2,682,023,541	100.0	2,546,056,221	100.0	全 管 計
43,718,521	1.7	44,182,629	1.7	44,449,959	1.8	45,291,176	1.7	41,860,931	1.6	国 税 局 分
125,656,739	4.8	120,764,029	4.8	117,578,168	4.8	115,116,869	4.3	106,298,415	4.2	鳥 取 県
162,422,698	6.1	152,251,661	6.0	147,443,276	6.0	180,776,924	6.7	163,464,951	6.4	島 根 県
765,989,554	29.0	756,177,406	29.9	737,219,828	30.2	785,022,744	29.3	753,573,853	29.6	岡 山 県
978,983,682	37.0	911,869,958	36.0	852,873,454	35.0	939,381,907	35.0	872,608,553	34.3	広 島 県
567,486,867	21.5	547,084,969	21.6	538,953,722	22.1	616,433,921	23.0	608,249,518	23.9	山 口 県
739,010,246	27.9	650,442,149	25.7	599,880,402	24.6	853,807,135	31.8	775,275,675	30.5	源泉所得税 } 所得税 申告所得税 } 計
201,494,107	7.6	176,787,165	7.0	155,987,698	6.4	154,529,158	5.8	143,149,935	5.6	
940,504,353	35.6	827,229,314	32.7	755,868,100	31.0	1,008,336,293	37.6	918,425,610	36.1	
491,280,629	18.6	417,806,194	16.5	416,993,735	17.1	429,823,672	16.0	381,457,944	15.0	法 人 税
68,787	0.0	42,752	0.0	28,051	0.0	18,633	0.0	-	-	法 人 特 別 税
34,446	0.0	23,962	0.0	19,526	0.0	-	-	-	-	法 人 臨 時 特 別 税
82,225,589	3.1	76,138,054	3.0	73,132,123	3.0	70,007,179	2.6	65,589,074	2.6	相 続 税
3,344,218	0.1	70,261	0.0	31,527	0.0	30,095	0.0	26,409	0.0	地 価 税
2,029,699	0.1	859,172	0.0	3,884	0.0	124	0.0	-	-	有 価 証 券 取 引 税
1,519,487,721	57.5	1,322,169,708	52.2	1,246,076,947	51.1	1,508,215,997	56.2	1,365,499,037	53.6	直 接 税 合 計
497,851,634	18.8	580,182,195	22.9	572,075,810	23.5	561,043,549	20.9	543,950,976	21.4	消 費 税 及 び 地 方 消 費 税
94,061,436	3.6	81,300,158	3.2	70,424,335	2.9	63,864,922	2.4	59,708,332	2.3	酒 税
45,463,827	1.7	50,424,660	2.0	51,128,448	2.1	49,126,610	1.8	47,596,520	1.9	た ば こ 税 及 び た ば こ 特 別 税
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	物 品 税
163,490	0.0	48,533	0.0	-	-	-	-	-	-	取 引 所 税
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	入 場 税
450,914,636	17.1	461,343,749	18.2	461,244,684	18.9	460,371,578	17.2	490,665,182	19.3	揮 発 油 税 及 び 地 方 道 路 税
1,509,772	0.1	1,468,055	0.1	1,467,805	0.1	1,438,240	0.1	1,423,527	0.1	石 油 ガ ス 税
28	0.0	3	0.0	-	-	-	-	-	-	自 動 車 重 量 税
2,556,548	0.1	2,694,919	0.1	2,626,772	0.1	2,914,219	0.1	3,179,736	0.1	航 空 機 燃 料 税
23,867,525	0.9	23,871,260	0.9	24,333,349	1.0	25,031,124	0.9	24,604,153	1.0	電 源 開 発 促 進 税
8,289,906	0.3	8,740,983	0.3	9,064,616	0.4	9,936,801	0.4	9,343,703	0.4	印 紙 収 入
91,537	0.0	86,428	0.0	75,641	0.0	79,528	0.0	83,237	0.0	旧 税
1,124,770,339	42.5	1,210,160,943	47.8	1,192,441,458	48.9	1,173,807,543	43.8	1,180,557,184	46.4	間 接 税 合 計

# 1 - 2 管 轄 表

管轄表

税務署名等	税務署等の所在地	管 轄 区 域
広島国税局	広島市中区上八丁堀 6 番30号	鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県
鳥取	鳥取市富安二丁目89番地 4 米子市東町124番16号 倉吉市上井587番 1 号	鳥取市・岩美郡・八頭郡・気高郡 米子市・境港市・西伯郡・日野郡 倉吉市・東伯郡
島根	松江市中中原町21番地 浜田市殿町1177番地 出雲市塩冶町1217番地 益田市元町12番11号 大田市大田町大田イ289番 2 号 大東郡大東町大字飯田86番 7 号 隠岐郡西郷町大字城北町55番地	松江市・安来市・八束郡・能義郡 浜田市・江津市・邑智郡・那賀郡 出雲市・平田市・簸川郡 益田市・美濃郡・鹿足郡 大田市・邇摩郡 仁多郡・大原郡・飯石郡 隠岐郡
岡山	岡山市天神町 3 番23号 岡山市伊福町四丁目 5 番38号 岡山市西大寺中二丁目24番13号 倉敷市児島小川五丁目 1 番66号 倉敷市幸町 2 番37号 倉敷市玉島阿賀崎二丁目 1 番50号 津山市田町67番地 玉野市宇野二丁目 4 番12号 岡岡市五番町 5 番48 高梁市向町13番地 新見市新見721番 1 号 瀬戸市赤磐郡瀬戸町瀬戸70番地 久世 真庭郡久世町大字鍋屋 8 番の 1	岡山市の一部 岡山市の一部・御津郡 岡山市の一部・備前市の一部・邑久郡 倉敷市の一部・児島郡 倉敷市の一部・総社市・都窪郡・吉備郡 倉敷市の一部・浅口郡 津山市・苫田郡・勝田郡・英田郡・久米郡 玉野市 岡岡市・井原市・小田郡・後月郡 高梁市・上房郡・川上郡 新見市・阿哲郡 備前市の一部・赤磐郡・和気郡 真庭郡
広島	広島市中区上八丁堀 3 番19号 広島市南区宇品東六丁目 1 番72号 広島市西区観音新町一丁目17番 3 号 広島市安佐北区亀山二丁目25番10号 呉市西中央二丁目 1 番21号 竹原市中央三丁目 2 番12号 三原市宮沖二丁目12番 1 号 尾道市古浜町27番18号 福山市三吉町四丁目 4 番 8 号 府中市鶴飼町555番地の40 三次市十日市東一丁目13番 5 号 庄原市三日月町667番地の 5 条東広島市西条昭和町16番 8 号 廿日市市桜尾二丁目 1 番26号 海田市安芸郡海田町大正町 1 番13号 吉田 高田郡吉田町大字吉田3604番地の 1	広島市（中区の一部・東区の一部・南区の一部） 広島市南区の一部・佐伯郡（大柿町・沖美町・能美町） 広島市（中区の一部・西区） 広島市（安佐南区・安佐北区の一部）・山県郡 呉市・安芸郡（江田島町・音戸町・倉橋町・下蒲刈町・蒲刈町） 竹原市・豊田郡（安芸津町・安浦町・川尻町・豊浜町・豊町・大崎町・東野町・木江町） 三原市・賀茂郡大和町・豊田郡（本郷町・瀬戸田町） 尾道市・因島市・御調郡・世羅郡 福山市の一部・沼隈郡・深安郡 福山市の一部・府中市・芦品郡・神石郡・甲奴郡 三次市・双三郡 庄原市・比婆郡 東広島市・賀茂郡（黒瀬町・福富町・豊栄町・河内町） 広島市佐伯区・大竹市・廿日市市・佐伯郡（大野町・湯来町・佐伯町・吉和村・宮島町） 広島市（東区の一部・安芸区）・安芸郡（府中町・海田町・熊野町・坂町） 広島市安佐北区の一部・高田郡
山口	下関市山の口町 1 番18号 宇部市常盤町一丁目 8 番22号 山口市中河原町 6 番16号 萩市唐樋町 3 番 7 号 徳山市今宿町二丁目35番地 防府市緑町一丁目 2 番12号 岩国市麻里布町七丁目 9 番37号 光市虹ヶ浜三丁目10番 1 号 長門市東深川964番地の 1 柳井市大字柳井3745番地の 1 厚狭 厚狭郡山陽町大字鴨庄111番地の 1	下関市・豊浦郡（菊川町・豊田町・豊浦町） 宇部市・小野田市 山口市・吉敷郡・阿武郡阿東町 萩市・阿武郡（川上村・阿武町・田万川町・むつみ村・須佐町・旭村・福栄村） 徳山市・下松市・新南陽市・都濃郡 防府市・佐波郡 岩国市・玖珂郡（和木町・由宇町・玖珂町・本郷村・周東町・錦町・美川町・美和町） 光市・熊毛郡 長門市・豊浦郡豊北町・大津郡 柳井市・大島郡・玖珂郡大島町 美祿市・厚狭郡・美祿郡

調査時点 平成13年12月31日（ただし、各税務署の所在地については平成14年12月31日）

（注）1 「面積」は、建設省国土地理院調査（平成13年10月 1 日現在）によった。ただし、境界未定地域及び湖沼のうち児島湖7.1km<sup>2</sup>は、県計及び全管計のみに含めた。なお、境界未定地域のうち岡山県玉野市と香川県直島町（計117.8km<sup>2</sup>）は、全管計のみに外書で示した。

面積		世帯数	人口	市数	町数	村数	区分
km <sup>2</sup>		世帯	人	外 市	町	村	
外117.7	31,807.9	2,852,378	7,795,154	49	232	37	平成9年
外117.7	31,809.0	2,881,474	7,792,297	49	232	37	10
外117.7	31,809.4	2,907,603	7,781,766	49	232	37	11
外117.8	31,810.4	2,932,564	7,735,876	49	232	37	12
外117.8	31,811.0	2,955,788	7,761,466	49	232	37	13
	1,518.7	83,964	250,192	1	12	2	鳥取
(1,207.9)	1,147.6	90,332	250,941	2	11	1	米倉
(780.6)	722.9	39,092	118,626	1	8	1	倉島
	3,507.2	213,388	619,759	4	31	4	鳥取県計
	993.8	90,478	256,030	2	9	1	松江
	1,766.5	47,145	119,927	2	8	3	浜田
	624.1	53,030	175,486	2	5	-	出雲
	1,376.5	27,745	74,027	1	5	1	益田
	436.1	16,156	43,415	1	2	-	石見大田
	1,164.3	20,664	70,682	-	9	1	大田東郷
	346.0	10,437	25,413	-	3	4	西郷
	6,707.3	265,655	764,980	8	41	10	鳥根県計
	69.2	103,087	246,149	1	-	-	岡山
	672.0	125,603	319,013	1	3	-	岡山
	254.3	43,058	125,683	2	3	-	西大
	111.0	32,938	94,162	1	1	-	児島
	423.1	141,421	393,851	2	2	2	倉敷
	148.9	41,402	121,570	1	5	-	玉島
	1,847.6	74,112	206,720	1	16	5	津山
(103.6)	・ ・ ・	26,550	70,781	1	-	-	玉野
	470.0	42,428	124,098	2	3	-	笠岡
	745.8	18,773	54,499	1	6	-	高梁
	793.3	12,564	38,313	1	4	-	新見
	642.1	41,178	118,426	1	9	-	瀬戸
	824.4	15,849	50,440	-	4	5	久世
(7,112.2)	7,008.6	718,963	1,963,705	10	56	12	岡山県計
	23.3	65,989	139,991	1	-	-	広島
	95.1	64,891	144,626	1	3	-	広島
	46.4	118,739	256,650	1	-	-	広島
	1,357.8	147,553	386,672	1	6	1	広島
	277.3	104,775	244,237	1	5	-	呉
	332.7	32,992	84,158	1	8	-	竹原
	441.6	42,873	110,572	1	3	-	三原
	592.6	66,228	173,918	2	6	-	尾道
	391.7	149,445	402,946	1	3	-	福山
	839.6	41,821	125,658	1	7	1	福中
(713.0)	640.1	21,776	58,751	1	3	3	府次
	1,176.0	15,543	44,090	1	5	-	三原
	570.2	61,889	157,957	1	4	-	西原
	791.2	106,133	283,146	1	2	1	日奈市
	189.6	85,644	222,685	1	4	-	海田市
(639.0)	566.1	16,941	45,297	1	-	6	吉田
	8,477.1	1,143,232	2,881,354	13	67	6	広島県計
	547.2	117,265	284,641	1	3	-	下関
	253.7	87,615	218,018	2	-	-	宇部
	733.0	73,613	186,478	1	4	-	山
	814.9	26,623	67,231	1	3	4	萩
	674.9	79,356	196,715	3	1	-	徳山
	478.9	51,478	128,328	1	1	-	防府
	882.2	66,633	162,229	1	7	1	岩国
	282.0	40,999	107,732	1	5	-	光
	526.5	21,078	57,228	1	4	-	長門
	277.9	27,006	60,981	1	5	-	柳井
	639.5	22,884	62,087	1	4	-	厚狭
	6,110.8	614,550	1,531,668	14	37	5	山口県計

- 2 面積欄の( )書は、境界未定地域分を含めた計数を掲げた。
- 3 「人口」及び「世帯数」は、市町村等の調べによる。
- 4 「市数」欄の外書は、市庁所在地以外の一部地域を当該税務署が管轄していることを示す。



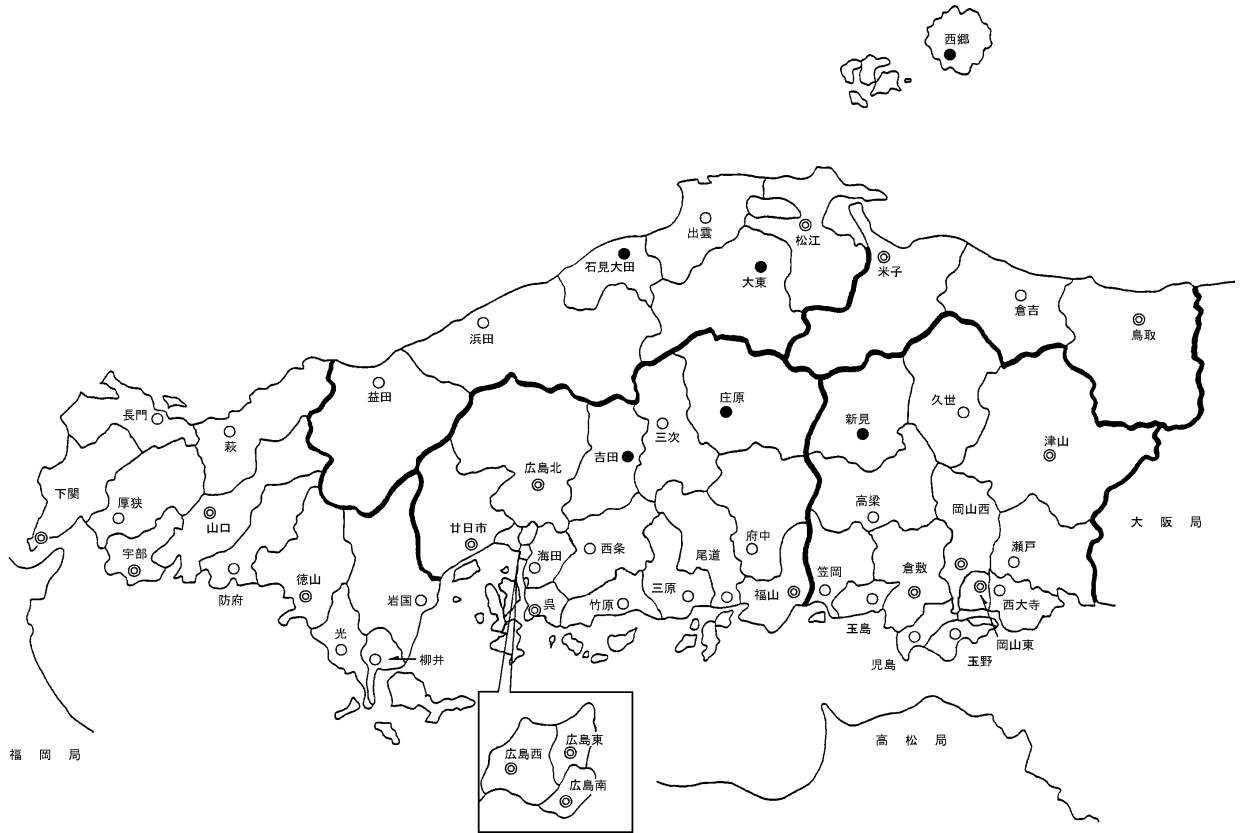


## (2) 税務署機構

署名	副署長	特別国	税	総務課	税務広報官	管理・徴収	個人・資産	法人課税	調査部門	酒類指導官
		調	査			部	課	部		
		(徴収)	官			門	門	門		
鳥米倉	取子吉	1	2	1	1	2	4	3	-	2
		1	2	1	-	2	4	4	-	-
		-	-	1	-	1	2	1	-	-
松浜出益石大	江田雲田東郷	2	2	1	2	2	4	4	-	2
		-	-	1	-	1	2	1	-	-
		-	-	1	-	1	3	2	-	-
		-	-	1	-	-	1	1	-	-
		-	-	1	-	-	-	-	1	-
岡山西児倉玉津玉笠高瀬久	東西寺島敷島山野岡梁見戸世	2	9	1	2	3	5	7	-	3
		2	4	1	-	2	5	5	-	-
		-	-	1	-	1	2	1	-	-
		-	-	1	-	1	2	1	-	-
		2	2	1	1	3	6	5	-	1
		-	-	1	-	1	2	1	-	-
		1	-	1	-	2	3	3	-	-
		-	-	1	-	-	1	1	-	-
		-	-	1	-	1	2	2	-	-
		-	-	1	-	1	1	1	1	1
広島島島島呉竹三尾福府三庄西廿海吉下宇山萩徳防岩光長柳厚	東南西北原原道山中次原条市田田関部口山府国門井狭	2	9	1	2	3	5	7	-	3
		1	-	1	-	2	4	3	-	-
		2	9	1	-	4	7	8	-	-
		2	-	1	-	3	7	3	-	-
		2	2	1	-	2	5	4	-	-
		-	-	1	-	1	1	1	-	-
		-	-	1	-	1	2	2	-	-
		2	5	1	1	3	7	7	-	1
		-	-	1	-	1	2	2	-	-
		-	-	1	-	1	1	1	1	-
1	-	1	-	2	4	3	-	1		
-	-	1	-	2	4	2	-	-		
-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	
2	3	1	-	3	5	5	-	-	1	
1	-	1	-	2	4	3	-	-	-	
1	2	1	1	1	3	2	-	-	2	
-	-	1	-	1	1	1	-	-	-	
1	2	1	1	2	4	3	-	-	-	
-	-	1	-	1	2	2	-	-	-	
-	-	1	-	1	3	2	-	-	-	
-	-	1	-	-	1	1	-	-	-	
-	-	1	-	-	1	1	-	-	-	
-	-	1	-	-	1	1	-	-	-	
-	-	1	-	-	1	1	-	-	-	
-	-	1	-	-	1	1	-	-	-	

(平成13年7月10日現在)

# 税務署管轄区域略図



# 第 編 直 接 国 税

2	申	告	所	得	税
3	源	泉	所	得	税
4	法		人		税
5	相		続		税
6	贈		与		税

## 2 申告所得税

### 統計表を見るに当たって

この章は、平成13年1月1日から平成13年12月31日までの間の所得について、平成14年3月31日までに確定申告、修正申告又は更正・決定等により申告納税額が計算された人（申告所得税の納税者という）の課税の事績を全数調査又は標本調査の方法で調査、集計したものである。したがって、確定申告をしても申告納税額のない人及び給与所得者等で源泉徴収による納税額があっても確定申告を要しない人は、調査の対象から除かれている。

#### 1 用語の説明

事業所得者	事業所得だけを有する者及び事業所得と事業所得以外の各種所得を併有する者で、事業の金額が他の所得の合計額より大きい者をいう。
その他所得者	事業所得者以外の者をいう。

#### 2 所得税課税最低限の累年比較(給与所得者)

区 分	独 身 者	夫 婦 者	夫 婦 子 1 人	夫 婦 子 2 人
	千円	千円	千円	千円
63	967	1,556	2,095	2,619
元～4	1,075	1,928	2,484	3,198
5・6	1,075	1,928	2,484	3,277
7～9	1,107	2,095	2,698	3,539
10	1,107	2,095	2,698	3,616
11	1,107	2,095	2,857	3,821
12	1,144	2,200	2,833	3,842
13	1,144	2,200	2,833	3,842

(注) 各年とも社会保険料を加味して計算した。

資料：財務省主税局

#### 3 所得税の主な控除(平成13年分)

##### (1) 所得控除

イ	基礎控除	380,000円
ロ	配偶者控除	380,000円
	ただし、老人控除対象配偶者	480,000円
	同居特別障害者である控除対象配偶者	730,000円
	同居特別障害者である老人控除対象配偶者	830,000円

##### ハ 配偶者特別控除

###### (イ) 配偶者が控除対象配偶者の場合

A	合計所得金額が5万円未満である場合	380,000円
B	合計所得金額が5万円以上である場合	380,000円 - 合計所得金額
	(合計所得金額は5万円の整数倍とし、5万円未満の端数は切り捨てる)	

###### (ロ) (イ) 以外の場合

A	合計所得金額が40万円未満である場合	380,000円
B	合計所得金額が40万円以上75万円未満である場合	380,000円 - (合計所得金額 - 380,000円)
	(合計所得金額は5万円の整数倍とし、5万円未満の端数は切り捨てる)	

C	合計所得金額が75万円以上76万円未満である場合	30,000円
---	--------------------------	---------

二	扶養控除	380,000円
	ただし、特定扶養親族	630,000円
	老人扶養親族	480,000円
	同居老親等	580,000円
	同居特別障害者である扶養親族	730,000円
	同居特別障害者である特定扶養親族	980,000円
	同居特別障害者である老人扶養親族	830,000円
	同居特別障害者である同居老親等	930,000円

- ホ 雑損控除・・・災害等の損失額で総所得金額等の合計額の10%を超える金額と災害関連支出額で5万円を超える金額とのいずれか多い方の金額
- ヘ 医療費控除・・・支払った医療費から10万円と総所得金額等の合計額の5%とのいずれか少ない方の金額を控除した金額(最高200万円)
- ト 生命保険料控除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・支払った生命保険料等で
  - (イ) 一般の生命保険料
 

支払保険料のうち、25,000円以下	全額
25,000円超50,000円以下	1/2+12,500円
50,000円超	1/4+25,000円(最高50,000円)
  - (ロ) 個人年金保険料
    - (イ)と同じ
- チ 社会保険料控除・・・・・・・・・・・・・・・・支払った社会保険料の全額
- リ 損害保険料控除・・・・・・家屋又は家財及び身体の傷病について支払った損害保険料で
  - (イ) 長期契約のみの場合(最高15,000円)
 

10,000円まで全額	10,000円超は、その支払った保険料の金額の1/2と5,000円の合計
-------------	--------------------------------------
  - (ロ) 短期契約のみの場合(最高3,000円)
 

2,000円まで全額	2,000円超は、その支払った保険料の金額の1/2と1,000円の合計
------------	-------------------------------------
  - (ハ) 長期契約と短期契約がある場合(最高15,000円)
    - (イ)と(ロ)の合計額
- ヌ 小規模企業共済掛金控除・・・小規模企業共済契約に係る掛金と心身障害者扶養共済掛金の支払額全額
- ル 障害者・寡婦・寡夫・勤労学生控除・・・・・・・・・・・・・・・・270,000円
- ヲ 老年者控除・・・・・・・・・・・・・・・・500,000円
- ワ 寄付金控除・・・寄付金の額(所得金額の25%を限度)のうち10,000円を超える部分の金額

(2) 税額控除

- イ 配当控除・・・配当所得の10%(課税総所得金額が1,000万円を超える場合その超える金額に対する配当については5%)。ただし、証券投資信託の収益の分配金及び源泉分離課税や確定申告をしないことを選択した配当所得は配当控除の対象とならない。
- ロ 外国税額控除・・・・・・・・・・・・・・・・外国所得税額

ただし、所得税額 ×  $\frac{\text{国外所得総額}}{\text{所得総額}}$  が限度

ハ 住宅借入金(取得)等特別控除

平成13年1月1日から平成13年6月30日までの間に居住の用に供した場合

住宅借入金等の年末残高	控除期間及び控除率	各年限度額	合計限度額
5,000万円以下の部分	1年目から6年目 1%	50万円	587.5万円
	7年目から11年目 0.75%	37.5万円	
	12年目から15年目 0.5%	25万円	

平成13年7月1日から平成13年12月31日までの間に居住の用に供した場合

住宅借入金等の年末残高	控除期間及び控除率	各年限度額	合計限度額
5,000万円以下の部分	1年目から10年目 1%	50万円	500万円

**所 得 税 の 税 率**

(課税所得金額又は課税退職所得金額に対して)

330万円 以下の金額	10%
330万円 を超える金額	20%
900万円 を超える金額	30%
1,800万円 を超える金額	37%

## 2 - 1 課 税 状 況

### (1) 申告及び処理状況

区 分	人 員	総 所 得 金 額 等	申 告 納 税 額 等	所	
				営 業 等 所	
				人 員	総 所 得 金 額 等
	人	千円	千円	人	千円
平成 9 年 分	554,356	2,640,587,958	158,994,641	179,599	641,535,952
10	410,870	2,276,526,129	132,980,440	112,147	479,018,378
11	491,616	2,294,078,348	114,867,891	143,462	516,094,969
12	470,937	2,252,858,786	115,146,111	131,075	494,540,961
13	454,438	2,167,789,984	109,111,171	122,112	469,626,759
確 定 申 告	454,003	2,165,657,182	109,014,224	122,046	469,361,924
修 正 申 告	447	2,186,082	99,895	71	277,137
決 定 ・ 増 額 更 正	1	4,841	219	1	4,841
減 額 更 正 求 等	10	45,244	2,566	3	5,700
異 議 申 立 決 定 等	1	3,194	163	1	1,761
計	実 454,438	2,167,789,984	109,111,171	実 122,112	469,626,759
法 第 103 条 に よ る 税 額 合 計	1,764 456,202	- -	566,540 109,677,711		
過 少 申 告 加 算 税 内	-	-	-		
無 申 告 加 算 税 内	12	-	1,049		
重 加 算 税 内	-	-	-		
納 税 額 総 計	-	-	109,678,760		

調 査 対 象 平成13年分の申告所得税の納税者について、申告又は処理（更正・決定等）による課税実績

調 査 時 点 平成14年3月31日

- (注) 1 「人員」欄の「実」は、実人員を示す。  
2 加算税「人員」欄はそれぞれ延べ人員を示し、内書は加算税の全額が異動したものを示す。

- 用語の説明 1 総所得金額等とは、総所得金額（利子、配当、不動産、事業、給与、譲渡、一時、雑の各所得金額の合計）及び土地等に係る事業所得金額、分離譲渡、山林、退職の各所得金額の合計額をいい、損益通算、純損失及び雑損失の繰越控除後の金額をいう。  
2 申告納税額とは、総所得金額等から所得控除した後の課税総所得金額等に、所定の税率を乗じて計算した税額から、税額控除、源泉徴収税額等を控除した後の納付すべき税額をいう。  
3 更正の請求とは、納税義務者の申告した課税標準又はこれに対する税額の計算に誤りがあったことにより納付すべき税額が過大であるとき等、一定の理由に限り、一定期間内に更正（改め直すこと）の請求をすることをいう。  
4 法第103条による税額とは、確定申告書の提出がないために、予定納税額が年税額となった所得税額をいう。  
5 加算税とは、法定期限までに適正な申告がない場合において、その申告を怠った程度に応じて課す税であり、一種の行政罰の性格を有するものをいう。  
(1) 過少申告加算税・・・期限内の申告が過少であった場合に課せられるもの。  
(2) 無申告加算税・・・期限内の申告がなかった場合に課せられるもの。  
(3) 重加算税・・・所得の計算において事実を隠ぺい又は偽装していた場合に、過少申告加算税又は無申告加算税に代えて課せられるもの。

得 者 別				内 訳		
得 者	農 業 所 得 者			そ の 他 所 得 者		
申告納税額	人 員	総所得金額等	申告納税額	人 員	総所得金額等	申告納税額
千円	人	千円	千円	人	千円	千円
47,283,694	7,229	20,602,764	943,281	367,528	1,978,449,242	110,767,666
35,383,388	6,130	23,112,422	1,047,401	292,593	1,774,395,329	96,549,651
31,835,244	6,983	20,878,226	782,075	341,171	1,757,105,153	82,250,572
32,788,002	5,595	16,921,886	626,619	334,267	1,741,395,939	81,731,490
31,962,132	5,641	16,970,711	615,599	326,685	1,681,192,515	76,533,440
31,945,266	5,634	16,950,456	614,513	326,323	1,679,344,801	76,454,445
17,752	7	20,254	1,141	369	1,888,691	81,002
219	-	-	-	-	-	-
659	-	-	55	7	39,544	1,852
7	-	-	-	-	1,433	156
-	-	-	-	-	-	-
31,962,132	実 5,641	16,970,711	615,599	実 326,685	1,681,192,515	76,533,440

(2) 既往年分の課税状況

区 分	平成12年分			平成11年以前分			計			
	人 員	総 所 得 金 額	申 告 納 税 額 等	人 員	総 所 得 金 額	申 告 納 税 額 等	人 員	総 所 得 金 額	申 告 納 税 額 等	
	人	千円	千円	人	千円	千円	人	千円	千円	
申告又は処理 による増減差額	内 21,156 41,195	88,093,867	4,088,018	内 4,286 12,774	28,907,712	3,487,544	内 25,442 53,969	117,001,579	7,575,562	
加算税の増減差額	過少申告 加算税	内 6,101 6,112	-	202,147	内 4,648 4,665	-	208,794	内 10,749 10,777	-	410,941
	無申告 加算税	内 5,488 5,503	-	117,516	内 1,802 1,808	-	66,249	内 7,290 7,311	-	183,765
	重加算税	内 285 285	-	106,083	内 784 790	-	310,997	内 1,069 1,075	-	417,080
	計	内 11,874 11,900	-	425,747	内 7,234 7,263	-	586,040	内 19,108 19,163	-	1,011,786
合 計	-	-	4,513,765	-	-	4,073,583	-	-	8,587,348	

調査対象 平成12年分以前の申告所得税の納税者について、申告又は処理(更正・決定等)による課税実績

調査期間 平成13年4月1日から平成14年3月31日

(注) 「人員」欄はそれぞれ延べ人員を示し、内書は本税又は加算税の全額について異動を生じたものを示す。

(3) 減免状況

区 分	人 員	所 得 金 額	軽 減 又 は 免 除 税 額
	人	千円	千円
租税特別措置 法の規定によ るもの	附則(平成7年法律第55号) 第12条(開墾地等の農業所得 の免税)該当	-	-
	第25条(肉用牛の売却による 農業所得の免税)該当	538	874,326
災害被害者に対する租税の減免、徴収猶 予等に関する法律第2条(所得税の軽減 免除)の規定によるもの	22	73,420	3,891
合 計	実 560 560	947,746	80,470

調査対象 平成13年分の所得税の確定申告により、所得税を軽減又は免除された者(軽減又は免除により納付税額がなくなった者を含む。)

調査期間 平成14年3月31日

(注) 「人員」欄の「実」は、実人員を示す。





( 4 ) 税務署別課税状況

署名	所得者内訳							
	事業所得者			その他の所得者				
	人員	総所得金額等	申告納税額	人員	総所得金額等	申告納税額		
人	千円	千円	人	千円	千円			
鳥米倉 鳥取県	取子吉計	3,853	14,751,168	1,014,317	9,223	45,694,026	1,866,534	
		4,350	15,652,167	991,482	9,420	47,087,595	1,910,326	
		2,286	7,670,779	409,463	4,658	19,915,916	685,038	
		10,489	38,074,113	2,415,262	23,301	112,697,537	4,461,899	
松浜出益石大西島 見大根県	江田雲田東郷計	4,587	17,568,627	1,103,369	10,958	54,961,919	2,330,744	
		1,947	7,478,383	468,900	4,789	19,720,525	639,168	
		3,626	13,856,999	813,741	7,693	37,470,833	1,513,418	
		1,353	5,510,760	445,113	2,975	12,931,999	483,100	
		808	3,101,660	203,150	1,602	6,867,636	216,913	
		1,382	5,295,615	310,584	2,978	12,829,026	414,144	
		566	2,105,490	118,444	863	3,795,409	110,881	
		14,269	54,917,534	3,463,299	31,858	148,577,347	5,708,367	
	岡山西尾倉玉津玉笠高瀬久岡 山山県	山西大	4,282	15,937,236	1,036,563	12,179	81,140,740	4,526,686
			4,434	15,984,681	902,494	14,512	90,684,727	4,734,110
		1,905	7,126,523	372,411	4,341	20,182,725	803,681	
		1,875	6,411,935	332,149	3,459	17,795,376	833,273	
		5,204	17,858,257	960,644	14,859	79,152,331	3,808,436	
		1,765	6,360,164	402,298	4,183	20,729,370	1,062,819	
		2,411	8,935,517	531,891	7,698	36,659,843	1,563,796	
		1,174	4,303,274	230,918	2,653	11,591,049	449,695	
		1,607	5,534,087	299,498	4,216	19,541,593	705,601	
		725	2,583,751	135,699	2,100	8,906,667	265,737	
		560	1,989,251	131,794	1,715	6,525,657	202,981	
		1,602	5,854,822	335,749	4,715	20,253,089	700,963	
		794	2,950,382	186,289	2,319	9,377,518	293,339	
		28,338	101,829,880	5,858,394	78,949	422,540,685	19,951,117	
広広竹三尾福府三庄西廿海吉広 島島島呉原原道山中次原条市田田 島島島県	東南西北	3,132	16,655,054	1,624,868	8,184	56,898,401	3,470,057	
		2,636	11,312,165	1,009,064	7,692	45,479,619	2,311,297	
		4,301	17,436,533	1,278,840	14,178	92,734,265	5,552,610	
		6,893	25,529,916	1,534,890	16,399	86,462,908	4,525,714	
		4,152	18,080,551	1,616,245	10,742	51,797,953	2,231,826	
		1,555	5,112,118	266,454	3,102	13,688,939	523,629	
		1,657	6,012,751	356,232	4,590	21,256,249	793,479	
		3,029	11,758,636	911,004	7,221	33,759,214	1,270,960	
		5,969	22,040,564	1,525,877	15,882	89,496,514	4,395,549	
		1,873	6,353,621	378,185	5,047	24,237,537	1,022,963	
		1,017	3,901,278	234,441	2,828	12,146,644	398,442	
		675	2,372,644	114,260	2,367	9,604,152	293,220	
		1,847	7,506,053	507,206	5,845	31,287,032	1,464,844	
		4,333	17,012,233	1,139,626	12,251	67,305,512	3,347,861	
		3,410	13,107,080	899,777	9,925	48,463,754	2,347,352	
		47,256	187,308,510	13,603,676	128,170	692,071,706	34,193,726	
下宇山 萩徳防岩 光長柳厚山 山口県	関部口	4,686	18,077,790	1,257,992	12,220	58,864,294	2,393,620	
		3,979	14,861,301	988,849	8,640	46,628,878	2,080,433	
		2,677	10,150,737	597,518	8,927	44,287,730	1,916,485	
		1,589	5,467,270	303,919	3,033	12,482,515	430,268	
		3,876	15,813,866	1,329,277	8,342	40,182,165	1,554,708	
		2,235	8,855,070	661,978	5,276	23,111,240	934,367	
		3,279	12,168,848	811,915	6,945	33,330,664	1,320,275	
		1,757	6,207,188	381,703	3,792	16,923,569	582,476	
		1,377	4,920,493	271,000	2,437	9,815,573	302,668	
		1,148	4,798,676	429,062	2,411	10,848,858	429,810	
		798	3,146,192	203,889	2,384	8,829,755	273,221	
		27,401	104,467,432	7,237,101	64,407	305,305,240	12,218,330	
	全管計	127,753	486,597,470	32,577,731	326,685	1,681,192,515	76,533,440	

合 計						署 名
人 員		総 所 得 金 額 等		申 告 納 税 額		
前 年 比		前 年 比		前 年 比		
人	%	千円	%	千円	%	
13,076	94.2	60,445,194	93.7	2,880,851	89.3	鳥米倉島 取 県 取子吉計
13,770	100.1	62,739,761	97.7	2,901,808	87.7	
6,944	94.7	27,586,694	93.4	1,094,501	94.2	
33,790	96.6	150,771,649	95.3	6,877,160	89.4	
15,545	97.4	72,530,545	96.6	3,434,112	93.3	松 濱 出 益 石 大 西 島 根 県 江田雲田東郷計
6,736	96.8	27,198,908	95.4	1,108,067	90.4	
11,319	95.7	51,327,832	97.0	2,327,158	97.6	
4,328	95.5	18,442,759	95.2	928,213	90.4	
2,410	91.8	9,969,297	93.0	420,062	92.7	
4,360	106.1	18,124,641	105.8	724,729	99.7	
1,429	91.6	5,900,899	91.5	229,325	90.7	
46,127	96.9	203,494,880	96.8	9,171,666	94.1	
16,461	97.2	97,077,976	99.0	5,563,249	103.3	岡 岡 西 児 倉 玉 津 玉 笠 高 新 瀬 久 岡 山 県 東 西 寺 島 敷 島 山 野 岡 梁 見 戸 世 計
18,946	97.1	106,669,408	96.3	5,636,604	96.2	
6,246	95.9	27,309,249	97.1	1,176,091	102.8	
5,334	96.8	24,207,311	96.9	1,165,421	94.7	
20,063	96.2	97,010,588	97.3	4,769,080	95.0	
5,948	94.8	27,089,534	90.9	1,465,117	86.7	
10,109	94.4	45,595,361	94.7	2,095,687	93.6	
3,827	102.9	15,894,324	105.5	680,613	116.3	
5,823	95.0	25,075,680	98.2	1,005,099	95.1	
2,825	92.0	11,490,418	93.6	401,437	98.1	
2,275	99.3	8,514,907	99.0	334,774	104.4	
6,317	95.9	26,107,910	95.0	1,036,712	98.2	
3,113	94.4	12,327,901	95.1	479,628	98.7	
107,287	96.3	524,370,566	96.8	25,809,511	97.5	
11,316	96.6	73,553,455	95.7	5,094,924	92.5	広 広 竹 三 尾 福 府 三 庄 西 甘 海 吉 広 島 県 東 南 西 北 原 原 道 山 中 次 原 奈 市 田 計
10,328	96.2	56,791,785	96.8	3,320,360	98.3	
18,479	95.9	110,170,797	96.1	6,831,450	99.1	
23,292	97.7	111,992,824	97.3	6,060,604	95.2	
14,894	95.3	69,878,505	96.2	3,848,072	95.7	
4,657	92.9	18,801,056	95.2	790,084	99.3	
6,247	95.6	27,269,001	81.1	1,149,712	84.2	
10,250	98.5	45,517,850	97.2	2,181,963	92.7	
21,851	95.3	111,537,077	96.1	5,921,426	95.9	
6,920	92.1	30,591,157	93.2	1,401,148	95.2	
3,845	99.0	16,047,922	98.3	632,883	89.5	
3,042	100.8	11,976,796	97.6	407,480	86.7	
7,692	97.9	38,793,084	97.9	1,972,051	98.3	
16,584	96.7	84,317,745	95.7	4,487,487	93.7	
13,335	97.4	61,570,834	96.8	3,247,129	96.3	
2,694	102.1	10,570,327	99.2	450,632	92.0	
175,426	96.5	879,380,217	95.8	47,797,402	95.3	
16,906	96.6	76,942,084	98.2	3,651,613	97.3	下 宇 山 萩 徳 防 岩 光 長 柳 厚 山 口 県 関 部 口 山 府 国 門 井 狭 計
12,619	95.0	61,490,179	96.0	3,069,282	92.0	
11,604	98.2	54,438,467	96.7	2,514,003	91.9	
4,622	97.7	17,949,785	97.2	734,187	96.5	
12,218	97.9	55,996,031	96.8	2,883,984	92.5	
7,511	96.7	31,966,310	95.7	1,596,346	92.3	
10,224	95.7	45,499,512	93.9	2,132,190	82.3	
5,549	95.2	23,130,756	94.3	964,178	92.8	
3,814	100.0	14,736,066	99.3	573,668	91.0	
3,559	90.4	15,647,534	93.9	858,872	97.8	
3,182	95.3	11,975,947	96.2	477,110	99.0	
91,808	96.5	409,772,672	96.3	19,455,431	92.4	
454,438	96.5	2,167,789,984	96.2	109,111,171	94.8	全 管 計

## 2 - 2 所得階級別人員

### (1) 所得者区分別人員

所得階級	合計所得				譲渡所得		山林所得
	営業等所得者	農業所得者	その他所得者	計		うち短期譲渡所得があるもの	
	人	人	人	人	人	人	人
70万円以下	4,373	112	5,674	10,159	1,875	638	133
100万円以下	6,681	170	8,301	15,152	582	84	24
150万円以下	13,503	647	32,926	47,076	894	77	38
200万円以下	15,004	825	40,163	55,992	774	54	21
250万円以下	15,449	898	41,866	58,213	606	34	19
300万円以下	14,432	748	30,444	45,624	552	20	11
400万円以下	21,322	1,028	40,541	62,891	907	38	5
500万円以下	12,031	575	27,240	39,846	754	39	10
600万円以下	6,240	290	20,692	27,222	583	13	2
700万円以下	3,559	156	16,784	20,499	526	18	2
800万円以下	2,159	86	12,467	14,712	469	9	1
1,000万円以下	2,211	64	15,675	17,950	772	14	4
1,200万円以下	1,006	22	9,179	10,207	526	7	1
1,500万円以下	979	12	8,413	9,404	607	8	-
2,000万円以下	1,079	7	7,250	8,336	703	3	-
3,000万円以下	984	1	5,052	6,037	661	4	-
5,000万円以下	743	-	2,926	3,669	482	4	-
5,000万円超	357	-	1,092	1,449	324	5	1
合計	122,112	5,641	326,685	454,438	12,597	1,069	272
				内 344	外 1,268		外 7

調査対象 平成13年分の申告所得税の納税者

調査時点 平成14年3月31日

(注)

- 1 「合計所得の計」欄の内書は、変動所得又は臨時所得の平均課税の適用を受けた者の人員である。
- 2 「譲渡所得」及び「山林所得」欄の人員は、譲渡所得又は山林所得を有する者について、その譲渡所得又は、山林所得の所得金額を階級区分して再掲した。  
なお、外書は、譲渡所得又は山林所得が損失である者の人員である。

用語の説明

- 1 合計所得とは、損益通算後、純損失又は雑損失の繰越控除前の総所得金額、土地等に係る事業所得金額、分離譲渡所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額をいう。
- 2 平均課税とは、所得税の納税義務者に変動所得（漁獲から生ずる所得、原稿又は作曲の報酬、著作権の使用料による所得等）又は臨時所得（職業野球選手の契約金等の臨時に発生する所得）がある場合の税額計算上の特別な方法である。変動所得の金額は、年により著しく変動しがちであり、臨時所得の金額は、数年間分に見合う所得の金額が特定の時期に一括して支払われる性質のものであるので、これらの所得は、毎年ほぼ平均して所得の発生する者と比較すると、累進税率の関係から税負担に不均衡が生ずる。この面を調整するため、一定の条件に該当する変動所得又は臨時所得を有する納税義務者については、その納税義務者の選択により、特別な税額の計算が認められている。

## (2) 青色申告者数

所得階級	営業等所得者	農業所得者	その他所得者	計
	人	人	人	人
70万円以下	1,373	24	328	1,725
100万円以下	2,503	36	626	3,165
150万円以下	6,244	196	2,916	9,356
200万円以下	7,641	336	3,996	11,973
250万円以下	8,063	382	4,853	13,298
300万円以下	7,614	360	4,924	12,898
400万円以下	12,157	615	8,312	21,084
500万円以下	7,687	375	6,923	14,985
600万円以下	4,408	208	5,652	10,268
700万円以下	2,631	120	4,612	7,363
800万円以下	1,639	61	3,622	5,322
1,000万円以下	1,761	49	5,125	6,935
1,200万円以下	809	18	2,902	3,729
1,500万円以下	809	12	2,626	3,447
2,000万円以下	943	5	2,328	3,276
3,000万円以下	907	1	1,916	2,824
5,000万円以下	706	-	1,295	2,001
5,000万円超	342	-	477	819
合計	68,237	2,798	63,433	134,468

調査対象 平成13年分の申告所得税の納税者のうち青色申告者

調査時点 平成14年3月31日

用語の説明

青色申告とは、納税義務者が一定の帳簿に正確な記帳をして、これに基づいて正確な申告と、完全な納税をすることを目的として設けられている制度で、一般の申告と区分するため、青色の申告書を用いることから青色申告といわれている。青色申告が認められているのは事業所得、不動産所得及び山林所得であり、青色申告をした者には、税務計算上の特典がある。

## (3) 税務署別人員(その1 事業所得者)

区分 署名	70万円	100万円	150万円	200万円	250万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円
	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
鳥取	136	182	426	422	471	500	730	373	199	127
米子	172	248	526	580	579	497	664	404	211	121
倉吉	57	113	274	309	321	291	402	213	95	70
鳥取県計	365	543	1,226	1,311	1,371	1,288	1,796	990	505	318
松山	142	240	442	554	491	527	841	521	276	168
浜田	58	111	207	245	220	231	347	201	103	81
出雲	87	166	317	379	430	441	715	448	222	127
益田	41	79	155	161	173	152	247	127	77	44
石見	26	39	82	97	89	93	143	91	53	23
大田	28	40	119	140	163	170	317	187	78	51
大東	10	20	56	67	73	82	96	49	41	19
西郷	10	20	56	67	73	82	96	49	41	19
島根県計	392	695	1,378	1,643	1,639	1,696	2,706	1,624	850	513
岡山	201	235	555	557	625	464	649	360	191	108
山西	149	225	506	581	626	527	783	414	195	130
大寺	47	82	189	214	235	274	326	204	104	65
倉敷	61	93	230	248	243	244	347	176	78	43
玉島	201	315	562	704	688	660	914	502	223	127
津島	50	87	196	236	243	219	319	174	86	40
山野	84	133	262	348	311	290	423	235	110	61
玉野	57	58	115	150	141	125	214	121	63	21
笠岡	73	88	181	193	218	181	283	150	86	44
高梁	20	36	81	94	101	87	141	64	30	14
新見	28	30	54	80	75	75	106	41	31	11
瀬戸	49	83	175	210	202	178	290	140	97	51
久世	26	37	87	81	94	102	148	84	54	27
岡山県計	1,046	1,502	3,193	3,696	3,802	3,426	4,943	2,665	1,348	742
広島	180	239	423	412	357	288	406	222	111	71
島南	94	143	300	345	357	309	439	242	121	62
広西	165	275	562	523	586	488	679	373	169	98
北島	200	297	687	760	912	894	1,373	760	384	209
呉	139	215	463	483	535	491	718	395	215	121
竹原	44	93	194	201	216	163	269	158	69	59
三尾	61	96	167	213	212	206	275	152	86	51
福山	97	183	367	351	410	367	504	295	171	77
中次	316	425	725	839	768	700	920	460	255	126
庄原	85	138	239	242	234	232	300	174	90	38
日南	37	61	117	105	134	96	176	116	58	34
市田	28	25	68	92	90	73	123	66	36	31
吉田	72	86	167	203	195	200	355	227	129	60
海田	129	208	429	509	543	500	818	487	238	132
吉田	104	160	365	392	439	435	627	361	177	104
広島県計	1,771	2,680	5,334	5,780	6,082	5,527	8,123	4,575	2,356	1,300
下関	190	284	545	581	613	552	789	431	222	119
宇部	126	207	458	528	478	491	681	361	189	122
山口	82	141	294	293	302	291	476	312	175	81
萩	40	80	164	213	213	216	289	143	93	46
徳山	138	186	420	493	471	456	648	407	225	140
防府	73	134	242	250	298	242	374	254	111	72
岩国	103	147	320	397	428	407	625	302	201	113
光	53	89	169	224	256	219	321	185	86	53
長門	38	65	155	174	159	153	252	155	75	47
柳井	41	59	150	159	137	117	192	121	49	32
厚狭	27	39	102	87	98	99	135	81	45	17
山口県計	911	1,431	3,019	3,399	3,453	3,243	4,782	2,752	1,471	842
全管計	4,485	6,851	14,150	15,829	16,347	15,180	22,350	12,606	6,530	3,715

800万円以下	1,000万円以下	1,200万円以下	1,500万円以下	2,000万円以下	3,000万円以下	5,000万円以下	5,000万円超	計	区分	署名
66	64	42	27	38	26	15	9	3,853	鳥取	取子吉計
74	89	44	45	34	34	23	5	4,350	島根	米倉
36	53	16	14	5	6	7	4	2,286	倉	倉
176	206	102	86	77	66	45	18	10,489	島	島
100	117	45	38	28	28	22	7	4,587	松江	江田
36	26	23	11	18	10	14	5	1,947	出雲	雲田
85	75	45	26	22	20	17	4	3,626	益石	益石
20	17	10	12	11	8	10	9	1,353	大田	大田
17	20	8	8	9	5	3	2	808	東郷	東郷
29	23	12	5	6	6	6	2	1,382	大西	大西
21	16	3	4	4	3	2	-	566	島根	島根
308	294	146	104	98	80	74	29	14,269	島	島
65	66	38	44	44	44	28	8	4,282	岡山	東西寺島
66	68	33	26	43	30	27	5	4,434	山	山
50	45	19	17	14	14	3	3	1,905	大	大
25	38	7	7	13	10	7	5	1,875	児島	児島
64	68	24	32	52	40	23	5	5,204	敷島	敷島
27	40	5	11	9	15	4	4	1,765	倉	倉
29	44	17	8	14	18	13	11	2,411	玉津	玉津
21	30	20	18	7	8	4	1	1,174	野	野
33	33	8	7	16	8	3	2	1,607	笠岡	笠岡
19	10	7	4	6	4	7	-	725	高梁	高梁
4	5	5	4	1	2	6	2	560	新見	新見
48	30	13	6	12	9	5	4	1,602	瀬	瀬
23	11	4	4	4	2	5	1	794	久	久
474	488	200	188	235	204	135	51	28,338	岡	岡
49	68	30	50	69	68	60	29	3,132	広島	東南
50	30	17	26	34	29	24	14	2,636	島	西南
59	74	23	44	62	55	46	20	4,301	島	西北
106	89	46	46	38	38	35	19	6,893	島	島
74	91	33	44	40	37	38	20	4,152	呉	呉
24	30	11	7	9	2	5	1	1,555	竹	原
28	40	21	18	12	11	5	3	1,657	三	原
47	41	25	20	17	23	18	16	3,029	尾	道
98	81	52	37	50	49	48	20	5,969	福	山
17	27	13	8	8	14	9	5	1,873	府	中
27	17	9	3	7	10	8	2	1,017	三	次
9	10	8	5	3	6	2	-	675	庄	原
33	45	10	17	15	17	8	8	1,847	西	原
89	70	35	33	43	35	20	15	4,333	日	市
62	57	26	19	31	19	18	14	3,410	海	田
25	18	3	3	4	8	5	3	777	吉	田
797	788	362	380	442	421	349	189	47,256	島	島
63	65	29	46	57	50	37	13	4,686	下	関
91	77	42	38	29	30	25	6	3,979	宇	部
58	65	25	23	21	22	14	2	2,677	山	口
31	23	12	8	8	3	5	2	1,589	萩	萩
59	68	32	33	35	29	21	15	3,876	徳	山
39	40	17	21	20	30	11	7	2,235	防	府
64	63	24	28	25	17	8	7	3,279	岩	国
22	30	13	7	14	7	4	5	1,757	光	光
34	26	11	10	9	10	3	1	1,377	長	門
17	22	9	10	8	7	8	10	1,148	柳	井
12	20	4	9	8	9	4	2	798	厚	狭
490	499	218	233	234	214	140	70	27,401	山	口
2,245	2,275	1,028	991	1,086	985	743	357	127,753	全	管

## (3) 税務署別人員(その2 その他所得者)

区分 署名	70万円	100万円	150万円	200万円	250万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円
	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
鳥取	160	239	946	1,181	1,189	770	1,126	752	623	480
米子	156	262	939	1,201	1,197	857	1,154	751	571	496
倉吉	124	205	570	625	566	434	653	318	278	235
鳥取県計	440	706	2,455	3,007	2,952	2,061	2,933	1,821	1,472	1,211
松山	167	249	1,089	1,390	1,463	1,082	1,309	925	647	586
浜田	106	151	627	711	685	497	586	340	267	206
出雲	167	215	830	950	864	678	1,008	677	521	414
益田	47	99	364	425	442	322	366	223	151	125
石見	36	62	208	241	226	165	182	99	81	81
大田	52	78	304	347	411	367	459	273	195	127
大東	19	34	116	102	113	93	111	59	43	36
西郷	19	34	116	102	113	93	111	59	43	36
島根県計	594	888	3,538	4,166	4,204	3,204	4,021	2,596	1,905	1,575
岡山	138	214	999	1,170	1,359	1,026	1,411	1,076	823	680
山西	155	255	1,148	1,438	1,607	1,222	1,723	1,286	976	907
西大	68	106	462	510	563	378	589	405	332	264
児島	72	107	396	419	427	341	420	319	226	134
倉敷	235	346	1,322	1,758	1,812	1,295	1,914	1,396	1,043	794
玉野	69	98	410	543	545	411	576	355	263	187
津山	139	235	799	923	977	719	1,050	721	526	414
玉野	60	58	263	361	426	320	350	230	134	97
笠岡	74	121	523	570	588	388	559	381	246	178
高梁	54	98	234	229	256	219	298	202	140	94
新見	33	71	231	217	230	177	247	156	113	78
瀬戸	108	154	535	628	612	442	630	420	274	240
久世	65	84	305	299	290	223	320	201	134	120
岡山県計	1,270	1,947	7,627	9,065	9,692	7,161	10,087	7,148	5,230	4,187
広島	101	173	668	794	860	688	876	632	533	454
島南	115	190	663	837	898	636	849	633	477	438
広西	175	310	1,211	1,425	1,544	1,093	1,650	1,162	957	737
広北	287	401	1,505	1,955	2,061	1,467	2,034	1,321	1,048	887
呉	127	212	1,147	1,537	1,535	1,050	1,324	850	652	501
竹原	60	80	339	443	484	313	340	253	189	142
三尾	72	137	494	575	630	462	559	391	307	256
福山	114	192	774	899	950	748	974	652	464	342
府中	239	399	1,448	1,863	1,735	1,398	1,962	1,432	1,132	825
三原	88	117	631	675	611	466	669	432	288	242
庄原	61	86	329	376	378	266	420	253	170	133
西条	71	61	249	260	323	238	383	231	161	131
日市	90	143	530	681	732	534	709	473	360	346
廿日	224	299	1,114	1,414	1,601	1,074	1,420	962	790	686
海田	167	231	975	1,302	1,403	1,040	1,221	778	590	462
吉田	62	60	253	273	263	188	237	156	129	61
広島県計	2,053	3,091	12,330	15,309	16,008	11,661	15,627	10,611	8,247	6,643
下関	242	309	1,319	1,669	1,696	1,178	1,566	923	727	536
宇山	159	222	875	1,130	1,173	862	1,010	647	431	414
萩	154	199	801	1,093	1,239	827	1,092	718	609	529
徳防	73	105	404	412	422	338	360	243	180	143
岩国	152	175	780	1,056	1,212	844	1,075	728	493	396
光	115	152	653	743	769	524	629	382	318	248
長門	145	181	796	947	963	636	798	540	432	384
柳井	103	116	404	474	516	365	533	327	229	180
厚狭	67	82	312	356	345	285	286	187	143	99
山口	42	55	294	357	316	250	274	184	144	128
山口県計	1,317	1,669	6,976	8,616	9,010	6,357	7,873	5,064	3,838	3,168
全管計	5,674	8,301	32,926	40,163	41,866	30,444	40,541	27,240	20,692	16,784



800万円以下	1,000万円以下	1,200万円以下	1,500万円以下	2,000万円以下	3,000万円以下	5,000万円以下	5,000万円超	計	区分 署名	
387	455	249	251	188	131	74	22	9,223	鳥取県 取子吉計	
375	456	269	288	227	128	71	22	9,420		
152	183	77	77	72	51	32	6	4,658		
914	1,094	595	616	487	310	177	50	23,301		
425	492	313	295	235	171	96	24	10,958		
151	156	85	71	69	46	29	6	4,789	松江県 江田雲田東郷計	
302	348	209	169	161	101	61	18	7,693		
96	99	51	55	43	35	27	5	2,975		
46	67	24	27	15	23	18	1	1,602		
88	94	51	52	34	27	12	7	2,978		
30	36	20	21	16	7	4	3	863	島根県 見大西島根計	
1,138	1,292	753	690	573	410	247	64	31,858		
543	776	480	479	409	320	180	96	12,179		岡山県 山山
695	934	636	533	440	291	188	78	14,512		
175	172	105	77	48	49	24	14	4,341		
111	138	81	83	71	63	37	14	3,459		
605	742	438	401	358	210	134	56	14,859		
170	189	99	83	82	56	38	9	4,183	徳島県 敷島山野岡梁見戸世計	
291	298	169	138	144	88	55	12	7,698		
78	79	49	49	45	28	21	5	2,653		
118	155	73	71	70	59	28	14	4,216		
71	62	40	38	33	21	9	2	2,100		
48	48	15	10	18	18	2	3	1,715	高知県 高瀬久岡山	
166	189	95	88	54	59	16	5	4,715		
63	69	49	30	29	25	11	2	2,319		
3,134	3,851	2,329	2,080	1,801	1,287	743	310	78,949		
391	526	379	348	348	214	133	66	8,184		広島県 島島島呉
344	487	297	316	228	161	96	27	7,692		
627	923	593	570	529	372	206	94	14,178		
673	926	559	470	367	249	125	64	16,399		
356	476	262	239	203	159	79	33	10,742		
104	120	67	57	48	45	13	5	3,102	山口県 竹三尾福府三庄西廿海吉広	
168	177	84	103	70	58	38	9	4,590		
261	261	172	117	116	107	62	16	7,221		
678	888	480	462	412	264	186	79	15,882		
161	202	107	125	106	78	36	13	5,047		
84	113	32	34	35	33	19	6	2,828	徳島県 日	
82	59	31	27	27	22	10	1	2,367		
252	339	207	182	112	81	55	19	5,845		
489	703	402	358	319	217	128	51	12,251		
366	501	267	222	178	119	64	39	9,925		
63	75	31	30	10	15	7	4	1,917	山口県 下宇山萩徳防岩光長柳厚山	
5,099	6,776	3,970	3,660	3,108	2,194	1,257	526	128,170		
417	476	308	285	262	173	96	38	12,220		
298	423	292	244	214	136	89	21	8,640		
396	453	239	183	201	110	57	27	8,927		
75	87	50	38	43	34	25	1	3,033	山口県 門井狭計	
269	408	184	183	181	120	69	17	8,342		
161	187	109	95	75	69	38	9	5,276		
240	292	145	146	131	91	66	12	6,945		
106	138	79	69	68	54	26	5	3,792		
74	51	39	34	38	17	18	4	2,437	山口県 全管計	
87	83	51	56	40	31	12	7	2,411		
59	64	36	34	28	16	6	1	2,384		
2,182	2,662	1,532	1,367	1,281	851	502	142	64,407		
12,467	15,675	9,179	8,413	7,250	5,052	2,926	1,092	326,685		

## (3) 税務署別人員(その3 合計)

区分 署名	70万円 以下	100万円 以下	150万円 以下	200万円 以下	250万円 以下	300万円 以下	400万円 以下	500万円 以下	600万円 以下	700万円 以下
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
鳥取	296	421	1,372	1,603	1,660	1,270	1,856	1,125	822	607
米子	328	510	1,465	1,781	1,776	1,354	1,818	1,155	782	617
倉吉	181	318	844	934	887	725	1,055	531	373	305
鳥取県計	805	1,249	3,681	4,318	4,323	3,349	4,729	2,811	1,977	1,529
松山	309	489	1,531	1,944	1,954	1,609	2,150	1,446	923	754
浜田	164	262	834	956	905	728	933	541	370	287
出雲	254	381	1,147	1,329	1,294	1,119	1,723	1,125	743	541
益田	88	178	519	586	615	474	613	350	228	169
石見	62	101	290	338	315	258	325	190	134	104
大田	80	118	423	487	574	537	776	460	273	178
大東	29	54	172	169	186	175	207	108	84	55
西郷	986	1,583	4,916	5,809	5,843	4,900	6,727	4,220	2,755	2,088
岡山	339	449	1,554	1,727	1,984	1,490	2,060	1,436	1,014	788
山陽	304	480	1,654	2,019	2,233	1,749	2,506	1,700	1,171	1,037
山	115	188	651	724	798	652	915	609	436	329
大	133	200	626	667	670	585	767	495	304	177
西児	436	661	1,884	2,462	2,500	1,955	2,828	1,898	1,266	921
倉敷	119	185	606	779	788	630	895	529	349	227
玉野	223	368	1,061	1,271	1,288	1,009	1,473	956	636	475
津山	117	116	378	511	567	445	564	351	197	118
玉野	147	209	704	763	806	569	842	531	332	222
笠岡	74	134	315	323	357	306	439	266	170	108
高梁	61	101	285	297	305	252	353	197	144	89
新見	157	237	710	838	814	620	920	560	371	291
瀬戸	91	121	392	380	384	325	468	285	188	147
久世	2,316	3,449	10,820	12,761	13,494	10,587	15,030	9,813	6,578	4,929
岡山県計										
広島	281	412	1,091	1,206	1,217	976	1,282	854	644	525
島田	209	333	963	1,182	1,255	945	1,288	875	598	500
広島	340	585	1,773	1,948	2,130	1,581	2,329	1,535	1,126	835
広島	487	698	2,192	2,715	2,973	2,361	3,407	2,081	1,432	1,096
呉	266	427	1,610	2,020	2,070	1,541	2,042	1,245	867	622
竹原	104	173	533	644	700	476	609	411	258	201
三尾	133	233	661	788	842	668	834	543	393	307
福山	211	375	1,141	1,250	1,360	1,115	1,478	947	635	419
府中	555	824	2,173	2,702	2,503	2,098	2,882	1,892	1,387	951
三原	173	255	870	917	845	698	969	606	378	280
庄原	98	147	446	481	512	362	596	369	228	167
西条	99	86	317	352	413	311	506	297	197	162
日田	162	229	697	884	927	734	1,064	700	489	406
吉田	353	507	1,543	1,923	2,144	1,574	2,238	1,449	1,028	818
広島	271	391	1,340	1,694	1,842	1,475	1,848	1,139	767	566
広島	82	96	314	383	357	273	378	243	176	88
広島県計	3,824	5,771	17,664	21,089	22,090	17,188	23,750	15,186	10,603	7,943
下関	432	593	1,864	2,250	2,309	1,730	2,355	1,354	949	655
宇山	285	429	1,333	1,658	1,651	1,353	1,691	1,008	620	536
山口	236	340	1,095	1,386	1,541	1,118	1,568	1,030	784	610
萩	113	185	568	625	635	554	649	386	273	189
徳山	290	361	1,200	1,549	1,683	1,300	1,723	1,135	718	536
防府	188	286	895	993	1,067	766	1,003	636	429	320
岩国	248	328	1,116	1,344	1,391	1,043	1,423	842	633	497
光	156	205	573	698	772	584	854	512	315	233
長門	105	147	467	530	504	438	538	342	218	146
柳井	83	114	444	516	453	367	466	305	193	160
厚狭	92	112	440	466	457	347	385	266	177	128
山口県計	2,228	3,100	9,995	12,015	12,463	9,600	12,655	7,816	5,309	4,010
全管計	10,159	15,152	47,076	55,992	58,213	45,624	62,891	39,846	27,222	20,499

800万円 以下	1,000万円 以下	1,200万円 以下	1,500万円 以下	2,000万円 以下	3,000万円 以下	5,000万円 以下	5,000万円 超	計	区分 署名	
453	519	291	278	226	157	89	31	13,076	鳥取県 取子吉計	
449	545	313	333	261	162	94	27	13,770		
188	236	93	91	77	57	39	10	6,944		
1,090	1,300	697	702	564	376	222	68	33,790		
525	609	358	333	263	199	118	31	15,545	松江県 江田雲田東郷計	
187	182	108	82	87	56	43	11	6,736		
387	423	254	195	183	121	78	22	11,319		
116	116	61	67	54	43	37	14	4,328		
63	87	32	35	24	28	21	3	2,410	大田郡 石見大西島根計	
117	117	63	57	40	33	18	9	4,360		
51	52	23	25	20	10	6	3	1,429		
1,446	1,586	899	794	671	490	321	93	46,127		
608	842	518	523	453	364	208	104	16,461	岡山県 山山	
761	1,002	669	559	483	321	215	83	18,946		
225	217	124	94	62	63	27	17	6,246		
136	176	88	90	84	73	44	19	5,334		
669	810	462	433	410	250	157	61	20,063	敷島山 倉玉津野岡梁見戸世計	
197	229	104	94	91	71	42	13	5,948		
320	342	186	146	158	106	68	23	10,109		
99	109	69	67	52	36	25	6	3,827		
151	188	81	78	86	67	31	16	5,823	高瀬久岡山	
90	72	47	42	39	25	16	2	2,825		
52	53	20	14	19	20	8	5	2,275		
214	219	108	94	66	68	21	9	6,317		
86	80	53	34	33	27	16	3	3,113	岡山県 山	
3,608	4,339	2,529	2,268	2,036	1,491	878	361	107,287		
440	594	409	398	417	282	193	95	11,316		広島県 島島島
394	517	314	342	262	190	120	41	10,328		
686	997	616	614	591	427	252	114	18,479		
779	1,015	605	516	405	287	160	83	23,292		
430	567	295	283	243	196	117	53	14,894	竹原道山中次原糸市田田計	
128	150	78	64	57	47	18	6	4,657		
196	217	105	121	82	69	43	12	6,247		
308	302	197	137	133	130	80	32	10,250		
776	969	532	499	462	313	234	99	21,851	福府三庄西廿海吉広	
178	229	120	133	114	92	45	18	6,920		
111	130	41	37	42	43	27	8	3,845		
91	69	39	32	30	28	12	1	3,042		
285	384	217	199	127	98	63	27	7,692	日島	
578	773	437	391	362	252	148	66	16,584		
428	558	293	241	209	138	82	53	13,335		
88	93	34	33	14	23	12	7	2,694		
5,896	7,564	4,332	4,040	3,550	2,615	1,606	715	175,426	山口県 下宇山萩徳防岩光長柳厚山	
480	541	337	331	319	223	133	51	16,906		
389	500	334	282	243	166	114	27	12,619		
454	518	264	206	222	132	71	29	11,604		
106	110	62	46	51	37	30	3	4,622	山口県 徳防岩光	
328	476	216	216	216	149	90	32	12,218		
200	227	126	116	95	99	49	16	7,511		
304	355	169	174	156	108	74	19	10,224		
128	168	92	76	82	61	30	10	5,549	山口県 長柳厚山	
108	77	50	44	47	27	21	5	3,814		
104	105	60	66	48	38	20	17	3,559		
71	84	40	43	36	25	10	3	3,182		
2,672	3,161	1,750	1,600	1,515	1,065	642	212	91,808	全管計	
14,712	17,950	10,207	9,404	8,336	6,037	3,669	1,449	454,438		

## 2 - 3 所得種類別状況

### (1) 所得種類別内訳

区 分	人 員		所 得 金 額		申告納税額 (主たるもの)		
	主たるもの	従たるもの	人	外			
事業	営業等所得	122,499	2,764	15,961	2,601,785	465,527,604	32,164,192
	農業所得	5,750	7,751	30,354	2,523,687	24,918,823	626,399
	計	128,249	10,515	46,315	5,125,472	490,446,427	32,790,591
利子所得	39	-	-	517	-	290,395	7,654
配当所得	346	-	-	17,793	-	16,843,049	585,645
不動産所得	46,217	2,628	86,175	1,439,210	1,439,210	268,955,332	17,541,518
給与所得	184,077	-	49,041	-	-	1,014,710,755	31,363,291
総合譲渡所得	173	1,056	1,269	785,395	785,395	2,141,413	291,322
一時所得	4,055	-	22,301	-	-	27,525,683	1,505,270
雑所得	82,272	-	98,315	-	-	225,789,335	3,493,138
(損益通算による差額)	-	-	-	8,117,496	8,117,496	4,265,200	-
合 計	445,428	14,199	321,726	15,467,573	2,050,967,588	87,578,429	
分離短期譲渡所得	82	91	313	-	-	910,209	155,019
分離長期譲渡所得	8,231	139	2,685	-	-	116,282,790	19,413,169
株式等の譲渡等所得	330	-	614	-	-	10,031,134	1,863,381
山林所得	66	7	206	-	-	433,723	14,770
退職所得	301	-	577	-	-	4,632,113	86,403
総 計	454,438	14,436	326,121	15,467,573	2,183,257,557	109,111,171	

調査対象 平成13年分の申告所得税の納税者

調査時点 平成14年3月31日

- (注) 1 1人で2以上の種類の所得を併有する場合は、各種類の所得のうち最も大きいものを「主たるもの」欄に、その他のものを「従たるもの」欄に、それぞれ該当する種類ごとに1人として掲げた。  
 なお、「所得金額」は「主たるもの」及び「従たるもの」の区分することなく、各種類ごとの金額の合計を掲げた。
- 2 外書は、損失額のあるものの人員及びその損失額である。
- 3 所得金額は、特後所得（青色事業専従者控除等青色申告の特典の金額又は事業専従者控除額を控除した後の所得金額をいう。）で示している。

## (2) 人員の累年比較

区 分	9 年	10 年	11 年	12 年	13 年
	人	人	人	人	人
事業 { 営業等所得	205,346	130,544	164,342	150,401	138,460
事業 { 農業所得	50,148	37,582	40,292	34,886	36,104
事業 { 計	255,494	168,126	204,634	185,287	174,564
利子所得	757	640	659	662	556
配当所得	24,003	20,430	19,221	20,319	18,139
不動産所得	146,727	125,341	138,756	136,481	132,392
給与所得	274,373	230,078	243,776	238,657	233,118
総合譲渡所得	1,550	1,055	1,144	960	1,442
一時所得	30,343	32,320	30,575	24,058	26,356
雑所得	190,398	145,981	187,591	184,023	180,587
分離短期譲渡所得	485	359	390	380	395
分離長期譲渡所得	16,176	13,448	12,650	12,358	10,916
株式等の譲渡等所得	1,475	1,210	1,651	1,261	944
山林所得	722	363	414	331	272
退職所得	292	370	676	650	878
合 計	942,795	739,721	842,137	805,427	780,559

(注) 人員は、「主たるもの」と「従たるもの」との合計人員によった。

## (3) 所得金額の累年比較

区 分	9 年	10 年	11 年	12 年	13 年
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
事業 { 営業等所得	635,995	473,933	511,304	490,868	465,528
事業 { 農業所得	31,558	32,029	29,052	23,939	24,919
事業 { 計	667,553	505,962	540,356	514,807	490,446
利子所得	470	402	420	386	290
配当所得	18,826	15,859	14,280	17,187	16,843
不動産所得	277,060	254,993	268,331	271,383	268,955
給与所得	1,199,089	1,108,728	1,043,702	1,037,105	1,014,711
総合譲渡所得	2,213	1,332	1,474	1,147	2,141
一時所得	25,901	31,965	27,135	23,327	27,526
雑所得	240,650	185,723	238,015	235,045	225,789
損益通算による差額分	1,187	1,160	1,192	1,461	4,265
分離短期譲渡所得	1,252	806	1,034	865	910
分離長期譲渡所得	199,792	164,958	145,278	142,371	116,283
株式等の譲渡等所得	10,913	8,646	15,795	11,467	10,031
山林所得	1,055	493	553	568	434
退職所得	1,696	2,035	3,833	3,582	4,632
合 計	2,647,656	2,283,064	2,301,396	2,260,700	2,183,258

## (4) 業種別内訳

区 分	人 員		所 得 金 額	申告納税額 (主たるもの)		
	主たるもの	従たるもの				
	人外	人外	千円	千円		
営 業 等 所 得						
畜 産 水 産 業	3,770	131	753	64,422	14,320,086	787,433
医 療 保 健 業	5,146	40	367	85,090	88,301,692	13,027,989
弁 護 士、税 理 士、建 築 士 等	1,753	102	462	53,621	17,448,148	1,630,483
そ の 他 の 庶 業	19,350	313	4,163	151,605	55,576,290	2,289,182
各 種 商 品 小 売 業	15	-	2	-	56,141	4,547
飲 食 料 品 小 売 業	4,431	313	1,014	286,801	12,389,928	564,395
繊 維、身 ま わ り 品 小 売 業	1,326	91	173	97,243	3,503,885	178,154
家 具 小 売 業	84	12	16	21,402	265,599	9,270
雑 貨 類、日 用 具 類 小 売 業	3,409	182	497	182,347	11,346,585	596,133
機 械 器 具 小 売 業	1,880	57	165	39,533	5,663,532	234,569
そ の 他 の 小 売 業	1,948	171	1,021	126,575	6,323,126	336,690
料 理 飲 食 業	11,318	313	934	383,366	25,733,786	1,115,151
卸 売 業	2,378	90	275	138,123	8,218,621	504,616
製 造 小 売 業	2,263	47	163	40,781	7,499,421	381,060
製 造 卸 売 業	2,242	65	238	97,576	7,459,592	381,116
受 託 加 工 業	3,969	66	429	108,711	12,508,837	609,452
修 理 業	3,541	35	232	30,486	11,763,283	535,491
サ ー ビ ス 業	14,142	257	1,107	289,408	37,932,437	1,912,466
建 設 業	29,650	128	977	143,711	107,192,879	5,301,171
そ の 他 の 営 業	9,884	351	2,973	260,983	32,023,736	1,764,825
合 計	122,499	2,764	15,961	2,601,785	465,527,604	32,164,192

(注) 「(1)所得種類別内訳」の営業等所得について、業種別の内訳を示したものである。

- 用語の説明
- 1 「その他の小売業」には、燃料、化学薬品類、古物、花、植木、みやげ物、たばこ小売業等が含まれる。
  - 2 「その他の営業」には、運送業、金融業、不動産業、林業、鉱業、保険代理業等が含まれる。
  - 3 「畜産、水産業」には、畜産業、漁業、水産養殖業が含まれる。
  - 4 「医療保健業」には、病院、診療医、療術師(はり師、きゅう師、あんま、指圧師等)、獣医、助産婦、歯科技工師等が含まれる。
  - 5 「弁護士、税理士、建築士等」には、弁理士、公証人、司法書士、行政書士、公認会計士、土地家屋調査士、不動産鑑定士等が含まれる。
  - 6 「その他」には、文筆家、作詞家、作曲家、美術家、工芸家、芸能関係者、職業選手、棋士、外交官、諸教授、学校経営、速記者、技能工、職人、ホステス、易者等が含まれる。

### 3 源泉所得税

#### 統計表を見るに当たって

この章は、平成13年分の源泉所得税の課税状況を示したものである。  
課税状況は、全数調査又は標本調査により調査、集計したものであり、巨視的な角度から源泉所得税の課税の全容を捕えたものである。

#### 源泉徴収税率

1	利子所得(源泉分離課税)	15%	
2	配当所得		
(1)	株式等		
	総合課税分	20%	
	源泉分離選択課税分	35%	
	確定申告不要分	20%	
(2)	証券投資信託(特定株式投資信託を除く。)の収益の分配(源泉分離課税)	15%	
	(注) 特定株式投資信託の収益の分配は、20%の税率が適用され、総合課税の対象となる。		
3	割引債の償還差益(源泉分離課税)	16・18%	
4	上場株式等の譲渡所得等(源泉分離課税)	20%	
5	給与所得「給与所得の源泉徴収税額表」に定める額	(略)	
6	退職所得		
(1)	「退職所得の受給に関する申告書」を提出した場合 「退職所得の源泉徴収税額の速算表」	(略)	
(2)	「退職所得の受給に関する申告書」を提出していない場合	20%	
7	報酬・料金等		
(1)	原稿料等(所得税法第204条第1項第1号)		
	弁護士、税理士等(同第2号)	1回の支払金額100万円までの部分	10%
	職業野球選手、騎手等(同第4号)		
	芸能等についての出演、演出等(同第5号)	1回の支払金額100万円超の部分	20%
	契約金(同第7号)		
(2)	司法書士、土地家屋調査士、海事代理士(同第2号)	= 1回の支払金額1万円を超える額	10%
	職業拳闘家(同第4号)	= 1回の支払金額5万円を超える額	
	外交員、集金人、電力量計の検針人(同第4号)	= 月中の支払金額12万円を超える額	
	バー、キャバレーのホステス等(同第6号)	= (5千円×日数)を超える額	
	広告宣伝の賞金(同第8号)	= 1回の支払金額50万円を超える額	
	競馬の馬主が受ける賞金(同第8号)	= (賞金額の20%+60万円)を超える額	
(3)	診療報酬(同第3号) = 月分の支払金額20万円を超える額	10%	
(4)	芸能法人(所得税法第174条)	10%	
8	公的年金等(所得税法第203条の2) = ((公的年金等の支給額) - (控除額))	10%	
9	生命保険契約等に基づく年金(所得税法第207条)		
	(支払う年金の額 - その年金の額に対応する保険料又は掛金の額)で25万円を超えるもの	10%	

(1) 利子所得等の課税状況

区 分	課 税 分		非 課
	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	老人等非課税・財形貯蓄非課税分支払金額
	千円	千円	千円
平成 9 年 分	415,847,087	62,313,427	97,910,618
10	334,420,652	50,163,043	83,286,314
11	292,905,466	43,821,467	82,720,566
12	1,464,263,808	218,880,749	541,988,586
13	1,945,871,870	290,798,236	615,124,001
公 債	628,819	94,826	113,484
社 債	3,321,203	496,852	90,714
預 貯 金	1,863,073,295	278,389,318	601,112,879
郵便貯金	49,748,388	7,472,208	7,584,988
銀行預金	18,407,798	2,743,008	5,630,969
銀行以外の金融機関の預金利子	4,159,652	621,868	29,751
勤務先預金の利子	2,235,760	335,364	561,216
合同運用信託の収益の分配	11,756	1,822	-
公社債運用信託の収益の分配			
小 計	1,941,586,671	290,155,266	615,124,001
定期積金の給付補てん金等	4,217,978	632,275	-
匿名組合契約等に基づく利益の分配、生命保険等の差益	67,221	10,695	-
割引債の償還差益	-	-	-
計	1,945,871,870	290,798,236	615,124,001

調査対象 平成13年2月から平成14年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。

- (注) 1 「老人等非課税・財形貯蓄非課税分」は、所得税法第9条の2（老人等の郵便貯金の利子所得の非課税）のほか、第10条（老人等の少額預金の利子所得等の非課税）、租税特別措置法第4条（老人等の少額公債の利子の非課税）、第4条の2（勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税）及び第4条の3（勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税）に規定する非課税分である。
- 2 「その他の非課税分」は、所得税法第11条（公共法人等及び公益信託に係る非課税）のほか、租税特別措置法第5条（納税準備預金の利子の非課税）及び第8条（金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用）等に規定する非課税分である。

(2) 配当所得の課税状況

区 分	一 般 課 税 分			非 課 税 分	
	人 員	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	人 員	支 払 金 額
		千円	千円	人	千円
平成 9 年 分	-	109,411,384	21,868,014	-	9,794,967
10	-	106,450,792	21,282,489	-	8,058,139
11	-	100,429,122	20,033,284	-	8,002,334
12	-	111,161,270	22,188,457	-	11,218,508
13	-	110,343,129	22,060,088	-	14,450,564
利益又は利息の配当、剰余金の分配、基金利息の分配等	2,462,555	110,172,425	22,034,485	10,459	14,450,423
公募私募証券投資信託の収益の分配等	-	170,704	25,603	-	141
計	-	110,343,129	22,060,088	-	14,450,564

調査対象 配当等の支払者から平成14年4月30日までに提出された「法定資料の合計表（配当等の支払調書）」及び平成13年2月から平成14年1月までに提出された「配当等の所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。

- (注) 1 この表の「人員」に関する部分は、標本調査に基づく推計値である。
- 2 「非課税分」は、所得税法第11条（公共法人等及び公益信託に係る非課税）に規定する非課税分である。
- 3 「一般課税分」には、個人のほか、法人の受取分も含まれている。なお、源泉分離選択課税は個人のみが適用を認められている。



税 分	合 計		区 分	
	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額		
その他非課税分支払金額				
千円	千円	千円		
132,605,390	646,363,095	62,313,427	平成9年分	
130,786,761	548,493,727	50,163,043	10	
111,313,682	486,939,714	43,821,467	11	
97,281,015	2,103,533,409	218,880,749	12	
78,068,773	2,639,064,644	290,798,236	13	
5,822,125	6,564,428	94,826	公 社 郵 便 貯 金 銀 行 預 金 銀行以外の金融機関の預金利子 勤務先預金の利子 合同運用信託の収益の分配 公社債運用信託の収益の分配	
30,274,154	33,686,071	496,852		
9,017,169	2,473,203,343	278,389,318		
12,001,494	69,334,870	7,472,208		
20,710,286	44,749,053	2,743,008		
-	4,189,403	621,868		
205,926	3,002,902	335,364		
-	11,756	1,822		
78,031,154	2,634,741,826	290,155,266		小 計
37,619	4,255,597	632,275		定期積金の給付補てん金等
-	67,221	10,695	匿名組合契約等に基づく利益の分配、生命保険等の差益	
-	-	-	割引債の償還差益	
78,068,773	2,639,064,644	290,798,236	計	

- 3 「課税分」には、個人のほか、法人の受取分も含まれている。なお、源泉分離選択課税は個人のみが適用を認められている。
- 4 「割引債の償還差益」の「支払金額」及び「源泉徴収税額」は、租税特別措置法第41条の12（償還差益に対する分離課税等）に規定する課税分であり、個人のほか、法人の受取分も含まれている。
- 5 「老人等非課税・財形貯蓄非課税分支払金額」には、昭和63年3月31日以前の制度下における所得税法第10条（少額預金の利子所得等の非課税）、租税特別措置法第4条（少額公債の利子の非課税）及び第4条の2（勤労者財産形成貯蓄の利子所得等の非課税）に規定する非課税分が含まれているものがある。

源泉分離（選択）課税適用分			合 計		区 分
人 員	支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額	
人	千円	千円	千円	千円	
-	980,145	343,051	120,186,496	22,211,065	平成9年分
-	955,642	334,475	115,464,573	21,616,964	10
-	1,317,282	461,049	109,748,738	20,494,333	11
-	1,605,054	561,769	123,984,832	22,750,226	12
-	1,305,472	452,185	126,099,165	22,512,273	13
3,978	1,281,831	448,641	125,904,679	22,483,126	利益又は利息の配当、剰余金の分配、基金利息の分配等
-	23,641	3,544	194,486	29,147	公募私募証券投資信託の収益の分配等
-	1,305,472	452,185	126,099,165	22,512,273	計

用語の説明 法定資料とは、所得税法の規定により、税務署長に対してその提出を義務付けられている資料をいい、原則として翌年1月31日までに提出することになっている。法定資料の種類は多数にのぼっており、例えば次のようなものが挙げられる。 配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書 給与所得の源泉徴収票 非居住者等に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書

## (3) 給与所得、退職所得の課税状況

区 分	官 公 庁			そ の	
	人 員	支 払 金 額	源泉徴収税額	人 員	支 払 金 額
給与所得 { 俸給、給料、賞与 日雇労働者の賃金 計	人	千円	千円	人	千円
	631,166	2,331,345,007	103,814,081	3,879,031	10,705,466,570
	-	12,584,611	291,522	-	160,405,980
	-	2,343,929,618	104,105,603	-	10,865,872,550
退職所得	11,809	220,933,182	5,601,084	74,809	510,300,203
災害減免法により徴収猶予したもの	-	-	-	-	-

調査対象 平成13年分の源泉所得税について、平成14年4月30日までに提出された「法定資料合計表（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票）」及び平成13年2月から平成14年1月までに提出された「給与所得、退職所得等の所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。

(注) この表の「人員」に関する部分は標本調査に基づく推計値である。

## (4) 給与所得、退職所得の課税状況の累年比較

区 分		給 与 所 得					
		官 公 庁		そ の 他		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額
給与所得	平成9年分	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	10	2,527,029,485	117,353,514	13,162,470,953	491,418,414	15,689,500,438	608,771,928
	11	2,512,924,873	104,663,990	11,280,211,086	377,801,990	13,793,135,959	482,465,980
	12	2,295,937,338	98,241,560	11,554,538,837	376,658,215	13,850,476,175	474,899,775
	13	2,316,983,631	93,964,687	11,231,279,358	367,508,380	13,548,262,989	461,473,067
	13	2,343,929,618	104,105,603	10,865,872,550	349,016,888	13,209,802,169	453,122,491
退職所得	平成9年分	208,418,369	4,590,861	434,576,468	7,280,950	642,994,837	11,871,811
	10	202,285,660	4,479,461	420,653,055	7,098,984	622,938,715	11,578,445
	11	189,457,118	4,263,569	431,737,977	8,091,137	621,195,095	12,354,706
	12	195,532,937	4,357,452	377,628,883	6,314,652	573,161,820	10,672,104
	13	220,933,182	5,601,084	510,300,203	8,624,128	731,233,385	14,225,212

(注) 「(3)給与所得、退職所得の課税状況」の累年比較を示したものである。

## (5) 上場株式等の譲渡所得等の課税状況

区 分	譲 渡 利 益 金 額	源 泉 徴 収 税 額
平成9年分	千円	千円
10	26,405,660	5,281,132
11	21,438,885	4,287,777
12	92,209,125	18,441,825
13	101,613,930	20,322,786
	37,852,605	7,570,521
信用取引等	3,874,015	774,803
転換社債等	618,735	123,747
その他上場株式等	33,359,855	6,671,971
計	37,852,605	7,570,521

調査対象 平成13年2月から平成14年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された「上場株式等の譲渡利益金額の所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。

他	合 計			区 分
源泉徴収税額	人 員	支 払 金 額	源泉徴収税額	
千円	人	千円	千円	
347,188,362	4,510,197	13,036,811,577	451,002,443	俸給、給料、賞与 日雇労働者の賃金 } 給与所得 計
1,828,526	-	172,990,592	2,120,048	
349,016,888	-	13,209,802,169	453,122,491	
8,624,128	86,618	731,233,385	14,225,212	退職所得
-	-	-	-	災害減免法により徴収猶予したもの

用語の説明 「徴収猶予」とは、通常の法定期限に徴収しないで一定の期間徴収手続きを猶予すること。したがって、一定の期間、法定の納期限を延長するいわゆる延納制度とは異なるものである。

#### (6) 報酬、料金等の課税状況

区 分		人 員	支 払 金 額	源泉徴収税額
		人	千円	千円
平成	9 年 分	836,673	649,582,731	40,498,191
	10	820,913	613,673,386	36,490,464
	11	784,654	581,744,493	36,084,563
	12	766,465	533,550,080	35,288,774
	13	1,160,897	568,094,523	33,939,591
法 第 204 条 該 当	原稿料、作曲料、放送謝金等の報酬又は料金	260,956	18,651,450	2,117,801
	弁護士、税理士等の報酬又は料金	375,864	86,485,666	9,319,510
	診療報酬	7,385	149,453,876	13,473,932
	職業野球の選手、騎手、外交員等の報酬又は料金	89,030	76,960,711	4,612,952
	芸能等についての出演等の報酬又は料金	9,226	5,616,956	562,764
	バー、キャバレーのホステス等の報酬又は料金	22,688	17,719,481	1,113,429
	契約金・賞金	2,530	2,169,539	214,868
	小 計	767,679	357,057,679	31,415,256
法第203条の2該当	公 的 年 金 等	160,334	117,601,764	1,319,091
法第207条該当	生命保険契約等に基づく年金	229,739	84,394,036	315,878
法第174条該当	芸能人の役務提供法人等の報酬又は料金	3,145	9,041,044	889,366
	計	1,160,897	568,094,523	33,939,591
	災害減免法により徴収猶予したもの	-	-	-

調査対象 平成13年分の源泉所得税について、平成14年4月30日までに提出された「法定資料の合計表」に基づいて作成した。

調査方法 標本調査

## (7) 非居住者等所得の課税状況

区 分	人 員	支 払 金 額			源泉徴収税額
		課 税 分	非課税分又は 免 税 分	総 額	
	人	千円	千円	千円	千円
公社債、預貯金の利子等	-	2,615,595	-	2,615,595	302,004
利益又は利息 の配当、剰余 金の分配、基 金利息の分配	一 般 分 源泉分離選択 課税適用分 計	7,510	4,122,057		615,023
		-	-		-
		7,510	4,122,057	432,459	4,554,516
匿名組合契約に基づく収益の分配	-	-	-	-	-
給 与 ・ 賞 与 等	1,821	2,122,931	1,976,561	4,099,492	356,300
退 職 所 得	34	65,763	9,353	75,116	13,095
役 務 の 報 酬	1,810	6,144,830	357,082	6,501,912	1,091,522
工業所有権その他の技術に関する権利等 の使用料又はその譲渡による対価	97	2,051,183	-	2,051,183	257,736
著作権の使用料又はその譲渡による対価	10	121,872	-	121,872	24,377
貸 付 金 の 利 子	8	18,081	-	18,081	3,400
不動産、採石権の貸付、租鉱権の設定又 は航空機、船舶の貸付による所得	75	135,555	1,262	136,817	26,109
機 械 等 の 使 用 料	-	-	-	-	-
土地等の譲渡による対価	44	363,221	-	363,221	36,358
人的役務提供事業の対価	75	103,194	-	103,194	20,643
生命保険契約等に基づく年金	179	81,500	-	81,500	2,020
賞 金	-	-	-	-	-
合 計	-	17,945,782	2,776,717	20,722,499	2,748,587

調査対象 平成13年分の源泉所得税について、平成14年4月30日までに提出された「法定資料の合計表」に基づいて作成した。

調査方法 「公社債、預貯金の利子等」以外は標本調査

## (8) 加算税の状況

区 分	不 納 付 加 算 税	重 加 算 税	計
	千円	千円	千円
利 子 所 得 等	16,335	2,450	18,785
配 当 所 得 等	11,236	-	11,236
給 与 所 得	695,529	57,666	753,195
退 職 所 得	8,642	-	8,642
報酬・料金等所得	32,776	4,856	37,632
非居住者等所得	25,695	5,100	30,795
合 計	790,213	70,072	860,285

左のうち租税特別措置法又は租税条約により課税の軽減を受けたもの				
区 分	適用の内容	人 員	支 払 金 額	源泉徴収税額
		人	千円	千円
公 社 債 、 預 貯 金 の 利 子 等	租税特別措置法又は租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
利益又は利息の配当、剰余金の分配、基金利息の分配	租税条約の適用を受けたもの	2,136	3,526,064	528,920
給 与 ・ 賞 与 等	租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
退 職 所 得	租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
役 務 の 報 酬	租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
工業所有権その他の技術に関する権利等の使用料又はその譲渡による対価	租税条約の適用を受けたもの	19	488,803	83,519
著作権の使用料又はその譲渡による対価	租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
貸 付 金 の 利 子	租税特別措置法又は租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
不動産、採石権の貸付、租鉱権の設定又は航空機、船舶の貸付による所得	租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
機 械 等 の 使 用 料	租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
人 的 役 務 提 供 事 業 の 対 価	租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
賞 金	租税条約の適用を受けたもの	-	-	-
合 計		2,155	4,014,867	612,439

## (9) 税務署別課税状況

署名	利子所得等	配当所得	株式等の譲渡所得等	給与所得等	退職所得	報酬・料金等所得	非居住者等所得	合計
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
鳥取県	372,649	415,574	184,061	14,981,809	551,247	1,579,880	87,063	18,172,283
米子	302,983	231,176	157,210	11,081,156	416,523	330,388	7,607	12,527,043
倉吉	175,551	65,240	56,860	4,037,249	37,117	127,050	571	4,499,638
鳥取県計	851,183	711,990	398,131	30,100,214	1,004,887	2,037,318	95,241	35,198,964
松江市	36,767,890	703,873	193,160	19,869,290	1,008,226	2,026,838	23,074	60,592,351
浜田	133,746	132,127	49,020	3,996,080	89,801	129,236	5,545	4,535,555
出雲	205,672	250,787	23,440	6,885,831	130,113	183,715	10,876	7,690,434
益田	83,040	57,331	9	2,705,679	10,933	99,822	5,056	2,961,870
石見	39,330	66,791	-	1,365,671	2,975	37,477	1,048	1,513,292
大田	67,344	38,356	-	2,033,041	18,545	56,349	4,831	2,218,466
西郷	20,444	40,095	-	1,026,505	8,192	31,967	1,639	1,128,842
島根県計	37,317,466	1,289,360	265,629	37,882,097	1,268,785	2,565,404	52,069	80,640,810
岡山県	78,124,081	1,516,155	2,352,218	32,196,486	1,344,230	1,868,548	114,375	117,516,093
山崎	420,603	579,740	177,797	18,517,795	567,512	3,874,835	93,194	24,231,476
西大寺	118,903	80,405	-	4,244,909	57,099	91,569	5,838	4,598,723
児島	103,848	64,621	19,734	3,575,236	104,915	279,637	3,918	4,151,909
倉敷	502,973	872,079	363,254	19,326,414	758,416	755,690	189,327	22,768,153
玉島	128,306	175,503	-	3,611,026	58,130	90,980	55	4,064,000
津山	226,189	238,383	118,311	7,390,790	150,709	204,471	6,803	8,335,656
玉野	62,945	113,725	63,466	2,607,864	24,726	191,194	288	3,064,208
笠岡	196,059	114,980	34,532	4,588,772	58,022	119,439	14,213	5,126,017
高梁	80,548	127,861	-	2,148,630	157,619	52,033	4,267	2,570,958
新見	37,266	23,859	-	1,195,766	21,339	28,592	733	1,307,555
瀬戸	189,712	111,439	3	4,413,950	46,544	110,370	253	4,872,271
久世	57,595	61,582	20,130	1,631,890	10,306	61,994	-	1,843,497
岡山県計	80,249,028	4,080,332	3,149,445	105,449,528	3,359,567	7,729,352	433,264	204,450,516
広島県	110,451,865	5,034,908	973,886	55,399,891	2,741,845	4,136,993	1,010,114	179,749,502
島南	222,562	1,221,735	250	10,789,092	164,074	517,965	50,044	12,965,722
広島西	441,490	1,520,237	372,072	30,316,027	584,731	7,639,412	148,769	41,022,738
広島北	311,364	257,199	22,410	11,286,863	96,870	304,768	128,377	12,407,851
呉	412,111	356,571	159,497	14,356,261	461,941	336,567	80,871	16,163,819
竹原	125,243	84,906	15,138	2,751,290	40,130	74,942	664	3,092,313
三原	143,892	121,680	95,967	5,470,672	84,542	186,546	67,228	6,170,527
尾道	238,431	118,814	100,750	6,839,753	106,089	232,163	7,645	7,643,645
福山	632,328	1,503,703	597,584	24,327,179	493,812	1,184,551	122,320	28,861,477
中次	228,000	218,824	81,063	5,078,500	112,973	218,858	21,159	5,959,377
庄原	81,755	48,702	28,632	2,481,307	57,355	70,132	1,667	2,769,550
西条	57,917	47,471	12,015	1,573,234	13,349	29,235	120	1,733,341
日市	173,928	257,499	41,571	7,891,408	168,772	162,727	61,236	8,757,141
海田	256,339	373,429	56,690	9,143,700	169,013	404,203	29,844	10,433,218
吉田	370,380	365,493	110	12,972,504	1,397,222	264,150	51,662	15,421,521
広島県計	114,221,653	11,554,131	2,557,635	201,913,474	6,702,071	15,794,365	1,781,720	354,525,049
下関	56,559,853	823,315	265,013	13,986,945	377,386	856,677	22,797	72,891,986
宇部	299,672	1,072,324	269,521	11,344,890	265,070	288,118	106,810	13,646,405
山口	283,519	1,136,113	61,388	17,032,733	746,226	3,142,087	102,902	22,504,968
萩	65,749	35,243	21,859	2,102,011	25,251	76,147	7,220	2,333,480
徳山	266,746	1,176,771	257,228	11,399,915	150,176	565,262	48,927	13,865,025
防府	181,892	66,630	84,203	4,716,700	89,957	234,262	2,391	5,376,035
岩国	172,448	417,351	154,890	7,866,055	135,797	233,976	80,762	9,061,279
光	102,126	31,109	-	3,532,608	22,995	85,095	312	3,774,245
長門	66,631	40,693	14,442	1,741,529	22,316	48,696	1,174	1,935,481
柳井	96,170	52,290	71,137	2,050,897	21,381	54,580	2,015	2,348,470
厚狭	64,100	24,621	-	2,002,895	33,347	228,252	10,983	2,364,198
山口県計	58,158,906	4,876,460	1,199,681	77,777,178	1,889,902	5,813,152	386,293	150,101,572
全管計	290,798,236	22,512,273	7,570,521	453,122,491	14,225,212	33,939,591	2,748,587	824,916,911

(注) 「(1)利子所得等の課税状況」～「(7)非居住者等所得の課税状況」を税務署別に示したものである。

## (10) 税務署別源泉徴収義務者数

署名	利子所得等	配当所得	上場株式譲渡所得	給与所得	報酬・料金等所得	非居住者等所得
	件	件	件	件	件	件
鳥取県	147	276	5	6,355	5,789	19
米子	163	333	3	6,501	5,931	7
倉吉	96	113	1	3,343	3,343	3
鳥取県計	406	722	9	16,199	15,063	29
松浜	126	387	7	7,253	6,156	11
出雲	86	144	2	3,365	2,722	5
益田	113	247	1	5,032	4,045	7
石見大田	30	117	1	2,102	2,157	6
石見大田	23	60	-	1,296	1,195	1
大田	21	67	-	1,729	1,222	2
西郷	13	18	-	839	417	1
鳥根県計	412	1,040	11	21,616	17,914	33
岡山	155	463	22	9,427	8,863	48
山	148	392	6	9,490	8,434	28
山	61	79	-	2,896	2,200	9
大	27	87	1	2,777	2,492	8
西	171	296	8	9,206	8,405	24
児	51	67	1	2,581	2,040	2
倉敷	65	142	3	5,051	5,242	12
島	27	80	2	1,647	1,464	1
敷	74	89	1	2,941	2,374	10
島	53	43	-	1,310	968	2
山	13	41	-	889	881	2
野	66	73	1	3,053	2,240	3
岡	29	49	1	1,328	1,305	-
梁	940	1,901	46	52,596	46,908	149
見						
戸						
世						
計						
岡山県計	940	1,901	46	52,596	46,908	149
広島	129	379	21	9,074	8,165	59
島	55	215	2	5,196	4,707	17
島	133	638	15	11,524	10,856	42
島	105	218	5	8,823	7,510	25
呉	79	207	5	7,099	6,662	22
竹	44	68	2	2,252	1,473	4
三	52	93	3	2,819	2,785	10
尾	80	173	3	5,227	4,358	16
福	224	467	15	12,501	11,291	41
府	68	120	9	4,030	3,842	13
中	25	72	2	1,638	1,054	5
次	26	79	-	1,136	819	4
原	41	91	2	3,403	2,714	12
条	105	177	5	6,469	5,698	19
市	70	127	1	4,671	3,982	14
田	20	23	-	1,081	721	-
田	1,256	3,147	90	86,943	76,637	303
日						
海						
吉						
島						
県						
計						
広島県計	1,256	3,147	90	86,943	76,637	303
下	154	386	10	7,564	7,225	14
宇	85	300	10	5,720	4,694	11
山	96	214	3	4,608	3,612	6
萩	37	48	1	2,099	1,293	2
徳	65	249	8	5,595	4,458	17
防	58	125	4	3,064	2,121	4
岩	80	111	4	4,300	3,098	21
光	37	51	-	2,336	1,620	4
長	52	55	1	1,710	1,042	1
柳	43	56	2	1,612	995	5
厚	38	36	-	1,247	930	4
山口	745	1,631	43	39,855	31,088	89
山口県計	745	1,631	43	39,855	31,088	89
全管計	3,759	8,441	199	217,209	187,610	603

調査時点 平成14年6月30日

用語の説明 源泉徴収義務者とは、所得税を源泉徴収して国に納付する義務のある者をいう。

# 4 法 人 税

## 統計表を見るに当たって

この章は、平成13年2月1日から平成14年1月31日までの間に終了した事業年度についての法人課税状況及び法人数の状況から成っている。

法人課税状況は、すべての種類の法人について示してあるが、法人数は内国普通法人だけについて、業種別・資本金階級別に、その構造を示したものである。

なお、会社標本調査は、内国普通法人のうち、活動中の会社・企業組合等の営業収入金額、益金処分の内容、交際費等の項目について標本調査の方法で調査、集計したものである。

以上の関係を図示すれば次のとおりである。

法人税課税状況	法人数の状況	会社標本調査	内 国 普 通 法 人		人格のない社団等 協 同 組 合 等 公 益 法 人 等 外 国 法 人
			活動中の次の法人	休業中の会社等	
			株式会社 合名会社 合資会社 有限会社 協業会社 相互会 療 法 社 企 業 組 合	特殊な法人 日本銀行 理化学研究所 証券・商品取引所 日本原子力研究所	

### 用語の説明

#### 1 法人の種類及び課税の範囲

内国法人・・・	国内に本店又は主たる事業所を有する法人	公共法人・・・法人税法別表第1に該当する法人＝法人税の納税義務を有しない。（例：国民金融公庫・住宅金融公庫・地方公共団体・日本道路公団・日本放送協会・日本貿易振興会）
		公益法人等・・・法人税法別表第2に該当する法人＝その法人の所得のうち収益事業から生じた所得についてのみ課税される。（例：宇宙開発事業団・小型自動車競走会・社会福祉法人・宗教法人・学校法人・商工会議所・農業共済組合・特定非営利活動法人《NPO法人》）
		協同組合等・・・法人税法別表第3に該当する法人＝課税の範囲について特例はないが、普通法人に比べ適用される税率が低い。（例：農業協同組合・漁業協同組合・労働金庫・信用金庫・森林組合）
		人格のない社団等・・・法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの＝収益事業から生じた所得についてのみ課税される。
		普通法人・・・上記以外の法人＝課税の範囲について特例はない。

外国法人・・・内国法人以外の法人＝日本国内に源泉のある所得について課税される。

2 事業年度・・・法人の決算期間をいう。通常、年1回決算（決算期間12か月）する法人と、年2回決算（決算期間6か月）する法人がある。

3 資本金・・・事業年度末（年2回決算の会社では下期の決算期）の払込済資本金額であり、資本積立金額は含まない。



## 法人税の税率

(平成11年4月1日以後開始事業年度)

- 1 各事業年度の所得
  - (1) 協同組合等・公益法人  
所得金額の . . . . . 22%  
(特定の協同組合等で、年10億円を超える所得の金額 . . . . . 26%)
  - (2) 普通法人等  
所得金額の . . . . . 30%  
(資本金1億円以下の法人の所得金額のうち、年800万円以下の部分 . . . 22%)
- 2 清算所得
  - (1) 協同組合等  
清算所得金額の . . . . . 20.5%
  - (2) 普通法人等  
清算所得金額の . . . . . 27.1%
- 3 同族会社の留保金  
各事業年度の留保所得金額から、資本金の25%相当額からその事業年度末の利益積立金額を控除した金額、所得等の金額の35%相当額、年1,500万円のうち最も多い金額を控除した金額
  - 年3,000万円以下の金額の . . . . . 10%
  - 年3,000万円を超え1億円以下の金額の . . . . . 15%
  - 年1億円を超える金額の . . . . . 20%

## 4 - 1 課 税 状 況

### (1) 現事業年度分の課税状況

区 分		内 国 法						
		普 通 法 人		人 格 の な い 社 団 等		協 同 組 合 等		
		事業年度数	金 額	事業年度数	金 額	事業年度数	金 額	
税 額 合 計	平成 9 年 度	49,909	千円 408,582,094	176	千円 88,006	2,241	千円 17,565,334	
	10	44,945	370,383,851	170	76,353	2,185	18,247,740	
	11	42,325	337,693,829	213	83,886	2,201	15,255,314	
	12	43,109	359,018,313	231	86,761	2,155	12,017,472	
	13	43,850	363,668,888	357	135,117	2,107	11,048,392	
法 定 事 業 年 度 分	確定申告	所 得 金 額	43,778	1,209,872,094	354	581,817	2,222	52,243,444
		所 得 に 対 す る 税 額	43,613	357,364,160	354	133,963	2,203	11,582,798
		税 額	43,536	358,173,956	351	131,118	2,090	10,848,274
	修正申告	所 得 金 額	4,035	23,292,031	11	13,130	118	1,360,085
		税 額	3,118	4,773,563	7	3,030	90	228,357
	処理による 増差税額 のあるもの	所 得 金 額	61	18,421,058	-	-	5	57,708
		税 額	70	1,308,672	-	-	5	21,839
	処理による 減差税額 のあるもの	所 得 金 額	239	913,599	3	687	20	234,366
		税 額	429	705,784	4	1,086	34	78,059
	計	所 得 金 額	44,068	1,251,064,964	360	599,415	2,229	53,431,886
		所 得 に 対 す る 税 額	43,914	362,831,155	360	137,979	2,211	11,754,068
		税 額	43,830	363,652,978	357	135,117	2,097	11,035,531
清算 確定 分	所 得 金 額	21	59,222	-	-	12	64,598	
	所 得 に 対 す る 税 額	21	16,074	-	-	12	13,247	
	税 額	20	15,909	-	-	10	12,860	
税 額 合 計		43,850	363,668,888	357	135,117	2,107	11,048,392	
無 申 告 加 算 税		1,997	336,120	2	21	62	18,835	
過 少 申 告 加 算 税		219	8,884	67	2,534	11	1,147	
重 加 算 税		707	496,306	-	-	22	11,324	
税 額 総 計		-	364,510,197	-	137,672	-	11,079,698	

調査対象 平成13年2月1日から平成14年1月31日までの間に終了した事業年度分の実績

調査時点 平成14年6月30日

人		外国法人		合計		区分		
公益法人等								
事業年度数	金額	事業年度数	金額	事業年度数	金額			
	千円		千円		千円			
784	2,307,442	2	8,788	53,112	428,551,664	平成9年度	税額合計	
781	2,156,580	2	93,421	48,083	390,957,945	10		
776	2,055,118	1	258	45,516	355,088,405	11		
800	1,683,916	2	26,654	46,297	372,833,116	12		
809	1,940,255	2	54,960	47,125	376,847,610	13		
813	8,795,895	2	185,396	47,169	1,271,678,646	所得金額	確定申告	法定事業年度分
803	1,934,789	2	54,978	46,975	371,070,688	所得に対する税額		
807	1,917,083	2	54,960	46,786	371,125,390	税額	修正申告	
33	130,462	-	-	4,197	24,795,708	所得金額		
24	28,731	-	-	3,239	5,033,681	税額	処理による増差税額のあるもの	
-	-	-	-	66	18,478,766	所得金額		
-	-	-	-	75	1,330,511	税額	処理による減差税額のあるもの	
6	11,785	-	-	268	1,160,438	所得金額		
8	3,893	-	-	475	788,823	税額	計	
816	8,914,905	2	185,396	47,475	1,314,196,566	所得金額		
806	1,960,978	2	54,978	47,293	376,739,158	所得に対する税額	税額	
809	1,940,255	2	54,960	47,095	376,818,841	税額		
-	-	-	-	33	123,821	所得金額	清算確定分	
-	-	-	-	33	29,321	所得に対する税額		
-	-	-	-	30	28,770	税額		
809	1,940,255	2	54,960	47,125	376,847,610	税額合計		
16	3,394	-	-	2,077	358,370	無申告加算税		
17	488	-	-	314	13,053	過少申告加算税		
2	571	-	-	731	508,201	重加算税		
-	1,944,707	-	54,960	-	377,727,233	税額総計		

用語の説明 1 「清算確定分」欄の所得金額とは、法人が解散した場合における残余財産の価額が解散時における資本金額等を超える場合、その超える金額をいう。

2 税額とは、所得・留保及び土地譲渡利益に対する税額から、所得税額、外国税額などの控除額を差し引いた税額をいう。

## (2) 既往事業年度分の課税状況

区 分	内 国 法									
	普 通 法 人			人 格 の な い 社 団 等			協 同 組 合 等			
	事 業 年 度 数	所 得 金 額	税 額	事 業 年 度 数	所 得 金 額	税 額	事 業 年 度 数	所 得 金 額	税 額	
	千 円	千 円		千 円	千 円		千 円	千 円		
法 定 事 業 年 度 分	申 告 額	3,331	11,236,738	4,112,363	354	543,611	140,968	115	564,057	139,970
	処理による増差 税額のあるもの	96	4,399,228	1,324,539	-	-	-	21	51,730	16,389
	処理による減差 税額のあるもの	383	494,562	419,798	2	518	120	21	91,819	22,549
清 算 確 定 分	申 告 額	-	-	-	-	-	-	1	51	10
	処理による増差 税額のあるもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	処理による減差 税額のあるもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	無 申 告 加 算 税	100	-	8,260	168	-	6,886	4	-	130
	過 少 申 告 加 算 税	1,571	-	203,826	3	-	34	82	-	12,107
	重 加 算 税	1,857	-	1,428,586	-	-	-	53	-	18,650
	合 計	-	-	6,657,776	-	-	147,768	-	-	164,707

調査対象：平成13年1月31日以前に終了した事業年度分の事績

調査期間：平成13年7月1日から平成14年6月30日までの間に処理したもの

人			外 国 法 人			合 計			区 分	
公 益 法 人 等										
事 業 年 度 数	所 得 金 額	税 額	事 業 年 度 数	所 得 金 額	税 額	事 業 年 度 数	所 得 金 額	税 額		
	千 円	千 円		千 円	千 円		千 円	千 円		
85	308,220	74,100	-	-	-	3,885	12,652,626	4,467,401	申 告 額	法 定 事 業 年 度 分
-	-	-	-	-	-	117	4,450,957	1,340,928	処理による増差 税額のあるもの	
15	56,760	13,380	-	-	-	421	643,660	455,846	処理による減差 税額のあるもの	
-	-	-	-	-	-	1	51	10	申 告 額	清 算 確 定 分
-	-	-	-	-	-	-	-	-	処理による増差 税額のあるもの	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	処理による減差 税額のあるもの	
21	-	1,757	-	-	-	293	-	17,033	無 申 告 加 算 税	
24	-	6,587	1	-	22	1,681	-	222,576	過 少 申 告 加 算 税	
8	-	1,500	-	-	-	1,918	-	1,448,735	重 加 算 税	
-	-	70,564	-	-	22	-	-	7,040,837	合 計	

## (3) 税務署別課税状況

署名	法定事業年度分					
	所得金額		所得に対する税額	税額		
	事業年度数	金額		事業年度数	金額	
		千円	千円	千円		
鳥取県計	取子	1,880	41,338,642	11,744,327	1,866	11,283,894
	倉吉	1,698	24,233,973	6,637,763	1,694	6,765,385
	鳥取	710	7,177,590	1,898,223	702	1,910,837
	県計	4,288	72,750,205	20,280,313	4,262	19,960,117
松江市	江田	1,848	54,824,705	15,588,830	1,830	15,438,009
	出雲	706	9,465,131	2,599,739	706	2,608,995
	益田	1,167	36,581,100	10,521,591	1,159	10,565,946
	大田	489	5,161,985	1,383,237	489	1,406,515
	東郷	273	4,047,544	1,107,786	271	1,115,595
	西郷	450	6,196,378	1,736,621	442	1,744,341
	根県計	152	2,327,839	651,908	150	649,297
岡山県計	5,085	118,604,683	33,589,712	5,047	33,528,698	
岡山県計	山西	2,423	110,848,413	31,864,619	2,381	32,013,018
	大寺	2,398	48,162,562	13,505,568	2,360	13,878,441
	児島	549	10,654,682	3,050,928	551	3,101,729
	敷島	507	11,339,737	3,223,525	499	3,097,065
	玉津	1,894	42,473,223	12,125,965	1,891	11,341,521
	笠岡	472	12,096,011	3,447,494	470	3,630,566
	野田	1,141	21,245,938	5,961,665	1,140	6,289,523
	高梁	361	4,329,346	1,188,711	358	1,225,053
	瀬戸	530	24,430,145	6,921,452	526	7,153,556
	久世	288	3,861,476	1,277,987	287	1,311,379
	岡山市	244	4,779,104	1,373,893	242	1,441,942
	山県計	541	9,917,328	2,813,816	530	2,816,810
	久世	353	2,655,454	712,988	347	701,828
	岡山県計	11,701	306,793,417	87,468,611	11,582	88,002,432
広島県計	東南	1,971	116,387,767	34,088,042	1,947	34,029,446
	西北	1,106	33,778,639	9,739,303	1,095	9,708,437
	北広島	2,841	112,369,279	32,655,649	2,840	32,409,906
	呉	1,775	25,381,117	7,085,490	1,770	7,206,746
	竹原	1,349	22,101,972	6,079,279	1,336	6,141,181
	三ツ尾	388	5,136,035	1,424,559	384	1,423,315
	福山	547	12,086,155	3,367,391	547	3,482,982
	中庄	983	13,381,499	3,726,699	971	3,799,050
	三ツ庄	2,602	78,548,182	22,496,680	2,578	22,977,734
	西条	671	19,531,184	5,592,721	659	5,805,369
	市田	371	4,844,716	1,356,711	370	1,377,897
	吉田	245	3,606,166	979,092	243	984,435
	海田	739	28,945,181	8,498,499	729	9,258,632
	広島県計	1,140	19,039,721	5,369,111	1,144	5,419,356
	吉田	941	19,176,367	5,504,822	933	5,621,613
	広島県計	205	2,150,345	571,690	203	575,326
	広島県計	17,874	516,464,325	148,535,738	17,749	150,221,422
山口県計	関部	1,802	45,458,837	13,020,202	1,774	12,737,195
	山口	1,374	47,107,505	13,679,642	1,363	13,010,976
	萩	1,087	113,931,106	33,613,078	1,079	33,342,384
	徳防	316	5,246,827	1,435,272	319	1,441,821
	岩国	1,296	47,083,326	13,711,585	1,282	13,033,154
	光	574	9,149,937	2,580,072	570	2,565,269
	長門	839	12,494,129	3,557,484	832	3,648,798
	柳井	476	7,061,606	1,994,169	473	2,055,651
	厚狭	245	3,345,426	880,127	246	884,875
	山口県計	328	4,376,981	1,151,382	324	1,146,079
	山口県計	190	4,328,257	1,241,771	193	1,239,972
	山口県計	8,527	299,583,936	86,864,783	8,455	85,106,173
	全管計	47,475	1,314,196,566	376,739,158	47,095	376,818,841

(注) 「(1) 現事業年度分の課税状況」を署別に示したものである。

清算確定分		税額	税額合計	税額総計	署名
所得金額					
事業年度数	金額	千円	千円	千円	
2	1,306	207	11,284,101	11,301,547	鳥取県 取子吉計
-	-	-	6,765,385	6,776,560	
-	-	-	1,910,837	1,913,768	
2	1,306	207	19,960,323	19,991,875	
2	18,670	5,059	15,443,068	15,472,920	松江市 江田雲田東郷計
-	-	-	2,608,995	2,621,725	
-	-	-	10,565,946	10,580,965	
-	-	-	1,406,515	1,415,480	
2	5,541	1,289	1,116,884	1,118,044	見大 石大西島根
1	61	17	1,744,358	1,761,137	
-	-	-	649,297	650,602	
5	24,272	6,365	33,535,063	33,620,873	
1	1,561	420	32,013,438	32,055,205	岡山県 山山
3	865	234	13,878,675	13,910,113	
-	-	-	3,101,729	3,109,396	
-	-	-	3,097,065	3,103,144	
1	221	60	11,341,581	11,366,173	
-	-	-	3,630,566	3,642,225	
1	8,386	1,719	6,291,242	6,324,217	山形県 山野岡梁見戸世計
1	17	-	1,225,053	1,228,157	
-	-	-	7,153,556	7,173,627	
1	3,337	904	1,312,283	1,314,243	
-	-	-	1,441,942	1,442,682	
-	-	-	2,816,810	2,822,771	
-	-	-	701,828	704,475	
8	14,387	3,338	88,005,770	88,196,428	
2	5,805	1,568	34,031,014	34,074,273	広島県 島島
3	47,137	9,598	9,718,035	9,755,739	
3	16,405	4,172	32,414,077	32,469,823	
-	-	-	7,206,746	7,221,358	
1	3,039	823	6,142,004	6,211,275	
-	-	-	1,423,315	1,425,753	
-	-	-	3,482,982	3,490,390	
1	781	150	3,799,200	3,813,171	原原道山中次原条市田計
1	2,199	596	22,978,329	23,035,143	
-	-	-	5,805,369	5,835,274	
1	269	55	1,377,952	1,386,236	
-	-	-	984,435	986,670	
1	144	-	9,258,632	9,288,733	
-	-	-	5,419,356	5,432,020	
-	-	-	5,621,613	5,647,693	
-	-	-	575,326	581,328	
13	75,779	16,961	150,238,383	150,654,879	
-	-	-	12,737,195	12,754,852	下関市 関部口
2	3,303	639	13,011,615	13,045,110	
1	3,253	881	33,343,265	33,369,559	
-	-	-	1,441,821	1,446,080	
1	479	98	13,033,252	13,062,247	萩 山府国
-	-	-	2,565,269	2,573,438	
-	-	-	3,648,798	3,670,491	
-	-	-	2,055,651	2,060,203	
1	1,041	281	885,155	890,659	光 門井狭計
-	-	-	1,146,079	1,148,883	
-	-	-	1,239,972	1,241,659	
5	8,076	1,899	85,108,072	85,263,179	
33	123,821	28,770	376,847,610	377,727,233	全管計

## 4 - 2 法 人 数

### (1) 法人数等

区 分		法人数	所 得 金 額			
			利 益		欠 損	
			事業年度数	金 額	事業年度数	金 額
内 国 法 人	普 通 法 人			千円		千円
	会 社 等	146,513	42,141	1,187,945,381	105,848	816,769,788
	企 業 組 合	158	25	148,583	136	567,112
	相 互 会 社	-	-	-	-	-
	法 医 療 法 人	2,748	1,902	62,971,000	855	4,756,380
	特 定 目 的 会 社	1	-	-	1	-
	小 計	149,420	44,068	1,251,064,964	106,840	822,093,280
	人 格 の な い 社 団 等	653	360	599,415	298	449,985
	協 同 組 合					
	農 業 協 同 組 合 及 び 同 連 合 会	293	154	14,013,857	143	13,024,936
消 費 生 活 協 同 組 合 及 び 同 連 合 会	45	25	1,570,267	20	349,555	
中 小 企 業 協 同 組 合 ( 企 業 組 合 を 除 く 。 )	1,512	810	4,496,778	730	47,881,790	
漁 業 会 、 漁 業 生 産 組 合 、 漁 業 協 同 組 合 及 び 同 連 合 会	325	166	993,767	159	1,953,776	
森 林 組 合 及 び 同 連 合 会	378	166	1,205,842	219	109,134	
そ の 他	1,836	908	31,151,376	966	24,938,691	
小 計	4,389	2,229	53,431,886	2,237	88,257,881	
公 益 法 人 等	1,631	816	8,914,905	819	3,774,147	
外 国 法 人 等	11	2	185,396	9	263,655	
合 計	156,104	47,475	1,314,196,566	110,203	914,838,948	

調査対象 平成13年2月1日から平成14年1月31日までの間に終了した事業年度分について、平成14年6月30日までに申告又は処理（更正・決定等）をしたもの。

（注） この表には、清算中の法人は含まれていない。



## (2) 税務署別法人数

署名	内 国 法 人									外国人	合計
	普 通 法 人						人格のない社 団等	協 同 組 合 等	公 益 法 人 等		
	会社等	企業組合	相互会社	医療法人	特定目的 法人	小 計					
鳥取	4,130	6	-	93	-	4,229	18	234	82	-	4,563
米子	4,299	3	-	117	-	4,419	23	165	54	1	4,662
倉吉	1,847	4	-	54	-	1,905	9	107	24	-	2,045
鳥取県計	10,276	13	-	264	-	10,553	50	506	160	1	11,270
松山	4,391	4	-	93	-	4,488	28	257	124	-	4,897
浜田	1,818	2	-	30	-	1,850	23	110	34	-	2,017
出雲	2,658	1	-	83	-	2,742	20	126	43	-	2,931
益田	1,344	4	-	16	-	1,364	8	48	16	-	1,436
石見	636	1	-	11	-	648	9	54	13	-	724
大田	933	1	-	19	-	953	10	85	14	-	1,062
大東	355	-	-	2	-	357	2	43	10	-	412
島根県計	12,135	13	-	254	-	12,402	100	723	254	-	13,479
岡山	7,920	3	-	131	-	8,054	27	248	103	1	8,433
山西	7,684	3	-	111	-	7,798	18	158	42	-	8,016
西大	1,770	2	-	47	-	1,819	6	39	9	-	1,873
児島	1,934	2	-	39	-	1,975	3	62	25	-	2,065
倉敷	6,915	6	-	130	-	7,051	11	120	45	1	7,228
玉島	1,563	6	-	44	-	1,613	5	36	14	-	1,668
津山	3,864	3	-	53	-	3,920	11	177	48	1	4,157
玉野	1,106	2	-	32	-	1,140	2	32	6	-	1,180
笠岡	1,824	2	-	34	-	1,860	8	70	16	-	1,954
高梁	794	-	-	12	-	806	7	31	18	-	862
新見	601	-	-	7	-	608	-	30	9	-	647
瀬戸	2,004	2	-	46	-	2,052	9	69	14	-	2,144
久世	822	2	-	22	-	846	6	39	11	-	902
岡山県計	38,801	33	-	708	-	39,542	113	1,111	360	3	41,129
広島	6,651	11	-	82	-	6,744	29	129	107	-	7,009
島南	3,835	8	-	58	-	3,901	14	75	30	-	4,020
島西	9,603	12	-	111	-	9,726	24	160	78	1	9,989
島北	6,296	4	-	97	-	6,397	29	98	22	-	6,546
島呉	4,557	4	-	84	1	4,646	20	101	26	2	4,795
竹原	1,330	6	-	33	-	1,369	3	31	14	-	1,417
三尾	1,900	6	-	33	-	1,939	3	47	19	-	2,008
福道	3,554	5	-	65	-	3,624	20	76	34	-	3,754
府山	9,336	9	-	131	-	9,476	22	171	84	-	9,753
三庄	2,491	3	-	39	-	2,533	15	79	26	-	2,653
原次	1,061	1	-	22	-	1,084	7	34	12	-	1,137
日条	654	-	-	15	-	669	4	28	4	-	705
市	2,376	1	-	59	-	2,436	5	48	18	-	2,507
田	4,241	3	-	93	-	4,337	15	58	29	-	4,439
海田	3,221	2	-	60	-	3,283	8	32	11	1	3,335
吉田	655	-	-	8	-	663	2	30	4	-	699
広島県計	61,761	75	-	990	1	62,827	220	1,197	518	4	64,766
下関	5,509	3	-	97	-	5,609	19	171	68	1	5,868
宇部	3,528	4	-	101	-	3,633	15	90	30	2	3,770
山口	2,676	4	-	71	-	2,751	32	135	95	-	3,013
萩	950	4	-	27	-	981	12	66	23	-	1,082
徳山	3,524	-	-	64	-	3,588	22	92	46	-	3,748
防府	1,521	1	-	35	-	1,557	10	60	18	-	1,645
岩国	2,424	3	-	66	-	2,493	21	65	18	-	2,597
光	1,250	3	-	31	-	1,284	10	47	11	-	1,352
長門	630	2	-	15	-	647	12	47	13	-	719
柳井	861	-	-	12	-	873	6	48	11	-	938
厚狭	667	-	-	13	-	680	11	31	6	-	728
山口県計	23,540	24	-	532	-	24,096	170	852	339	3	25,460
全管計	146,513	158	-	2,748	1	149,420	653	4,389	1,631	11	156,104

(注) 「(1) 法人数等」のうち法人数について署別に示したものである。

## (3) 業種別、資本金階級別法人数等(その1)

業 種	法 人 数	利 益 計 上 法 人		欠 損 法 人	
		事 業 年 度 数	所 得 金 額	事 業 年 度 数	欠 損 金 額
			千円		千円
食 料 品	3,383	829	31,807,572	2,580	17,978,324
製糸、紡績、ねん糸	79	14	15,983,855	66	306,309
織 物	200	47	1,680,871	155	771,326
二 ツ ト	36	5	53,164	33	76,063
染 色 整 理	90	21	2,514,633	69	1,168,849
その他の繊維工業	187	49	510,170	148	537,256
衣服その他の繊維製品	2,250	362	9,729,845	1,926	11,941,458
製 木 材、木 製 品	1,137	264	8,902,222	886	14,033,691
家 具、装 備 品	1,047	184	1,578,757	876	3,053,252
パルプ、紙、紙製品	345	133	6,745,421	216	1,101,365
新聞、出版、印刷	1,465	413	9,712,476	1,071	4,838,142
化 学 工 業	386	182	56,928,013	209	3,665,609
石 油 製 品	52	25	1,563,211	29	125,527
石 炭 製 品	8	-	-	8	19,945
造 ゴ ム 製 品	171	60	3,833,749	116	1,137,940
皮 革、皮 革 製 品	29	6	72,726	23	112,968
窯業、土石製品	1,301	447	37,805,724	865	16,276,888
鉄 鋼	564	153	6,708,775	420	2,395,811
非 鉄 金 属	111	41	2,898,527	70	7,736,295
金 属 製 品	2,206	623	24,923,318	1,596	5,361,180
機 械	2,395	730	23,934,560	1,691	7,362,060
業 産業用電気機械器具	787	277	34,716,212	521	4,164,609
民生用電気機械器具	262	110	23,447,294	161	3,742,962
通 信 機 械 器 具	78	24	5,013,311	56	344,411
輸 送 用 機 械 器 具	1,543	443	21,657,639	1,110	102,416,043
理 化 学 機 械 器 具	84	27	2,141,571	57	420,274
光 学 機 械 器 具	26	7	260,389	19	79,694
時 計、時 計 部 品	3	-	-	3	5,926
そ の 他	1,724	516	14,593,900	1,226	3,744,874
計	21,949	5,992	349,717,904	16,206	214,919,051

調査対象 平成13年2月1日から平成14年1月31日までの間に事業年度が終了した内国普通法人

調査時点 平成14年6月30日

資 本 金 階 級 別 法 人 数											
100万円 未 満	100万円 以 上	200万円 以 上	500万円 以 上	1000万円 以 上	2000万円 以 上	5000万円 以 上	1億円 以 上	5億円 以 上	10億円 以 上	50億円 以 上	100億円 以 上
26	17	1,234	490	1,153	318	105	34	1	5	-	-
-	-	26	9	29	6	4	3	-	-	-	2
3	1	56	31	86	17	6	-	-	-	-	-
-	-	10	7	15	4	-	-	-	-	-	-
-	-	29	8	37	9	5	2	-	-	-	-
-	-	70	21	70	19	5	2	-	-	-	-
2	9	922	260	857	155	33	10	1	1	-	-
5	6	382	209	389	109	27	9	-	-	1	-
4	1	458	181	317	65	18	3	-	-	-	-
-	1	102	48	127	45	14	5	1	2	-	-
5	1	605	175	526	116	29	7	1	-	-	-
1	-	60	29	166	53	26	26	3	16	1	5
-	-	8	3	21	10	7	3	-	-	-	-
-	-	1	-	4	3	-	-	-	-	-	-
-	-	63	14	59	21	5	8	-	1	-	-
-	-	9	4	11	2	3	-	-	-	-	-
4	-	351	179	459	215	60	25	3	3	-	2
2	1	218	90	161	55	23	11	1	2	-	-
-	-	45	10	31	11	7	6	-	-	-	1
1	2	939	343	660	184	46	27	1	1	2	-
1	2	846	346	872	228	60	25	4	9	1	1
2	-	280	83	290	78	24	25	2	2	1	-
-	-	66	32	99	40	7	15	1	1	1	-
-	-	27	7	35	5	1	3	-	-	-	-
2	1	671	215	439	119	56	31	2	6	-	1
-	1	21	14	32	13	1	1	-	-	1	-
-	-	10	3	10	3	-	-	-	-	-	-
-	-	2	-	1	-	-	-	-	-	-	-
8	1	774	242	528	125	31	14	1	-	-	-
66	44	8,285	3,053	7,484	2,028	603	295	22	49	8	12

## (3) 業種別、資本金階級別法人数等(その2)

業 種		法 人 数	利 益 計 上 法 人		欠 損 法 人	
			事 業 年 度 数	所 得 金 額	事 業 年 度 数	欠 損 金 額
卸 売 業	飲 食 料 品	3,057	907	17,339,811	2,192	9,848,051
	織 維 品	1,003	231	8,680,066	786	4,846,398
	建 築 材 料	2,529	793	9,810,733	1,759	8,486,658
	家具、建具、じゅう器	416	108	14,243,085	312	1,364,779
	医 薬 品、化 粧 品	432	134	6,729,240	305	1,819,386
	機 械 器 具	3,119	1,158	38,596,183	1,992	10,728,766
	鉱 物、金 属 材 料	607	231	6,052,665	379	3,479,630
	貿 易	295	87	1,906,335	211	1,032,476
	そ の 他	2,786	1,012	20,884,712	1,794	7,972,464
	計	14,244	4,661	124,242,831	9,730	49,578,609
小 売 業	飲 食 料 品	6,031	1,098	12,876,649	4,980	15,312,444
	織 物	738	89	583,123	660	1,831,245
	衣 服、身 回 り 品	2,870	475	111,767,866	2,415	8,259,447
	家具、建具、じゅう器	3,086	561	3,752,442	2,555	5,819,415
	医 薬 品、化 粧 品	2,264	792	7,929,018	1,492	3,408,490
	百 貨 店	302	72	8,841,192	232	173,585,556
	趣 味、娯 楽 用 品	1,275	236	1,897,465	1,054	3,089,493
そ の 他	8,955	2,647	32,834,492	6,371	19,002,174	
計	25,521	5,970	180,482,247	19,759	230,308,264	
建 設 業	総 合 建 設	16,224	6,037	89,421,439	10,386	54,955,632
	職 別 建 設	14,590	3,935	41,880,029	10,785	31,967,947
	計	30,814	9,972	131,301,468	21,171	86,923,579
運 輸 通 信 公 益 事 業	鉄 道	13	3	506,224	10	42,662
	道 路 旅 客 運 送	661	203	4,130,348	466	1,951,264
	道 路 貨 物 運 送	3,237	1,057	20,096,551	2,206	7,765,266
	水 運	920	219	6,246,852	708	7,547,923
	倉 庫	198	82	2,180,918	118	909,543
	放 送	95	37	43,640,329	60	5,623,152
	電 気 供 給	8	4	60,437,441	4	72,582
	ガ ス・熱 供 給	34	24	3,768,367	10	1,347,798
	その他の運輸、運輸 附帯サービス、水道	602	223	5,581,560	389	1,006,440
計	5,768	1,852	146,588,589	3,971	26,266,629	

資 本 金 階 級 別 法 人 数											
100万円 未 満	100万円 以 上	200万円 以 上	500万円 以 上	1000万円 以 上	2000万円 以 上	5000万円 以 上	1億円 以 上	5億円 以 上	10億円 以 上	50億円 以 上	100億円 以 上
7	8	994	399	1,216	318	90	24	1	-	-	-
2	1	252	114	503	98	22	8	1	2	-	-
1	3	812	338	1,077	245	39	14	-	-	-	-
1	-	120	42	194	52	4	1	1	1	-	-
-	3	173	42	180	23	5	3	1	2	-	-
2	2	871	282	1,441	334	88	86	6	7	-	-
-	-	149	48	293	90	16	11	-	-	-	-
-	-	118	16	120	29	6	5	1	-	-	-
4	6	880	339	1,196	295	51	14	1	-	-	-
17	23	4,369	1,620	6,220	1,484	321	166	12	12	-	-
39	24	3,554	987	1,172	190	42	22	-	1	-	-
2	4	315	137	244	31	4	1	-	-	-	-
12	9	1,492	474	739	121	15	5	-	2	-	1
10	7	1,587	450	911	102	11	5	1	-	1	1
12	3	1,408	375	397	56	9	4	-	-	-	-
1	1	90	44	84	35	18	23	-	5	-	1
6	1	592	191	415	57	12	1	-	-	-	-
39	18	4,352	1,388	2,552	489	98	14	2	2	1	-
121	67	13,390	4,046	6,514	1,081	209	75	3	10	2	3
14	10	6,069	2,778	3,578	3,409	296	59	7	3	1	-
21	9	7,991	2,236	3,226	1,014	75	16	-	2	-	-
35	19	14,060	5,014	6,804	4,423	371	75	7	5	1	-
-	-	1	1	3	1	-	5	2	-	-	-
1	-	241	95	210	72	21	16	2	2	-	1
8	4	1,127	584	1,174	278	47	12	-	2	-	1
-	3	242	156	345	132	22	16	3	1	-	-
-	-	53	17	78	31	16	2	-	1	-	-
-	1	20	1	14	7	5	29	6	9	2	1
-	-	-	-	2	1	-	-	-	3	1	1
-	-	7	4	7	3	4	8	-	1	-	-
2	1	171	72	251	66	28	7	3	1	-	-
11	9	1,862	930	2,084	591	143	95	16	20	3	4

## (3) 業種別、資本金階級別法人数等(その3)

業 種		法 人 数	利 益 計 上 法 人		欠 損 法 人	
			事 業 年 度 数	所 得 金 額	事 業 年 度 数	欠 損 金 額
サ ー ビ ス 業	対個人サービス	3,869	974	11,439,936	2,939	14,252,615
	対事業所サービス	5,886	2,017	38,211,117	3,933	14,935,644
	映 画	91	18	131,145	74	949,256
	娯 楽	1,594	428	23,683,616	1,191	39,287,282
	その他のサービス業	11,714	4,833	108,881,690	6,976	20,440,118
	自 動 車 修 理	2,479	758	3,090,163	1,728	2,773,625
	そ の 他 の 修 理	1,099	314	4,459,625	797	1,239,576
計	26,732	9,342	189,897,293	17,638	93,878,116	
料 理 飲 食 旅 館 業	料理、飲食店	5,361	844	7,603,913	4,570	16,375,118
	旅 館	1,453	242	2,298,652	1,229	13,499,770
	計	6,814	1,086	9,902,565	5,799	29,874,887
農 林 水 産 業	農 林	979	215	4,489,557	781	10,741,450
	漁業、水産養殖	355	46	496,732	314	4,500,304
	計	1,334	261	4,986,289	1,095	15,241,754
鉱 業	金 属 ・ 石 炭	12	5	164,202	8	34,687
	原 油 、 天 然 ガ ス	-	-	-	-	-
	非 金 属	374	134	3,553,010	242	1,139,802
	計	386	139	3,717,211	250	1,174,489
金 融 保 險 業	銀 行 、 信 託	30	21	38,595,608	10	21,357,874
	そ の 他 の 金 融	499	146	6,887,974	362	2,923,595
	証 券 、 商 品 取 引	72	12	2,483,303	63	530,843
	保 険 、 保 険 サ ー ビ ス	1,210	456	1,570,554	770	2,363,974
計	1,811	635	49,537,438	1,205	27,176,286	
不 動 産 業	13,691	4,048	31,518,775	9,767	45,574,171	
そ の 他 の 産 業	356	110	29,172,354	249	1,177,445	
合 計	149,420	44,068	1,251,064,964	106,840	822,093,280	

資 本 金 階 級 別 法 人 数											
100万円 未 満	100万円 以 上	200万円 以 上	500万円 以 上	1000万円 以 上	2000万円 以 上	5000万円 以 上	1億円 以 上	5億円 以 上	10億円 以 上	50億円 以 上	100億円 以 上
30	8	2,277	566	753	178	41	15	-	1	-	-
55	19	2,844	602	1,885	331	86	51	4	8	1	-
1	-	37	6	34	9	3	1	-	-	-	-
3	1	509	243	519	177	75	47	8	10	1	1
83	26	4,967	1,857	3,583	905	212	70	6	5	-	-
3	-	1,378	439	572	70	15	2	-	-	-	-
-	1	681	127	240	42	6	2	-	-	-	-
175	55	12,693	3,840	7,586	1,712	438	188	18	24	2	1
9	9	3,318	859	924	188	39	12	2	1	-	-
2	2	559	276	373	131	49	51	3	5	2	-
11	11	3,877	1,135	1,297	319	88	63	5	6	2	-
32	24	472	194	148	68	31	8	2	-	-	-
1	1	178	90	53	22	7	3	-	-	-	-
33	25	650	284	201	90	38	11	2	-	-	-
-	-	1	2	4	2	1	2	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1	1	98	63	129	65	14	3	-	-	-	-
1	1	99	65	133	67	15	5	-	-	-	-
1	-	1	-	18	-	-	-	-	-	3	7
-	-	176	50	179	67	15	10	1	-	1	-
-	-	27	5	20	6	5	6	1	2	-	-
14	-	826	72	252	25	7	14	-	-	-	-
15	-	1,030	127	469	98	27	30	2	2	4	7
100	46	7,160	1,914	3,415	734	182	121	9	7	2	1
21	2	151	42	90	33	10	4	2	-	-	1
606	302	67,626	22,070	42,297	12,660	2,445	1,128	98	135	24	29

## (4) 県別業種別、資本金階級別法人数等(その1)

県	業種	法人数	利益計上法人		欠損法人	
			事業年度数	所得金額	事業年度数	欠損金額
			千円		千円	
鳥取県	製造業	1,479	457	19,803,714	1,051	9,102,576
	卸売業	970	395	6,737,930	588	3,137,231
	小売業	1,951	555	5,046,301	1,411	4,678,002
	建設業	2,339	1,154	13,539,934	1,214	3,658,843
	運輸通信公益事業	322	134	4,058,241	192	480,917
	サービス業	1,814	721	10,625,934	1,103	3,718,913
	料理飲食旅館業	583	111	633,681	481	1,900,236
	農林水産業	157	33	150,634	126	3,284,712
	鉱業	31	13	64,292	18	64,358
	金融保険業	126	56	4,336,995	70	562,636
不動産業	748	278	1,558,402	473	1,482,695	
その他の産業	33	10	85,959	24	17,942	
合計		10,553	3,917	66,642,017	6,751	32,089,061
島根県	製造業	1,807	575	36,075,661	1,254	13,452,527
	卸売業	1,023	399	6,997,598	633	2,329,233
	小売業	2,544	772	7,470,345	1,785	8,847,230
	建設業	2,621	1,116	20,323,543	1,536	6,189,215
	運輸通信公益事業	407	153	2,531,232	257	501,355
	サービス業	2,061	865	13,449,114	1,213	8,855,919
	料理飲食旅館業	707	145	659,339	570	7,935,757
	農林水産業	249	58	958,443	193	9,251,230
	鉱業	71	29	667,224	43	113,924
	金融保険業	143	86	19,577,141	60	154,223
不動産業	719	283	1,879,227	442	854,088	
その他の産業	50	22	305,132	28	154,921	
合計		12,402	4,503	110,894,000	8,014	58,639,622
岡山県	製造業	6,339	1,647	95,670,290	4,770	23,907,135
	卸売業	3,517	1,038	22,434,369	2,517	10,958,614
	小売業	6,716	1,414	21,051,836	5,372	18,341,645
	建設業	8,385	2,631	28,589,276	5,845	24,311,104
	運輸通信公益事業	1,545	436	13,736,971	1,119	6,366,556
	サービス業	6,909	2,265	48,435,638	4,705	36,245,952
	料理飲食旅館業	1,718	245	4,392,136	1,496	6,624,621
	農林水産業	277	39	2,420,579	243	685,372
	鉱業	118	41	1,499,410	79	277,316
	金融保険業	498	173	13,999,893	338	2,171,201
不動産業	3,423	936	5,938,850	2,529	11,407,732	
その他の産業	97	27	26,990,237	71	360,292	
合計		39,542	10,892	285,159,487	29,084	141,657,542

調査対象 平成13年2月1日から平成14年1月31日までの間に事業年度が終了した内国普通法人

調査時点 平成14年6月30日



資 本 金 階 級 別 法 人 数											
100万円 未 満	100万円 以 上	200万円 以 上	500万円 以 上	1000万円 以 上	2000万円 以 上	5000万円 以 上	1億円 以 上	5億円 以 上	10億円 以 上	50億円 以 上	100億円 以 上
7	2	580	256	388	166	51	22	1	5	1	-
-	1	327	161	331	108	26	16	-	-	-	-
14	6	1,068	373	367	95	17	11	-	-	-	-
2	2	936	497	402	459	34	7	-	-	-	-
1	-	133	66	85	21	4	12	-	-	-	-
5	3	854	450	369	91	23	15	2	2	-	-
1	-	343	114	85	26	7	7	-	-	-	-
1	1	89	26	24	11	4	1	-	-	-	-
-	-	9	7	7	3	2	3	-	-	-	-
-	-	80	12	23	4	2	3	1	-	1	-
11	3	419	99	149	47	8	11	1	-	-	-
-	1	21	3	4	4	-	-	-	-	-	-
42	19	4,859	2,064	2,234	1,035	178	108	5	7	2	-
14	5	681	384	447	186	66	23	-	1	-	-
4	2	352	222	302	98	26	16	1	-	-	-
12	10	1,342	578	446	121	24	9	-	2	-	-
3	2	1,025	624	407	520	34	6	-	-	-	-
3	3	175	87	91	31	7	8	1	1	-	-
11	4	1,001	430	429	128	31	23	1	3	-	-
4	2	357	181	100	34	18	11	-	-	-	-
4	5	105	64	38	19	10	3	1	-	-	-
-	-	23	18	18	11	1	-	-	-	-	-
2	-	79	16	32	9	1	2	-	-	1	1
10	2	397	127	105	50	14	13	1	-	-	-
3	-	21	6	13	6	-	1	-	-	-	-
70	35	5,558	2,737	2,428	1,213	232	115	5	7	1	1
12	13	2,375	826	2,296	570	160	70	7	8	-	2
7	5	1,081	371	1,568	383	66	33	3	-	-	-
32	17	3,517	1,034	1,783	272	43	12	1	5	-	-
9	2	3,835	1,214	1,833	1,332	140	16	1	2	1	-
4	-	414	284	597	172	34	30	3	7	-	-
66	23	3,212	990	2,091	367	106	43	1	8	1	1
2	4	989	256	331	95	15	20	3	3	-	-
10	6	144	58	33	17	5	4	-	-	-	-
1	1	27	17	45	22	4	1	-	-	-	-
4	-	295	21	138	21	9	7	1	-	-	2
21	11	1,703	535	885	186	53	24	3	1	1	-
5	-	41	8	30	8	3	-	1	-	-	1
173	82	17,633	5,614	11,630	3,445	638	260	24	34	3	6

## (4) 県別業種別、資本金階級別法人数等(その2)

県	業種	法人数	利益計上法人		欠損法人		
			事業年度数	所得金額	事業年度数	欠損金額	
			千円		千円		
広島県	製造業	9,662	2,495	114,231,702	7,259	147,948,673	
	卸売業	6,242	1,931	68,798,340	4,374	24,990,841	
	小売業	9,944	2,118	41,268,470	7,890	186,098,208	
	建設業	11,750	3,181	47,191,717	8,679	34,944,025	
	運輸通信公益事業	2,528	765	116,674,654	1,788	13,566,116	
	サービス業	11,661	3,768	79,801,277	8,006	32,766,273	
	料理飲食旅館業	2,744	371	2,439,803	2,391	10,353,288	
	農林水産業	471	103	1,338,876	378	1,477,928	
	鉱業	97	31	892,412	66	548,298	
	金融保険業	746	223	6,738,845	529	21,671,041	
山口県	不動産業	6,857	1,897	18,243,298	5,009	26,287,757	
	その他の産業	125	31	1,658,634	95	589,823	
	合計	62,827	16,914	499,278,028	46,464	501,242,272	
	山口県	製造業	2,662	818	83,936,537	1,872	20,508,139
		卸売業	2,492	898	19,274,594	1,618	8,162,690
		小売業	4,366	1,111	105,645,295	3,301	12,343,177
		建設業	5,719	1,890	21,656,997	3,897	17,820,392
		運輸通信公益事業	966	364	9,587,492	615	5,351,685
		サービス業	4,287	1,723	37,585,331	2,611	12,291,060
		料理飲食旅館業	1,062	214	1,777,606	861	3,060,986
農林水産業		180	28	117,756	155	542,512	
鉱業		69	25	593,873	44	170,592	
金融保険業		298	97	4,884,563	208	2,617,185	
局計	不動産業	1,944	654	3,898,999	1,314	5,541,899	
	その他の産業	51	20	132,390	31	54,467	
	合計	24,096	7,842	289,091,433	16,527	88,464,784	
	局計	製造業	21,949	5,992	349,717,904	16,206	214,919,051
		卸売業	14,244	4,661	124,242,831	9,730	49,578,609
		小売業	25,521	5,970	180,482,247	19,759	230,308,264
		建設業	30,814	9,972	131,301,468	21,171	86,923,579
		運輸通信公益事業	5,768	1,852	146,588,589	3,971	26,266,629
		サービス業	26,732	9,342	189,897,293	17,638	93,878,116
		料理飲食旅館業	6,814	1,086	9,902,565	5,799	29,874,887
農林水産業		1,334	261	4,986,289	1,095	15,241,754	
鉱業		386	139	3,717,211	250	1,174,489	
金融保険業		1,811	635	49,537,438	1,205	27,176,286	
局計	不動産業	13,691	4,048	31,518,775	9,767	45,574,171	
	その他の産業	356	110	29,172,354	249	1,177,445	
	合計	149,420	44,068	1,251,064,964	106,840	822,093,280	

資本金階級別法人数											
100万円未満	100万円以上	200万円以上	500万円以上	1000万円以上	2000万円以上	5000万円以上	1億円以上	5億円以上	10億円以上	50億円以上	100億円以上
24	18	3,691	1,216	3,498	818	238	118	10	22	4	5
3	9	1,782	572	2,986	646	152	74	6	12	-	-
42	23	5,152	1,341	2,841	407	98	33	1	1	2	3
15	7	5,639	1,709	2,908	1,332	105	29	3	3	-	-
3	5	849	350	962	243	68	26	7	8	3	4
62	21	5,621	1,204	3,575	882	200	76	10	9	1	-
3	2	1,642	391	544	112	27	18	1	2	2	-
13	11	217	93	86	32	16	3	-	-	-	-
-	-	28	12	38	17	2	-	-	-	-	-
7	-	406	50	213	42	9	13	-	2	1	3
41	19	3,650	861	1,795	340	81	60	3	5	1	1
9	1	49	18	30	10	5	3	-	-	-	-
222	116	28,726	7,817	19,476	4,881	1,001	453	41	64	14	16
9	6	958	371	855	288	88	62	4	13	3	5
3	6	827	294	1,033	249	51	27	2	-	-	-
21	11	2,311	720	1,077	186	27	10	1	2	-	-
6	6	2,625	970	1,254	780	58	17	3	-	-	-
-	1	291	143	349	124	30	19	5	4	-	-
31	4	2,005	766	1,122	244	78	31	4	2	-	-
1	3	546	193	237	52	21	7	1	1	-	-
5	2	95	43	20	11	3	-	1	-	-	-
-	-	12	11	25	14	6	1	-	-	-	-
2	-	170	28	63	22	6	5	-	-	1	1
17	11	991	292	481	111	26	13	1	1	-	-
4	-	19	7	13	5	2	-	1	-	-	-
99	50	10,850	3,838	6,529	2,086	396	192	23	23	4	6
66	44	8,285	3,053	7,484	2,028	603	295	22	49	8	12
17	23	4,369	1,620	6,220	1,484	321	166	12	12	-	-
121	67	13,390	4,046	6,514	1,081	209	75	3	10	2	3
35	19	14,060	5,014	6,804	4,423	371	75	7	5	1	-
11	9	1,862	930	2,084	591	143	95	16	20	3	4
175	55	12,693	3,840	7,586	1,712	438	188	18	24	2	1
11	11	3,877	1,135	1,297	319	88	63	5	6	2	-
33	25	650	284	201	90	38	11	2	-	-	-
1	1	99	65	133	67	15	5	-	-	-	-
15	-	1,030	127	469	98	27	30	2	2	4	7
100	46	7,160	1,914	3,415	734	182	121	9	7	2	1
21	2	151	42	90	33	10	4	2	-	-	1
606	302	67,626	22,070	42,297	12,660	2,445	1,128	98	135	24	29

## (5) 税務署別、資本金階級別法人数等

署名	法人数	利益計上法人		欠損法人		
		事業年度数	所得金額	事業年度数	欠損金額	
			千円	千円		
鳥取県	取子	4,229	1,711	38,344,794	2,564	8,910,967
	米倉	4,419	1,561	22,263,848	2,912	19,075,458
	倉吉	1,905	645	6,033,375	1,275	4,102,636
	計	10,553	3,917	66,642,017	6,751	32,089,061
松浜出益石大西島	江田	4,488	1,619	50,310,509	2,910	17,017,711
	雲田	1,850	615	8,959,564	1,256	7,909,420
	大田	2,742	1,060	35,092,361	1,705	4,940,773
	東郷	1,364	445	4,783,861	929	4,142,700
	根	648	232	3,573,748	422	11,999,878
	計	953	405	5,930,194	555	11,692,726
	計	357	127	2,243,763	237	936,414
計	12,402	4,503	110,894,000	8,014	58,639,622	
岡山県	山西	8,054	2,218	101,533,661	5,940	31,553,390
	寺島	7,798	2,286	44,839,096	5,610	34,616,696
	敷島	1,819	525	10,569,811	1,315	5,329,615
	玉津	1,975	465	10,941,613	1,534	6,071,656
	山野	7,051	1,807	40,820,383	5,315	21,686,090
	岡梁	1,613	440	11,215,556	1,183	3,332,044
	見戸	3,920	1,031	19,848,163	2,937	13,201,077
	世	1,140	340	4,294,874	809	2,670,845
	久瀬	1,860	484	21,620,706	1,385	11,037,143
	世	806	263	3,075,893	550	1,640,742
	計	608	220	4,484,392	394	1,118,687
	計	2,052	496	9,577,792	1,577	7,018,474
	計	846	317	2,337,547	535	2,381,081
計	39,542	10,892	285,159,487	29,084	141,657,542	
広島県	東南	6,744	1,834	112,953,574	4,999	201,485,108
	西北	3,901	1,042	32,228,803	2,894	13,015,987
	島	9,726	2,696	109,877,955	7,122	50,251,015
	呉	6,397	1,714	24,786,741	4,731	13,369,774
	原	4,646	1,274	19,522,426	3,406	26,455,349
	道	1,369	365	4,936,362	1,012	4,170,164
	山中	1,939	512	11,208,913	1,445	5,318,966
	次	3,624	915	13,074,032	2,732	7,130,600
	原	9,476	2,476	76,279,743	7,063	30,191,908
	条	2,533	613	18,412,298	1,951	16,758,829
	市	1,084	343	4,734,883	749	2,082,669
	田	669	227	3,115,432	452	1,097,146
	田	2,436	703	28,760,441	1,757	9,295,864
	計	4,337	1,091	18,451,457	3,283	17,827,769
	計	3,283	915	19,036,224	2,394	101,156,762
	計	663	194	1,898,744	474	1,634,362
	計	62,827	16,914	499,278,028	46,464	501,242,272
山口県	関部	5,609	1,683	44,203,089	4,015	16,284,435
	口	3,633	1,306	46,144,566	2,368	9,575,508
	萩	2,751	940	110,243,935	1,845	6,581,045
	山	981	272	4,405,929	718	7,636,037
	府	3,588	1,214	46,339,325	2,404	11,347,751
	国	1,557	529	9,034,730	1,042	8,288,919
	光	2,493	784	11,492,543	1,733	7,614,099
	門	1,284	445	7,037,151	855	2,474,584
	井	647	206	2,612,874	444	1,323,905
	狭	873	299	3,380,779	579	4,000,176
	計	680	164	4,196,513	524	13,338,325
	計	24,096	7,842	289,091,433	16,527	88,464,784
	全管計	149,420	44,068	1,251,064,964	106,840	822,093,280

(注) 「(1) 法人数等」のうち内国普通法人について署別に示したものである。

資本金階級別法人数												署名	
100万円未満	100万円以上	200万円以上	500万円以上	1000万円以上	2000万円以上	5000万円以上	1億円以上	5億円以上	10億円以上	50億円以上	100億円以上		
11	7	1,773	825	1,019	478	59	51	1	3	2	-	鳥取県	取子吉計
22	5	2,100	861	881	415	88	41	3	3	-	-	島根県	米倉
9	7	986	378	334	142	31	16	1	1	-	-	鳥取県	倉
42	19	4,859	2,064	2,234	1,035	178	108	5	7	2	-	鳥取県	島
17	5	2,271	848	864	367	60	50	2	2	1	1	松江	江田
16	12	739	407	382	224	50	19	-	1	-	-	松江	雲田
6	4	1,122	723	533	277	55	21	1	-	-	-	出雲	益田
24	13	550	291	306	141	24	11	1	3	-	-	大田	石見
1	-	286	168	112	64	15	1	-	1	-	-	大田	石見
2	1	451	204	169	100	17	8	1	-	-	-	大田	石見
4	-	139	96	62	40	11	5	-	-	-	-	大田	石見
70	35	5,558	2,737	2,428	1,213	232	115	5	7	1	1	島根県	大田
29	14	3,427	968	2,646	721	162	70	4	9	1	3	岡山	東西寺島敷
26	10	3,507	996	2,348	710	138	48	6	9	-	-	岡山	山
14	3	847	282	456	159	40	16	1	1	-	-	岡山	山
7	5	917	257	614	146	18	7	-	4	-	-	岡山	山
32	13	3,509	917	1,937	506	77	46	4	7	-	3	岡山	倉敷
9	5	674	227	525	143	22	6	1	1	-	-	岡山	倉敷
13	11	1,599	736	1,033	424	82	16	4	1	1	-	岡山	倉敷
5	5	554	149	314	85	13	13	1	-	1	-	岡山	倉敷
7	3	777	284	594	149	26	16	2	2	-	-	岡山	倉敷
9	4	302	150	225	91	18	7	-	-	-	-	岡山	倉敷
2	1	242	108	187	62	6	-	-	-	-	-	岡山	倉敷
17	3	932	368	540	155	25	11	1	-	-	-	岡山	倉敷
3	5	346	172	211	94	11	4	-	-	-	-	岡山	倉敷
173	82	17,633	5,614	11,630	3,445	638	260	24	34	3	6	岡山	倉敷
23	5	2,975	674	2,372	463	132	80	7	6	3	4	広島	島
26	18	1,685	463	1,279	326	64	30	3	6	-	1	広島	島
30	27	3,966	981	3,523	875	187	105	8	19	3	2	広島	島
15	11	3,314	888	1,671	400	59	28	4	3	2	2	広島	島
16	2	2,137	667	1,371	362	62	25	2	1	-	1	広島	島
8	4	626	158	408	136	23	5	1	-	-	-	広島	島
4	2	933	281	509	157	29	16	3	4	1	-	広島	島
16	4	1,715	487	1,028	290	59	18	3	4	-	-	広島	島
33	19	4,205	1,160	3,101	719	165	56	7	5	3	3	広島	島
10	6	1,078	315	882	190	31	13	1	5	1	1	広島	島
6	3	479	223	228	123	19	3	-	-	-	-	広島	島
4	1	277	120	178	73	11	5	-	-	-	-	広島	島
9	3	1,204	316	635	211	34	20	-	4	-	-	広島	島
10	7	2,167	562	1,221	278	63	24	-	3	1	1	広島	島
8	2	1,653	418	917	203	53	23	1	4	-	1	広島	島
4	2	312	104	153	75	10	2	1	-	-	-	広島	島
222	116	28,726	7,817	19,476	4,881	1,001	453	41	64	14	16	広島	島
23	12	2,641	877	1,459	445	99	45	1	4	2	1	山口	関部
23	7	1,686	574	920	316	53	36	6	9	1	2	山口	関部
18	9	1,241	464	688	240	54	33	2	2	-	-	山口	関部
7	5	483	206	174	79	21	6	-	-	-	-	山口	関部
8	2	1,558	451	1,134	321	63	34	8	6	1	2	山口	関部
7	6	604	250	502	151	27	9	-	1	-	-	山口	関部
3	4	1,141	385	724	185	35	14	2	-	-	-	山口	関部
5	1	591	168	376	128	11	2	2	-	-	-	山口	関部
2	1	270	154	144	67	8	1	-	-	-	-	山口	関部
1	1	336	172	254	89	13	6	1	-	-	-	山口	関部
2	2	299	137	154	65	12	6	1	1	-	1	山口	関部
99	50	10,850	3,838	6,529	2,086	396	192	23	23	4	6	山口	関部
606	302	67,626	22,070	42,297	12,660	2,445	1,128	98	135	24	29	山口	関部

## (6) 決算期別、資本金階級別法人数等

決 算 期	法 人 数	利 益 計 上 法 人		欠 損 法 人		
		事 業 年 度 数	所 得 金 額	事 業 年 度 数	欠 損 金 額	
年 1 回 決 算 の も の	2 月	9,186	2,359	50,900,037	6,827	42,339,040
	3 月	29,365	9,685	669,471,288	19,680	270,918,632
	4 月	10,524	2,818	36,233,735	7,706	24,113,610
	5 月	12,703	3,853	49,713,103	8,850	50,252,438
	6 月	15,117	4,489	57,924,612	10,628	50,616,741
	7 月	11,572	3,376	39,924,103	8,196	32,343,736
	8 月	13,459	3,703	140,364,448	9,756	32,087,956
	9 月	15,828	4,588	62,224,732	11,240	36,160,579
	10 月	6,127	1,664	18,820,765	4,463	15,097,043
	11 月	3,806	1,053	17,357,255	2,753	8,587,356
	12 月	15,252	4,650	79,172,710	10,602	44,662,127
	1 月	4,996	1,300	19,466,956	3,696	17,149,074
	計	147,935	43,538	1,241,573,744	104,397	624,328,332
年 2 回 決 算 の も の	2 ・ 8 月	188	86	882,631	290	3,532,874
	3 ・ 9 月	255	114	1,952,497	397	7,083,714
	4 ・ 10 月	197	51	649,387	343	19,456,787
	5 ・ 11 月	258	78	1,550,949	438	3,171,782
	6 ・ 12 月	343	127	4,185,316	559	6,885,401
	7 ・ 1 月	244	74	270,440	416	157,634,390
	計	1,485	530	9,491,220	2,443	197,764,948
合 計	149,420	44,068	1,251,064,964	106,840	822,093,280	

調査対象 平成13年2月1日から平成14年1月31日までの間に事業年度が終了した内国普通法人

調査時点 平成14年6月30日

(注) 年1回決算の法人数欄には、事業年度月数が7か月以上のものを揚げ、年2回決算法人数欄には、事業年度月数が6か月以下のものを揚げた。

資 本 金 階 級 別 法 人 数											
100万円 未 満	100万円 以 上	200万円 以 上	500万円 以 上	1000万円 以 上	2000万円 以 上	5000万円 以 上	1億円 以 上	5億円 以 上	10億円 以 上	50億円 以 上	100億円 以 上
23	24	4,529	1,385	2,452	583	109	62	5	11	2	1
203	90	11,559	3,621	9,018	3,091	947	630	64	97	17	28
23	13	5,291	1,759	2,633	689	91	22	1	2	-	-
31	13	5,889	2,061	3,441	1,075	151	35	5	2	-	-
43	18	6,744	2,348	4,339	1,373	196	47	5	4	-	-
25	16	5,438	1,880	3,159	916	107	28	2	1	-	-
35	23	6,290	2,177	3,861	902	132	34	3	2	-	-
53	29	7,031	2,303	4,708	1,405	231	66	1	-	1	-
16	7	3,101	944	1,574	407	58	17	2	1	-	-
17	4	1,820	469	1,117	307	50	20	-	2	-	-
108	51	7,154	2,234	3,971	1,338	258	123	10	3	2	-
17	10	2,191	706	1,584	391	73	19	-	5	-	-
594	298	67,037	21,887	41,857	12,477	2,403	1,103	98	130	22	29
1	-	67	30	63	20	4	3	-	-	-	-
4	-	86	32	85	34	7	6	-	1	-	-
-	1	82	20	58	25	6	4	-	-	1	-
4	-	98	33	81	36	4	1	-	1	-	-
3	1	143	41	89	39	17	8	-	1	1	-
-	2	113	27	64	29	4	3	-	2	-	-
12	4	589	183	440	183	42	25	-	5	2	-
606	302	67,626	22,070	42,297	12,660	2,445	1,128	98	135	24	29

# 5 相 続 税

## 統計表を見るに当たって

この章は、平成13年中に相続又は遺贈により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成14年10月31日までの申告又は処理による課税事績を示したものである。

なお、一部について、平成12年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者についての申告又は処理による課税事績について調査している。

### 1 用語の説明

- (1) 加算贈与財産価額 相続人に相続開始前3年以内に被相続人から贈与された財産がある場合、相続税の課税価格に加算されるその贈与された財産の価額をいう。
- (2) 2割加算額 相続人の中に被相続人の一親等の血族及び配偶者以外の者がいる場合、その相続人の相続税額に加算されるその相続税額の20%に相当する金額をいう。
- (3) 納税猶予 相続人が農地等を相続して継続して農業を営む場合には、相続税額から農業投資価格に基づき計算された相続税額を差し引いた残額が、20年間納付を猶予される。

### 2 相続税の主な控除

- (1) 税額控除  
イ 贈与税額控除 相続税額から控除される金額。  
加算贈与財産価額がある場合、その贈与を受けた財産に対し課税された贈与税の金額が相続税額から控除される。
- ロ 配偶者の税額軽減 配偶者の租税負担を軽減するためのもので、課税価格の合計額の配偶者の法定相続分相当額（その金額より1億6,000万円の方が大きい場合は1億6,000万円）と配偶者の課税価格（実際取得額）とのうち、いずれか少ない金額に対応する税額が、配偶者の相続税額から控除される。
- ハ 未成年者控除 未成年者の租税負担を軽減するためのもので、相続人が満20歳未満の法定相続人である場合に、その相続人が満20歳になるまでの年数1年につき6万円の割で計算した金額が相続税額から控除される。
- ニ 障害者控除 障害者の租税負担を軽減するためのもので、相続人が障害者でかつ法定相続人である場合に、その障害者が70歳になるまでの年数1年につき6万円（特別障害者の場合には12万円）の割で計算した金額が、相続税額から控除される。
- ホ 相次相続控除 被相続人が、今回の相続開始前10年以内に開始した相続により相続税を納付している場合に、前回算出された相続税額に一定の割合を乗じて算出された金額が、相続税額から控除される。
- (2) 遺産に係る基礎控除 5,000万円と、1,000万円に法定相続人数を乗じて算出した金額との合計額が控除される。

## 相 続 税 の 税 率

	800万円以下の金額	10%
800万円を超え	1,600万円以下の金額	15%
1,600万円を超え	3,000万円以下の金額	20%
3,000万円を超え	5,000万円以下の金額	25%
5,000万円を超え	1億円以下の金額	30%
1億円を超え	2億円以下の金額	40%
2億円を超え	4億円以下の金額	50%
4億円を超え	20億円以下の金額	60%
	20億円を超える金額	70%



## 5 - 1 課 税 状 況

### (1) 課税状況

区 分	相 続 人 の 数	金 額
	人	千円
取 得 財 産 価 額	7,374	562,789,871
債 務 控 除 額	3,600	59,357,893
加 算 贈 与 財 産 価 額	784	2,636,419
課 税 価 格	実 7,376	506,065,049
相 続 税 額	算 出 税 額	73,155,149
	2 割 加 算 額	498,864
	計	73,654,012
税 額 控 除 等	贈 与 税 額	383,552
	配 偶 者	21,214,767
	未 成 年 者	33,429
	障 害 者	87,144
	相 次 相 続	463,860
	外 国 税 額	-
	計	22,182,752
差 引 税 額	実 6,345	51,471,247
納 税 猶 予 額	351	5,738,799
納 付 税 額	実 6,236	45,732,448
災 害 減 免 法 に よ る 免 除 税 額	-	-
遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額	2,544	212,450,000

調査対象 平成13年中に相続又は遺贈により財産を取得した者についての申告又は処理（更正、決定等）による課税実績

調査時点 平成14年10月31日

（注）1 「相続人の数」欄の「実」は、実人員である。

2 「遺産に係る基礎控除額」欄の人数は、被相続人の数である。

### (2) 課税状況の累年比較

区 分	課 税 価 格		相 続 税 額	税 額 控 除	納 付 税 額		被 相 続 人 の 数
	相 続 人 の 数	金 額			相 続 人 の 数	金 額	
	人	千円	千円	千円	人	千円	人
平 成 9 年 分	7,945	555,798,379	85,135,481	27,242,563	6,709	49,288,740	2,657
10	7,811	522,971,566	75,944,500	23,604,299	6,811	45,111,951	2,583
11	8,264	555,528,350	78,840,794	25,107,416	6,874	46,794,801	2,836
12	8,164	542,889,572	75,393,817	25,413,745	6,763	43,891,990	2,796
13	7,376	506,065,049	73,654,012	22,182,752	6,236	45,732,448	2,544

（注） 「(1)課税状況」を累年比較したものである。

## (3) 加算税の状況

区 分	過 少 申 告 加 算 税		無 申 告 加 算 税		重 加 算 税	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
	人	千円	人	千円	人	千円
本 年 分	169	36,995	64	15,183	21	85,488
過 年 分	1,050	327,796	113	38,927	193	341,669
合 計	1,219	364,791	177	54,110	214	427,156

調査対象 本年分 平成13年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成14年10月31日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税実績

過年分 平成12年中に相続又は遺贈により財産を取得した者については、平成13年11月1日から平成14年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税実績  
平成11年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者については、平成13年7月1日から平成14年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税実績

## (4) 申告及び処理状況

区 分		課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数
		相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
		人	千円	人	千円	人
本 年 分	申 告 額	7,380	502,885,453	6,214	44,756,901	2,544
	修正申告による増差額	231	3,725,888	381	1,038,047	151
	更正による増差額	1	41,300	2	753	2
	更正等による減差額	45	587,592	71	61,747	37
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 7,376	506,065,049	実 6,236	45,732,448	実 2,544
過 年 分	申 告 額	192	8,887,075	178	467,304	81
	修正申告による増差額	971	16,315,496	1,387	4,026,085	497
	更正による増差額	6	218,606	11	141,381	6
	更正等による減差額	210	2,204,374	255	1,400,514	123
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 204	23,216,803	実 231	3,234,256	実 81
合 計	申 告 額	7,572	511,772,528	6,392	45,224,205	2,625
	修正申告による増差額	1,202	20,041,384	1,768	5,064,132	648
	更正による増差額	7	259,906	13	140,628	8
	更正等による減差額	255	2,791,966	326	1,462,261	160
	決 定 額	-	-	-	-	-
	計	実 7,580	529,281,852	実 6,467	48,966,704	実 2,625

調査対象 「(3)加算税の状況」と同じである。

(注) 「人員」欄の「実」は、実人員を示す。

## (5) 税務署別課税状況(本年分)

署名	課税価格		納付税額		被相続人の数	
	人員	金額	人員	金額		
	人	千円	人	千円	人	
鳥米倉鳥	取子	168	13,420,835	146	1,140,180	59
	吉計	154	11,071,495	125	1,151,457	54
	取	99	5,623,374	84	479,132	28
	県計	421	30,115,704	355	2,770,769	141
松浜出益石大西島	江田	176	11,147,860	142	1,018,224	57
	雲田	48	2,734,196	42	142,229	22
	田東	105	7,036,668	83	528,494	37
	郷計	45	2,367,911	39	329,406	12
	見	36	1,847,252	31	129,142	9
	大	24	1,044,001	22	48,862	×
	西	4	315,372	5	19,948	×
	島計	438	26,493,260	364	2,216,305	145
岡岡山	東	279	18,994,422	234	1,419,757	102
	西	418	30,011,463	367	2,655,972	142
	寺	76	5,749,703	69	418,038	30
	敷	114	6,012,270	96	398,610	36
	島	478	33,067,446	380	1,949,574	172
	山	99	6,517,793	81	254,045	42
	野	123	6,532,139	114	571,141	37
	岡	37	1,976,662	29	75,576	17
	梁	81	4,936,398	71	683,564	30
	見	17	631,436	11	24,434	5
	戸	7	318,958	7	22,879	×
	世	56	2,797,874	50	172,156	17
	計	9	576,766	8	45,184	×
	岡山計	1,794	118,123,330	1,517	8,690,930	637
広島	東	219	18,971,151	201	2,423,934	73
	南	161	12,545,125	139	1,312,503	61
	西	423	39,948,941	380	5,748,587	138
	北	388	27,867,482	324	2,637,977	132
	島	260	16,717,405	232	1,786,510	84
	島	68	3,179,288	62	225,394	17
	原	80	4,700,775	63	269,823	28
	原	160	9,094,012	144	456,303	59
	道	539	36,903,277	435	3,490,920	188
	山	182	11,599,713	136	814,941	65
	中	42	2,886,380	38	289,227	15
	次	18	1,264,001	17	54,995	7
	原	210	15,222,867	171	1,316,663	72
	条	366	25,539,838	300	2,347,923	121
市	276	16,881,006	233	1,085,077	99	
田	-	-	-	-	-	
田計	3,392	243,321,261	2,875	24,260,774	1,159	
下宇山	関	226	13,685,336	204	1,350,192	67
	部	157	10,392,912	131	888,715	53
	口	162	10,807,512	140	576,307	64
	萩	57	2,971,015	44	183,412	18
	山	196	14,250,839	155	1,427,693	69
	府	110	7,800,027	92	801,917	44
	国	221	16,444,984	184	1,489,537	73
	光	64	3,379,802	56	124,157	25
	門	34	1,876,865	29	69,532	13
	井	63	4,257,501	55	699,213	24
	狭	41	2,144,701	35	182,994	12
	計	1,331	88,011,494	1,125	7,793,669	462
	山口県計	7,376	506,065,049	6,236	45,732,448	2,544

(注) 「(1)課税状況」を署別に示したものである。

## 5 - 2 相続財産種類別・階級別状況

### (1) 相続財産種類別状況

財 産 等 の 種 類	被 相 続 人 の 数	取 得 財 産 価 額	
	人	千円	
土 地	田 (耕作権及び永小作権を含む)	1,012	51,144,973
	畑 (耕作権及び永小作権を含む)	1,179	33,382,678
	宅地 (借地権を含む)	2,395	205,186,145
	山林	917	3,026,224
	その他の土地	781	20,315,407
	計	2,448	313,055,427
家 屋、構 築 物	2,315	28,146,179	
事 業 (農業) 用財産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	422	961,798
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	111	367,527
	売 掛 金	108	597,751
	その他の財産	230	2,264,809
	計	578	4,191,885
有 証 価 券	特定同族会社の株式及び出資	536	18,728,461
	同上以外の株式及び出資	1,627	18,031,907
	公 債 及 び 社 債	443	7,062,239
	投資・貸付信託受益証券	474	6,823,751
	計	1,917	50,646,358
現 金 ・ 預 貯 金 等	2,511	102,981,780	
家 庭 用 財 産	1,806	881,964	
そ の 他 の 財 産	生命保険金等	493	20,742,880
	退職金及び功労金等	210	8,892,662
	立 替 金	192	222,601
	その他	2,126	29,970,356
	計	2,214	59,828,498
合 計	2,544	559,732,091	
債 務	借 入 金	2,327	54,428,596
	葬 式 費	2,505	4,996,395
	合 計	2,534	59,424,991
差 引 純 資 産 価 額	2,544	500,307,100	
加 算 贈 与 財 産 価 額	412	2,581,695	
課 税 価 格	2,544	502,885,453	

調査対象 平成13年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成14年10月31日までに提出された「申告書(修正申告を除く。)」に基づいて作成した。

(注) 「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(2) 相続財産価格階級別状況

課税価格階級	被相続人の数	課 税 価 格	左のうち加算贈与 財 産 価 額	納 付 税 額	法定相続人数
	人	千円	千円	千円	人
1 億 円 以下	504	43,057,995	157,237	587,472	1,213
1 億 円 超	1,253	174,490,777	824,975	6,798,626	4,314
2 億 円 超	412	99,374,742	384,179	7,718,087	1,514
3 億 円 超	254	94,431,950	824,198	10,951,111	997
5 億 円 超	73	40,887,221	170,697	6,479,661	281
7 億 円 超	37	30,591,625	163,036	6,740,579	161
10 億 円 超	7	9,917,890	49,673	3,004,769	25
20 億 円 超	4	10,133,253	7,700	2,476,597	18
合 計	2,544	502,885,453	2,581,695	44,756,901	8,523

調査対象 平成13年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成14年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

(3) 法定相続人員別被相続人の数

区 分	法 定 相 続 人 員 別 被 相 続 人 数											
	0人の もの	1人の もの	2人の もの	3人の もの	4人の もの	5人の もの	6人の もの	7人の もの	8人の もの	9人の もの	10人の もの	10人超 のもの
1 億 円 以下	7	98	154	173	72	-	-	-	-	-	-	-
1 億 円 超	-	70	216	418	313	160	48	19	4	3	1	1
2 億 円 超	-	14	59	132	119	51	20	8	7	-	1	1
3 億 円 超	-	7	28	76	83	32	13	7	2	-	-	6
5 億 円 超	-	4	10	24	16	11	3	3	-	-	-	2
7 億 円 超	-	1	1	14	5	9	4	1	-	1	-	1
10 億 円 超	-	1	-	2	3	-	1	-	-	-	-	-
20 億 円 超	-	-	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-
合 計	7	195	468	839	613	265	89	38	13	4	2	11

(注) この表は、「(2)相続財産価格階級別状況」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。

## 6 贈 与 税

### 統計表を見るに当たって

この章は、平成13年中に財産の贈与を受けた者のうち、贈与税額がある者（贈与税の配偶者控除及び住宅取得資金の贈与の特例を受けたことにより贈与税額がなくなった者を含む）について、平成14年6月30日までの申告又は処理による課税事績を示したものである。

なお、一部について平成12年分以前に財産の贈与を受けた者についての申告又は処理による課税事績について調査している。

#### 1 用語の説明

(1) 住宅取得資金の贈与 父母又は祖父母から、自己の居住の用に供する住宅の取得資金の贈与を受けた場合、一定の要件のもとで、1,500万円までの部分について、5分5乗方式により贈与税額を計算する。

(2) 納税猶予 贈与者の法定相続人であつた農業の後継者が贈与を受けた農地等の価格に対応する贈与税額は、一定の要件の下に納税が猶予される。

#### 2 贈与税の主な控除

(1) 配偶者控除 婚姻期間が20年以上である配偶者から、居住用不動産又は居住用不動産を取得するための金銭の贈与を受けた場合で、贈与を受けた年の翌年の3月15日までにその居住用不動産を自己の居住の用に供し、かつ、その後引き続き居住の用に供する見込みであるときに、2,000万円と居住用不動産の価額とのいずれか少ない金額が、当該贈与による取得財産価額から控除される。

なお、この配偶者控除は、同一の配偶者からは一生に一度しか適用を受けることができない。

(2) 基礎控除 1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額から110万円が控除される。

### 贈 与 税 の 税 率

	150万円以下の金額	10%
150万円を超え	200万円以下の金額	15%
200万円を超え	250万円以下の金額	20%
250万円を超え	350万円以下の金額	25%
350万円を超え	450万円以下の金額	30%
450万円を超え	600万円以下の金額	35%
600万円を超え	800万円以下の金額	40%
800万円を超え	1,000万円以下の金額	45%
1,000万円を超え	1,500万円以下の金額	50%
1,500万円を超え	2,500万円以下の金額	55%
2,500万円を超え	4,000万円以下の金額	60%
4,000万円を超え	1億円以下の金額	65%
	1億円を超える金額	70%

## 6 - 1 課 税 状 況

### (1) 課税状況

区 分	人 員	金 額
	人	千円
取得財産価額（本年分）	16,546	58,429,444
配偶者控除額	1,221	15,648,492
基礎控除額	16,546	18,200,600
基礎控除後の課税価格	15,450	25,684,725
贈与税額	13,122	3,088,994
外国税額控除	-	-
差引納付税額	13,122	3,088,994
納税猶予額	65	145,235
納付税額	13,065	2,944,901
災害減税法による免除税額	-	-
住宅取得資金の贈与額	2,567	12,285,440

調査対象 平成13年中に贈与により財産を取得した者についての申告又は処理（更正、決定等）による課税実績

調査時点 平成14年6月30日

（注） 「人員」欄の「実」は、実人員である。

### (2) 課税状況の累年比較

区 分	取得財産価額		納付税額	
	人 員	金 額	人 員	金 額
	人	千円	人	千円
平成9年分	22,261	57,327,829	19,292	4,029,988
10	21,282	56,574,254	18,548	4,673,095
11	21,791	57,825,910	18,535	3,493,912
12	19,472	52,096,869	16,146	3,202,592
13	16,546	58,429,444	13,065	2,944,901

（注） 「(1)課税状況」を累年比較したものである。

### (3) 加算税の状況

区 分	過少申告加算税		無申告加算税		重加算税	
	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額
	人	千円	人	千円	人	千円
本年分	27	1,289	127	8,067	-	-
過年分	21	1,031	258	15,159	-	-
合計	48	2,320	385	23,226	-	-

調査対象 本年分 平成13年中に贈与により財産を取得した者について、平成14年6月30日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税実績

過年分 平成12年以前に贈与により財産を取得した者について、平成13年7月1日から平成14年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税実績

## (4) 申告及び処理状況

区 分		取 得 財 産 価 額		納 付 税 額	
		人 員	金 額	人 員	金 額
本 年 分	申 告 額	16,547	58,370,959	13,055	2,906,025
	修正申告による増差額	61	72,093	75	35,347
	更正による増差額	-	-	-	-
	更正等による減差額	15	43,831	20	10,045
	決 定 額	1	30,224	1	13,574
	計	実 16,546	58,429,444	実 13,065	2,944,901
過 年 分	申 告 額	551	1,588,400	408	180,716
	修正申告による増差額	55	88,817	68	26,549
	更正による増差額	-	-	-	-
	更正等による減差額	51	126,296	51	16,121
	決 定 額	3	10,980	3	1,577
	計	実 526	1,561,901	実 381	192,721
合 計	申 告 額	17,098	59,959,359	13,463	3,086,741
	修正申告による増差額	116	160,910	143	61,896
	更正による増差額	-	-	-	-
	更正等による減差額	66	170,127	71	26,166
	決 定 額	4	41,204	4	15,151
	計	実 17,072	59,991,345	実 13,446	3,137,622

調査対象 「本年分」平成13年中に財産の贈与を受けた者について、平成14年6月30日までの申告又は  
処理（更正、決定等）による課税事績

「過年分」平成12年以前に贈与を受けた者について、平成13年7月1日から平成14年6月30  
日までの間の申告又は処理による課税事績

（注） 「人員」欄の「実」は実人員を示す。



## (5) 税務署別課税状況

署名	人員	署名	人員
	人		人
鳥取県計	393	広島県計	569
米子	446	広島市	455
倉吉	178	広島市	1,069
	1,017	広島市	835
		呉	481
		竹原	105
松浜	336	三尾	200
出雲	188	福山	367
益田	246	府中	1,106
大見	126	三庄	251
石見	68	西条	75
大田	88	庄原	43
西郷	45	西条市	333
島根県計	1,097	日田	797
		海田	55
		吉田	465
岡山県計	803	広島県計	7,206
岡山	1,023		
山西	180	下関	372
児島	212	宇部	392
倉敷	961	山口	385
玉島	245	萩	91
津山	432	徳山	500
玉野	120	防府	223
笠岡	192	岩国	295
高梁	80	光	151
新見	22	長門	89
瀬戸	206	柳井	120
久世	95	厚狭	37
岡山県計	4,571	山口県計	2,655
		全管計	16,546

(注) 「(1)課税状況」の取得財産価額(本年分)欄の人員を署別に示したものである。

## 6 - 2 贈与財産種類別・階級別状況

### (1) 贈与財産価額階級別状況

取得財産価額階級	人 員	取得財産価額	納付税額
	人	千円	千円
150万円以下	5,456	6,694,478	69,885
150万円超	2,398	4,286,930	151,821
200万円超	4,677	13,096,680	693,043
400万円超	2,587	13,602,083	678,393
700万円超	454	3,899,853	357,769
1,000万円超	673	9,852,310	517,390
2,000万円超	289	6,256,759	192,936
3,000万円超	9	363,408	119,787
5,000万円超	4	318,459	125,002
合 計	16,547	58,370,959	2,906,025

調査対象 平成13年中に贈与により財産を取得した者について、平成14年6月30日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

### (2) 贈与財産種類別状況

財 産 等 の 種 類	人 員	取得財産価額	
	人	千円	
土 地	田（耕作権及び永小作権を含む）	437	1,320,364
	畑（耕作権及び永小作権を含む）	285	372,885
	宅地（借地権を含む）	4,763	21,560,416
	山	242	201,258
	その他の土地	269	511,728
	計	5,481	23,966,651
家 屋 、 構 築 物	1,946	4,391,317	
事 業 (農業) 用財産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	4	23,630
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	1	4,610
	売掛金	-	-
	その他の財産	8	12,026
計	13	40,266	
有 価 証 券	株式及び出資	3,012	6,693,577
	債及び社債	8	12,795
	投資・貸付	1	1,224
	信託受益証券	1	1,224
計	3,020	6,707,596	
現 金 、 預 貯 金 等	7,160	21,594,960	
家 庭 用 財 産	1	2,000	
そ の 他	生命保険金等	286	1,011,001
	立木	12	10,820
	その他	355	646,347
	計	652	1,668,168
合 計	16,547	58,370,959	

調査対象 平成13年中に贈与により財産を取得した者について、平成14年6月30日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

(注) 「人員」欄の「実」は、実人員を示す。

# 第 編 間 接 国 税

7	消	費	税				
8	酒		税				
9	たばこ税及びたばこ特別		税				
10	印	紙	税				
11	揮発油税及び地方道路		税				
12	石	油	税				
13	石	油	税				
14	航	空	機	燃	料	税	
15	電	源	開	発	促	進	税

# 7 消 費 税

## 統計表を見るに当たって

この章は、平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間に終了した課税期間に係る消費税の課税実績を示したものである。

### 消費税の概要

#### 1 納税義務者

国内取引...課税資産の譲渡等を行う事業者  
輸入取引...課税貨物を保税地域から引き取る者

#### 2 課税標準

国内取引...課税資産の譲渡等の対価の額  
輸入取引...保税地域からの引取価格

#### 3 税額の計算

国内取引...納付税額 = 課税期間中の課税売上高 × 4 % - 課税期間中の課税仕入高 × 4 %  
輸入取引...納付税額 = 保税地域からの引取価格 × 4 %

(注)平成9年3月31日までの取引及び税率に関する経過措置の適用があるものについては、3 %

#### 4 申告及び納付

国内取引...課税期間(個人事業者 = 暦年・法人 = 事業年度)の終了後2か月以内に確定申告書を提出し、納付する。

(注)個人事業者の申告・納付期限は、翌年の3月31日までとなっている。

輸入取引...課税貨物を保税地域から引き取る時まで、輸入申告書を提出し、納付する。

#### 5 免税取引及び非課税取引(国内取引分)

(1)輸出取引は免税とされている。

(2)非課税取引

消費税の性格上、課税することになじまないもの

土地の譲渡及び貸付、公社債や株式の譲渡、利子、保険料、保証料、郵便切手、印紙等の譲渡、商品券の譲渡、国等の行政手数料等など  
社会政策的な配慮に基づくもの

社会保険医療等、介護保険法に基づく居宅サービス等、社会福祉事業法に規定する社会福祉事業等、身体障害者用物品の譲渡等、学校教育法に規定する学校の授業料、入学検定料、住宅家賃など

#### 6 事業者の納税事務負担を軽減するための措置等(国内取引分)

(1)納税義務の免除

基準期間の課税売上高が3,000万円以下の事業者は、納税義務が免除される。

なお、これらの事業者が、課税事業者選択届出書を提出した場合には、消費税の納税義務者となる。

(注)基準期間のない法人のうち、その事業年度開始の日における資本又は出資の金額が1,000万円以上の法人については、納税義務は免除されない。

(2)簡易課税制度

基準期間の課税売上高が2億円以下の事業者は、選択により、課税売上高のみから納付税額を計算できる簡易課税制度の適用を受けることができる。

納付税額 = 課税期間の課税売上高 × 4 % × (1 - みなし仕入率)

\* みなし仕入率

第1種事業(卸売業)	90%
第2種事業(小売業)	80%
第3種事業(製造業等)	70%
第4種事業(その他の事業)	60%
第5種事業(サービス業等)	50%

## (1) 課税状況

区 分	個人事業者		法人		合計		
	件数	税額	件数	税額	件数	税額	
	件	千円	件	千円	件	千円	
平成9年度	納税申告計	33,913	14,771,154	95,221	359,624,901	129,124	374,396,056
	還付申告及び処理	703	565,008	2,652	25,387,787	3,355	25,952,795
10	納税申告計	32,881	16,599,231	97,270	398,904,050	130,151	415,503,281
	還付申告及び処理	604	560,339	2,749	23,538,109	3,353	24,098,448
11	納税申告計	31,287	15,518,665	96,886	409,413,658	128,173	424,932,323
	還付申告及び処理	535	456,737	2,680	24,066,320	3,215	24,523,057
12	納税申告計	27,551	14,070,047	93,983	401,123,139	121,534	415,193,186
	還付申告及び処理	562	577,065	2,826	22,999,313	3,388	23,576,378
13	納税申告計	25,285	12,813,263	90,848	386,728,020	116,133	399,541,283
	還付申告及び処理	582	614,450	3,044	21,215,649	3,626	21,830,099
現年分	一般申告及び処理	9,902	4,624,700	46,591	342,596,747	56,493	347,221,447
	簡易申告及び処理	15,383	8,188,563	44,257	44,131,273	59,640	52,319,836
	納税申告計	25,285	12,813,263	90,848	386,728,020	116,133	399,541,283
	還付申告及び処理	582	614,450	3,044	21,215,649	3,626	21,830,099
既往年分の 申告及び処理	増差税額のあるもの	2,504	679,133	4,792	2,090,352	7,296	2,769,485
	減差税額のあるもの	212	40,893	602	732,591	814	773,484
差引計	実26,525	12,837,053	実94,630	366,870,131	実121,155	379,707,184	
加算税	1,878	111,780	4,558	357,119	6,436	468,899	

調査期間 「現年分」は、平成13年4月1日から平成14年3月31日までに終了した課税期間について、平成14年6月30日現在の申告（国・地方公共団体等については、平成14年9月30日までの申告を含む）又は処理（更正・決定等）による課税事績を「申告書及び決議書」に基づいて作成した。

「既往年分」は、平成13年3月31日以前に終了した課税期間について、平成13年7月1日から平成14年6月30日までの間の申告（平成13年7月1日から同年9月30日までの間の国・地方公共団体等に係る申告を除く）又は処理による課税事績を「申告書及び決議書」に基づいて作成した。

- (注) 1 税関分は含まない。  
2 件数欄の「実」は、実件数を示す。

## (2) 課税事業者等届出件数

課税事業者届出書	課税事業者選択届出書	新設法人に該当する旨の届出書	合計
件	件	件	件
125,051	3,563	1,327	129,941

調査期間 平成13年度末（平成14年3月31日現在）の届出件数を示している。

- (注) 納税義務者でなくなった旨の届出書又は課税事業者選択不適用届出書を提出した者は含まない。

(3) 税務署別課税状況(その1 個人事業者)

区分 署名	納 税 申 告						還付申告及び処理	
	一般申告及び処理		簡易申告及び処理		小 計		件 数	税 額
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額		
件	千円	件	千円	件	千円	件	千円	
鳥取県	286	149,942	541	277,949	827	427,890	15	19,251
米子	282	168,612	537	309,934	819	478,546	12	13,773
倉吉	194	82,823	301	156,908	495	239,731	15	4,452
鳥取県計	762	401,377	1,379	744,791	2,141	1,146,168	42	37,476
松江市	278	140,320	546	277,866	824	418,186	13	6,225
浜田	161	72,591	372	187,738	533	260,329	10	8,613
出雲	234	116,567	566	296,534	800	413,101	11	6,809
益田市	121	51,438	187	90,047	308	141,485	4	3,670
石見大東	86	52,690	201	110,514	287	163,204	5	3,586
大田郷	118	59,721	231	116,208	349	175,929	3	326
西郷	67	46,063	116	60,435	183	106,498	3	1,858
鳥根県計	1,065	539,389	2,219	1,139,342	3,284	1,678,731	49	31,088
岡山市	264	130,002	465	287,137	729	417,139	21	17,962
山西	342	151,213	444	232,659	786	383,872	22	24,514
西大	159	58,778	169	85,607	328	144,385	5	3,470
児島	135	61,272	168	87,806	303	149,078	4	4,019
倉敷	389	151,337	502	249,909	891	401,246	16	7,687
玉島	157	64,816	211	124,188	368	189,004	7	14,541
津山	247	116,934	350	155,137	597	272,071	11	8,273
玉野	99	39,923	87	40,659	186	80,582	3	1,358
笠岡	188	83,191	234	124,937	422	208,127	12	10,464
高梁	115	46,401	95	41,375	210	87,776	3	237
新見	49	19,614	62	32,155	111	51,769	2	394
瀬戸	171	71,559	200	96,678	371	168,237	4	7,838
久世	78	43,439	119	50,842	197	94,280	4	590
岡山県計	2,393	1,038,479	3,106	1,609,086	5,499	2,647,565	114	101,347
広島県	229	145,628	483	353,032	712	498,661	20	62,751
広島東南	179	73,751	321	217,158	500	290,909	17	22,843
広島西北	322	158,505	481	261,989	803	420,494	27	50,250
広島北	438	179,972	469	219,824	907	399,795	45	71,843
呉	325	152,451	531	308,971	856	461,422	27	31,732
竹原	122	43,715	234	112,209	356	155,925	6	4,208
三原	133	58,069	196	105,498	329	163,567	2	2,411
尾道	233	93,573	321	173,275	554	266,848	7	5,336
福山	557	218,216	676	396,077	1,233	614,294	38	39,285
府中	300	131,883	249	120,963	549	252,846	15	11,478
三原	73	24,747	130	61,255	203	86,002	4	1,608
庄原	80	28,959	94	42,574	174	71,533	6	2,740
西条	145	66,820	224	107,950	369	174,770	11	8,237
日田	347	133,385	398	205,863	745	339,248	21	23,315
海田	243	97,236	277	143,487	520	240,723	8	8,299
吉田	69	26,226	107	50,861	176	77,087	9	5,316
広島県計	3,795	1,633,137	5,191	2,880,985	8,986	4,514,122	263	351,652
下関	330	145,249	477	246,515	807	391,764	36	43,596
宇山	258	168,099	487	271,067	745	439,165	11	7,894
山口	163	85,544	320	166,000	483	251,544	11	9,759
萩	81	30,937	215	103,735	296	134,672	2	146
徳防	237	133,845	510	280,551	747	414,395	14	7,228
岩国	146	90,720	369	197,517	515	288,237	11	3,543
光	240	128,666	367	195,136	607	323,802	9	5,318
長門	132	56,032	215	97,332	347	153,364	7	4,000
柳井	154	104,400	218	107,710	372	212,110	7	8,339
厚狭	76	26,294	193	87,413	269	113,707	3	1,368
山口県計	1,887	1,012,318	3,488	1,814,360	5,375	2,826,677	114	92,888
全管計	9,902	4,624,700	15,383	8,188,563	25,285	12,813,263	582	614,450

(注) 「(1)課税状況」、「(2)課税事業者(選択)届出件数」を署別に示したものである。

既往年分の申告及び処理		合 計		課税事業者（選択）届出件数			区分 署名
件 数	税 額	件 数	税 額	課 税 事 業 者 届 出	課 税 事 業 者 選 択 届 出	合 計	
件	千円	件	千円	件	件	件	
83	9,446	853	418,085	1,087	23	1,110	鳥取県 取子
68	34,732	862	499,505	1,202	19	1,221	米倉 吉計
26	2,371	515	237,650	634	14	648	倉島 郡
177	46,549	2,230	1,155,240	2,923	56	2,979	鳥取県 計
85	18,854	857	430,815	956	17	973	松山 江田
42	5,158	549	256,874	564	11	575	浜出 雲田
79	9,649	816	415,941	1,030	27	1,057	出益 大田
15	2,671	319	140,486	376	8	384	石見 東郷
18	499	292	160,118	354	7	361	大根 郷計
32	1,452	354	177,055	347	7	354	西島 根
6	252	187	104,892	243	2	245	大根 郷計
277	38,537	3,374	1,686,181	3,870	79	3,949	鳥根 郷計
94	78,593	790	477,769	1,093	33	1,126	岡山 山西
82	60,075	831	419,433	964	37	1,001	岡西 山西
26	5,383	341	146,299	508	5	513	西児 敷島
33	6,543	323	151,601	405	7	412	倉玉 敷島
124	20,671	947	414,230	1,262	34	1,296	倉玉 敷島
19	3,092	379	177,555	539	4	543	津野 敷島
57	10,157	621	273,956	754	20	774	津野 敷島
17	7,567	196	86,790	263	7	270	玉笠 野岡
30	3,483	438	201,146	504	14	518	笠高 梁見
16	3,403	217	90,942	271	1	272	高瀬 戸世
11	1,431	116	52,805	143	2	145	新久 戸世
69	10,130	392	170,530	351	3	354	瀬久 戸世
29	2,813	205	96,503	222	3	225	久岡 戸世
607	213,341	5,796	2,759,559	7,279	170	7,449	岡山 戸世計
66	12,349	744	448,259	790	30	820	広島 島
60	7,266	529	275,332	618	37	655	広島 島
94	24,637	864	394,881	934	51	985	広島 島
115	15,944	983	343,896	1,184	58	1,242	広島 島
108	34,258	910	463,948	1,169	43	1,212	広島 島
33	3,511	364	155,228	406	4	410	竹三 原原
39	5,638	338	166,794	402	10	412	尾福 原原
36	10,907	571	272,419	686	9	695	福府 道山
153	35,763	1,336	610,771	1,709	54	1,763	福府 道山
81	9,663	575	251,031	680	17	697	府三 中次
21	3,649	216	88,043	335	4	339	三庄 原条
15	2,583	186	71,376	228	10	238	庄西 原条
59	10,083	396	176,616	441	20	461	西甘 市田
117	12,440	783	328,374	1,026	44	1,070	甘海 日
94	41,968	549	274,391	551	17	568	海吉 市田
12	292	185	72,063	229	7	236	吉島 市田
1,103	230,953	9,529	4,393,424	11,388	415	11,803	広島 市田計
86	9,384	866	357,553	1,010	22	1,032	下宇 関部
67	11,521	764	442,792	949	16	965	宇山 口
42	4,427	497	246,212	569	13	582	山萩 口
23	3,295	303	137,820	335	7	342	萩 口
105	18,110	780	425,277	1,081	19	1,100	徳防 山府
54	29,726	544	314,421	590	7	597	防岩 国
55	18,545	623	337,029	929	12	941	岩光 国
16	2,664	357	152,027	504	3	507	光 国
59	5,936	394	209,706	448	5	453	長柳 門井
13	948	274	113,287	287	4	291	柳厚 井狹
32	4,304	194	106,524	241	8	249	厚山 狹計
552	108,860	5,596	2,842,649	6,943	116	7,059	山口 狹計
2,716	638,240	26,525	12,837,053	32,403	836	33,239	全管 計

## (3) 税務署別課税状況(その2 法人)

区分 署名	納 税 申 告						還付申告及び処理	
	一般申告及び処理		簡易申告及び処理		小 計		件 数	税 額
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額		
件	千円	件	千円	件	千円	件	千円	
鳥取県 米子市 倉吉市 鳥取県計	1,360	8,695,072	1,403	1,409,440	2,763	10,104,512	101	939,495
	1,465	8,210,592	1,287	1,362,338	2,752	9,572,930	99	403,777
	606	3,329,718	652	591,104	1,258	3,920,822	39	161,086
	3,431	20,235,381	3,342	3,362,882	6,773	23,598,263	239	1,504,358
松江市 浜田市 出雲市 益田市 石見大東町 大西町 島根県計	1,464	10,578,698	1,447	1,464,689	2,911	12,043,387	87	433,602
	661	3,092,992	627	634,040	1,288	3,727,031	48	150,281
	903	6,300,283	1,036	1,011,077	1,939	7,311,359	63	271,719
	419	2,182,642	440	441,145	859	2,623,787	37	102,661
	219	992,056	274	269,699	493	1,261,755	13	16,463
	324	1,608,841	364	347,429	688	1,956,270	40	154,651
	135	785,819	149	157,430	284	943,249	19	51,184
	4,125	25,541,330	4,337	4,325,508	8,462	29,866,838	307	1,180,561
岡山市 山形市 西条市 西条市 倉敷市 玉津市 玉野市 笠岡市 高梁市 新見市 瀬戸市 久美町 岡山県計	2,405	22,591,115	1,954	1,877,365	4,359	24,468,480	147	728,031
	2,461	16,071,101	1,897	1,853,664	4,358	17,924,766	161	575,220
	595	3,569,950	519	502,109	1,114	4,072,059	28	218,433
	616	3,374,671	585	575,065	1,201	3,949,736	29	59,419
	2,128	13,112,903	2,012	1,971,219	4,140	15,084,122	112	705,623
	510	2,911,492	510	491,327	1,020	3,402,820	34	167,722
	1,190	5,882,487	1,306	1,251,706	2,496	7,134,192	98	444,411
	353	2,159,962	331	341,686	684	2,501,648	15	111,911
	625	4,321,084	576	584,248	1,201	4,905,332	40	341,988
	286	1,419,332	301	293,132	587	1,712,464	18	86,114
	225	2,314,142	192	201,189	417	2,515,331	11	63,192
	649	3,109,975	670	656,667	1,319	3,766,642	44	304,549
	302	1,104,634	283	278,244	585	1,382,878	25	60,904
12,345	81,942,847	11,136	10,877,620	23,481	92,820,468	762	3,867,518	
広島県 島田市 広島市 竹原市 三原市 福山市 府中町 庄原市 西条市 廿日町 海田町 吉田町 広島県計	1,999	36,772,872	1,705	1,802,319	3,704	38,575,191	144	2,551,135
	1,200	11,457,271	1,028	1,043,898	2,228	12,501,169	76	196,807
	3,134	31,162,456	2,371	2,354,460	5,505	33,516,916	161	751,556
	1,792	7,676,520	1,705	1,699,109	3,497	9,375,629	119	927,706
	1,419	8,387,504	1,524	1,546,694	2,943	9,934,198	85	566,807
	431	1,773,095	435	464,915	866	2,238,011	38	378,031
	627	3,280,086	657	620,230	1,284	3,900,316	24	259,177
	1,049	4,859,921	1,195	1,097,778	2,244	5,957,699	61	217,167
	2,976	22,845,957	2,762	2,756,734	5,738	25,602,691	137	2,320,888
	896	4,735,441	733	689,441	1,629	5,424,882	62	787,446
	300	1,758,320	400	394,082	700	2,152,402	23	193,807
	227	1,378,633	230	217,639	457	1,596,271	13	48,500
	712	6,323,337	693	762,418	1,405	7,085,755	61	384,279
	1,342	6,735,907	1,118	1,097,531	2,460	7,833,437	82	148,490
	973	7,301,087	910	985,210	1,883	8,286,297	63	1,959,407
237	791,646	187	224,340	424	1,015,986	26	45,052	
19,314	157,240,054	17,653	17,756,796	36,967	174,996,850	1,175	11,736,256	
下宇山郡 山形市 萩市 徳防岩 光市 長門郡 柳井郡 厚狭郡 山口県計	1,633	10,846,389	1,642	1,615,907	3,275	12,462,297	173	1,070,977
	1,107	10,283,955	1,145	1,172,691	2,252	11,456,646	68	539,155
	860	10,861,064	923	922,743	1,783	11,783,807	52	146,249
	256	1,264,139	403	349,627	659	1,613,766	25	50,767
	1,116	11,403,147	1,163	1,211,598	2,279	12,614,745	68	380,997
	480	3,014,414	514	520,551	994	3,534,965	21	37,640
	812	4,256,080	766	799,881	1,578	5,055,961	64	196,725
	416	1,751,301	416	442,810	832	2,194,111	37	130,168
	193	1,052,582	276	274,865	469	1,327,447	21	47,335
	286	1,420,307	291	261,028	577	1,681,335	16	98,167
	217	1,483,757	250	236,765	467	1,720,522	16	228,777
	7,376	57,637,135	7,789	7,808,466	15,165	65,445,601	561	2,926,956
全管計	46,591	342,596,747	44,257	44,131,273	90,848	386,728,020	3,044	21,215,649

(注) 「(1)課税状況」、「(2)課税事業者(選択)届出件数」を署別に示したものである。



既往年分の申告及び処理		合 計		課税事業者（選択）届出件数			合 計	区分 署名
件 数	税 額	件 数	税 額	課税事業者 届 出	課税事業者 選 択 届 出	新設法人に該当 する旨の届出		
件	千円	件	千円	件	件	件	件	
90	2,145	2,879	9,167,162	2,778	100	27	2,905	鳥取県
218	92,822	2,872	9,261,975	2,855	114	31	3,000	米子市
63	9,182	1,305	3,750,553	1,237	58	7	1,302	倉吉市
371	85,785	7,056	22,179,690	6,870	272	65	7,207	鳥取県計
198	50,951	3,024	11,660,735	3,004	78	24	3,106	松江市
58	4,334	1,343	3,581,084	1,269	50	11	1,330	浜田市
79	25,458	2,008	7,065,098	1,903	63	25	1,991	出雲市
33	12,609	903	2,533,736	873	31	10	914	益田市
20	76	513	1,245,368	488	20	2	510	石見大田郷
38	6,925	732	1,808,545	681	37	7	725	大田郷
22	4,395	309	896,459	275	13	3	291	大田郷
448	104,749	8,832	28,791,026	8,493	292	82	8,867	鳥根県計
261	191,483	4,535	23,931,933	4,521	98	103	4,722	岡山市
225	99,180	4,569	17,448,726	4,576	119	103	4,798	岡山市
66	10,526	1,151	3,864,152	1,125	24	19	1,168	西大
66	15,904	1,237	3,906,221	1,184	37	12	1,233	児島市
206	33,785	4,276	14,412,284	4,110	105	49	4,264	倉敷市
72	17,026	1,063	3,252,123	997	36	5	1,038	玉島市
143	12,588	2,604	6,702,368	2,577	70	33	2,680	津山
27	3,537	699	2,393,274	700	10	6	716	玉野
76	23,539	1,247	4,586,882	1,179	40	16	1,235	笠岡
35	19,182	610	1,645,531	577	21	9	607	高梁
7	964	431	2,453,103	424	11	2	437	新見
65	60,765	1,376	3,522,857	1,315	50	11	1,376	瀬戸
41	22,138	618	1,344,111	580	25	5	610	久世
1,290	510,617	24,416	89,463,567	23,865	646	373	24,884	岡山県計
302	143,284	3,875	35,880,772	3,662	111	133	3,906	広島県
201	27,280	2,316	12,331,642	2,252	59	44	2,355	広島県
375	103,875	5,708	32,869,236	5,787	120	112	6,019	広島県
141	91,281	3,648	8,539,204	3,848	114	45	4,007	広島県
249	49,574	3,054	9,416,965	2,963	77	35	3,075	広島県
44	25,778	914	1,885,757	903	22	7	932	呉市
63	10,470	1,316	3,630,669	1,219	32	10	1,261	竹原
122	24,080	2,324	5,764,611	2,264	66	20	2,350	三原
310	44,050	5,900	23,325,853	5,800	115	70	5,985	福山市
83	22,670	1,727	4,660,106	1,611	43	12	1,666	府中
70	26,310	743	1,984,905	704	29	1	734	三原
42	2,350	477	1,550,121	468	18	5	491	庄原
71	16,888	1,477	6,718,363	1,467	51	27	1,545	西条
189	11,109	2,570	7,696,056	2,564	89	43	2,696	廿日市
178	39,009	1,970	6,365,898	1,940	55	33	2,028	海田
28	219	456	971,153	437	24	6	467	吉田
2,468	330,719	38,475	163,591,312	37,889	1,025	603	39,517	広島県計
152	30,684	3,472	11,422,004	3,445	89	50	3,584	下関市
106	126,621	2,335	11,044,113	2,349	65	40	2,454	宇山
111	30,797	1,859	11,668,354	1,790	72	29	1,891	萩市
23	2,413	688	1,565,412	653	35	6	694	萩市
145	47,273	2,355	12,281,021	2,293	72	31	2,396	徳山
39	5,762	1,022	3,503,087	1,040	22	11	1,073	防府
110	29,693	1,662	4,888,930	1,600	45	16	1,661	岩国
41	18,267	886	2,082,210	850	29	5	884	光市
21	2,150	490	1,282,262	465	21	6	492	長門
43	27,461	598	1,610,630	591	20	5	616	柳井
26	4,769	484	1,496,514	455	22	5	482	厚狭
817	325,893	15,851	62,844,537	15,531	492	204	16,227	山口県計
5,394	1,357,761	94,630	366,870,131	92,648	2,727	1,327	96,702	全管計

## (3) 税務署別課税状況(その3 合計)

区分 署名	納 税 申 告						還付申告及び処理		
	一般申告及び処理		簡易申告及び処理		小 計		件 数	税 額	
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額			
件	千円	件	千円	件	千円	件	千円		
鳥取県	取子	1,646	8,845,013	1,944	1,687,389	3,590	10,532,402	116	958,746
	倉吉	1,747	8,379,204	1,824	1,672,272	3,571	10,051,476	111	417,549
	米子	800	3,412,541	953	748,012	1,753	4,160,553	54	165,538
	計	4,193	20,636,758	4,721	4,107,673	8,914	24,744,431	281	1,541,834
松江市	江田	1,742	10,719,018	1,993	1,742,555	3,735	12,461,573	100	439,827
	出雲	822	3,165,582	999	821,778	1,821	3,987,360	58	158,894
	益田	1,137	6,416,850	1,602	1,307,611	2,739	7,724,461	74	278,529
	大田	540	2,234,080	627	531,192	1,167	2,765,272	41	106,331
	東郷	305	1,044,745	475	380,213	780	1,424,959	18	20,049
	西郷	442	1,668,562	595	463,636	1,037	2,132,199	43	154,976
	根	202	831,882	265	217,865	467	1,049,746	22	53,042
	計	5,190	26,080,719	6,556	5,464,850	11,746	31,545,570	356	1,211,649
岡山県	山西	2,669	22,721,117	2,419	2,164,502	5,088	24,885,619	168	745,993
	大	2,803	16,222,314	2,341	2,086,323	5,144	18,308,637	183	599,733
	児島	754	3,628,729	688	587,716	1,442	4,216,444	33	221,902
	倉敷	751	3,435,943	753	662,870	1,504	4,098,814	33	63,438
	玉野	2,517	13,264,240	2,514	2,221,129	5,031	15,485,368	128	713,310
	津山	667	2,976,308	721	615,516	1,388	3,591,824	41	182,264
	野	1,437	5,999,420	1,656	1,406,843	3,093	7,406,263	109	452,684
	高梁	452	2,199,885	418	382,345	870	2,582,229	18	113,269
	新見	813	4,404,274	810	709,185	1,623	5,113,459	52	352,452
	瀬戸	401	1,465,733	396	334,507	797	1,800,240	21	86,352
	久世	274	2,333,757	254	233,343	528	2,567,100	13	63,587
	山	820	3,181,534	870	753,345	1,690	3,934,878	48	312,387
	計	380	1,148,073	402	329,086	782	1,477,158	29	61,495
	計	14,738	82,981,327	14,242	12,486,706	28,980	95,468,033	876	3,968,865
広島県	東	2,228	36,918,501	2,188	2,155,351	4,416	39,073,852	164	2,613,886
	南	1,379	11,531,023	1,349	1,261,056	2,728	12,792,078	93	219,650
	西	3,456	31,320,961	2,852	2,616,449	6,308	33,937,410	188	801,806
	北	2,230	7,856,492	2,174	1,918,933	4,404	9,775,424	164	999,548
	呉	1,744	8,539,955	2,055	1,855,665	3,799	10,395,620	112	598,540
	原	553	1,816,811	669	577,125	1,222	2,393,935	44	382,239
	道	760	3,338,154	853	725,729	1,613	4,063,883	26	261,588
	山	1,282	4,953,494	1,516	1,271,052	2,798	6,224,547	68	222,503
	中	3,533	23,064,173	3,438	3,152,811	6,971	26,216,984	175	2,360,174
	次	1,196	4,867,324	982	810,404	2,178	5,677,728	77	798,925
	原	373	1,783,067	530	455,337	903	2,238,404	27	195,415
	条	307	1,407,592	324	260,213	631	1,667,805	19	51,240
	市	857	6,390,157	917	870,368	1,774	7,260,525	72	392,516
	田	1,689	6,869,292	1,516	1,303,393	3,205	8,172,686	103	171,805
	田	1,216	7,398,323	1,187	1,128,697	2,403	8,527,020	71	1,967,707
	計	306	817,872	294	275,200	600	1,093,073	35	50,367
	計	23,109	158,873,191	22,844	20,637,781	45,953	179,510,972	1,438	12,087,908
山口県	関	1,963	10,991,638	2,119	1,862,422	4,082	12,854,060	209	1,114,572
	部	1,365	10,452,054	1,632	1,443,758	2,997	11,895,812	79	547,048
	口	1,023	10,946,608	1,243	1,088,743	2,266	12,035,351	63	156,008
	萩	337	1,295,076	618	453,362	955	1,748,437	27	50,914
	山	1,353	11,536,992	1,673	1,492,148	3,026	13,029,140	82	388,225
	府	626	3,105,134	883	718,068	1,509	3,823,203	32	41,183
	国	1,052	4,384,747	1,133	995,017	2,185	5,379,763	73	202,043
	光	548	1,807,332	631	540,142	1,179	2,347,475	44	134,168
	門	347	1,156,982	494	382,575	841	1,539,557	28	55,674
	井	362	1,446,601	484	348,441	846	1,795,042	19	99,534
	狭	287	1,526,290	367	298,149	654	1,824,439	19	230,474
	計	9,263	58,649,452	11,277	9,622,826	20,540	68,272,278	675	3,019,844
	全管計	56,493	347,221,447	59,640	52,319,836	116,133	399,541,283	3,626	21,830,099

(注) 「(1)課税状況」、「(2)課税事業者(選択)届出件数」を署別に示したものである。

既往年分の申告及び処理		合 計		課税事業者（選択）届出件数			合 計	区分 署名
件 数	税 額	件 数	税 額	課税事業者 届 出	課税事業者 選 択 届 出	新設法人に該当 する旨の届出		
件	千円	件	千円	件	件	件	件	
173	11,591	3,732	9,585,247	3,865	123	27	4,015	鳥取県
286	127,553	3,734	9,761,480	4,057	133	31	4,221	米子
89	6,811	1,820	3,988,204	1,871	72	7	1,950	倉吉
548	132,333	9,286	23,334,930	9,793	328	65	10,186	鳥取県計
283	69,805	3,881	12,091,551	3,960	95	24	4,079	松山
100	9,492	1,892	3,837,958	1,833	61	11	1,905	浜田
158	35,107	2,824	7,481,039	2,933	90	25	3,048	出雲
48	15,281	1,222	2,674,222	1,249	39	10	1,298	益田
38	575	805	1,405,485	842	27	2	871	石見
70	8,378	1,086	1,985,600	1,028	44	7	1,079	大東
28	4,647	496	1,001,351	518	15	3	536	大西
725	143,285	12,206	30,477,206	12,363	371	82	12,816	島根県計
355	270,076	5,325	24,409,702	5,614	131	103	5,848	岡山
307	159,256	5,400	17,868,159	5,540	156	103	5,799	山山
92	15,909	1,492	4,010,451	1,633	29	19	1,681	岡西
99	22,447	1,560	4,057,822	1,589	44	12	1,645	児島
330	54,456	5,223	14,826,515	5,372	139	49	5,560	倉敷
91	20,118	1,442	3,429,678	1,536	40	5	1,581	玉津
200	22,745	3,225	6,976,324	3,331	90	33	3,454	山山
44	11,104	895	2,480,064	963	17	6	986	野山
106	27,022	1,685	4,788,029	1,683	54	16	1,753	玉野
51	22,584	827	1,736,472	848	22	9	879	笠岡
18	2,395	547	2,505,908	567	13	2	582	高瀬
134	70,895	1,768	3,693,387	1,666	53	11	1,730	新瀬
70	24,951	823	1,440,615	802	28	5	835	久戸
1,897	723,958	30,212	92,223,126	31,144	816	373	32,333	岡山県計
368	130,935	4,619	36,329,032	4,452	141	133	4,726	広島
261	34,546	2,845	12,606,974	2,870	96	44	3,010	広島
469	128,513	6,572	33,264,117	6,721	171	112	7,004	広島
256	107,224	4,631	8,883,100	5,032	172	45	5,249	広島
357	83,832	3,964	9,880,913	4,132	120	35	4,287	広島
77	29,288	1,278	2,040,985	1,309	26	7	1,342	竹原
102	4,831	1,654	3,797,464	1,621	42	10	1,673	三尾
158	34,987	2,895	6,037,030	2,950	75	20	3,045	福道
463	79,813	7,236	23,936,624	7,509	169	70	7,748	福山
164	32,333	2,302	4,911,137	2,291	60	12	2,363	府中
91	29,960	959	2,072,948	1,039	33	1	1,073	三原
57	4,933	663	1,621,497	696	28	5	729	庄原
130	26,971	1,873	6,894,980	1,908	71	27	2,006	西条
306	23,550	3,353	8,024,430	3,590	133	43	3,766	廿日
272	80,976	2,519	6,640,289	2,491	72	33	2,596	海田
40	511	641	1,043,217	666	31	6	703	吉田
3,571	561,672	48,004	167,984,736	49,277	1,440	603	51,320	広島県計
238	40,069	4,338	11,779,556	4,455	111	50	4,616	下関
173	138,142	3,099	11,486,905	3,298	81	40	3,419	宇山
153	35,225	2,356	11,914,566	2,359	85	29	2,473	山口
46	5,708	991	1,703,232	988	42	6	1,036	萩
250	65,384	3,135	12,706,299	3,374	91	31	3,496	徳山
93	35,489	1,566	3,817,509	1,630	29	11	1,670	防府
165	48,239	2,285	5,225,959	2,529	57	16	2,602	岩国
57	20,930	1,243	2,234,236	1,354	32	5	1,391	光
80	8,086	884	1,491,968	913	26	6	945	長門
56	28,410	872	1,723,917	878	24	5	907	柳井
58	9,073	678	1,603,038	696	30	5	731	厚狭
1,369	434,752	21,447	65,687,186	22,474	608	204	23,286	山口県計
8,110	1,996,001	121,155	379,707,184	125,051	3,563	1,327	129,941	全管計

## 8 酒 税

### 統計表を見るに当たって

この章は、平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間に製造場から移出された酒類について、平成14年4月30日までの申告又は処理による課税事績を示したものである。

酒類とは、アルコール分1度以上を含んでいる飲料（アルコール専売法の適用を受けるアルコールを除く。）で、原料と製造方法の差異により10種類に分類している。

種類は清酒、合成清酒、しょうちゅう、みりん、ビール、果実酒類、ウィスキー類、スピリッツ類、リキュール類、雑酒である。

### 酒 税 の 税 率

各酒類の基準アルコール分及び基準税率（1kl当たり従量税率）は、次のとおりである。

清酒	アルコール分 15度	140,500円
合成清酒	アルコール分 15度	79,300円
しょうちゅう	アルコール分 25度	248,100円
みりん	アルコール分 13.5度	21,600円
ビール	・・・・・・・・・・・・・・・・	222,000円
果実酒類	・・・・・・・・・・・・・・・・	56,500円
果実酒類	アルコール分 12度	98,600円
甘味果実酒類	アルコール分 40度	409,000円
ウィスキー類	アルコール分 37度	367,188円
スピリッツ類	アルコール分 12度	119,088円
リキュール類	原料中（水を除く）麦芽の重量が25%未満のもの	105,000円
雑酒	・・・・・・・・・・・・・・・・	320,500円
発泡酒類	みりに類似するもの	アルコール分 13.5度
粉末酒類	その他のもの	アルコール分 12度
その他の雑酒	・・・・・・・・・・・・・・・・	21,600円
	・・・・・・・・・・・・・・・・	98,600円

## 8 - 1 酒税関係総括表

酒税関係総括表

区 分	課税数量	税 額	製成数量	販売(消費)数量	製造場数	販売場数	
	kl	百万円	kl	kl	場	場	
平成9年度	464,529	93,656	449,607	588,474	392	13,832	
10	447,892	81,010	459,728	588,122	388	13,962	
11	407,254	70,342	364,505	584,216	387	13,949	
12	374,058	63,605	323,233	574,975	379	13,796	
13	362,627	59,652	316,752	575,174	372	13,751	
清 成 酒	46,482	5,718	34,531	64,518	312	-	
合 成 清 酒	×	×	×	3,155	-	-	
し ょ う ち ゅ う	甲 類	×	×	9,260	1	-	
	乙 類	×	×	33,771	3	-	
	計	4,590	1,128	4,024	4	-	
み り ん	×	×	7,530	6,929	8	-	
ビ ー ル	173,319	38,477	162,334	274,176	18	-	
果実酒類	果実酒	8,983	494	5,740	9,416	13	-
	甘味果実酒	906	95	704	1,323	2	-
	計	9,887	588	6,443	10,741	15	-
ウイスキー類	ウイスキー	×	×	5,093	-	-	
	ブランデー	×	×	1,605	-	-	
	計	3,040	1,177	×	6,697	-	-
スピリッツ類	380	82	-	972	3	-	
リキュール類	12,399	1,068	9,131	24,811	9	-	
雑 酒	発泡酒	106,758	11,212	92,554	139,652	1	-
	粉末酒	×	×	×	-	-	-
	その他の雑酒	×	×	×	492	2	-
	計	106,797	11,214	91,825	140,146	3	-
合 計	362,627	59,652	316,752	575,174	372	13,751	

調査期間 課税数量、税額、製成数量及び販売(消費)数量は、平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間である。

調査時点 製造場数及び販売場数は、平成14年3月31日現在である。

用語の説明

- 1 課税数量とは、税額決定の基礎となるべき酒類の数量をいう。
- 2 製成数量とは、酒類の生産数量をいう。
- 3 販売(消費)数量とは、酒類小売業者の販売数量のほか、酒類製造者及び酒類卸売業者の消費者への直売数量を含めた数量をいう。
- 4 「製造場数」欄は、複数の酒類を製造している場合は、製造数量が最も多い酒類を掲げた。

関連表

「8-2」の「(1)課税状況」、「8-3」の「(1)酒類製成及び手持数量」、「(3)酒類販売(消費)数量」、「8-4」の「(1)酒類製造免許場数等」、「(3)酒類販売免許場数等」

## 8 - 2 課 税 状 況

### (1) 課税状況

区 分	課 税						
	一 般 税 率 適 用		特 定 税 率 適 用		計		
	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	
	kl	千円	kl	千円	kl	千円	
清 酒	47,359	5,829,043	-	-	47,359	5,829,043	
合 成 清 酒	×	×	×	×	×	×	
しょうちゅう	甲 類	×	×	×	×	×	
	乙 類	×	×	×	×	×	
計	4,608	1,131,956	-	-	4,608	1,131,956	
み り ん	×	×	×	×	×	×	
ビ ー ル	180,801	40,138,061	-	-	180,801	40,138,061	
果 実 酒 類	果 実 酒	8,786	486,842	251	9,492	9,037	496,333
	甘味果実酒	921	96,057	0	18	921	96,075
	計	9,705	582,899	251	9,509	9,956	592,409
ウイスキー類	ウイスキー	×	×	×	×	×	
	ブランデー	×	×	×	×	×	
計	3,041	1,177,380	0	6	3,041	1,177,386	
スピリッツ類	スピリッツ	314	76,342	66	5,223	380	81,565
	原料用アルコール	17	9,803	-	-	17	9,803
計	331	86,145	66	5,223	397	91,368	
リ キ ュ ー ル 類	5,007	482,197	7,485	594,304	12,493	1,076,499	
雑 酒	発 泡 酒	111,552	11,715,270	-	-	111,552	11,715,270
	粉 末 酒	×	×	×	×	×	×
	その他の雑酒	×	×	×	×	×	×
	計	111,591	11,717,126	-	-	111,591	11,717,126
合 計	368,203	61,345,697	7,801	609,042	376,005	61,954,739	

調査対象 平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間に製造場から移出された酒類について、平成14年4月30日までの申告又は処理による課税実績

- (注) 1 「特定税率適用」欄には、酒税法第22条第3項（アルコール分が13度未満のもので発泡性を有するもの）に該当のものを掲げた。
- 2 「酒税法第30条第1項、第2項及び第3項」欄には、酒類製造場から移出した酒類を当該製造場に戻入れた場合の酒税額の控除等を示す。

### (2) 課税数量の累年比較

区 分	清 酒	しょうちゅう	ビ ー ル	果 実 酒 類	そ の 他	合 計
	kl	kl	kl	kl	kl	kl
平 成 9 年 度	67,112	5,150	353,848	8,286	30,135	464,529
10	61,501	4,208	273,501	12,096	96,583	447,892
11	57,381	3,661	222,239	10,313	113,661	407,254
12	50,974	3,856	194,832	8,090	116,301	374,058
13	46,482	4,590	173,319	9,887	128,350	362,627

(注) この表は、「(1)課税状況」のうち、「課税実数」欄の数量を累年比較で示したものである。

控 除				課 税 実 数		免 除	
酒 税 法 〔第30条第1項、 第2項及び第3項〕		災 害 減 免 法 (第7条第1項)				未納税移出	輸 出 免 税
数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	税 額	数 量	数 量
kl	千円	kl	千円	kl	千円	kl	kl
870	110,564	1	323	46,482	5,718,155	15,022	115
×	×	×	×	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×	×	×
15	3,829	0	6	4,590	1,128,122	75	5
×	×	×	×	×	×	×	×
7,482	1,661,242	0	44	173,319	38,476,775	17,185	739
55	2,778	-	-	8,983	493,555	300	-
16	1,573	-	-	906	94,502	3	2
71	4,353	-	-	9,887	588,056	303	2
×	×	×	×	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×	×	×
0	147	-	-	3,040	1,177,240	70	21
17	9,788	-	-	363	71,777	12	-
-	-	-	-	17	9,803	36,100	-
17	9,788	-	-	380	81,581	36,112	-
96	8,118	0	1	12,399	1,068,384	2,945	-
4,794	503,390	0	3	106,758	11,211,877	16,125	-
×	×	×	×	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×	×	×
4,794	503,424	0	3	106,797	11,213,698	16,125	-
13,373	2,302,166	1	378	362,627	59,652,197	91,613	884

用語の説明 未納税移出とは、酒類製造場から移出するとき、酒税の免除を受けて移出するものをいう。

### (3) 酒税額の累年比較

区 分	清 酒	しょうちゅう	ビ ー ル	果実酒類	そ の 他	合 計
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
平成 9 年 度	8,316,663	903,203	78,554,055	519,416	5,363,166	93,656,499
10	7,587,803	936,153	60,717,664	736,757	11,031,189	81,009,565
11	7,097,642	850,679	49,336,853	638,912	12,417,418	70,341,509
12	6,272,420	912,407	43,252,671	494,380	12,672,839	63,604,715
13	5,718,155	1,128,122	38,476,775	588,056	13,741,088	59,652,197

(注) この表は、「(1)課税状況」のうち、「課税実数」欄の税額を累年比較で示したものである。

### 8 - 3 酒類製成、販売

(1) 酒類製成及び手持数量

区 分	製 成 数 量 等					手持数量 <small>平成14年3月末日現在</small>
	製 成	アルコール 等 混 和	アルコール 分 等 変 更	用途変更等	+ + - 計	
	kl	kl	kl	kl	kl	kl
清 酒	34,682	-	-	150	34,531	55,510
合 成	(33,735)	-	-	-	(33,595)	(51,598)
し ょ う ち ゅ う	清 酒 類	×	×	×	×	×
	乙 類	×	×	×	×	×
み り ー	計	3,943	18	632	571	4,024
ビ ー ル	8,098	307	-	875	7,530	844
果 実 酒 類	果 実 酒	163,118	-	-	784	162,334
	甘 味 果 実 酒	6,494	80	-	834	5,740
	計	710	-	-	6	704
ウ イ ス キ ー 類	計	7,203	80	-	840	6,443
ス ピ リ ッ ツ 類	ウ イ ス キ ー	×	×	×	×	×
	ブ ラ ン デ ー	×	×	×	×	×
リ キ ュ ー ル 類	計	×	×	×	×	×
雑 酒	発 泡 酒	-	-	-	-	-
	粉 末 酒	9,292	3,763	-	3,923	9,131
	そ の 他 の 雑 酒	92,865	-	-	311	92,554
合 計	計	×	×	×	×	×
	計	92,878	-	-	1,052	91,825
	320,512	4,167	632	8,556	316,752	70,424

調査対象 平成13年4月1日から平成14年3月31日までの期間の酒類製成の事績  
 (注) 「清酒」欄の( )書は、アルコール度数20度に換算した数量である。

(2) 製成数量の累年比較

区 分	清 酒	し ょ う ち ゅ う	ビ ー ル	果 実 酒 類	そ の 他	合 計
	kl	kl	kl	kl	kl	kl
平 成 9 年 度	57,925	5,019	354,244	8,537	23,882	449,607
10	49,286	3,348	261,440	11,431	130,876	456,381
11	46,315	3,226	209,518	9,782	95,666	364,505
12	41,322	3,282	189,051	6,969	82,599	323,233
13	34,531	4,024	162,334	6,443	109,420	316,752

(注) この表は、「(1)酒類製成及び手持数量」の製成数量等の計を累年比較したものである。





(3) 酒類販売(消費)数量

区 分		酒 類 製 造 者 の 移 出 数 量					計
		製 造 場 ( 課 税 )	製 造 場 の 支 店 等	卸 売 業 者	小 売 業 者	消 費 者	
清 成 酒 類 し よ う ち ゅ う み び 果 実 酒 類 ウ イ ス キ ー 類 ス ピ リ ッ ツ ル 類 リ キ ュ 雑 酒 合 計	清 酒 類	kl 476	kl 1,525	kl 31,200	kl 11,760	kl 1,401	kl 46,364
	乙 計	x	x	x	x	x	x
	甲 計	x	x	x	x	x	x
	乙 計	x	x	x	x	x	x
	乙 計	-	62	4,250	213	63	4,590
	乙 計	x	x	x	x	x	x
	乙 計	81	164,755	7,728	312	427	173,298
	乙 計	1	7,342	1,084	39	512	8,984
	乙 計	-	62	543	7	292	906
	乙 計	1	7,404	1,628	46	805	9,887
	乙 計	x	x	x	x	x	x
	乙 計	x	x	x	x	x	x
	乙 計	35	34	2,951	-	19	3,040
	乙 計	2	3	390	-	2	397
乙 計	26	6,157	5,962	74	180	12,399	
乙 計	305	89,288	16,786	12	367	106,758	
乙 計	x	x	x	x	x	x	
乙 計	x	x	x	x	x	x	
乙 計	305	89,313	16,796	13	369	106,796	
乙 計	925	272,415	73,331	12,468	3,369	362,508	

調査対象 平成13年4月1日から平成14年3月31日までの期間の酒類の製造場からの移出及び販売数量の事績

(4) 県別販売(消費)数量の累年比較

区 分		清 酒	し ょ う ち ゅ う	ビ ー ル	果 実 酒 類	そ の 他	合 計
		kl	kl	kl	kl	kl	kl
鳥 取 県	9 年 度	8,380	2,107	31,903	656	4,903	47,950
	10	7,611	2,017	28,403	854	7,340	46,228
	11	7,422	2,159	26,477	766	9,072	45,897
	12	6,777	2,352	24,665	720	11,270	45,784
	13	6,510	2,452	21,822	705	14,766	46,256
島 根 県	9 年 度	11,573	4,340	37,449	1,557	4,975	59,893
	10	10,731	4,427	35,370	1,727	7,563	59,818
	11	10,250	4,624	32,692	1,533	9,557	58,660
	12	9,459	4,788	30,919	1,461	11,401	58,030
	13	9,011	4,995	27,695	1,369	15,334	58,405
岡 山 県	9 年 度	19,550	7,553	84,837	2,048	13,958	127,944
	10	18,181	7,466	76,103	3,222	22,001	126,971
	11	16,811	7,582	69,877	2,519	27,651	124,441
	12	15,908	8,077	63,816	2,338	32,145	122,280
	13	15,208	8,542	55,876	2,296	41,976	123,893

(注) この表は、「(3)酒類販売(消費)数量」の累年比較を県別に示したものである。

販売業者の販売数量		平成14年3月	消費者に対す	区分	
販売業者	消費者	31日現在販売業者の手持数量	る販売数量計		
	kl	kl	+		
	kl	kl	kl	kl	清酒
	87,783	63,111	8,438	64,518	清酒
	5,528	3,152	320	3,155	成類
	20,049	9,233	1,583	9,260	甲類
	60,884	33,735	4,407	33,771	乙類
	80,933	42,970	5,987	43,037	計
	14,627	6,832	832	6,929	みり
	610,396	273,751	14,252	274,176	ビール
	14,523	8,899	4,330	9,416	果実酒
	1,985	1,031	430	1,323	甘味果実酒
	16,506	9,935	4,757	10,741	計
	10,349	5,080	1,679	5,093	ウイスキー
	3,224	1,599	575	1,605	ブランデー
	13,570	6,678	2,253	6,697	計
	1,951	970	290	972	スリッ
	57,769	24,628	4,422	24,811	ピュール
	319,193	139,285	9,823	139,652	発泡酒
	-	-	-	-	粉末酒
	654	491	72	492	その他の雑酒
	319,845	139,778	9,902	140,146	計
	1,208,913	571,805	51,447	575,174	合計

区分		清酒	しょうちゅう	ビール	果実酒類	その他	合計
		kl	kl	kl	kl	kl	kl
広島県	9年度	28,358	14,473	161,610	4,309	24,036	232,778
	10	25,955	14,593	146,943	5,798	41,220	234,513
	11	25,592	15,400	136,640	5,466	51,073	234,168
	12	24,112	15,934	127,796	5,069	59,200	232,110
	13	22,294	16,705	111,422	4,716	74,454	229,588
山口県	9年度	14,772	9,855	81,498	1,574	12,214	119,909
	10	13,642	9,655	76,090	2,052	19,150	120,592
	11	13,617	10,093	71,258	2,000	24,081	121,050
	12	12,306	9,918	65,165	1,748	27,638	116,771
	13	11,495	10,343	57,361	1,655	36,180	117,032
全管計	9年度	82,633	38,328	397,297	10,144	60,086	588,474
	10	76,120	38,158	362,909	13,653	97,274	588,122
	11	73,692	39,858	336,944	12,284	121,434	584,216
	12	68,562	41,069	312,361	11,336	141,654	574,975
	13	64,518	43,037	274,176	10,741	182,710	575,174

## (5) 税務署別酒類販売(消費)数量

区分		清 酒	合成清酒	しょうちゅう	みりん	ビール	果実酒類
署名		kl	kl	kl	kl	kl	kl
鳥米倉鳥	取子吉計	2,728	166	805	204	9,120	288
		2,248	299	1,166	296	8,229	299
		1,534	71	481	139	4,473	118
		6,510	536	2,452	639	21,822	705
松浜出益石大西島	江田雲田東郷計	3,183	170	1,567	338	9,268	338
		1,104	38	780	80	4,255	105
		2,027	72	1,150	193	6,301	724
		786	29	593	60	2,887	74
		462	23	295	48	1,531	39
		1,035	41	426	63	2,284	73
		414	2	184	40	1,169	16
		9,011	375	4,995	822	27,695	1,369
岡 山 大	東西寺島敷島山野岡梁見戸世計	2,111	99	1,267	399	11,860	529
		1,857	99	1,142	204	7,716	476
		900	29	488	82	2,555	103
		773	33	425	81	3,076	62
		2,653	169	1,868	278	10,626	466
		849	46	479	172	2,572	90
		1,983	75	843	165	6,147	178
		482	15	279	43	1,585	54
		998	32	524	79	3,030	60
		557	12	252	35	1,334	24
		394	9	265	18	1,082	22
		893	36	415	55	2,474	184
		758	20	295	49	1,819	48
		15,208	674	8,542	1,660	55,876	2,296
広 島 島 北	東南西北	1,932	133	1,290	235	16,169	928
		1,164	39	999	257	5,845	323
		1,888	98	1,341	234	11,684	662
		2,297	80	2,260	178	11,502	514
		1,934	90	1,255	218	8,632	258
		764	38	342	79	2,816	73
		1,013	35	645	91	4,125	126
		1,334	59	811	128	5,001	140
		3,164	195	2,647	421	16,565	584
		835	24	705	95	3,662	82
		639	22	397	38	2,626	213
		545	13	306	37	1,843	38
		1,451	46	785	100	5,247	184
		1,483	77	1,322	174	6,660	277
		1,423	67	1,355	113	7,641	285
		428	6	245	29	1,404	29
		22,294	1,022	16,705	2,427	111,422	4,716
下 宇 山	関部口	1,932	119	2,106	231	10,516	313
		1,519	81	1,572	180	8,307	279
		1,310	65	1,141	167	6,632	245
		634	33	503	56	2,790	50
		1,568	68	1,362	193	7,854	242
		936	35	882	135	4,387	110
		1,335	59	1,051	165	7,200	184
		726	33	600	81	2,806	95
		468	24	400	65	2,541	38
		621	27	395	72	2,307	52
		446	4	331	36	2,021	47
		11,495	548	10,343	1,381	57,361	1,655
全 管 計		64,518	3,155	43,037	6,929	274,176	10,741

(注) 「(3) 酒類販売(消費)数量」の「消費者に対する販売数量計」を署別に示したものである。

ウイスキー	ブランデー	スピリッツ類	リキュール類	雑 酒	販売(消費) 数量合計	区分	
						署名	
k1	k1	k1	k1	k1	k1		
174	39	32	768	4,526	18,850	鳥	取子
197	50	34	790	4,125	17,733	米	吉計
82	22	12	423	2,319	9,673	倉	島
453	111	78	1,981	10,970	46,256	島	取 県
216	34	38	649	4,210	20,010	松	江田
61	17	11	284	1,856	8,590	浜	雲田
99	13	17	384	2,675	13,655	出	田
38	11	5	212	1,145	5,840	益	大
21	7	4	98	755	3,283	石	東
27	3	4	97	833	4,886	大	郷計
15	3	6	55	237	2,141	西	島
477	88	85	1,779	11,711	58,405	島	根 県
238	140	67	1,279	5,044	23,031	岡	山
182	48	38	998	4,840	17,600	岡	山
57	12	12	335	2,027	6,601	西	大
46	18	10	323	1,660	6,507	見	島
235	86	52	1,342	8,203	25,977	倉	敷
55	13	8	336	1,566	6,185	津	島
110	27	18	667	2,757	12,970	玉	山
30	12	5	194	1,072	3,771	野	野
47	12	7	266	1,425	6,478	笠	岡
18	3	4	111	421	2,771	高	梁
17	3	2	62	373	2,247	新	見
46	10	9	258	1,437	5,818	瀬	戸
24	5	4	176	739	3,937	久	世
1,105	389	236	6,347	31,564	123,893	岡	山 県
368	111	86	1,096	3,526	25,873	広	東
138	27	23	800	4,495	14,111	広	南
198	47	38	915	4,938	22,045	広	西
268	48	47	1,182	7,916	26,293	広	北
163	92	25	725	4,335	17,727	竹	原
28	8	9	211	921	5,287	三	原
79	25	16	480	1,992	8,628	尾	道
81	24	13	489	2,490	10,571	福	山
273	107	80	1,740	9,064	34,839	福	中
45	12	10	286	1,700	7,455	府	次
35	9	6	190	1,225	5,400	三	原
23	4	3	110	599	3,522	庄	条
94	24	16	570	3,179	11,696	西	市
131	32	24	770	5,148	16,096	甘	田
149	33	20	742	5,390	17,217	海	田
18	3	4	103	560	2,828	吉	計
2,091	606	420	10,409	57,478	229,588	島	島 県
231	79	30	955	5,390	21,902	下	關
171	54	25	691	4,422	17,301	宇	部
111	46	17	547	3,298	13,579	山	口
36	10	5	146	1,005	5,267	萩	山
142	76	26	513	4,052	16,095	徳	府
51	27	9	297	2,485	9,355	防	国
98	70	26	461	3,129	13,777	岩	山
46	13	5	262	2,042	6,710	長	門
32	12	3	133	709	4,425	柳	井
30	19	4	149	1,062	4,738	厚	狭
19	5	3	141	829	3,883	山	計
967	411	153	4,295	28,423	117,032	全	管
5,093	1,605	972	24,811	140,146	575,174	全	管 計

## 8 - 4 酒 類 免 許

### (1) 酒類製造免許場数等

区 分	前 年 度 末 免 許 場 数	本 年 度 末 免 許 場 数	左のうち試験の ための免許場数	本 年 度 末 製 造 場 数	本 年 度 末 製 造 者 数	本 年 度 末 蔵 置 場 数
平 成 9 年 度	555	556	19	392	527	308
10	556	555	24	388	526	309
11	555	557	31	387	529	281
12	557	561	41	379	532	279
13	561	557	49	372	530	276
清 合 成 酒	320	315	6	312	308	54
清 酒 類	1	2	1	-	2	17
清 酒 類	1	2	1	1	2	22
清 酒 類	81	76	2	3	76	29
計	82	78	3	4	78	51
み び り ー ル	15	16	1	8	16	18
み び り ー ル	21	22	2	18	19	24
果 実 酒 類	25	24	7	13	21	-
果 実 酒 類	9	9	2	2	7	-
計	34	33	9	15	28	20
ウ ィ ス キ ー 類	2	2	1	-	2	-
ウ ィ ス キ ー 類	5	4	2	-	3	-
計	7	6	3	-	5	26
ス ピ リ ッ ツ 類	5	6	2	2	4	-
ス ピ リ ッ ツ 類	2	3	1	1	2	-
計	7	9	3	3	6	22
リ キ ュ ー ル 類	57	56	13	9	50	24
発 泡 酒	5	6	1	1	5	-
粉 末 酒	-	1	1	-	1	-
そ の 他 の 雑 酒	12	13	6	2	12	-
計	17	20	8	3	18	20
合 計	561	557	49	372	530	276
各 酒 類 を 通 じ た も の	-	372	17	-	353	58

調査対象 酒税法第7条(酒類の製造免許)の規定により免許を受けた製造場

調査時点 平成14年3月31日

- (注) 1 免許場数については、製造免許を受けている酒類の種類又は品目の異なるごとにそれぞれ1場として掲げた。
- 2 「本年度末製造場数」欄には、1製造場で2以上の種類又は品目の酒類を製造している場合には、同期間内に製造数量の最も多かった酒類の欄のみに1場として掲げた。
- 3 「本年度末製造者数」欄には、本店の所在地において、その製造者が免許を受けている酒類の種類又は品目ごとに1人として掲げた。
- 4 「各酒類を通じたもの」の行には1製造場で2以上の酒類又は品目の酒類の製造免許を受けている場合でも1場として掲げた。

(2) 酒母及びもろみの製造場数

区 分	製 造 場 数
酒 母	11
も ろ み	41

調査時点 平成14年3月31日

(注) 酒税法第8条(酒母等の製造免許)の規定により製造免許を受けた場数を掲げた。

用語の説明 1 酒母とは、酵母で含糖物質を発酵させることができるもの 酵母を培養したもので含糖物質を発酵させることができるもの これにこうじを混和したものをいう。

2 もろみとは、酒類の原料となる物品に発酵させる手段を講じたもので、こす又は蒸留する前のものをいう。

(3) 酒類販売免許場数等

免 許 区 分	前年度末 販売場数	本 年 度 販 売 場 数			本年度末 販売業者数	
		卸売に限る旨 の条件が付さ れているもの	販売方法に 条件が付され ていないもの	計		
販売方法に条件が付されて いないもの及び卸売に限る 旨の条件が付されているもの	全 酒 類	419	57	365	422	242
	ビール	30	5	24	29	19
	洋 酒	137	6	129	135	11
	輸 出 入 酒 類	30	15	17	32	11
	自 製 酒 類	54	21	31	52	5
	その他の酒類	13	2	13	15	9
	合 計	683	106	579	685	297
販売方法に小売に限る旨の 条件が付されているもの	全 酒 類	11,240	-	-	11,255	10,354
	特殊のもの	343	-	-	337	84
	期限付	1	-	-	-	-
	計	11,584	-	-	11,592	10,438
	そ の 他	97	-	-	88	70
	特殊のもの	288	-	-	310	219
	期限付	9	-	-	9	3
	のみりんだけのもの	738	-	-	672	129
	の 業用酒だけのもの	1,080	-	-	1,080	1,075
	酒 類 計	2,212	-	-	2,159	1,496
合 計	13,796	-	-	13,751	11,934	
媒 介 業	13	-	-	13	6	
代 理 業	-	-	-	-	-	

調査時点 平成14年3月31日

(注) 免許が2以上の種類にまたがっている場合は、本年度内における販売数量が最も多かった種別の行にのみ掲げた。

用語の説明 1 媒介業とは、他人間の酒類の売買取引を継続的に媒介することをいう。ただし、営利を目的とするかどうかは問わない。

2 代理業とは、製造者又は販売業者の酒類の販売に関する取引を継続的に代理することをいう。ただし、営利を目的とするかどうかは問わない。

(4) 税務署別製造免許場数、販売免許場数

区分 署名	製 造 免 許										
	清酒	合成 清酒	しょうちゅう		みりん	ビール	果実酒類		ウイスキー類		スピリッツ
			甲類	乙類			果実酒	甘味果実酒	ウイスキー	ブランデー	
鳥取県	9	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-
米子	8	-	-	3	1	3	-	-	-	-	-
倉吉	10	-	-	3	-	1	2	1	-	-	-
鳥取県計	27	-	-	7	1	4	3	1	-	-	-
松江市	11	-	-	6	2	1	-	-	-	-	-
浜田県	6	-	-	4	1	-	-	-	-	-	-
益田市	8	-	-	6	-	1	3	1	-	-	-
石見大田	10	-	-	2	-	-	1	1	-	-	-
大田郷	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大田郷	6	-	-	6	-	-	1	-	-	-	-
島根県計	47	-	-	25	3	2	5	2	-	-	-
岡山市	2	-	-	1	-	1	-	-	-	-	1
西条市	5	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-
西条市	5	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-
倉敷市	6	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
倉敷市	11	-	-	2	-	1	1	1	-	-	1
玉津市	14	-	-	7	4	-	2	1	-	-	-
玉津市	12	-	-	2	-	1	-	-	-	-	-
笠岡市	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
笠岡市	4	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
新見市	8	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-
瀬戸市	1	-	-	1	1	-	1	-	-	-	-
久世市	9	-	-	3	-	2	3	1	-	1	1
久世市	4	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-
岡山県計	82	-	-	22	6	6	10	3	-	1	3
広島県	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
広島県	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
広島県	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
広島県	10	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
広島県	14	-	-	3	-	1	-	-	-	-	-
広島県	6	-	-	2	2	-	1	-	-	-	-
広島県	3	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1
広島県	4	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
広島県	5	-	-	1	2	1	-	1	-	-	-
広島県	5	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
広島県	4	-	-	1	-	1	1	-	-	-	-
広島県	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
広島県	16	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
広島県	5	1	1	2	1	-	1	1	1	1	1
広島県	2	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
広島県	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
広島県計	87	2	2	14	6	6	4	3	2	2	3
山口県	4	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
山口県	4	-	-	1	-	-	1	-	-	1	-
山口県	4	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-
山口県	13	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-
山口県	14	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-
山口県	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
山口県	7	-	-	2	-	1	-	-	-	-	-
山口県	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
山口県	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
山口県	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
山口県	8	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-
山口県計	72	-	-	8	-	4	2	-	-	1	-
全国計	315	2	2	76	16	22	24	9	2	4	6

(注) 「(1)酒類製造免許場数等」及び「(3)酒類販売免許場数等」を署別に示したものである。



場数					製造場数	販売業				区分 署名		
原料用アルコール	リール類	酒				合計	卸売業		小売業			
		発泡酒	粉末酒	その他雑酒			販売業者数	販売場数	販売業者数		販売場数	
-	1	-	-	-	12	10	12	15	336	441	鳥取	取子
-	1	-	-	1	17	11	9	24	345	453	米倉	吉計
-	1	-	-	-	18	13	8	9	209	258	倉島	取
-	3	-	-	1	47	34	29	48	890	1,152	鳥取	計
-	2	1	-	2	25	14	8	14	369	448	松	江
-	-	-	-	-	11	6	5	13	296	316	浜	田
-	1	1	-	1	22	14	7	12	294	346	出	雲
-	1	-	-	-	15	11	8	13	199	211	益	田
-	2	-	-	-	7	5	3	7	126	136	石見	大
-	-	-	-	-	13	7	2	3	155	172	大	東
-	-	-	-	-	2	1	1	3	101	113	西	郷
-	6	2	-	3	95	58	34	65	1,540	1,742	島根	計
-	1	1	-	-	7	3	3	23	291	326	岡	山
-	1	-	-	1	9	5	6	27	354	438	岡	西
-	1	-	-	-	8	5	2	21	156	162	西	寺
-	-	-	-	-	7	6	-	4	150	165	児	島
-	3	-	-	1	21	13	7	12	441	536	倉敷	島
-	6	-	-	2	36	20	8	10	203	230	倉	敷
-	2	1	-	-	18	12	6	23	489	517	津	山
-	-	-	-	-	1	1	-	1	121	127	玉	野
-	-	-	-	-	5	4	7	7	249	267	笠	岡
-	2	-	-	-	13	8	4	5	169	171	高	梁
-	-	-	-	1	5	3	2	3	105	113	新	見
-	6	1	-	-	27	14	5	8	221	248	瀬	戸
-	2	-	-	-	8	5	6	6	155	166	久	世
-	24	3	-	5	165	99	56	150	3,104	3,466	岡山	計
-	-	-	-	-	2	2	5	27	183	256	広	東
-	-	-	-	-	2	2	5	18	197	220	広	南
-	-	-	-	-	1	1	21	38	264	322	広	西
-	-	-	-	-	11	10	8	16	333	454	広	北
-	1	-	-	-	19	15	12	40	397	431	竹	原
-	2	-	-	-	13	9	13	14	223	268	三	原
-	-	-	-	-	5	3	6	9	215	257	尾	道
-	-	-	-	-	5	4	8	44	337	339	福	山
-	4	-	-	1	15	10	9	20	483	557	福	中
-	-	-	-	-	6	5	5	8	233	248	府	次
-	1	-	-	-	8	7	2	2	137	145	三	原
-	-	-	-	-	5	5	4	4	110	118	庄	西
1	3	1	1	2	34	17	4	7	169	227	西	原
1	3	-	-	-	19	5	9	26	302	348	廿	市
-	-	-	-	-	3	3	3	7	218	258	海	田
-	-	-	-	-	4	4	5	5	105	111	吉	田
2	14	1	1	3	152	102	119	285	3,906	4,559	広島	計
-	2	-	-	-	7	5	5	32	399	478	下	関
-	1	-	-	1	9	4	8	18	261	313	宇	部
-	1	-	-	-	7	6	9	18	198	264	山	口
-	1	-	-	-	16	15	7	7	195	211	萩	山
-	2	-	-	-	18	14	5	15	305	345	徳	府
1	-	-	-	-	6	6	4	16	186	193	防	国
-	-	-	-	-	10	7	7	8	294	326	岩	山
-	-	-	-	-	4	4	4	4	207	207	光	府
-	-	-	-	-	4	4	2	6	159	159	長	門
-	-	-	-	-	5	5	4	7	162	180	柳	井
-	2	-	-	-	12	9	4	6	128	156	厚	狭
1	9	-	-	1	98	79	59	137	2,494	2,832	山口	計
3	56	6	1	13	557	372	297	685	11,934	13,751	全	管

## 9～15 消費税・酒税以外の間接税

### 統計表を見るに当たって

この章は、平成13年4月1日から平成14年3月31日までの消費税、酒税以外の間接税の申告又は処理による課税事績を示したものである。

### 9 たばこ税及びたばこ特別税

たばこ税及びたばこ特別税は、紙巻たばこ等の製造たばこに対して課税される。

#### たばこ税及びたばこ特別税の税率

1 喫煙用の製造たばこ		
(1) 第1種(紙巻きたばこ)	1gを1本に換算して	(たばこ税)
(2) 第2種(パイプたばこ)		1,000本につき2,716円
(3) 第3種(葉巻たばこ)		(たばこ特別税)
(4) 第4種(刻みたばこ)		1,000本につき 820円
2 かみ用の製造たばこ	2gを1本に換算して	(計)
3 かぎ用の製造たばこ		1,000本につき3,536円
4 旧3級品の紙巻たばこ		(たばこ税)
		(たばこ特別税)
		(計)
		1,000本につき1,289円
		1,000本につき 389円
		1,000本につき1,678円

### 10 印 紙 税

印紙税は、流通取引に関連して作成される文書に対して課税される。

#### 印 紙 税 の 税 率

[一般的な契約書、証書等のうち主なものについて掲げた]

1 不動産等の譲渡、消費貸借、運送に関する契約書 不動産の譲渡契約書で契約金額が1,000万円を超えるものについては税率が軽減されている。	契約金額により 200円～600,000円 (契約金額1万円未満は非課税)
2 請負契約書 建設工事に係る請負契約書で契約金額が1,000万円を超えるものについては税率が軽減されている。	契約金額により 200円～600,000円 (契約金額1万円未満は非課税)
3 約束手形、為替手形	手形金額により 200円～200,000円 (手形金額10万円未満は非課税)
4 株券、出資証券、社債券、受益証券	券面金額により 200円～20,000円
5 預貯金証証、保険証券、信用状等	1通につき 200円
6 配当金領収証、配当金振込通知書	配当金額3,000円以上の場合 200円 (配当金額3,000円未満は非課税)
7 金銭、有価証券の受取書で営業に関するもの	受取金額により 200円～200,000円 (受取金額3万円未満は非課税)
8 預貯金通帳、信託通帳、掛金通帳	1冊・1年につき 200円
9 判取帳	1冊・1年につき 4,000円

## 11 揮発油税及び地方道路税

揮発油税及び地方道路税は、揮発油に対して課税される。

揮発油とは、温度15度において0.8017を超えない比重を有する炭化水素油(炭化水素を主成分とし、温度15度及び1気圧において液状のもの)をいう。

### 揮発油税及び地方道路税の税率

揮発油 1klにつき	
揮発油税	48,600円
地方道路税	5,200円
計	53,800円

## 12 石油ガス税

石油ガス税は、自動車用の石油ガス容器に充てんされる石油ガスに対して課税される。

### 石油ガス税の税率

課税石油ガス 1kgにつき	17円50銭
---------------	--------

## 13 石油税

石油税は、原油の採取場から移出する原油又はガス状炭化水素及び保税地域から引き取る原油、石油製品並びにガス状炭化水素に対して課税される。

### 石油税の税率

1 原油・輸入石油製品1klにつき	2,040円
2 ガス状炭化水素のうち	
天然ガス 1tにつき	720円
輸入 LPG 1tにつき	670円

## 14 航空機燃料税

航空機燃料税は、航空機に積み込まれる航空機燃料に対して課税される。

### 航空機燃料税の税率

航空機燃料 1klにつき	26,000円
ただし、沖縄路線航空機	13,000円
特定離島路線航空機	19,500円

## 15 電源開発促進税

電源開発促進税は、一般電気事業者が販売する販売電気に対して課税される。

### 電源開発促進税の税率

販売電気 1,000kw 時につき	445円
-------------------	------

## 9 たばこ税及びたばこ特別税

### (1) 課税状況

区 分	課 税 標 準 金 額 ( 数 量 )	税 額
紙 巻 た ば こ	13,848,759 <small>千本</small>	48,337,349 <small>千円</small>
パ イ プ た ば こ	391	1,382
葉 巻 た ば こ	1,069	3,776
刻 み た ば こ	20	68
かみ用の製造たばこ	-	-
かぎ用の製造たばこ	-	-
税 額 計	-	48,342,574
手 持 品 課 税 額	-	-
合 計 税 額	-	48,342,574
控 除 税 額	-	120,924
差 引 税 額	-	48,221,647
加 算 { 過 少 申 告	-	-
税 額 { 無 申 告	-	-
課 税 人 員		78 人
還 付 金 額		224,502 千円
納 期 限 延 長 税 額		-

調査対象 平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間の申告又は処理による課税実績

### (2) 製造場数

区 分	場 数
製 造 場 { 製 造 た ば こ 製 造 場	4 <small>場</small>
{ 原 料 事 務 所	2
{ そ の 他	1
法 定 製 造 場	20
合 計	27

調査時点 平成14年3月31日

# 10 印 紙 税

## (1) 課税状況

区 分	税 額	納 税 人 員	関 係 条 文
税 印 押 な つ	千円 1,676	人 98	第 9 条
印紙税納付計器の使用によるもの	681,134	1,193	第 10 条
書 式 表 示	2,768,284	5,600	第 11 条
預金通帳の一定時納付によるもの	2,974,704	46	第 12 条
計	6,425,798	6,937	
充 当 税 額	20,030	-	
差 引 計	6,405,768	-	
加 算 税	過 少 申 告	9	-
	無 申 告	77	-
	重	-	-
過 怠 税	370,890	1,018	件
還 付 金 額	42,038	-	
印紙税納付計器設置者数		390 人	
印紙税納付計器設置台数		547 台	

調査対象 平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間の印紙税の現金納付による実績

(注) 印紙税は、原則として証書や帳簿に相当額の印紙をちょう付して納税することになっているが、株券、債券等のように一時に多数の課税物件を作成する場合等においては、印紙ちょう付の手数を省くため、例外的に相当額を現金で納付することを認めている。

この場合、課税物件に政府の定める書式による表示をするものを「書式表示」といい、税印の押なつを受けることを「税印押なつ」という。

## (2) 課税状況の累年比較

区 分	書 式 表 示	印紙税納付 計器使用分	預金通帳の 一定時納付	そ の 他	計	納 付 人 員
	千円	千円	千円	千円	千円	人
平成9年度	2,667,058	989,993	2,868,973	2,476	6,528,499	7,876
10	2,641,887	881,786	2,901,504	1,462	6,426,642	7,606
11	2,774,740	803,662	2,903,306	1,456	6,483,162	7,476
12	2,827,095	749,352	2,904,710	1,941	6,483,098	7,240
13	2,768,284	681,134	2,974,704	1,676	6,425,798	6,937

(注) この表は、「(1)課税状況」の累年比較を示したものである。

## 11 揮発油税及び地方道路税

### (1) 課税状況

区 分	数 量	税 額
平成9年度	7,724,087 <small>kl</small>	415,555,854 <small>千円</small>
10	7,907,742	425,436,493
11	7,887,745	424,360,555
12	7,921,051	426,152,557
13	8,420,209	453,007,171
移出(引取)数量	8,535,368	-
欠減控除数量	115,228	-
場内消費数量	69	-
用途外使用等数量	-	-
計	8,420,209	453,007,171
控除税額計	-	16,548
加算税 { 過少申告計	-	452,990,621
加算税 { 無申告計	-	-
合 計	-	452,990,621
課税人 員 額		97 人
還付金 額		- 千円
納期限延長税額		73,439,832 千円

調査対象 平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間の申告又は処理による課税実績

### (2) 関係場数

区 分	場 数	区 分	場 数
製 造 場 石油化学工場 未納税蔵置場 特定石油化学製品蔵置場 特定石油化学製品使用場 駐留軍等用免税使用場指定店舗	製油所 5	免 税 揮 発 油 使 用 場 外 国 公 館 等 指 定 給 油 所 合 計	航空用揮発油等用揮 11
	天然揮発油製造場 -		ゴム用揮 20
	廃油再製工場 3		塗料用揮 5
	その他の工場 21		ノルマルパラフィン用揮 -
	ガス工場 3		印刷用インキ用揮 2
	特定石油化学製品製造場 7		接着剤用揮 2
	その他の工場 7		洗浄剤用揮 1
	未納税蔵置場 15		洗浄用又は離型用揮 5
	特定石油化学製品蔵置場 18		外国公館等指定給油所 31
	特定石油化学製品使用場 229		計 385
駐留軍等用免税使用場指定店舗 -			

調査時点 平成14年3月31日

## 12 石油ガス税

### (1) 課税状況

区 分	重 量	税 額
平成9年度	86,398 t	1,511,430 千円
10	83,604	1,463,045
11	83,619	1,463,312
12	82,125	1,436,466
13	80,708	1,402,408
移出(引取)重量	80,708	1,402,408
控除税額	-	2,151
差引	-	1,400,146
加算税 { 過少申告	-	-
{ 無申告	-	51
合 計	80,708	1,400,196
課税人員		2,329 人
還付金額		- 千円
納期限延長税額		2,223 千円

調査対象 平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間の申告又は処理による課税実績

### (2) 関係場数

区 分	場 数
営業用スタンダード	167 場
自家用スタンダード	9
着脱式容器充てん場	19
その他	-
合 計	195
免税課税石油 { 原料用	-
ガス使用場 { 熱源用	-

調査時点 平成14年3月31日

# 13 石 油 税

## (1) 課税状況

区 分	数 量	税 額
原 油 製 油 品 石 ガ ス 状 炭 化 水 素 ガ ス 状 炭 計 除 引 控 算 税 { 過 少 申 告 計 差 算 税 { 無 申 告 計 加 算 税 { 合	k l - - t - - - - - -	千円 - - - - - - - -
課 税 人 員 還 付 金 額 納 期 限 延 長 税 額		- 人 6,509,782 千円 - 千円

調査対象 平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間の申告又は処理による課税実績

## (2) 関係場数

区 分	原 油	ガ ス 状 炭 化 水 素
特 例 承 認 に 係 る 納 税 地 そ の 他 の 納 税 地 未 納 家 税 蔵 置 場 自 家 用 採 取 場 合 計	場 - - - - -	場 - - 2 2

調査時点 平成14年3月31日



## 14 航空機燃料税

### (1) 課税状況

区 分	数 量	税 額
	kl	千円
平成9年度	110,313	2,785,073
10	120,050	2,995,965
11	112,965	2,814,598
12	122,061	3,029,440
13	134,370	3,356,584
積込数量及び税額	134,370	3,356,584
控除税額	-	183,404
差引	-	3,173,180
加算税 {	過少申告	-
	無申告	-
	重	-
合 計	-	3,173,180

調査対象 平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間の申告又は処理による課税実績

### (2) 関係場数

区 分	納 税 地 数	
特例承認に係るもの	29	
その他 {	定期運送事業者に係るもの	11
	その他のもの	13
合 計	53	

調査時点 平成14年3月31日

## 15 電源開発促進税

### (1) 課税状況

区 分	数 量	税 額	
	千kw時	千円	
平成 9 年度	53,702,977	23,897,824	
10	53,572,280	23,839,664	
11	54,296,417	24,161,905	
12	56,420,218	25,106,993	
13	55,476,084	24,686,857	
販売電気の電力量	従量料金制の供給販売電気	54,970,593	-
	定額料金制の供給販売電気	317,364	-
	計量自家使用販売電気	165,153	-
	推計自家使用販売電気	22,974	-
計	55,476,084	24,686,857	
加算税	過 少 申 告	-	-
	無 申 告	-	-
	重	-	-
	合 計	-	24,686,857
課 税 人 員		12	

調査対象 平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間の申告又は処理による課税実績

### (2) 関係場数

区 分	人 員
一 般 電 気 事 業 者	人 1

調査時点 平成14年3月31日現在

# 第 編 徵 收

16	国	税	徵	收
17	国	税	滯	納
18	還	付	替	金
19	国	税	振	納

## 16～19 徴収関係各表

### 統計表を見るに当たって

この章は、平成13年度における国税の徴収、滞納等の事績を示したものである。

#### 16 国税徴収

##### 1 国税徴収

国税の徴収決定済額、収納済額、収納未済額等の状況を示す。

- (1) 徴収決定済額  
納税事務の確定した国税で、その事実の確認（徴収決定）を終了した金額
- (2) 収納済額  
収納された国税の金額
- (3) 不納欠損額  
滞納処分の停止後3年経過及び消滅時効の完成等の理由により納税義務が消滅した国税の金額
- (4) 収納未済額  
徴収決定済額のうち収納又は不納欠損を終了しない金額

（注）関係計数については、次のとおりである。

$$\text{徴収決定済額} - (\text{収納済額} + \text{不納欠損額}) = \text{収納未済額}$$

##### 2 物納及び年賦延納

###### (1) 物納

相続税の物納について申請、許可、収納等の状況を示す。

###### イ 収納済額

国に完全に所有権が移転された物納財産の金額

###### ロ 引継額

収納済の物納財産を財務局へ引き渡した金額

（注）関係計数については、次のとおりである。

$$\text{許可額（本書）} + \text{前年度収納未済額} - \text{収納済額（本書）} = \text{収納未済額}$$

$$\text{前年度引継未済額} + \text{収納済額} - \text{引継額} = \text{引継未済額}$$

$$\text{収納済額（本書及び外書）} + \text{前年度引継未済額} - \text{引継額} = \text{引継未済額}$$

###### (2) 年賦延納

相続税法第38条の規定による相続税及び贈与税の年賦延納並びに所得税法第132条の規定による所得税の延納について、申請、許可、収納等の状況を示す。

（注）関係計数については、次のとおりである。

$$(\text{前年度許可未済額} + \text{本年度申請額}) - (\text{取下・却下等の額} + \text{許可額}) = \text{許可未済額}$$

$$\text{徴収決定済額} = \text{前年度繰越収納未済額} + \text{前年度繰越延納額} + \text{本年度許可額} \\ - \text{許可取消額等} - \text{徴収決定未済額}$$

#### 17 国税滞納

滞納の繰越、新規発生、処理等の状況を示す。

##### 滞納処分

納税者が納付すべき国税を納付の期限までに完納しない場合において、その者の財産を差し押さえ、その差押財産を換価して換価代金から国税を徴収する一連の強制執行手続

（注）関係計数については次のとおりである。

$$\text{期首滞納} + \text{新規発生滞納} - \text{整理済滞納} = \text{整理中の滞納}$$

#### 18 還付金

還付金支払決定の状況を示す。

##### 還付金

年税額により予定納税額や中間納付税額等が過大になる場合、税額控除の際に控除不足が生じる場合、あるいは純損失の繰戻しが行われる場合等により国税を還付する金額

## 19 国税振替納税

振替納税利用状況を示す。

### 振 替 納 税

税金を納付する一方法で、税務署から納税者名義の納付書とその納税者が預貯金口座を有する金融機関に送付し、金融機関が納税者の口座から納税者に代わって税金を納付する仕組みである。納付後の領収書は、日本銀行から金融機関が受領し、その金融機関から納税者に直接送付する制度

# 16 国 税 徴 収

## 16 - 1 国税徴収状況

### (1) 国税徴収状況

区 分	徴 収 決 定 済 額			収 納 済 額			
	本 年 度 分	繰 越 分	計	本 年 度 分	繰 越 分	計	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
平 成 9 年 度	2,539,410,557	104,847,505	2,644,258,061	2,459,180,190	58,863,031	2,518,043,221	
10	2,410,913,740	121,416,911	2,532,330,651	2,332,578,133	75,972,882	2,408,551,015	
11	2,328,367,839	110,150,567	2,438,518,405	2,251,861,780	64,113,774	2,315,975,554	
12	2,572,139,087	109,884,454	2,682,023,541	2,502,093,681	64,545,440	2,566,639,121	
13	2,443,944,246	102,111,975	2,546,056,221	2,372,635,041	59,062,556	2,431,697,597	
所 得 税	源泉所得税	764,646,119	10,629,556	775,275,675	761,805,512	3,029,633	764,835,145
	申告所得税	124,610,125	18,539,810	143,149,935	119,002,478	4,096,982	123,099,460
	計	889,256,244	29,169,366	918,425,610	880,807,990	7,126,615	887,934,605
法 人 税	372,268,799	9,189,146	381,457,944	369,411,540	2,935,934	372,347,474	
相 続 税	58,272,659	7,316,415	65,589,074	50,056,390	1,872,943	51,929,333	
地 価 税	-	26,409	26,409	-	-	-	
消 費 税	86,755	1,797,120	1,883,875	70,119	206,501	276,620	
消費税及地方消費税	521,841,430	20,225,671	542,067,101	507,855,532	12,658,598	520,514,131	
酒 税	59,665,296	43,036	59,708,332	59,641,082	15,885	59,656,967	
た ば こ 税	7	-	7	7	-	7	
たばこ税及たばこ特別税	47,595,299	1,214	47,596,513	47,595,299	823	47,596,122	
石 油 税	1,817	-	1,817	1,817	-	1,817	
石油税及石油臨時特別税	-	-	-	-	-	-	
取 引 所 税	-	-	-	-	-	-	
有価証券取引税	-	-	-	-	-	-	
日本銀行券発行税	-	-	-	-	-	-	
旧 税	-	83,237	83,237	-	450	450	
電源開発促進税	24,604,153	-	24,604,153	24,604,153	-	24,604,153	
揮発油税及地方道路税	456,445,900	34,219,282	490,665,182	418,774,786	34,219,282	452,994,068	
石 油 ガ ス 税	1,412,725	10,802	1,423,527	1,405,928	10,416	1,416,344	
自 動 車 重 量 税	-	-	-	-	-	-	
航 空 機 燃 料 税	3,179,677	60	3,179,736	3,179,677	60	3,179,736	
印 紙 収 入	9,313,486	30,217	9,343,703	9,230,722	15,049	9,245,771	
合 計	2,443,944,246	102,111,975	2,546,056,221	2,372,635,041	59,062,556	2,431,697,597	

調査対象 平成13年4月1日から平成14年3月31日まで

(注) 1 「税目」の区分は、国税収納金整理資金受入科目の区分による。

2 「徴収決定済額」には、還付加算金充当済額（還付加算金を未納の国税に充当した金額）を含む。

3 「相続税」には、贈与税を含む。

不 納 欠 損 額			収 納 未 済 額			区 分
本 年 度 分	繰 越 分	計	本 年 度 分	繰 越 分	計	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	
44,734	4,798,524	4,843,258	80,185,633	41,185,949	121,371,582	平 成 9 年 度
40,111	4,658,243	4,698,354	78,295,496	40,785,786	119,081,282	10
135,375	6,304,171	6,439,546	76,370,684	39,732,621	116,103,305	11
155,608	6,849,511	7,005,119	69,889,798	38,489,502	108,379,300	12
258,771	4,734,809	4,993,580	71,050,434	38,314,611	109,365,044	13
59,413	1,318,856	1,378,269	2,781,194	6,281,067	9,062,261	源泉所得税
176	1,080,987	1,081,163	5,607,471	13,361,841	18,969,312	申告所得税
59,589	2,399,842	2,459,432	8,388,665	19,642,908	28,031,573	計
29,749	919,521	949,270	2,827,510	5,333,691	8,161,201	法 人 税
0	23,521	23,521	8,216,269	5,419,952	13,636,221	相 続 税
-	2,939	2,939	-	23,470	23,470	地 価 税
102	433,402	433,504	16,534	1,157,217	1,173,751	消 費 税
168,891	949,913	1,118,805	13,817,007	6,617,159	20,434,166	消費税及地方消費税
-	562	562	24,214	26,590	50,804	酒 税
-	-	-	-	-	-	た ば こ 税
-	-	-	-	391	391	たばこ税及たばこ特別税
-	-	-	-	-	-	石 油 税
-	-	-	-	-	-	石油税及石油臨時特別税
-	-	-	-	-	-	取 引 所 税
-	-	-	-	-	-	有価証券取引税
-	-	-	-	-	-	日本銀行券発行税
-	2,934	2,934	-	79,853	79,853	旧 税
-	-	-	-	-	-	電 源 開 発 促 進 税
-	-	-	37,671,114	-	37,671,114	揮発油税及地方道路税
-	-	-	6,796	386	7,183	石 油 ガ ス 税
-	-	-	-	-	-	自 動 車 重 量 税
-	-	-	-	-	-	航 空 機 燃 料 税
439	2,175	2,614	82,325	12,993	95,318	印 紙 収 入
258,771	4,734,809	4,993,580	71,050,434	38,314,611	109,365,044	合 計

## (2) 税務署別国税徴収状況

署名	源泉所得税			申告所得税			
	徴収決定済額	収納済額	収納未済額	徴収決定済額	収納済額	収納未済額	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
鳥取県	米子	18,294,434	18,191,468	101,637	3,523,783	3,260,906	261,361
	倉吉	12,569,715	12,393,770	172,694	3,587,957	3,225,407	311,933
	鳥取	4,477,406	4,446,065	30,991	1,299,565	1,233,995	54,845
	計	35,341,555	35,031,303	305,322	8,411,305	7,720,309	628,139
松山県	浜田	53,653,783	53,563,775	86,183	4,038,866	3,814,767	222,315
	出雲	4,511,446	4,491,136	19,983	1,370,312	1,320,632	44,927
	益田	7,649,928	7,629,861	19,597	2,730,932	2,625,390	101,702
	石見	2,941,809	2,915,492	26,317	1,051,345	1,014,751	33,532
	大田	1,503,815	1,501,191	2,624	484,024	472,434	11,590
	東郷	2,212,731	2,210,690	2,041	858,946	827,700	30,301
	根	1,133,044	1,130,300	2,744	282,124	277,638	4,390
計	73,606,555	73,442,445	159,489	10,816,549	10,353,311	448,757	
岡山県	山形	101,094,351	100,737,464	353,800	6,858,336	6,203,622	632,510
	山西	24,414,878	24,173,445	232,879	6,645,263	6,182,045	454,874
	大寺	4,470,795	4,435,235	35,041	1,324,431	1,263,584	56,879
	倉敷	4,128,331	4,115,762	9,373	1,393,037	1,318,678	70,664
	玉野	22,797,960	22,484,059	311,594	6,011,091	5,379,299	612,820
	津島	4,058,677	4,041,216	15,267	1,674,907	1,467,206	206,874
	山陽	8,252,077	8,205,562	42,341	2,430,578	2,349,790	77,357
	笠岡	3,043,239	3,031,077	11,482	795,472	750,817	43,301
	高梁	5,143,063	5,106,303	36,327	1,247,013	1,174,059	70,678
	瀬戸	2,480,026	2,472,346	7,651	474,861	464,494	10,367
	久世	1,306,788	1,302,555	4,070	380,523	371,014	9,263
	山崎	4,876,123	4,824,307	48,311	1,149,040	1,091,667	56,427
	計	187,884,314	186,739,975	1,114,782	30,936,853	28,542,725	2,327,459
	広島県	島田	154,941,404	154,531,425	401,927	6,247,796	5,743,631
安芸		13,020,681	12,897,589	117,804	3,785,052	3,650,380	128,793
福山		43,012,383	42,590,248	415,810	7,984,424	7,296,592	662,469
尾道		12,656,196	12,288,146	349,500	7,402,461	6,742,821	640,830
三原		16,051,120	15,944,434	104,246	4,565,415	4,358,737	204,104
竹原		3,091,489	3,053,562	37,927	993,662	911,331	79,347
福尾		6,286,242	6,207,757	77,414	1,429,544	1,326,503	94,918
府中		7,716,697	7,627,679	83,863	2,625,303	2,464,793	154,729
三原		29,030,951	28,711,360	311,077	7,429,727	6,689,346	702,626
庄原		5,998,747	5,936,398	58,929	1,725,078	1,626,809	97,828
日田		2,742,860	2,728,039	12,692	761,477	714,973	40,490
吉田		1,712,732	1,708,917	3,815	487,120	471,146	15,854
海田		8,839,966	8,769,807	70,147	2,483,053	2,260,391	207,368
計		332,608,072	330,231,532	2,300,069	57,858,748	53,616,787	4,051,705
山口県	下関	61,459,943	61,289,777	162,041	4,659,464	4,115,592	541,544
	宇部	13,570,342	13,497,913	69,523	3,842,106	3,628,326	208,228
	萩	22,688,614	22,635,169	53,386	2,914,236	2,725,872	178,244
	徳山	2,492,933	2,478,557	12,174	880,814	854,412	26,380
	防府	13,906,504	13,782,719	120,132	3,682,383	3,285,515	386,353
	光	5,348,554	5,266,419	81,457	1,984,622	1,843,483	138,340
	柳井	9,233,489	9,150,284	83,115	2,719,312	2,452,901	261,817
	厚狭	3,780,183	3,771,508	8,470	1,132,959	1,082,559	49,527
	山口市	1,939,844	1,934,518	5,325	724,429	693,323	30,922
	計	2,335,413	2,323,242	12,170	994,343	953,549	39,103
局引受分	2,312,437	2,301,303	11,040	591,603	537,927	50,401	
	139,068,255	138,431,408	618,833	24,126,272	22,173,460	1,910,859	
全管計	775,275,675	764,835,145	9,062,261	143,149,935	123,099,460	18,969,312	

(注) 1 「(1) 国税徴収状況」を署別に示したものである。

2 本年分と繰越分の合計税額を揚げた。

3 「局引受分」とは、国税の徴収を税務署から広島国税局に引き継いだものである。



法人税			相続税			署名
徴収決定済額	収納済額	収納未済額	徴収決定済額	収納済額	収納未済額	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	
8,303,008	8,242,195	60,982	1,506,757	1,328,507	178,250	鳥取県
7,611,876	7,508,479	103,112	912,939	861,112	51,827	米子市
1,968,791	1,958,821	9,970	880,542	703,090	177,452	倉吉市
17,883,675	17,709,495	174,065	3,300,238	2,892,709	407,529	鳥取県計
17,025,357	16,919,287	105,973	1,198,233	1,122,017	76,216	松江市
2,684,339	2,674,229	10,082	212,169	206,803	5,366	浜田県
8,362,222	8,302,599	59,623	567,469	552,952	14,517	出雲市
1,643,547	1,635,662	7,885	111,034	111,034	-	益田市
1,058,847	1,051,790	7,057	171,190	170,940	250	石見大田
2,328,610	2,328,346	264	92,332	92,124	208	大田東郷
526,054	525,868	186	14,678	14,678	-	大西郷
33,628,975	33,437,781	191,070	2,367,104	2,270,547	96,556	鳥根県計
29,595,948	29,363,807	232,060	3,192,351	2,692,403	499,948	岡山市
15,353,688	15,231,360	120,869	3,082,474	2,440,114	642,359	岡山東
3,147,380	3,136,475	10,608	459,629	399,587	60,042	西寺島
3,096,118	3,091,054	4,619	329,255	276,956	52,298	児敷島
11,766,106	11,696,784	68,955	3,169,015	2,590,457	578,558	倉敷島
3,549,158	3,541,257	7,901	493,695	473,000	20,695	玉島
6,049,237	6,017,277	31,607	624,709	610,853	13,857	津山
1,552,051	1,549,840	1,755	214,524	199,934	14,590	野山
7,230,234	7,219,712	10,522	1,016,802	1,007,865	8,938	笠岡
1,159,187	1,150,892	8,295	162,644	159,460	3,184	高梁
1,181,923	1,178,770	3,153	140,724	133,396	7,329	新見
2,403,488	2,362,412	41,076	270,246	263,342	6,904	瀬戸
833,959	829,809	4,150	112,839	97,835	15,003	久世
86,918,477	86,369,451	545,569	13,268,907	11,345,203	1,923,704	岡山県計
23,837,177	23,700,694	135,384	2,562,718	2,286,747	275,971	広島島
11,880,033	11,784,697	95,302	3,152,916	2,169,106	983,810	広島西南
34,394,633	34,189,163	204,656	6,538,292	4,603,251	1,935,039	広島北
8,353,220	8,286,816	64,372	4,961,156	3,181,433	1,779,723	広島呉
5,805,070	5,752,641	52,198	1,635,005	1,582,806	52,200	竹原
1,758,612	1,745,803	12,717	283,287	278,466	4,821	三尾
3,979,048	3,969,114	9,742	645,287	621,630	23,656	福山
4,224,840	4,208,462	15,946	940,027	624,873	315,154	府中
21,581,975	21,405,865	175,845	4,731,761	3,101,145	1,629,801	三原
5,213,423	5,203,322	10,065	1,044,788	825,967	218,085	庄原
1,285,968	1,280,716	5,252	285,059	268,362	16,697	西条
1,114,068	1,110,679	3,389	124,943	124,209	734	日海
11,087,490	11,065,037	22,454	1,407,456	1,056,306	351,146	吉田
5,616,951	5,563,832	53,001	2,976,609	2,447,936	528,672	広島
6,224,271	6,188,656	35,446	1,812,618	1,723,366	89,252	広島
750,209	742,447	7,762	28,048	27,341	707	広島
147,106,989	146,197,947	903,531	33,129,968	24,922,944	8,205,468	広島県計
12,531,071	12,455,699	74,779	2,156,254	1,812,764	343,490	下関
13,492,829	13,457,546	35,284	1,047,342	1,008,103	39,239	宇山
38,355,185	38,319,585	35,600	1,086,896	997,587	89,310	萩
1,392,769	1,387,228	5,541	263,507	238,219	25,288	徳防
9,605,432	9,576,870	28,511	1,732,689	1,696,283	36,396	山府
2,651,415	2,639,947	11,048	1,185,644	1,097,859	87,785	岩国
3,733,064	3,696,872	36,192	2,231,935	2,004,723	227,212	光
1,775,059	1,745,054	30,005	272,997	272,888	109	長門
930,844	926,676	3,340	120,866	112,085	8,781	柳井
1,242,794	1,239,395	3,399	751,237	595,214	156,023	厚狭
1,168,744	1,167,156	1,588	155,000	140,629	13,662	山口
86,879,207	86,612,027	265,287	11,004,366	9,976,353	1,027,294	山口県計
9,040,621	2,020,773	6,081,679	2,518,492	521,578	1,975,670	局引受分
381,457,944	372,347,474	8,161,201	65,589,074	51,929,333	13,636,221	全管計

## (2) 税務署別国税徴収状況(続)

署名	その他の直接税			直接税合計		
	徴収決定済額	収納済額	収納未済額	徴収決定済額	収納済額	収納未済額
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
鳥取県	-	-	-	31,627,981	31,023,076	602,230
米子	-	-	-	24,682,487	23,988,769	639,566
倉吉	-	-	-	8,626,305	8,341,972	273,258
鳥取県計	-	-	-	64,936,774	63,353,817	1,515,054
松山県	-	-	-	75,916,238	75,419,847	490,686
浜田	-	-	-	8,778,265	8,692,799	80,358
出雲	-	-	-	19,310,551	19,110,801	195,439
益田市	-	-	-	5,747,735	5,676,939	67,734
石見大東	-	-	-	3,217,875	3,196,355	21,521
石見大東郷	-	-	-	5,492,618	5,458,860	32,813
石見大東郷計	-	-	-	1,955,899	1,948,484	7,320
松山県計	-	-	-	120,419,182	119,504,084	895,872
岡山県	-	-	-	140,740,986	138,997,296	1,718,317
山形	-	-	-	49,496,302	48,026,964	1,450,980
西大寺	-	-	-	9,402,236	9,234,882	162,570
倉敷	-	-	-	8,946,741	8,802,450	136,954
玉野	-	-	-	43,744,172	42,150,599	1,571,927
笠岡	-	-	-	9,776,437	9,522,680	250,737
高梁	-	-	-	17,356,601	17,183,481	165,161
瀬戸	-	-	-	5,605,285	5,531,668	71,128
久世	-	-	-	14,637,113	14,507,939	126,465
岡山県計	-	-	-	4,276,719	4,247,192	29,497
広島県	-	-	-	3,009,959	2,985,735	23,814
島根	-	-	-	8,698,898	8,541,729	152,719
広島県計	-	-	-	3,317,103	3,264,738	51,245
広島県計	-	-	-	319,008,551	312,997,354	5,911,514
広島県	-	-	-	187,589,094	186,262,497	1,288,929
島根	-	-	-	31,838,682	30,501,772	1,325,708
島根	-	-	-	91,929,731	88,679,253	3,217,974
島根	-	-	-	33,373,033	30,499,215	2,834,426
島根	-	-	-	28,056,611	27,638,618	412,748
竹原	-	-	-	6,127,049	5,989,161	134,811
三ツ尾	-	-	-	12,340,121	12,125,005	205,731
福山	-	-	-	15,506,865	14,925,806	569,691
中庄	-	-	-	62,774,414	59,907,716	2,819,349
次原	-	-	-	13,982,035	13,592,496	384,908
市原	-	-	-	5,075,364	4,992,091	75,131
日海	-	-	-	3,438,863	3,414,951	23,792
吉田	-	-	-	23,817,965	23,151,540	651,115
広島県計	-	-	-	24,623,036	23,489,925	1,115,830
広島県計	-	-	-	27,529,145	27,141,739	357,589
広島県計	-	-	-	2,701,767	2,657,422	43,041
広島県計	-	-	-	570,703,777	554,969,209	15,460,773
下関	-	-	-	80,806,732	79,673,832	1,121,855
宇山	-	-	-	31,952,620	31,591,887	352,274
萩	-	-	-	65,044,932	64,678,213	356,540
徳防	-	-	-	5,030,023	4,958,416	69,382
岩国	-	-	-	28,927,010	28,341,387	571,391
光	-	-	-	11,170,234	10,847,708	318,630
長柳	-	-	-	17,917,800	17,304,779	608,337
厚山	-	-	-	6,961,198	6,872,009	88,111
山口県計	-	-	-	3,715,983	3,666,601	48,368
山口県計	-	-	-	5,323,787	5,111,401	210,695
山口県計	-	-	-	4,227,784	4,147,015	76,691
山口県計	-	-	-	261,078,100	257,193,248	3,822,273
局引受分	26,409	-	23,470	29,352,654	4,193,700	22,246,978
全管計	26,409	-	23,470	1,365,499,037	1,312,211,411	49,852,464

消 費 税			消 費 税 及 地 方 消 費 税			署 名
徴収決定済額	収 納 済 額	収 納 未 済 額	徴収決定済額	収 納 済 額	収 納 未 済 額	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	
16,041	8,672	7,369	14,087,457	13,587,087	497,898	鳥取県 取子吉計
16,886	6,281	9,170	13,452,761	12,921,172	530,184	米倉郡 江田雲田
1,377	329	1,048	5,439,401	5,312,515	122,327	倉吉市 大東郷計
34,304	15,283	17,587	32,979,618	31,820,774	1,150,409	鳥取県 見大石
5,676	3,308	1,874	16,389,562	15,997,689	388,455	松浜郡 大西郷計
251	35	-	5,196,921	5,064,677	128,603	出雲郡 根
692	460	170	10,031,101	9,878,604	150,338	益田市 東郷計
652	652	-	3,684,913	3,609,426	75,325	石見郡 大東郷計
14	14	-	1,877,336	1,840,697	36,001	大西郷計
-	-	-	2,814,290	2,763,879	50,411	西郷計
-	-	-	1,355,190	1,339,344	15,846	西郷計
7,285	4,469	2,044	41,349,313	40,494,316	844,979	岡山県 西郷計
24,429	8,923	12,612	33,219,323	32,276,352	936,782	岡山市 東西寺島敷島山野岡梁見戸世計
14,344	4,771	9,391	23,929,386	23,083,434	825,837	岡山市 西郷計
1,387	513	458	5,498,479	5,353,535	143,524	倉敷市 野岡梁見戸世計
2,713	2,208	506	5,195,810	5,147,002	48,694	倉敷市 野岡梁見戸世計
26,274	6,159	17,689	20,459,057	19,522,866	933,531	倉敷市 野岡梁見戸世計
172	154	17	4,691,468	4,615,459	71,196	倉敷市 野岡梁見戸世計
4,425	2,390	1,304	9,741,362	9,504,835	227,430	津島市 野岡梁見戸世計
190	135	56	3,251,698	3,175,982	73,340	津島市 野岡梁見戸世計
5,897	1,416	3,848	6,687,240	6,504,501	182,739	笠岡市 野岡梁見戸世計
768	758	10	2,386,782	2,346,086	40,029	高梁市 野岡梁見戸世計
2	2	-	3,286,799	3,249,927	36,657	新瀬市 野岡梁見戸世計
484	484	-	5,130,382	4,989,334	135,857	瀬戸市 野岡梁見戸世計
37	37	-	2,024,400	1,979,160	44,420	久美町 野岡梁見戸世計
81,123	27,950	45,891	125,502,185	121,748,471	3,700,036	岡山県 野岡梁見戸世計
32,534	4,991	21,632	49,579,501	48,721,435	851,673	広島県 島田郡 野岡梁見戸世計
15,296	11,401	3,010	16,905,832	16,603,358	301,100	島田郡 野岡梁見戸世計
51,742	21,764	27,984	44,200,774	43,218,709	978,857	島田郡 野岡梁見戸世計
13,796	2,272	8,823	13,625,151	12,901,807	709,038	島田郡 野岡梁見戸世計
7,630	4,010	706	13,739,301	13,344,463	392,255	島田郡 野岡梁見戸世計
3,990	649	2,850	3,194,894	3,036,175	158,719	竹原市 野岡梁見戸世計
3,059	378	2,402	5,503,455	5,313,840	188,866	三原市 野岡梁見戸世計
5,012	1,524	2,691	8,236,231	8,022,162	210,380	尾道市 野岡梁見戸世計
57,375	14,936	40,671	34,457,729	33,295,078	1,143,493	福山市 野岡梁見戸世計
4,688	1,639	2,492	7,439,493	7,279,402	158,418	福山市 野岡梁見戸世計
1,157	111	247	2,933,633	2,852,881	79,418	福山市 野岡梁見戸世計
36	34	1	2,239,706	2,212,814	26,892	庄原市 野岡梁見戸世計
12,105	5,305	6,801	9,486,814	9,224,961	261,853	西郷計
5,722	1,269	4,393	10,767,943	10,212,626	544,254	日野市 野岡梁見戸世計
5,541	4,183	43	11,653,173	11,340,121	309,182	海田市 野岡梁見戸世計
673	-	673	1,495,142	1,441,938	50,016	吉田郡 野岡梁見戸世計
220,354	74,467	125,418	235,458,771	229,021,771	6,364,409	広島県 野岡梁見戸世計
29,266	8,099	19,341	16,967,253	16,122,812	824,160	下関市 野岡梁見戸世計
14,471	6,018	4,868	15,246,063	14,947,273	297,544	宇山郡 野岡梁見戸世計
4,433	2,733	1,493	16,898,988	16,664,824	234,002	萩市 野岡梁見戸世計
874	500	36	2,277,053	2,219,754	57,105	徳防郡 野岡梁見戸世計
10,108	2,021	6,178	17,071,422	16,614,931	453,813	徳防郡 野岡梁見戸世計
7,391	2,109	5,216	5,032,888	4,884,609	147,220	徳防郡 野岡梁見戸世計
8,410	430	6,587	12,461,449	12,146,671	314,244	徳防郡 野岡梁見戸世計
2,280	1,191	962	3,063,347	2,988,118	73,774	光市 野岡梁見戸世計
1,338	1,308	-	2,071,886	2,031,059	40,158	長門郡 野岡梁見戸世計
106	-	106	2,391,351	2,338,761	52,589	柳井郡 野岡梁見戸世計
131	85	46	2,374,730	2,303,628	70,517	厚山郡 野岡梁見戸世計
78,810	24,495	44,834	95,856,430	93,262,438	2,565,125	山口県 野岡梁見戸世計
1,461,999	129,957	937,977	10,920,784	4,166,360	5,809,209	局引受分
1,883,875	276,620	1,173,751	542,067,101	520,514,131	20,434,166	全管計

## (2) 税務署別国税徴収状況(続)

署名	酒 税			た ば こ 税		
	徴収決定済額	収 納 済 額	収 納 未 済 額	徴収決定済額	収 納 済 額	収 納 未 済 額
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
鳥取県	95,045	95,045	-	-	-	-
米子	88,267	88,267	-	-	-	-
倉吉	111,803	111,803	-	-	-	-
鳥取県計	295,115	295,115	-	-	-	-
松江市	188,634	184,774	3,860	-	-	-
浜田	x	x	x	-	-	-
出雲	205,778	205,778	-	-	-	-
益田市	47,466	47,466	-	-	-	-
石見大田	x	x	x	-	-	-
大田郷	70,300	70,300	-	-	-	-
西郷	x	x	x	-	-	-
鳥根県計	673,990	670,130	3,860	-	-	-
岡山県	80,743	80,743	-	-	-	-
山形	5,504	5,504	-	7	7	-
西大寺	15,103	14,542	-	-	-	-
児島	41,697	41,668	29	-	-	-
倉敷	221,485	221,026	460	-	-	-
玉野	523,306	523,275	31	-	-	-
津島	65,479	65,311	168	-	-	-
玉野	x	x	x	-	-	-
笠岡	x	x	x	-	-	-
高梁	34,651	34,651	-	-	-	-
新見	x	x	x	-	-	-
瀬戸	46,294,636	46,294,636	-	-	-	-
久世	79,286	79,286	-	-	-	-
岡山県計	47,410,449	47,409,200	687	7	7	-
広島県	x	x	x	-	-	-
広島	x	x	x	-	-	-
広島	x	x	x	-	-	-
広島	44,343	44,343	-	-	-	-
呉	859,973	859,801	172	-	-	-
竹原	182,230	172,179	10,051	-	-	-
三原	322,862	322,862	-	-	-	-
尾道	2,054	2,054	-	-	-	-
福山	59,540	59,540	-	-	-	-
中庄	14,602	14,602	-	-	-	-
次原	73,722	73,722	-	-	-	-
条市	38,621	38,621	-	-	-	-
西田	1,940,876	1,932,990	7,886	-	-	-
日吉	1,221,357	1,221,357	-	-	-	-
海田	496,991	496,991	-	-	-	-
吉田	13,448	13,447	1	-	-	-
広島県計	10,802,260	10,784,151	18,109	-	-	-
下関	110,756	110,687	69	-	-	-
宇山	9,839	9,839	-	-	-	-
萩	31,568	31,568	-	-	-	-
徳防	70,031	69,493	538	-	-	-
岩山	26,004	25,905	98	-	-	-
光	7,069	6,622	448	-	-	-
長門	168,197	168,197	-	-	-	-
柳井	1,721	1,721	-	-	-	-
厚狭	10,223	9,553	670	-	-	-
山口	28,647	28,647	-	-	-	-
山口県計	36,138	36,138	-	-	-	-
局引受分	500,193	498,371	1,822	-	-	-
全管計	26,326	-	26,326	-	-	-
全管計	59,708,332	59,656,967	50,804	7	7	-

たばこ税及たばこ特別税			揮発油税及地方道路税			署名
徴収決定済額	収納済額	収納未済額	徴収決定済額	収納済額	収納未済額	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	
-	-	-	-	-	-	鳥取県 取子吉計
7,293,191	7,293,191	-	106	106	-	鳥取県 江田雲田東郷計
-	-	-	-	-	-	松浜出益石大西島根
7,293,191	7,293,191	-	106	106	-	見大東郷計
-	-	-	-	-	-	岡山県 東西寺島敷島山野岡梁見戸世計
-	-	-	-	-	-	岡山県 山山大
-	-	-	-	-	-	岡山県 西児倉玉津玉笠高瀬久岡
15,064,420	15,064,380	40	-	-	-	岡山県 敷島山野岡梁見戸世計
36	36	-	-	-	-	岡山県 山山大
-	-	-	243,477,708	225,737,910	17,739,798	岡山県 敷島山野岡梁見戸世計
-	-	-	63,947	63,947	-	岡山県 敷島山野岡梁見戸世計
-	-	-	-	-	-	岡山県 敷島山野岡梁見戸世計
-	-	-	-	-	-	岡山県 敷島山野岡梁見戸世計
-	-	-	36	36	-	岡山県 敷島山野岡梁見戸世計
-	-	-	-	-	-	岡山県 敷島山野岡梁見戸世計
15,064,456	15,064,417	40	243,541,692	225,801,893	17,739,798	岡山県 敷島山野岡梁見戸世計
1,109	800	309	-	-	-	岡山県 敷島山野岡梁見戸世計
1,066	1,066	-	-	-	-	岡山県 敷島山野岡梁見戸世計
0	0	-	-	-	-	岡山県 敷島山野岡梁見戸世計
-	-	-	-	-	-	岡山県 敷島山野岡梁見戸世計
-	-	-	-	-	-	岡山県 敷島山野岡梁見戸世計
-	-	-	-	-	-	岡山県 敷島山野岡梁見戸世計
-	-	-	-	-	-	岡山県 敷島山野岡梁見戸世計
-	-	-	-	-	-	岡山県 敷島山野岡梁見戸世計
-	-	-	-	-	-	岡山県 敷島山野岡梁見戸世計
23	23	-	-	-	-	岡山県 敷島山野岡梁見戸世計
15,962,792	15,962,792	-	7,724,164	7,186,244	537,920	岡山県 敷島山野岡梁見戸世計
-	-	-	-	-	-	岡山県 敷島山野岡梁見戸世計
15,964,990	15,964,681	309	7,724,164	7,186,244	537,920	岡山県 敷島山野岡梁見戸世計
44	44	-	-	-	-	岡山県 敷島山野岡梁見戸世計
-	-	-	81,380,936	73,790,483	7,590,453	岡山県 敷島山野岡梁見戸世計
-	-	-	-	-	-	岡山県 敷島山野岡梁見戸世計
-	-	-	-	-	-	岡山県 敷島山野岡梁見戸世計
-	-	-	83,719,002	77,364,743	6,354,260	岡山県 敷島山野岡梁見戸世計
9,273,833	9,273,790	43	-	-	-	岡山県 敷島山野岡梁見戸世計
-	-	-	74,299,283	68,850,599	5,448,684	岡山県 敷島山野岡梁見戸世計
-	-	-	-	-	-	岡山県 敷島山野岡梁見戸世計
-	-	-	-	-	-	岡山県 敷島山野岡梁見戸世計
-	-	-	-	-	-	岡山県 敷島山野岡梁見戸世計
9,273,877	9,273,834	43	239,399,220	220,005,824	19,393,396	岡山県 敷島山野岡梁見戸世計
-	-	-	-	-	-	岡山県 敷島山野岡梁見戸世計
47,596,513	47,596,122	391	490,665,182	452,994,068	37,671,114	岡山県 敷島山野岡梁見戸世計

## (2) 税務署別国税徴収状況(続)

署名	印紙収入			その他の間接税		
	徴収決定済額	収納済額	収納未済額	徴収決定済額	収納済額	収納未済額
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
鳥取県	277,412	277,390	22	173,093	173,093	-
米子	48,486	47,884	602	232,205	232,205	-
倉吉	16,357	16,357	-	11,753	10,698	1,055
鳥取県計	342,255	341,631	624	417,051	415,996	1,055
松江市	681,161	680,876	285	37,137	37,137	-
浜田	×	×	×	×	×	×
出雲	14,109	14,109	-	219,868	219,868	-
益田市	3,797	3,748	50	9,039	9,039	-
石見	×	×	×	×	×	×
大田	22,962	22,962	-	3,151	3,151	-
大東	×	×	×	×	×	×
西郷	×	×	×	×	×	×
島根県計	728,801	728,455	346	286,380	285,348	1,033
岡山県	1,436,933	1,416,016	20,918	106,795	105,901	894
山崎	369,681	367,734	1,947	487,097	487,097	-
西大	24,898	24,898	-	2,099	2,099	-
倉敷	8,776	7,963	813	8,121	8,121	-
玉津	143,233	143,036	197	49,085	49,085	-
玉野	20,893	20,827	66	11,690	11,690	-
笠岡	151,613	151,256	358	16,141	16,141	-
高梁	×	×	×	×	×	×
瀬戸	12,174	12,073	100	2,848	2,848	-
久世	×	×	×	×	×	×
岡山県計	2,258,624	2,234,110	24,514	706,767	705,874	894
広島県	×	×	×	×	×	×
広島	×	×	×	×	×	×
広島	×	×	×	×	×	×
広島	51,430	51,279	151	7,386	7,386	-
竹原	329,464	328,472	992	65,787	63,546	2,241
尾道	18,141	18,141	-	-	-	-
福山	52,224	52,224	-	1,500,531	1,500,531	-
三原	143,653	142,138	1,515	11,790	11,790	-
府中	276,679	276,617	62	80,213	80,194	19
庄原	53,615	51,602	2,013	6,184	6,184	-
日野	11,721	11,583	138	7,905	7,905	-
吉田	12,415	12,415	-	2,871	2,871	-
市田	64,568	64,169	399	23,023	23,023	-
田原	161,902	161,542	360	18,987	18,987	-
吉田	49,542	49,343	199	22,402	22,402	-
広島県計	4,600,593	4,541,515	59,078	27,133,645	27,131,385	2,260
下関	740,824	740,390	434	52,822	52,822	-
宇山	212,493	212,493	-	444,006	444,006	-
萩	65,573	65,573	-	31,784	31,784	-
徳防	4,260	4,260	-	10,867	10,867	-
岩国	214,686	214,236	451	37,894	37,894	-
光	73,531	73,531	-	22,346	22,346	-
山口	43,838	43,290	549	33,576	33,576	-
長門	7,841	7,841	-	5,745	5,745	-
厚狭	1,573	1,556	17	5,839	5,839	-
山口	31,763	31,763	-	11,878	11,878	-
山口	4,299	4,233	66	5,450	5,450	-
山口県計	1,400,683	1,399,167	1,516	662,206	662,206	-
局引受分	12,747	893	9,241	86,421	1,693	81,794
全管計	9,343,703	9,245,771	95,318	29,292,471	29,202,500	87,036

間接税合計			総計			署名	
徴収決定済額	収納済額	収納未済額	徴収決定済額	収納済額	収納未済額		
千円	千円	千円	千円	千円	千円		
14,649,048	14,141,288	505,289	46,277,030	45,164,364	1,107,519	鳥取県 取子吉計	
21,131,902	20,589,106	539,956	45,814,389	44,577,875	1,179,522		
5,580,691	5,451,702	124,430	14,206,996	13,793,674	397,689		
41,361,641	40,182,096	1,169,675	106,298,415	103,535,912	2,684,729		
17,302,170	16,903,784	394,474	93,218,408	92,323,630	885,160	松江 江田雲田東郷計	
5,282,895	5,149,390	129,647	14,061,160	13,842,190	210,005		
10,471,548	10,318,819	150,508	29,782,098	29,429,620	345,947		
3,745,866	3,670,330	75,374	9,493,601	9,347,268	143,108		
1,904,238	1,867,599	36,001	5,122,114	5,063,954	57,522	見大 石見 西大 西根 島根 県	
2,910,703	2,860,292	50,411	8,403,321	8,319,153	83,224		
1,428,350	1,412,503	15,846	3,384,249	3,360,987	23,166		
43,045,769	42,182,718	852,261	163,464,951	161,686,802	1,748,133		
49,932,643	48,952,315	971,245	190,673,628	187,949,611	2,689,563	岡山 山 東西寺島敷島山野岡梁見戸世計	
24,806,055	23,948,583	837,175	74,302,357	71,975,548	2,288,156		
5,541,966	5,395,587	143,982	14,944,202	14,630,469	306,552		
5,257,117	5,206,961	50,041	14,203,857	14,009,411	186,995		
264,376,842	245,680,082	18,691,674	308,121,014	287,830,681	20,263,601	倉玉津玉笠高瀬久岡 山 県	
5,311,475	5,235,352	71,310	15,087,912	14,758,032	322,046		
9,979,020	9,739,931	229,260	27,335,621	26,923,413	394,421		
3,273,733	3,197,961	73,396	8,879,018	8,729,630	144,524		
6,753,436	6,566,100	186,703	21,390,549	21,074,039	313,168	高瀬久岡 山 県	
2,437,222	2,396,416	40,139	6,713,941	6,643,609	69,636		
3,330,004	3,293,132	36,657	6,339,963	6,278,867	60,471		
51,454,475	51,313,426	135,857	60,153,372	59,855,155	288,575		
2,111,315	2,066,075	44,420	5,428,418	5,330,813	95,665	岡山 山 県	
434,565,302	412,991,921	21,511,860	753,573,853	725,989,275	27,423,374		
82,651,414	81,712,739	926,372	270,240,508	267,975,237	2,215,301		広島 島 東南西北 原原道山中次原条市田田 島 県
17,304,774	16,998,323	304,192	49,143,456	47,500,095	1,629,901		
45,102,592	44,090,140	1,007,251	137,032,323	132,769,393	4,225,225		
13,742,106	13,007,088	718,011	47,115,139	43,506,302	3,552,437		
15,002,154	14,600,292	396,366	43,058,765	42,238,911	809,114	竹三尾福府三庄西廿海吉 島 県	
3,399,255	3,227,144	171,620	9,526,304	9,216,305	306,431		
7,382,131	7,189,835	191,268	19,722,252	19,314,840	396,999		
8,398,740	8,179,669	214,586	23,905,606	23,105,475	784,277		
34,931,536	33,726,366	1,184,245	97,705,950	93,634,082	4,003,595	福府三庄西廿海吉 島 県	
7,518,582	7,353,428	162,918	21,500,617	20,945,924	547,826		
3,028,137	2,946,202	79,803	8,103,501	7,938,293	154,933		
2,293,649	2,266,755	26,893	5,732,512	5,681,707	50,685		
11,527,409	11,250,470	276,939	35,345,374	34,402,010	928,054	西廿海吉 島 県	
19,900,075	18,802,025	1,086,927	44,523,111	42,291,950	2,202,757		
28,190,440	27,875,831	309,424	55,719,585	55,017,570	667,013		
1,531,784	1,477,907	50,690	4,233,551	4,135,329	93,731		
301,904,776	294,704,214	7,107,503	872,608,553	849,673,423	22,568,277		
17,900,965	17,034,854	844,004	98,707,697	96,708,686	1,965,859	下宇山 萩 徳防岩 光 長柳厚山 山口 県	
97,307,808	89,410,113	7,892,864	129,260,428	121,002,000	8,245,138		
17,032,346	16,796,482	235,495	82,077,278	81,474,694	592,034		
2,363,085	2,304,874	57,678	7,393,108	7,263,291	127,061		
101,079,115	94,259,728	6,814,799	130,006,125	122,601,116	7,386,191	徳防岩 光 長柳厚山 山口 県	
14,417,059	14,263,007	152,926	25,587,293	25,110,715	471,556		
87,014,753	81,242,763	5,770,064	104,932,553	98,547,542	6,378,400		
3,080,935	3,004,616	74,736	10,042,133	9,876,625	162,846		
2,090,859	2,049,315	40,844	5,806,841	5,715,917	89,213	長柳厚山 山口 県	
2,463,744	2,411,049	52,695	7,787,531	7,522,450	263,390		
2,420,748	2,349,534	70,629	6,648,532	6,496,548	147,320		
347,171,418	325,126,335	22,006,735	608,249,518	582,319,583	25,829,008		
12,508,277	4,298,902	6,864,546	41,860,931	8,492,602	29,111,524	局引受分	
1,180,557,184	1,119,486,186	59,512,580	2,546,056,221	2,431,697,597	109,365,044	全管計	

## 16 - 2 物 納 及 び 年 賦 延 納

### (1) 物納状況

区 分	相 続		税 額		
	件 数	金 額	件 数	金 額	
申請及び許可等の状況	前年度許可未済	167	件	千円	
	本年度申請	129		8,078,858	
	更正減等	1		4,597,611	
	処 理	取 下 げ	18		250,950
			-		777,301
	計	外	94	外	-
			112		5,221,626
	許可未済	183		5,998,927	
				6,426,590	
	許可後の状況	前年度収納未済	-		-
許可取消等		-		-	
収納未済		91	外	166,560	
前年度引継未済		3		5,211,033	
許可取消等		-		10,593	
引継未済		88		5,093,410	
	3		284,183		
物納の撤回状況	前年度承認未済	-		-	
	本年度申請	-		-	
	取 下 げ	-		-	
	却 下	-		-	
	承認未済	-		-	

調査対象 平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間に、相続税の物納について、申請、許可、収納等のあったもの。

- (注) 1 「許可」欄の外書は、許可した年度内に更正減又は許可取消等により控除した件数及び金額である。  
 2 「収納」欄の外書は、過誤納額である。

### (2) 物納状況の累年比較

区 分	本年度申請額		許可願		許可未済額		前年度収納未済額	収納済額
	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
平成9年度	94	5,421,596	48	2,593,385	111	5,576,117	20,090	2,344,234
10	127	5,641,862	92	4,615,533	123	5,459,488	269,241	4,633,328
11	103	4,550,323	76	2,637,802	127	5,392,506	251,446	2,889,248
12	162	6,646,198	88	2,907,736	167	8,078,858	-	2,907,736
13	129	4,597,611	94	5,221,626	183	6,426,590	-	5,211,033

### (4) 年賦延納状況の累年比較

区 分	前年度許可未済額及び本年度申請額		許可額		許可件数
	件数	金額	件数	金額	
平成9年度	637	11,181,741	399	7,365,108	208
10	632	8,823,784	369	4,571,271	219
11	615	9,582,448	392	7,010,094	179
12	534	7,008,971	315	4,399,988	166
13	438	7,340,591	293	4,557,114	110



(3) 年賦延納状況

区 分	相 続 税		贈 与 税		所 得 税		合 計			
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額		
申 請 及 び 許 可 等 の 許 可 状 況	前年度許可未済	140	2,010,164	26	51,411	-	-	166	2,061,575	
	本年度申請	233	5,216,909	39	62,107	-	-	272	5,279,016	
	更正減等	1	21,955	-	-	-	-	1	21,955	
	取 下 げ	29	956,896	1	290	-	-	30	957,186	
	却 下	4	59,871	-	-	-	-	4	59,871	
	許 可	259	4,518,784	34	38,330	-	-	293	4,557,114	
	許 可 未 済	80	1,669,565	30	74,898	-	-	110	1,744,463	
	徴 収 状 況	前年度以前許可分	2,438	4,012,638	161	37,775	-	-	2,599	4,050,413
		本年度許可分	169	1,556,987	30	15,485	-	-	199	1,572,472
		収 納 未 済	239	173,933	105	16,970	-	-	344	190,903
延 納 現 在 額 (徴収決定未済)	2,154	18,306,027	88	38,133	-	-	2,242	18,344,160		

調査対象 平成13年4月1日から平成14年3月31日の間に、相続税及び贈与税の年賦延納並びに所得税法第132条の規定による所得税の延納について、申請、許可、収納等のあったもの。

未 済 額	徴 収 状 況			延 納 現 在 額 (徴収決定未済)
	徴 収	決 定	収 納 未 済	
金 額	前年度以前許可分	本年度許可分		
千円	千円	千円	千円	千円
3,262,965	8,308,139	4,782,861	179,873	26,988,806
3,973,353	7,144,735	2,238,572	224,424	22,286,489
2,125,867	4,993,377	3,697,848	527,894	20,782,492
2,061,575	4,516,638	1,477,811	191,422	19,346,893
1,744,463	4,050,413	1,572,472	190,903	18,344,160

## 17 国 税 滞 納

### (1) 滞納状況

項 目	発 生 の			
	期 首 滞 納		新 規 発 生 滞 納	
	件 数	税 額	件 数	税 額
	件	百万円	件	百万円
平 成 9 年 度	108,084	56,986	297,526	59,472
10	119,949	55,652	281,482	63,802
11	125,901	55,916	262,292	56,584
12	131,394	54,118	235,218	53,465
13	135,970	49,401	150,298	48,135
所 得 税 { 源 申 泉 告 計 分 分	23,069	9,457	22,607	4,570
	72,412	17,126	70,303	10,048
	95,481	26,583	92,910	14,618
法 人 税	6,476	7,914	10,190	7,069
相 続 税	1,399	1,364	3,884	1,738
消 費 税	32,163	13,378	42,867	24,599
そ の 他	451	162	447	111
合 計	135,970	49,401	150,298	48,135

調査対象 平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間における滞納の処理等の状況

(注) 1 地方消費税を除く。

2 件数は納期ごとに1件として計算し、加算税のうち本税と納期を同一にするものは、本税と合わせて1件として掲げた。

状 況		整 理 の 状 況			
合 計		整 理 済 滞 納		整 理 中 の 滞 納	
件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額
件	百万円	件	百万円	件	百万円
405,610	116,458	285,661	60,806	119,949	55,652
401,431	119,454	275,530	63,538	125,901	55,916
388,193	112,500	256,799	58,382	131,394	54,118
366,612	107,583	230,642	58,182	135,970	49,401
286,268	97,536	158,999	50,345	127,269	47,191
45,676	14,027	29,784	5,848	15,892	8,179
142,715	27,174	70,117	9,628	72,598	17,546
188,391	41,201	99,901	15,476	88,490	25,725
16,666	14,983	11,304	7,968	5,362	7,015
5,283	3,102	4,376	1,991	907	1,111
75,030	37,977	42,860	24,792	32,170	13,185
898	273	558	118	340	155
286,268	97,536	158,999	50,345	127,269	47,191

## (2) 税務署別滞納状況(平成13年度最終分)

署名	発 生 の 状									
	期 首 滞 納		新 規 発 生 滞 納		合					
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数					
	件	千円	件	千円	件					
鳥米倉鳥	取 県	取子吉計	3,082	667,546	4,357	1,246,348	7,439			
			4,363	888,546	4,022	1,070,175	8,385			
			623	123,553	1,766	402,476	2,389			
			8,068	1,679,645	10,145	2,718,999	18,213			
松浜出益石大西島	見 大 根 県	江田雲田東郷計	2,849	598,579	4,299	1,095,212	7,148			
			650	105,368	1,555	330,267	2,205			
			689	121,021	2,238	531,891	2,927			
			273	63,551	1,095	238,183	1,368			
			131	22,252	620	111,576	751			
			327	51,853	1,089	190,197	1,416			
			52	7,769	246	65,579	298			
			4,971	970,393	11,142	2,562,905	16,113			
岡西倉玉津玉笠高瀬久岡	山 大 島 敷 島 山 野 岡 梁 見 戸 世 計	山 大 島 敷 島 山 野 岡 梁 見 戸 世 計	6,852	1,634,661	6,793	1,834,973	13,645			
			5,379	1,059,267	6,092	1,744,401	11,471			
			552	104,990	1,844	448,835	2,396			
			1,341	158,586	2,012	373,315	3,353			
			7,055	1,377,417	6,634	1,814,761	13,689			
			664	104,725	1,175	288,001	1,839			
			1,354	280,091	2,605	760,584	3,959			
			641	103,267	810	161,001	1,451			
			1,022	165,409	1,673	420,869	2,695			
			235	37,761	701	124,400	936			
			200	39,955	439	116,182	639			
			955	166,755	1,630	466,056	2,585			
			399	68,675	594	138,830	993			
			26,649	5,301,559	33,002	8,692,208	59,651			
広広広	島 島 島 北 原 原 道 山 中 次 原 奈 市 田 田 計	島 島 島 北 原 原 道 山 中 次 原 奈 市 田 田 計	6,657	1,442,595	5,597	1,610,997	12,254			
			2,316	497,553	3,378	919,230	5,694			
			8,959	1,936,941	7,372	2,102,022	16,331			
			7,817	1,463,681	8,216	1,831,376	16,033			
			2,392	504,465	4,280	1,699,411	6,672			
			1,062	221,820	1,255	274,190	2,317			
			1,319	281,821	1,740	388,627	3,059			
			1,927	338,752	3,002	682,364	4,929			
			8,655	2,014,111	8,763	2,322,694	17,418			
			1,743	305,592	1,955	422,398	3,698			
			877	110,541	1,110	254,216	1,987			
			249	35,455	601	108,720	850			
			2,161	530,171	2,041	554,402	4,202			
			4,148	807,991	4,656	1,090,352	8,804			
2,156	354,881	4,100	1,001,870	6,256						
308	61,223	696	144,193	1,004						
52,746	10,907,593	58,762	15,407,062	111,508						
下宇山	萩 山 府 国 門 井 狭 計	萩 山 府 国 門 井 狭 計	7,017	1,156,723	5,668	1,345,160	12,685			
			2,862	351,590	4,432	1,221,408	7,294			
			1,948	298,644	3,132	716,962	5,080			
			407	53,430	1,024	209,916	1,431			
			4,635	679,451	4,317	914,808	8,952			
			2,412	321,514	2,453	364,245	4,865			
			3,090	481,438	3,235	729,342	6,325			
			620	94,637	1,093	169,168	1,713			
			399	48,440	709	113,865	1,108			
			470	65,171	683	127,089	1,153			
			554	84,966	815	178,993	1,369			
			24,414	3,636,004	27,561	6,090,956	51,975			
			局 所 掌 分	管 計	管 計	19,122	26,894,132	9,686	12,674,662	28,808
						135,970	49,389,326	150,298	48,146,792	286,268

(注) 「(1)滞納状況」を署別に示したものである。

況	整 理 の 状 況				署 名		
	計	整 理 滞 納	納	整 理 中 の 滞 納			
税 額	件 数	税 額	件 数	税 額			
千円	件	千円	件	千円			
1,913,894	4,436	1,256,334	3,003	657,560	鳥米倉島	取 県	取子吉計
1,958,721	4,219	1,160,979	4,166	797,742			
526,029	1,683	387,968	706	138,061			
4,398,644	10,338	2,805,281	7,875	1,593,363			
1,693,791	4,531	1,203,339	2,617	490,452	松浜出益石大西島	見 大	江田雲田田東郷計
435,635	1,545	323,592	660	112,043			
652,912	2,306	517,788	621	135,124			
301,734	1,026	228,038	342	73,696			
133,828	610	107,627	141	26,201			
242,050	1,116	197,257	300	44,793			
73,348	252	67,394	46	5,954			
3,533,298	11,386	2,645,035	4,727	888,263		根 県	
3,469,634	7,085	2,081,869	6,560	1,387,765	岡岡西児倉玉津玉笠高瀬久岡	山 山 大	東西寺島敷島山野岡梁見戸世計
2,803,668	6,571	1,790,573	4,900	1,013,095			
553,825	1,664	403,973	732	149,852			
531,901	2,510	444,882	843	87,019			
3,192,178	6,571	1,787,720	7,118	1,404,458			
392,726	1,355	314,430	484	78,296			
1,040,675	2,877	812,031	1,082	228,644			
264,268	907	187,412	544	76,856			
586,278	1,594	398,685	1,101	187,593			
162,161	724	126,759	212	35,402			
156,137	478	122,742	161	33,395			
632,811	1,839	509,932	746	122,879			
207,505	653	155,258	340	52,247			
13,993,767	34,828	9,136,266	24,823	4,857,501		山 県	
3,053,592	6,200	1,680,773	6,054	1,372,819	広広広	島 島 島 呉	東南西北
1,416,783	3,843	994,489	1,851	422,294			
4,038,963	8,301	2,335,245	8,030	1,703,718			
3,295,057	8,474	1,887,071	7,559	1,407,986			
2,203,876	4,562	1,707,277	2,110	496,599			
496,010	1,325	291,473	992	204,537			
670,448	1,699	390,995	1,360	279,453			
1,021,116	3,077	703,470	1,852	317,646			
4,336,805	9,924	2,622,774	7,494	1,714,031			
727,990	2,295	502,270	1,403	225,720			
364,757	1,445	276,742	542	88,015			
144,175	651	115,872	199	28,303			
1,084,573	2,312	636,240	1,890	448,333			
1,898,343	4,769	1,120,704	4,035	777,639			
1,356,751	4,327	1,025,425	1,929	331,326			
205,416	695	146,812	309	58,604			
26,314,655	63,899	16,437,632	47,609	9,877,023		島 県	
2,501,883	5,631	1,392,529	7,054	1,109,354	下宇山		関部口
1,572,998	4,379	1,193,422	2,915	379,576			
1,015,606	2,981	655,672	2,099	359,934			
263,346	1,091	201,107	340	62,239			
1,594,259	4,709	960,391	4,243	633,868			
685,759	2,689	430,607	2,176	255,152			
1,210,780	3,382	728,788	2,943	481,992			
263,805	1,038	177,368	675	86,437			
162,305	720	115,937	388	46,368			
192,260	677	121,139	476	71,121			
263,959	790	175,092	579	88,867			
9,726,960	28,087	6,152,052	23,888	3,574,908		口 県	
39,568,794	10,461	13,168,963	18,347	26,399,831	局 所	掌 分	
97,536,118	158,999	50,345,229	127,269	47,190,889	全 管		計

# 18 還 付 金

## 還付金の支払決定の状況

区 分	支 払 決 定 済 額		
	支 払 命 令 官 分	支 払 委 託 官 分	合 計
	千円	千円	千円
平成9年度	129,986,560	1,989,197	131,975,757
10	138,826,098	2,090,545	140,916,643
11	140,711,843	2,194,335	142,906,178
12	130,258,299	2,355,561	132,613,860
13	128,316,446	2,427,797	130,744,242
源泉所得税	45,716,961	2,098,571	47,815,533
申告所得税	4,748,984	152,308	4,901,292
法人税	25,367,070	38,726	25,405,796
消費税	45,076,123	102,941	45,179,063
その他諸税	7,407,308	35,250	7,442,558
還付金合計	128,316,446	2,427,797	130,744,242

調査期間  
用語の説明

平成13年4月1日から平成14年3月31日

- 1 「支払命令官分」とは、還付金の支払場所が銀行等の金融機関扱いのもので、「支払委託官分」とは、還付金の支払場所が郵便局扱いのものである。
- 2 「消費税」とは、消費税と消費税及地方消費税の合計額である。

(注) 還付加算金を含む

## 19 国税振替納税

### 振替納税利用状況

区 分		要納付人員	左のうち、振替納税用納付書を金融機関に送付した者	利 用 率	振替納税で納付した者	振 替 率
		人	人	%	人	%
申告所得税	平成9年度	745,311	617,783	82.9	584,071	94.5
	10	606,910	512,226	84.4	485,033	94.7
	11	625,820	509,539	81.4	482,890	94.8
	12	615,086	501,202	81.5	474,091	94.6
	13	597,073	482,058	80.7	454,718	94.3
	第1期分 (法定納期限平成13年7月31日)	83,260	76,448	91.8	71,431	93.4
	第2期分 (法定納期限平成13年11月30日)	82,970	76,098	91.7	69,779	91.7
	第3期分 (法定納期限平成14年3月15日)	430,843	329,512	76.5	313,508	95.1
	計 ( 延 べ )	597,073	482,058	80.7	454,718	94.3

(注) (注) 「利用率」欄は、「要納付人員」に対する「左のうち、振替納税用納付書を金融機関に送付した者」の割合を示し、「振替率」欄は、「左のうち、振替納税用納付書を金融機関に送付した者」に対する「振替納税で納付した者」の割合を示す。





# 第 編 その 他

20	不		服		審	查
21	訴		訟		事	件
22	直	接	国	税	則	件
23	間	接	国	税	犯	件
24	税			理	事	士

## 20～24 その他

### 統計表を見るに当たって

#### 20 不服審査

この統計表は、平成13年度における国税通則法及び行政不服審査法による不服申立ての事績を、異議申立てと、審査請求とに分けて掲げたものである。

#### 21 訴訟事件

この統計表は、平成13年度における賦課、徴収又は滞納処分に関連して、国、国税局長又は税務署長を当事者又は参加人とする訴訟の事績について、国側被告事件（賦課又は徴収）と、国側原告事件（滞納処分）に区分して掲げたものである。

なお、原告、被告の区分はすべて当該事件の第一審における原告、被告の区分による。

#### 22 直接国税犯則事件

この統計表は、平成13年中の国税犯則取締法に基づく直接国税に係る犯則事件に対する処分の状況について掲げたものである。

#### 23 間接国税犯則事件

この統計表は、平成13年度の国税犯則取締法に基づく間接国税に係る犯則事件に関する事績を、検挙及び処理の状況、通告処分及び履行状況、酒税の違反行為別検挙の状況、消費税の違反行為別検挙件数に区分して掲げたものである。

#### 24 税理士

この統計表は、平成14年3月末における税理士登録者数の状況を掲げたものである。



## 20 不服審査

### (1) 異議申立て

区 分	本 年 度 要 処 理 件 数				み な す 審 査 請 求 件 数
	前 年 度 未 決 繰 越 件 数	本 年 度 に 申 立 て た 件 数		計	
	件	処 分 に 係 る も の	不 作 為 に 係 る も の		
申 告 所 得 税	155	204	-	359	3
源 泉 所 得 税	1	4	-	5	-
法 人 所 得 税	23	45	-	68	-
相 続 税	14	12	-	26	-
贈 与 税	-	-	-	-	-
消 費 税	52	68	-	120	4
有 価 証 券 取 引 税	-	-	-	-	-
法 人 特 別 税 等	6	-	-	6	-
地 方 消 費 税	34	61	-	95	4
そ の 他	-	-	-	-	-
酒 税	-	-	-	-	-
徴 収 関 係	1	16	-	17	-
計	286	410	-	696	11

### (2) 審査請求

区 分	本 年 度 要 処 理 件 数				計
	前 年 度 未 決 繰 越 件 数	本 年 度 に 申 立 て た 件 数		み な す 審 査 請 求 件 数	
	件	処 分 に 係 る も の	不 作 為 に 係 る も の	件	
申 告 所 得 税	191	121	-	3	315
源 泉 所 得 税	5	2	-	-	7
法 人 所 得 税	59	39	-	-	98
相 続 税	8	16	-	-	24
贈 与 税	-	-	-	-	-
消 費 税	59	19	-	4	82
有 価 証 券 取 引 税	-	-	-	-	-
地 価 税	-	-	-	-	-
法 人 特 別 税 等	8	-	-	-	8
地 方 消 費 税	24	17	-	4	45
そ の 他	-	2	-	-	2
酒 税	-	-	-	-	-
徴 収 関 係	2	6	-	-	8
計	356	222	-	11	589

### (1)・(2)共通

調査対象  
調査期間  
(注)

国税通則法及び行政不服審査法に基づき異議申立て及び審査請求されたもの  
平成13年4月1日から平成14年3月31日

1 件数は、処分に係るものについては1処分ごとに、その他のものについては1事案ごとに1件として掲げた。ただし、本税と加算税を併せて異議申立てがあった場合は、1件として掲げた。

2 審査請求の内書は、国税局分である。

用語の説明

1 不作為とは、行政庁が法令に基づく申請に対し、相当の期間内になんらかの処分その他公権力の行使に当たる行為をすべきにもかかわらず、これをしないことをいう。

2 みなす審査請求とは、国税局長又は、税務署長等が異議申立てを審査請求として取り扱うことを適当と認め、かつ、異議申立人がそれに同意したとき、あるいは更正決定等について審査請求がされている場合に、その更正決定等に係る課税標準等についてされた他の更正決定等に対し異議申立てがされたときに審査請求がされたものとみなされたものをいう。

3 みなす取下げとは、異議決定を経ないで審査請求がされた場合に取下げられたものとみなされた異議申立て及び審査請求がされた日以前に異議申立てに係る処分の全部を取り消す旨の異議決定書の謄本を発している場合に取下げられたものとみなされた審査請求をいう。

本年度処 理 済 件 数									本年度未決
み な す	取 下 げ	却 下	棄 却	全 部	一 部	変 更	計		繰 越 件 数
取下げ件数	件	件	件	取消し件数	取消し件数	その他			
件	件	件	件	件	件	件	件	件	件
-	29	8	213	-	40	-	290	66	
-	-	-	1	-	1	-	2	3	
-	14	1	23	1	15	-	54	14	
-	7	2	15	-	2	-	26	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	23	-	52	4	8	-	87	29	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	6	
-	18	-	46	4	8	-	76	15	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	6	3	-	-	-	9	8	
-	91	17	353	9	74	-	544	141	

本年度処 理 済 件 数									本年度未決
み な す	取 下 げ	却 下	棄 却	全 部	一 部	変 更	計		繰 越 件 数
取下げ件数	件	件	件	取消し件数	取消し件数	その他			
件	件	件	件	件	件	件	件	件	件
-	7	14	102	5	15	-	143	172	
-	-	1	1	1	-	-	3	4	
-	-	1	13	-	9	-	23	75	
-	1	1	6	-	-	-	8	16	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	2	6	16	-	8	-	32	50	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	2	-	2	6	
-	2	6	7	-	-	-	15	30	
-	-	1	-	-	-	-	1	1	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	1	3	-	-	-	-	4	4	
-	13	33	145	6	34	-	231	358	

- 4 取下げとは、不服申立人が異議申立て又は審査請求を撤回したものをいう。
- 5 却下とは、不服申立ての要件を欠いているため審査の対象にならないと判定されたものをいう。
- 6 棄却とは、原処分を適法又は妥当と認め、不服申立てが認められなかったものをいう。
- 7 取消し又は変更とは、原処分の全部又は一部に違法又は不当を認め、原処分の全部又は一部を取り消した判定をいう。

## 21 訴 訟 事 件

### (1) 国側被告事件

区 分			前年度 末係属 件 数	事 件 区分の 変更等 の調整 件 数	本年度 提 起 件 数	本 年 度 終 結 件 数										本年度 末係属 件 数
						取下げ	却 下	国 側 勝 訴	国 側 一 部 勝 訴	国 側 敗 訴	差 戻 し	和 解	そ の 他	計		
第 一 審	課 税 関 係	所 得 税	7	-	1	-	-	6	-	-	-	-	-	6	2	
		所 法 人 税	18	-	2	-	-	7	-	2	-	-	-	9	11	
		資 産 税	2	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	1	
		消 費 税	2	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	1	
		酒 税	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-	
		そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計	30	-	3	-	1	15	-	2	-	-	-	18	15		
	徴 収 関 係	行 政 事 件	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	
		執 行 停 止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		損 害 賠 償	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
そ の 他 民 事 簡 易 事 件 計		-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-		
合 計	30	-	4	1	1	15	-	2	-	-	-	19	15			
控 訴 審	課 税 関 係	所 得 税	5	-	4	-	-	3	-	-	-	-	-	3	6	
		所 法 人 税	1	-	2	-	-	-	1	-	-	-	-	1	2	
		資 産 税	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
		消 費 税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		酒 税	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
		そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	計	6	-	8	-	-	3	1	-	-	-	-	4	10		
	徴 収 関 係	行 政 事 件	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		執 行 停 止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		損 害 賠 償	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
そ の 他 民 事 簡 易 事 件 計		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
合 計	6	-	8	-	-	3	1	-	-	-	-	4	10			

調査対象 国税の賦課又は徴収に関する訴訟事件

調査期間 平成13年4月1日から平成14年3月31日

注) 件数は、訴状1通につき1件とした。控訴審又は上告審において、原告、被告双方から控訴又は上告した事案についても1件とした。

区 分			前年度 末係属 件 数	事 件 区分の 変更等 の調整 件 数	本年度 提 起 件 数	本 年 度 終 結 件 数										本年度 末係属 件 数	
						取下げ	却 下	国 側 勝 訴	国 側 一 部 勝 訴	国 側 敗 訴	差 戻 し	和 解	そ の 他	計			
上 告	課 税 関 係	所 得 税	4	-	2	-	-	5	-	-	-	-	-	-	5	1	
		法 人 税	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
		資 産 税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		消 費 税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		酒 税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		そ の 他	2	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	2	-
計			6	-	3	-	-	7	-	-	-	-	-	7	2		
審 判	徴 収 関 係	行 政 事 件	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		執 行 停 止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		損 害 賠 償	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-
		そ の 他 民 事 事 件	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		簡 易 事 件	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		計	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-
合 計			7	-	3	-	-	8	-	-	-	-	-	8	2		
審 級 別 合 計	課 税 関 係	所 得 税	16	-	7	-	-	14	-	-	-	-	-	-	14	9	
		法 人 税	19	-	5	-	-	7	1	2	-	-	-	-	10	14	
		資 産 税	2	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	2	
		消 費 税	2	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	1	
		酒 税	1	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	1	
		そ の 他	2	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	2	-	
計			42	-	14	-	1	25	1	2	-	-	-	29	27		
審 判 合 計	徴 収 関 係	行 政 事 件	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	
		執 行 停 止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		損 害 賠 償	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-
		そ の 他 民 事 事 件	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		簡 易 事 件	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		計	1	-	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	2	-
合 計			43	-	15	1	1	26	1	2	-	-	-	31	27		

- 用語の説明
- 1 取下げとは、原告が訴えを撤回したものをいう。
  - 2 却下とは、控訴要件又は上訴の要件が具備されていないため、不適法として排訴されたものをいう。
  - 3 差戻しとは、上級審で原判決を取り消した場合に、審理をやり直させるため改めて控訴審又は第一審に移審されたものをいう。
  - 4 和解とは、争っている当事者が互いに譲歩して争いをやめたものをいう。

(2) 国側原告事件（徴収関係）

区 分	前年度 未係属 件数	事 件 区分の 変更等 の調整 件数	本年度 提 起 件数	本 年 度 終 結 件 数										本年度 未係属 件数	
				取下げ	却 下	国 側 勝 訴	国 側 一 部 勝 訴	国 側 敗 訴	差戻し	和 解	その他	計			
第 一 審	詐 害 行 為	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	名 義 変 更	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	債 権 取 立	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
	そ の 他 民 事	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	簡 易 支 払 督 促	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-
	保 全 処 分	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-
強 制 執 行	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
そ の 他	-	-	5	-	-	2	-	-	-	-	-	-	2	3	
計	1	-	8	1	-	4	-	-	-	-	-	-	5	4	
控 訴 審	詐 害 行 為	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	名 義 変 更	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	債 権 取 立	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	そ の 他 民 事	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	簡 易 支 払 督 促	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	保 全 処 分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
強 制 執 行	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
上 告 審	詐 害 行 為	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	名 義 変 更	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	債 権 取 立	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	そ の 他 民 事	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	簡 易 支 払 督 促	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	保 全 処 分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
強 制 執 行	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
審 級 別 合 計	詐 害 行 為	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	名 義 変 更	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	債 権 取 立	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
	そ の 他 民 事	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	簡 易 支 払 督 促	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-
	保 全 処 分	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-
強 制 執 行	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
そ の 他	-	-	5	-	-	2	-	-	-	-	-	-	2	3	
計	1	-	8	1	-	4	-	-	-	-	-	-	5	4	

調査対象 国税滞納処分に関する訴訟事件  
 調査期間 平成13年4月1日から平成14年3月31日



## 22 直接国税犯則事件

### (1) 起訴事件数

区 分	起 訴 事 件			内 訳			
	前年からの 繰越未決件数	本 年 の 起 訴 件 数	起訴件数の 合 計	有 罪	無 罪	公訴権消滅	未 決
申告所得税	5	1	6	4	-	-	2
法 人 税	1	2	3	2	-	-	1
合 計	6	3	9	6	-	-	3

調査期間 平成13年1月1日から平成13年12月31日

### (2) 有罪に係る人員及び金額

区 分	懲役刑を科せら れたものの人員	罰 金	
		人	金 額
申告所得税	3	2	3 55,000
法 人 税	2	-	2 52,000
合 計	5	2	5 107,000

調査期間 平成13年1月1日から平成13年12月31日

(注) 内書は、懲役刑に罰金刑が併科されたものである。

### (3) 犯則者違反行為別件数

申 告 所 得 税		法 人 税	
該当条項	件 数	該当条項	件 数
第 238 条	外 4	第 159 条	外 2
第 244 条	1 -	第 164 条	2 -
合 計	1 4	合 計	2 2

(注) 1 この表は、「(1) 起訴事件数」の「有罪件数」欄の内書を示したものである。  
2 外書は、ほ脱犯規定の適用のほかに、両罰規定も適用された件数である。

## 23 間接国税犯則事件

### (1) 検挙及び処理の状況

区 分	酒							
	免 許 者				非免許者		小 計	
	酒 類 等 製 造 者		酒 類 販 売 業 者					
	外	件	外	件	外	件	外	件
要 処 理 件 数								
前年度からの繰越処理未済	-	-	-	-	-	-	-	-
検	-	-	2	2	-	-	2	2
処 理 件 数								
通 告 処 分	-	-	1	1	-	-	1	1
理 告 発 { 収 税 官 吏 他 分	-	-	-	-	-	-	-	-
濟 不 通 知 処 分	-	-	-	-	-	-	-	-
件 不 通 知 告 処 分	-	-	1	1	-	-	1	1
数 処 分 前 公 訴 権 消 滅	-	-	-	-	-	-	-	-
本年度未処理未済件数	-	-	-	-	-	-	-	-
犯 則 に 係 る 税 額	-	-	-	-	-	-	-	-
通 告 処 分 罰 科 金 相 当 額	-	-	60	200	-	-	60	200

区 分	石 油 ガ ス 税				石 油 税			
	ほ 脱 犯		秩 序 犯		ほ 脱 犯		秩 序 犯	
	件	件	外	計	件	件	外	計
要 処 理 件 数								
前年度からの繰越処理未済	-	-	-	-	-	-	-	-
検	-	-	-	-	-	-	-	-
処 理 件 数								
通 告 処 分	-	-	-	-	-	-	-	-
理 告 発 { 収 税 官 吏 他 分	-	-	-	-	-	-	-	-
濟 不 通 知 処 分	-	-	-	-	-	-	-	-
件 不 通 知 告 処 分	-	-	-	-	-	-	-	-
数 処 分 前 公 訴 権 消 滅	-	-	-	-	-	-	-	-
本年度未処理未済件数	-	-	-	-	-	-	-	-
犯 則 に 係 る 税 額	-	-	-	-	-	-	-	-
通 告 処 分 罰 科 金 相 当 額	-	-	-	-	-	-	-	-

調査対象 平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間における間接国税の犯則事件

- (注) 1 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。  
2 税関分を含まない。

犯 則 者 が 判 明 し な い も の		税 計		揮 発 油 税			地 方 道 路 税
外	件	外	件	ほ脱犯	秩序犯	計	
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	2	2	-	-	-	-
-	-	1	1	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	1	1	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	60	200	-	-	-	-

た ば こ 税		た ば こ 税 特 別 税	取引所税	印紙税	航空機 燃料税	電源開発 促進税	合 計	
ほ脱犯	秩序犯						計	外
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	2	2
-	-	-	-	-	-	-	1	1
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	1	1
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	60	200

- 用語の説明
- 1 通告処分とは、犯則者に対し罰科金に相当する金額、没収品等を納付すべき旨を通告したものをいう。
  - 2 通知処分とは、犯則の心証を得なかったものについてその旨を通知したものをいう。
  - 3 不問処分とは、犯則の心証を得たが軽微な犯則事件等で、通知処分又は告発を行わなかったものをいう。
  - 4 収税官吏とは、犯則事件の調査のため、質問、検査、領置、臨検、搜索、差押等を行うことができる国税職員をいう。

(2) 通告処分及び履行状況

区 分	酒 税							
	免 許 者				非 免 許 者		計	
	酒 類 等 製 造 者		酒 類 販 売 業 者		非 免 許 者		計	
	外	件	外	件	外	件	外	件
要 履 行 件 数 { 前年度からの繰越履行未済 通 告 処 分 計	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	1	1	-	-	1	1
	-	-	1	1	-	-	1	1
履 行 等 件 数 { 通告不履行による告発 通告後公訴権消滅 通 告 履 行 計	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	1	1	-	-	1	1
本年度末履行未済件数	-	-	-	-	-	-	-	-
通告履行罰科金相当額	-	-	60	200	-	-	60	200
		千円		千円		千円		千円

区 分	石 油 税			た	
	ほ 脱 犯	秩 序 犯	税 計	ほ 脱 犯	件
	件	件	件	件	件
要 履 行 件 数 { 前年度からの繰越履行未済 通 告 処 分 計	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-
履 行 等 件 数 { 通告不履行による告発 通告後公訴権消滅 通 告 履 行 計	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-
本年度末履行未済件数	-	-	-	-	-
通告履行罰科金相当額	-	-	-	-	-
	千円	千円	千円	千円	千円

調査対象 平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間における間接国税の犯則事件

(注) 1 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。

2 税関分は含まない。

用語の説明 不履行とは、通告処分を履行しなかったものをいう。

揮 発 油 税			石 油 方 又 税		
ほ 脱 犯	秩 序 犯	計	ほ 脱 犯	秩 序 犯	計
件	件	件	件	件	件
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
千円	千円	千円	千円	千円	千円
-	-	-	-	-	-

ば こ 税		合 計	
秩 序 犯	計	外	内
件	件	件	件
-	-	-	-
-	-	1	1
-	-	1	1
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	1	1
-	-	1	1
-	-	-	-
千円	千円	-	千円
-	-	60	200

(3) 酒税の違反行為別検挙件数等

区 分	免 許											
	酒 類 製 造 者				酒母、もろみ製造者				酒 類 卸 売 業 者			
	件数	犯 則 数 量	税 額	件数	犯 則 数 量	税 額	件数	犯 則 数 量	税 額			
	件	l	kg	千円	件	l	kg	千円	件	l	kg	千円
第 54 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 55 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 56 条 第 1 項 第 1 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 56 条 第 1 項 第 2 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 56 条 第 1 項 第 3 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 56 条 第 1 項 第 4 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 56 条 第 1 項 第 5 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 56 条 第 1 項 第 6 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 56 条 第 1 項 第 7 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 58 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 59 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 60 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
犯則者が判明しないもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 「(1) 検挙及び処理の状況」のうち酒税について、違反行為の該当条項別に示したものである。

(4) 酒税以外の間接税の違反行為別検挙件数

揮 発 油 税		石 油 税		石 油 ガ ス 税		た ば こ 税	
該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数
第 27 条 第 1 項 第 1 号	-	第 24 条 第 1 項 第 1 号	-	第 28 条 第 1 項 第 1 号	-	第 28 条 第 1 項 第 1 号	-
第 27 条 第 1 項 第 2 号	-	第 24 条 第 1 項 第 2 号	-	第 28 条 第 1 項 第 2 号	-	第 28 条 第 1 項 第 2 号	-
第 28 条 第 1 号	-	第 25 条 第 1 号	-	第 29 条 第 1 号	-	第 29 条 第 1 号	-
第 28 条 第 2 号	-	第 25 条 第 2 号	-	第 29 条 第 2 号	-	第 29 条 第 2 号	-
第 28 条 第 3 号	-	第 26 条 第 1 号	-	第 29 条 第 3 号	-	第 30 条 第 1 号	-
第 29 条 第 1 号	-	第 26 条 第 2 号	-	第 30 条 第 1 号	-	第 30 条 第 2 号	-
第 29 条 第 2 号	-	第 26 条 第 3 号	-	第 30 条 第 2 号	-	第 30 条 第 3 号	-
第 29 条 第 3 号	-	第 26 条 第 4 号	-	第 30 条 第 3 号	-	第 30 条 第 4 号	-
第 29 条 第 4 号	-			第 30 条 第 4 号	-		
合 計	-	合 計	-	合 計	-	合 計	-

電 源 開 発 促 進 税		印 紙 税	
該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数
第 13 条 第 1 項	-	第 22 条 第 1 項 第 1 号	-
第 14 条 第 1 号	-	第 22 条 第 1 項 第 2 号	-
第 14 条 第 2 号	-	第 23 条	-
第 14 条 第 3 号	-	第 24 条	-
		第 25 条 第 1 号	-
		第 25 条 第 2 号	-
		第 25 条 第 3 号	-
		第 25 条 第 4 号	-
		第 26 条 第 1 号	-
		第 26 条 第 2 号	-
合 計	-	合 計	-

(注) 「(1) 検挙及び処理の状況」のうち酒税以外について、違反行為の該当条項別に示したものである。

者				非 免 許 者				計				左の計のうち密輸 入酒類に係るもの			
酒 類 小 売 業 者															
件数	犯 則 数 量	税 額		件数	犯 則 数 量	税 額		件数	犯 則 数 量	税 額		件数	犯 則 数 量	税 額	
件	1	kg	千円	件	1	kg	千円	件	1	kg	千円	件	1	kg	千円
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	404,677	-	-	-	-	-	-	2	404,677	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	404,677	-	-	-	-	-	-	2	404,677	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

たばこ特別税		取 引 所 税		航 空 機 燃 料 税		地 方 道 路 税	
該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数
第21条第1項第1号	-	第 14 条 第 1 項	-	第20条第1項第1号	-	第15条第1項第1号	-
第21条第1項第2号	-	第 15 条 第 1 号	-	第20条第1項第2号	-	第15条第1項第2号	-
第 22 条	-	第 15 条 第 2 号	-	第 21 条 第 1 号	-	第 15 条 の 2	-
				第 21 条 第 2 号	-		
				第 21 条 第 3 号	-		
合 計	-	合 計	-	合 計	-	合 計	-

## 24 税 理 士

### 税理士登録者数

区 分	弁 護 士	公 認 会 計 士	試 験 合 格 者	試 験 免 除 者	資 格 認 定 者	税 務 代 理 士	特 別 試 験 合 格 者	合 計
	人	人	人	人	人	人	人	人
平成 9 年度	5	167	1,038	401	30	20	1,391	3,052
10	5	167	1,058	432	24	19	1,333	3,038
11	5	159	1,075	462	21	17	1,291	3,030
12	7	160	1,092	500	16	14	1,238	3,027
13	7	155	1,105	542	13	12	1,180	3,014

調査時点

平成14年3月31日

用語の説明

- 1 試験合格者とは、税理士試験の試験科目の最終科目が試験合格による者をいう。
- 2 試験免除者とは、税理士試験の試験科目の最終科目が免除による者をいう。
- 3 資格認定者とは、税理士法施行（昭和26年7月15日）の際、国又は地方公共団体の職員である者で、税理士試験の合格者と同等以上の学識を有する旨の税理士試験委員の認定を受けた者をいう。
- 4 税務代理士とは、税務代理士の許可を受けた者をいう。
- 5 特別試験合格者とは、一定の実務経験を有する者に対し行う特別の税理士試験に合格した者をいう。



# 付 録

- 1 所得税の控除及び税率の変遷
- 2 法人税の税率の変遷
- 3 酒類の税率の変遷
- 4 たばこの税率の変遷
- 5 平成13年度税制改正の要綱

# 1 所得税の控除及び税率の変遷

区分	平成 9 年	平成 10 年	平成 11 年	平成 12 年	平成 13 年
所得控除	基礎控除	380,000円			
	配偶者控除	380,000円			
		年齢70歳以上の老人控除対象配偶者			
	配偶者控除	480,000円			
		同居している特別障害者である控除対象配偶者			
	配偶者控除	680,000円	730,000円		
		同居している特別障害者である老人控除対象配偶者			
	配偶者控除	780,000円	830,000円		
		(控除対象配偶者の所得要件:合計所得金額38万円以下であること)			
	所得特別控除	380,000円			
		(所得者本人の合計所得金額が1,000万円以下の者について適用する)			
		配偶者に所得がある場合の控除額の調整			
		控除対象配偶者の場合			
				配偶者の所得	控除額
		5万円未満	38万円		
		5～10万円未満	33万円		
		10～15万円未満	28万円		
		15～20万円未満	23万円		
		20～25万円未満	18万円		
		25～30万円未満	13万円		
		30～35万円未満	8万円		
		35～38万円未満	3万円		
		38万円	0円		
控除対象配偶者以外の配偶者の場合					
		配偶者の所得	控除額		
		38～40万円未満	38万円		
		40～45万円未満	36万円		
		45～50万円未満	31万円		
		50～55万円未満	26万円		
		55～60万円未満	21万円		
		60～65万円未満	16万円		
		65～70万円未満	11万円		
		70～75万円未満	6万円		
		75～76万円未満	3万円		
		76万円以上	0円		
所得扶養控除	380,000円				
	年齢16歳未満の年少扶養親族				
	480,000円				
	年齢16歳以上23歳未満の特定扶養親族				
	530,000円	580,000円	630,000円		
	年齢70歳以上の老人扶養親族				
	480,000円				
	ただし、老人扶養親族のうち同居している老親				
	580,000円				
	同居している特別障害者である扶養親族				
	680,000円	730,000円			
	同居している特別障害者である年少扶養親族				
	830,000円				
	同居している特別障害者である特定扶養親族				
880,000円	930,000円	980,000円			
同居している特別障害者である老人扶養親族					
780,000円	830,000円				
同居している特別障害者である同居老親					
830,000円	930,000円				
(扶養親族の所得要件:合計所得金額38万円以下であること)					

区分	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年
所得控除	障害者・老年者・寡婦・寡夫及び勤労学生控除	控除額(障害者、寡婦、寡夫、勤労学生)			
		270,000円			
		障害者のうち、特別障害者に該当する場合			
		350,000円	400,000円		
		寡婦のうちの特別加算に該当する場合			
		350,000円			
		老年者控除			
		500,000円			
		(所得要件等)			
		(1) 障害者 所得要件なし			
(2) 老年者 その年12月31日において65歳以上で年間所得1,000万円以下の者					
(3) 寡婦(寡夫) 寡婦とは、次の者(老年者でない者に限る)					
1. 夫と死別・離婚しまだ再婚していない者又は夫が生死不明などの者で、扶養親族又は、所得金額の合計額が38万円以下の生計を一にする子(他の者の控除対象配偶者、扶養親族とされない者に限る)がある者					
2. 夫と死別しまだ再婚していない者又は夫が生死不明などの者で、所得金額の合計額(繰越損失控除前)が500万円以下の者					
特定の寡婦とは、前記1に該当する者で、扶養親族である子を有し、かつ、所得金額の合計額(繰越損失控除前)が500万円以下の者(老年者でない者に限る)					
寡夫とは、妻と死別・離婚しまだ再婚していない者又は妻が生死不明などの者で、所得金額の合計額が38万円以下の生計を一にする子(他の者の控除対象配偶者、扶養親族とされない者に限る)があり、かつ、所得金額の合計額(繰越損失控除前)が500万円以下の者(老年者でない者に限る)					
(4) 勤労学生 勤労学生とは、学生、生徒等のうち、給与所得等の所得金額の合計が65万円以下で、かつ、自己の勤労所得以外の所得が10万円以下の者					
その他所得控除	その他の所得控除	(1) 雑損控除 住宅、家財等の家庭用財産の災害等による損失額のうち、総所得金額等の合計額の10%を超える金額。ただし、災害に直接関連して支出された費用についての控除額は、総所得金額等の合計額の10%相当額又は5万円のいずれか低い金額を超える金額			
		(2) 医療費控除 支払った医療費(保険金などで補てんされる金額を除く)のうち、総所得金額等の合計額の5%相当額と10万円のいずれか少ないほうの金額を超える金額(最高200万円)			
		(3) 社会保険料控除 支払額の全額			
		(4) 小規模企業共済等掛金控除 小規模企業共済掛金(旧第2種共済掛金を除く)及び心身障害者扶養共済制度の掛金支払額の全額			
		(5) 寄付金控除 国又は地方公共団体に対する寄付金 社会福祉への貢献、教育の振興等のためにした寄付金 政党その他一定の政治団体又は特別の公職の候補者に対する寄付金等について、寄付金の額(所得金額の25%を限度)のうち、1万円を超える部分の金額。			

区 分		平成 9 年	平成 10 年	平成 11 年	平成 12 年	平成 13 年
所得 控 除	そ の 他 の 所 得 控 除	<p>(6) 生命保険料控除</p> <p>〔 一般の生命保険料の計の金額(A)を下の算式に当てはめてそのAの金額を基に計算した金額 (最高5万円) 〕</p> <p>+</p> <p>〔 個人年金保険料の計の金額(B)を下の算式に当てはめてそのBの金額を基に計算した金額 (最高5万円) 〕</p> <p>25,000円までの場合 _____ A又はBの金額</p> <p>25,000円を超え50,000円までの場合 _____ (A又はB) × 1/2 + 12,500円</p> <p>50,000円を超える場合 _____ (A又はB) × 1/4 + 25,000円</p> <p>(7) 損害保険料控除</p> <p>家屋又は家財について支払った損害保険料、傷害保険料、医療費用保険料等</p> <p>〔 長期保険料の計の金額(A) (Aの金額が10,000円を超える場合はA × 1/2 + 5,000円) (最高15,000円) 〕</p> <p>+</p> <p>〔 短期保険料の計の金額(B) (Bの金額が2,000円を超える場合はB × 1/2 + 1,000円) (最高3,000円) 〕</p> <p>(最高限度額15,000円)</p>				
	税 額 控 除	<p>配当所得を上積とし、配当所得以外の所得と合わせた課税総所得金額が1,000万円に達するまでの配当所得の金額について10%、1,000万円を超える部分の金額について5%</p> <p>証券投資信託の収益の分配については5% (課税総所得金額が1,000万円を超えるときは、その超える部分については2.5%)</p> <p>ただし、証券投資信託の収益の分配に係る配当所得、株式配当等につき源泉分離課税を選択した配当所得、少額配当の確定申告不要制度により申告しなかった配当所得は配当控除の対象とならない。</p>				
控 除	外 国 税 除 金	<p>外国の所得税を課せられた年分の所得税額のうち外国源泉の所得全体に対応する金額を限度として税額控除する。一定額の範囲内で、過去3年以内の控除枠に加え、また過去3年以内の控除未済額は当年で控除することを認める。</p>				
	住 宅 借 入 金 等 控 除	<p>新築又は既存の居住用家屋の取得等をして、6カ月以内に居住の用に供した場合のその住宅に係る借入金残高及び一定の増改築に係る借入金残高等を対象として算出した額を所得税額から控除する。</p> <p>(年間の所得要件)</p> <p>2,000万円以下 _____ 3,000万円以下</p> <p>(控除期間)</p> <p>6年間 _____ 15年間 _____ 10年間 _____</p>				
そ の 他	政 党 等 寄 付 金 特 別 控 除	<p>個人が行う政治団体等に対する献金のうち、政党・政治資金団体(「政党等」という)に対する献金(特定寄付金と合わせて所得金額の25%を限度)については、寄付金控除に代えて、次のいずれか少ない方の金額の税額控除を選択することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (その年中に支出した政党等に対する寄付金の合計額 - 1万円) × 30%</li> <li>・ 納税者の納付する所得税額の25%相当額</li> </ul>				
	特 別 控 除	<p>(1) 退職所得</p> <p>勤続年数1年につき、勤続年数20年まで40万円、20年超70万円を乗じた金額(最低限度額80万円、障害者になったことにより退職する場合はさらに100万円加算)を収入金額から控除し、その控除後の金額の2分の1相当額を課税所得とし、分離課税する。</p> <p>(2) 山林所得</p> <p>収入金額から植林費等の必要経費を控除した残額から50万円を控除し、五分五乗により分離課税する。</p>				

区分	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年
その他	特別控除	(3) 譲渡所得 総合課税 譲渡益から50万円を控除し、その残額のうち、長期譲渡所得に係る部分の金額の2分の1に相当する金額と短期譲渡所得に係る部分の金額との合計額を総所得金額に算入する。 分離課税 譲渡所得のうち、土地・建物等の譲渡については、譲渡益から一定の特別控除額を控除して分離課税する。 (4) 一時所得 収入金額からその収入を得るために支出した金額と特別控除額50万円とを控除し、その金額の2分の1に相当する金額を総所得金額に算入する。			
	給与所得控除	収入金額が180万円以下の場合		収入金額×40% (65万円に満たない場合は65万円)	
		収入金額が180万円を超え360万円以下の場合		収入金額×30%+18万円	
	収入金額が360万円を超え660万円以下の場合		収入金額×20%+54万円		
	収入金額が660万円を超え1,000万円以下の場合		収入金額×10%+120万円		
	収入金額が1,000万円超の場合		収入金額×5%+170万円		
	給者支出の特 給所得控除	給与所得の金額の計算上、特定支出の額が給与所得控除を超える場合には、申告によりその超える部分を控除することができる。			
の専従者特別控除	(青色事業専従者給与)	青色事業専従者給与額のうち、届けた金額の範囲内で労働の提供の程度等からみて労働の対価として相当であると認められる金額			
	(白色事業専従者控除)	500,000円[最高限度:事業所得等の金額/(1+事業専従者の数)]			
	(配偶者の場合)	860,000円[最高限度:事業所得等の金額/(1+事業専従者の数)]			
	(青色申告特別控除)	事業所得又は不動産所得を生ずべき事業を営む青色申告者で、帳簿書類を備え付けてこれらの所得に係る取引を正規の簿記の原則に従い記録している者			
		350,000円	450,000円		550,000円
		上記以外の青色申告者			(450,000円)
他	公的年金等控除	定額控除と定率控除の合計			
		定額控除			
		1,000,000円(65歳未満の者500,000円)			
		定率控除			
		定額控除後の年金収入が		定額控除後の金額×25%	
	360万円以下の場合		(定額控除後の金額-360万円)×15%+90万円		
	720万円以下の場合		(定額控除後の金額-720万円)×5%+144万円		
	720万円を超える場合				
	最低控除額				
	1,400,000円(65歳未満の者700,000円)				
税率	330万円以下	10%		10%	
	330万円を超え900万円以下	20%		20%	
	900万円を超え1,800万円以下	30%		30%	
	1,800万円を超え3,000万円以下	40%		37%	
	3,000万円超	50%			

## 2 法人税の税率の変遷

区 分		62.4.1以降終了	平元.4.1以降開始	2.4.1以降開始	10.4.1以降開始	11.4.1以降開始	
各事業年度の所得に対する税率	普通基本税率	42%	40%	37.5%	34.5%	30%	
		32%	35%				
	軽減税率	年 8 0 0 万 円 以 下 (資本金1億円以下の法人のみ)					
		30%	29%	28%	25%	22%	
	24%	26%					
	協同組合等	27%	27% 一定の協同組合等の 所得10億円超分30%	27%	25%	22%	
		22%	25%				一定の協同組合等の 所得10億円超分30%
	公益法人等	27%			25%	22%	
	清算所得に対する税率	積立金から成る部分	非 課 税 (積立金から成る部分については清算所得に対する法人税を課さない)				
		その他の	37% 62.4.1以降の 解散又は合併 から適用	35.2% 元.4.1以降の 解散又は合併 から適用	33% 2.4.1以降の 解散又は合併 から適用	30.7%	27.1%
協同組合等		24.8% 62.4.1以降の 解散又は合併 から適用			23.1%	20.5%	
同族会社の積立金に対する税率及び	資本金	資本金の25%相当額からその事業年度末の利益積立金額を控除した金額					
	基準所得	35%					
	基準額	年1,500万円					
	基準	各事業年度の留保取得金額から上記基準のうち、最も多い金額を控除した金額 年 3,000万円 以下 10% 年 3,000万円 超 15% 年 1億円 超 20%					
退職年金等積立金に対する税率	退職年金業務等を行う法人の退職年金等積立金の額の1%					非課税	

### 3 酒類の税率の変遷

区 分		昭和59.5.1以降		平成元.4.1以降		平4.4.1以降	平6.5.1以降
清 酒	特級 (15度)	従量税 570,600円 / kl	従価税 税率 150/100 (非課税限度額あり)	従量税 従価税廃止 (級別の廃止)		133,700円 / kl	140,500円 / kl
	一級 (15度)	279,500円 / kl	-	184,300円 / kl			
	二級 (15度)	107,900円 / kl	-	117,000円 / kl			
ビール		239,100円 / kl	-	208,400円 / kl			222,000円 / kl

区 分		平成元.4.1以降	平成6.5.1以前	平成9.10.1以降	平成10.5.1以降	平成10.10.1以降
ウイスキー類 (40度)		982,300円 / kl		551,000円 / kl	409,000円 / kl	
し よ う ち ゆ う	甲類 (25度)	119,800円 / kl	155,700円 / kl	201,900円 / kl	248,100円 / kl	
	乙類 (25度)	70,800円 / kl	102,100円 / kl	150,700円 / kl		199,400円 / kl

区 分		平成12.10.1以降
し よ う ち ゆ う	甲類 (25度)	248,100円 / kl
	乙類 (25度)	

(注) WTOの勧告に基づく税率の改正を、平成9年10月1日から段階的に実施

### 4 たばこの税率の変遷

区 分		平成元.4.1以降	平成10.12.1以降	平成11.5.1以降	
紙	巻 た ば こ	1,000本につき	3,126円	3,946円	3,536円
	パイプ た ば こ・葉巻 た ば こ	1,000gにつき	3,126円	3,946円	3,536円
	刻みたばこ、かみ用及びかぎ用の製造たばこ	1,000gにつき	1,563円	1,973円	1,768円
	旧 3 級 品 の 紙 巻 た ば こ	1,000本につき	1,484円	1,873円	1,678円

(注) 平成10年12月1日たばこ特別税施行

## 平成 13 年度税制改正の要綱

〔平成 13 年 1 月 16 日〕  
閣 議 決 定

最近の経済情勢等を踏まえ、企業組織再編成に係る税制を整備するほか、住宅投資及び中小企業の設備投資の促進を図るとともに、社会経済情勢の変化に対応する等の観点から所要の措置を講ずることとし、次のとおり税制改正を行うものとする。

### 一 企業組織再編成

商法改正による会社分割の制度の創設に伴い、分割・合併等の企業組織再編成に係る税制を次のとおり整備する。

#### 1 法人における課税の取扱い

##### (1) 移転資産等の譲渡損益の取扱い

法人が、分割、合併、現物出資又は事後設立（以下「組織再編成」という。）によりその有する資産等を他に移転した場合において、当該組織再編成が下記の適格組織再編成（適格分割、適格合併、適格現物出資又は適格事後設立）に該当する場合には、下記のとおりの譲渡損益の計上を繰り延べる。

##### 適格組織再編成

イ 適格分割とは、次のいずれかに該当する分割とする。

ただし、分割に伴って分割承継法人の株式のみが交付され、かつ、分割型分割にあつては、分割法人の株主の持株数に応じて分割承継法人の株式が交付されるものに限る。

- (イ) 分割法人と分割承継法人とが 100 分の 100 の持分関係である場合の分割
- (ロ) 分割法人と分割承継法人とが 100 分の 50 超 100 分の 100 未満の持分関係である場合の分割で、次の要件に該当するもの

( ) 分割法人の分割事業の主要な資産及び負債が分割承継法人に引き継がれていること。

( ) 分割法人の分割事業の従業者の概ね 100 分の 80 以上が分割承継法人において引き続き業務に従事することが見込まれていること。

( ) 分割法人の分割事業が分割承継法人において引き続き営まれることが見込まれていること。

- (ハ) 共同事業を行うための分割で、次の要件に該当するもの

( ) 分割により交付された分割承継法人の株式を継続して保有することが見込まれていること。

( ) 上記(ロ) ( ) から ( ) までの要件

ここで、共同事業とは、分割法人の分割事業と分割承継法人のいずれかの事業とが相互に関連性を有するものであることに加え、それぞれの事業の売上金額、従業者数若しくはこれらに準ずるものの比率が概ね 5 倍を超えないこと又は分割法人と分割承継法人の双方の役員が分割後に分割承継法人の経営に従事する常務クラス以上の役員となることとの要件に該当するものをいう。



ロ 適格合併及び適格現物出資とは、上記の適格分割の要件に準ずる要件に該当する合併及び現物出資とする。

ハ 適格事後設立とは、次の要件に該当する事後設立とする。

(イ) 資産等の譲渡が、子会社設立時に予定されており、子会社設立後6月以内に行われたこと。

(ロ) 資産等の譲渡の対価が子会社設立時の払込金銭の額と概ね同額であったこと。

(ハ) 持分割合が100分の100の子会社株式を資産等の譲渡時まで引き続き保有していたこと。

(ニ) 持分割合が100分の100未満となることが見込まれていないこと。

移転資産等の譲渡損益の計上の繰延べ

イ 適格分割型分割又は適格合併による資産等の移転は、帳簿価額による資産等の引継ぎとし、譲渡損益の発生はないものとする。

ロ 適格分社型分割又は適格現物出資による資産等の移転は、帳簿価額による資産等の譲渡とし、譲渡損益の計上を繰り延べる。

なお、この措置を講ずることに伴い、特定の現物出資により取得した有価証券の圧縮記帳制度は廃止する。

ハ 適格事後設立による資産等の移転は、時価による資産等の譲渡とし、譲渡益又は譲渡損相当額の子会社株式の帳簿価額の修正損又は修正益を計上するものとする。

この場合、子会社は、購入した資産等の帳簿価額を親会社の帳簿価額と同額に修正する。

(注) 適格分割又は適格合併に該当しない分割又は合併による資産等の移転は、時価による資産等の譲渡とし、譲渡益又は譲渡損は、分割型分割又は合併にあってはその前日の属する事業年度、分社型分割にあってはその日の属する事業年度の益金の額又は損金の額とする。

なお、この措置を講ずることに伴い、合併の場合の清算所得に対する法人税は廃止する。

(2) 資本の部の金額の取扱い

適格分割型分割及び適格合併においては、利益積立金額の引継ぎを行う。また、分割型分割及び合併の場合には、いわゆるみなし事業年度を設ける。

なお、分社型分割、現物出資及び事後設立においては、利益積立金額は引き継がない。

2 株主における課税の取扱い

(1) 株式の譲渡損益の取扱い

分割型分割又は合併により、分割法人等の株主が分割承継法人等の株式のみの交付を受けた場合には、旧株（分割法人又は被合併法人の株式）の譲渡損益の計上を繰り延べる。

(2) みなし配当の取扱い

適格分割型分割又は適格合併に該当しない分割型分割又は合併により、分割法人等の株主が交付を受けた分割承継法人等の株式等の価額のうち、資本等の金額を超える部分を原資とする金額について、配当とみなす。

なお、資産の交付がない場合のみなし配当課税は廃止する。

### 3 その他引当金等の取扱い

その他引当金等の取扱いについて、組織再編成の形態に応じて、別紙一のとおり所要の措置を講ずる。

### 4 租税回避の防止

繰越欠損金等を利用した租税回避の防止規定に加え、組織再編成に係る包括的な租税回避防止規定を設ける。

### 5 登録免許税・消費税・印紙税

#### (1) 登録免許税

##### 商業登記

分割による株式会社等の設立又は増資の登記に係る登録免許税について、その資本の金額又は増加した資本の金額に係る税率を、1,000分の1.5（分割をする株式会社等の分割前の資本の金額から分割後の資本の金額を控除した金額を超える部分については、1,000分の7（最低税額3万円））とする等の措置を講ずる。

##### 商業登記以外の登記等

株式会社等が分割により不動産の所有権等を取得した場合に、5年間の措置として、当該不動産の所有権の移転登記等に係る登録免許税の税率を合併による所有権の移転登記等に係るものと同水準（不動産の所有権の移転登記等 1,000分の6（本則 1,000分の50）等）とする。

#### (2) 消費税

分割、現物出資、事後設立があった場合の消費税の納税義務の判定等に関し、その形態に応じて必要な措置を講ずるほか、分割承継法人が承継した資産につき対価の返還等や貸倒れが生じた場合の消費税額の控除その他の制度について、合併の場合に準じて所要の整備を行う。

#### (3) 印紙税

分割契約書及び分割計画書に係る印紙税の税率を一通につき4万円とする。

### 6 その他

(1) 法人が分割（分社型分割を除く。）をした場合には、分割承継法人は、その分割法人の分割前に納税義務が成立した国税について、連帯納付の責任を負うこととする。ただし、分割法人から承継した財産の価額を限度とする。

(2) 分割法人の国税の裁決等に伴って税額等が異動する分割承継法人の国税等についての更正決定等を、その期間制限の特例の対象とする。

(3) 組織再編成が行われた場合の質問検査権について所要の整備を行う。

(4) 以上のほか、別紙二に掲げる各種の租税特別措置を含む組織再編成に係る税制の整備について所要の措置を講ずるとともに、必要な経過措置を講ずる。

（注）上記の改正は、平成13年4月1日以後に行われる組織再編成について適用する。

（備考）連結納税制度について、引き続き、その導入に向けた検討を進める。

## 二 住宅税制

1 平成11年から2年半の間講じられている住宅ローン控除制度の終了（平成13年6月30日）に伴い、平成15年12月31日までの制度として新住宅ローン減税制度を

創設する。この場合の控除率、住宅借入金等の年末残高の限度額及び控除期間については、次のとおりとする。

居住の用に供する時期	控除期間	住宅借入金等の年末残高	控除率
平成13年7月1日から 平成15年12月31日まで	10年間	5,000万円以下の部分	1%

なお、居住用家屋を平成16年中に居住の用に供する場合には、居住用家屋を平成13年後期中に居住の用に供する場合の現行の措置と同様の措置とする。

- 2 特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除制度の適用期限を3年延長する。
- 3 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例制度について、次の措置を講じた上、その適用期限を3年延長する。
  - (1) 買換え資産である家屋の床面積要件の上限を280㎡（現行240㎡）に引き上げる。
  - (2) 買換え資産である耐火建築物に係る築後経過年数要件を25年以内（現行20年以内）に緩和する。（注）上記の改正は、平成13年4月1日以後に行う居住用財産の譲渡について適用する。
- 4 住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例について、次の措置を講じた上、その適用期限を3年延長する。
  - (1) 非課税限度額を550万円（現行300万円）に引き上げる。
  - (2) 適用対象に次の贈与を加える。

その者の所有する住宅について一定の増改築の費用に充てるために受ける金銭の贈与

住宅取得資金を贈与により取得した日前5年以内に居住していたその者又はその者の配偶者の所有する住宅を、当該贈与の日の属する年の翌年12月31日までに譲渡する場合等において、その者の住宅の取得又は新築の対価に充てるために受ける金銭の贈与

（注）上記の改正は、平成13年1月1日以後に贈与により取得する金銭に係る贈与税について適用する。
- 5 住宅用家屋の所有権の保存登記若しくは移転登記又は住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を2年延長する。

### 三 中小企業投資促進税制等

- 1 中小企業投資促進税制について、中小企業者等が、平成14年3月31日までの間に一定の機械装置、器具備品、貨物自動車又は内航船舶を取得し、製造業、建設業等の用に供した場合には、取得価額の100分の30の特別償却又は取得価額の100分の7の特別税額控除の選択適用（一定の要件を満たすリース資産についても特別税額控除を適用）を認める。
- 2 中小企業技術基盤強化税制について、その適用期限を2年延長し、特別税額控除割合を、平成14年3月31日までの間に開始する事業年度（平成14年分）については100分の10とし、平成14年4月1日以後に開始する事業年度（平成15年分）については

100分の6とする。

#### 四 金融関係税制

1 上場株式等に係る譲渡所得等の源泉分離選択課税制度について、平成11年度税制改正で設けられた経過措置の適用期限を2年延長する。あわせて、源泉分離課税のみなし譲渡利益率を5.25%とする特例措置の期限を2年延長する。

2 商品先物取引による所得に対する所得税については、次により申告分離課税を行うこととする。

(1) 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成13年4月1日から平成15年3月31日までの期間（以下「適用期間」という。）内に、商品取引所法に規定する先物取引（以下「商品先物取引」という。）をし、かつ、当該商品先物取引の差金等決済をした場合には、当該差金等決済に係る当該商品先物取引による事業所得及び雑所得（以下「商品先物取引による所得」という。）については、他の所得と分離して20%の税率により確定申告を通じて課税する。

(2) 商品先物取引による所得の金額の計算上生じた損失の金額は、商品先物取引による所得以外の所得との通算及び翌年以降への繰越しは認めない。

(3) 適用期間内に商品先物取引の差金等決済をする者は、その差金等決済をする日までに、その差金等決済の都度、その者の氏名又は名称及び住所を、その商品先物取引の委託等をする商品取引員等に告知しなければならないものとし、当該商品取引員等は、一定の公的書類により本人確認をしなければならないものとする。

なお、商品先物取引の差金等決済をする者が、商品取引員等との間で商品先物取引の委託等の契約を締結する際、一定の告知及び本人確認を行っているときは、当該契約に基づく商品先物取引の差金等決済につき告知があったものとして取り扱う。

(4) 商品取引員等は、適用期間内に居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が行った商品先物取引について差金等決済があった場合には、その者の氏名及び住所、当該差金等決済の方法、当該差金等決済に係る商品先物取引の約定価格等の事項を記載した調書（以下「商品先物取引に関する調書」という。）を、その商品先物取引の差金等決済があった日の属する月の翌月末日までに、当該商品取引員等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないものとする。

(5) 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、商品先物取引に関する調書の提出に関する調査について必要があるときは、当該商品先物取引に関する調書を提出する義務がある者に質問し、又はその者の商品先物取引に関する帳簿書類その他の物件を検査することができることとする。

(6) 商品先物取引に関する調書の提出義務及び調査従事者等の守秘義務に対する違反行為等について所要の罰則規定を設ける。

3 非居住者・外国法人の一括登録国債の利子非課税制度について、非居住者・外国法人が、日本銀行及び税務署長の承認を受けた海外の適格外国仲介業者を経由し、国債振替決済制度上の直接・間接参加者の国内の営業所等を通じて一括登録国債を寄託した場合には、租税条約上の情報交換条項の利用を前提とする一定の本人確認手続等を整備した上、非課税の対象とする。

（注）上記の改正は、平成13年4月1日以後に支払われる一括登録国債の利子について適用する。

## 五 社会経済情勢の変化への対応

### 1 情報通信

- (1) 電子計算機の耐用年数（現行6年）について、実態を踏まえ、パーソナルコンピュータについては4年、その他のものについては5年に短縮する。

（注）上記の改正は、平成13年4月1日以後に開始する事業年度（平成13年分）について適用する。

なお、特定情報通信機器の即時償却制度は、期限どおり廃止する。

- (2) 特定電気通信設備等の特別償却制度について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。

電気通信事業者及び有線放送電話業者が取得する広帯域加入者網普及促進設備について、取得価額の100分の18の特別償却を認める措置を講ずる。

電気通信基盤充実設備に係る特別償却について、電気通信事業者が取得する波長分割多重化装置につき取得価額の100分の15の特別償却を認めるほか、対象設備の見直しを行う。

電気通信利便性充実設備に係る特別償却について、有線テレビジョン放送事業者が取得するデジタルヘッドエンド装置につき取得価額の100分の12の特別償却を認めるほか、対象設備の見直しを行う。

電気通信役務安定提供設備に係る特別償却について、電気通信事業者が取得するウイルス監視装置につき取得価額の100分の12の特別償却を認めるとともに、回線切替装置に係る償却割合を100分の6（現行100分の8）に引き下げるほか、対象設備の見直しを行う。

### 2 特定非営利活動法人への支援

特定非営利活動法人（NPO法人）のうち一定の要件を満たすものとして国税庁長官の認定を受けたもの（以下「認定NPO法人」という。認定の要件等については、別紙三のとおりとする。）の活動を支援するため、次の特例措置を講ずる。

- (1) 個人が、認定NPO法人に対して寄附（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。）をした場合には、当該寄附に係る支出金は、特定寄附金とみなして寄付金控除の適用を認める。

- (2) 法人が支出した認定NPO法人に対する寄附金について、一般の寄附金の損金算入限度額とは別に、当該損金算入限度額の範囲内で損金算入を認める。ただし、限度額の計算は、特定公益増進法人に対する寄附金と合わせて行うものとする。

- (3) 相続又は遺贈により財産を取得した者が認定NPO法人に対して相続財産等の寄附をした場合には、その者又はその者の親族等の相続税等が不当に減少する結果となると認められる場合を除き、当該寄附に係る財産の価額をその者の相続税の課税価格の計算の基礎に算入しない。ただし、当該寄附を受けた認定NPO法人が、一定期間内に取得した財産を公益を目的とする事業の用に供していない場合等には、適用しない。

（注）上記の改正は、平成13年10月1日から施行する。

### 3 贈与税の基礎控除の引上げ

贈与税の基礎控除の金額を、当分の間、110万円（現行60万円）に引き上げる。

（注）上記の改正は、平成13年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用する。

#### 4 相続税の小規模宅地等の特例の拡充

小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例について、次の措置を講ずる。

- (1) 特定事業用宅地等、特定同族会社事業用宅地等及び国営事業用宅地等に係る特例の適用対象面積を 400㎡までの部分（現行 330㎡までの部分）に拡大する。
  - (2) 特定居住用宅地等に係る特例の適用対象面積を 240㎡までの部分（現行 200㎡までの部分）に拡大する。
  - (3) 上記(1)の宅地等、(2)の宅地等及びその他の特例適用対象宅地等のうちいずれか 2 以上の宅地等を選択する場合には、適用対象面積の調整を行う。
- （注）上記の改正は、平成13年 1 月 1 日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用する。

#### 5 土地税制

- (1) 個人の長期譲渡所得の課税の特例制度について、平成11年 1 月 1 日から平成12年12月31日までの間に土地等又は建物等を譲渡した場合の税率軽減の特例措置の適用期限を 3 年延長する。
- (2) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用期限を平成15年12月31日まで延長する。
- (3) 個人の短期譲渡所得の課税の特例制度について、軽減税率の特例の対象となる土地等の譲渡に係る適正価格要件の適用停止措置の期限を 3 年延長する。
- (4) 短期所有土地の譲渡等をした場合の土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例制度について、適用停止措置の期限を 3 年延長する。
- (5) 法人の土地譲渡益（一般・短期）に対する追加課税制度について、適用停止措置の期限を 3 年延長する。なお、一般の土地譲渡益に対する追加課税の適用除外措置（優良住宅地等のための譲渡等に係る適用除外）の適用期限も平成15年12月31日まで延長する。
- (6) 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例制度について、及びの見直しを行った上、適用期限等を のとおり延長する。

既成市街地等の内から外への買換えについて、譲渡資産に係る取得時期の制限（現行 平成 3 年 3 月31日以前に取得されたもの）を所有期間10年超のものとする。

次の買換えを適用対象から除外する。

イ 水道水源水域に係る特定施設等の移転等に伴う買換え

ロ 新産業都市区域又は工業整備特別地域以外の地域からこれらの地域内への買換え

ハ 過度集積地域から特定の拠点地区内への産業業務施設の移転に伴う買換え

ニ 一定の構造改善事業を営む者の長期所有の土地、建物等から事業の構造改善・事業転換に資する建物、機械装置への買換え  
適用期限等の延長

イ 産業活力再生特別措置法の事業再構築計画に基づいて行われる長期所有の土地、建物等から既成市街地等以外の地域内にある土地、建物、機械装置等への買換え 計画認定期限を 2 年延長

ロ 長期所有の土地、建物等から国内にある土地、建物、機械装置等への買換え  
適用期限を 3 年延長

#### 八 その他の買換え 適用期限を5年延長

- (7) 収用等の場合の5,000万円特別控除等について、次の措置を講ずる。  
適用対象に、土地等が大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の規定に基づいて使用されることとなったことに伴い、その土地に係る同法の事業区域にある資産につき、同法の物件の引渡し等をしなければならなくなった場合において、その資産の損失に対する補償金を取得するときを加える。  
収用対象事業用地の買取りに係る簡易証明書制度の対象とされている社会福祉法人の設置に係る保育所の人数要件を20人以上（現行60人以上）に緩和する。  
（注）上記の改正は、平成13年4月1日以後に行う資産の譲渡について適用する。
- (8) 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の2,000万円特別控除の適用対象に、重要文化財、史跡、名勝又は天然記念物として指定された土地が独立行政法人国立博物館又は独立行政法人国立科学博物館に買い取られる場合を加える。
- (9) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除について、次の措置を講ずる。  
特定の民間宅地造成事業のために土地等を譲渡した場合の適用期限を3年延長する。  
適用対象に、土地等につき高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律の基本構想に定められた土地区画整理事業が施行された場合において、当該土地等に係る換地処分により当該土地等のうち当該土地区画整理事業に係る同意保留地に対応する部分の譲渡（当該同意保留地を取得をした者の当該同意保留地に対応する部分の土地等の譲渡を除く。）があったときを加える。
- (10) 特定目的会社（SPC）が資産流動化計画に基づき特定不動産等を取得した場合の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、適用要件を見直した上、軽減税率を1,000分の16（現行1,000分の25）に引き下げ、その適用期限を平成16年3月31日までとする。
- (11) 平成13年4月1日から平成16年3月31日までの間に、一定の要件を満たす投資信託により不動産を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率を1,000分の16（本則1,000分の50）に軽減する。
- (12) 平成13年4月1日から平成16年3月31日までの間に、一定の要件を満たす投資法人が不動産を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率を1,000分の16（本則1,000分の50）に軽減する。
- (13) 農地等についての相続税の納税猶予の特例の改正に伴う賃貸住宅用地等への転用に係る経過措置について、適用対象者を見直した上、その適用期限を3年延長する。
- (14) 不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例措置の適用期限を2年延長する。

#### 6 企業年金

- (1) 企業年金法（仮称）の制定に伴い、同法に基づく企業年金の拠出、運用及び給付の各段階について、次の措置を講ずる。なお、適格退職年金制度は所要の期間経過後に廃止することとし、適格退職年金制度から企業年金制度等への移行に関する

所要の措置を講ずる。

拠出段階

イ 事業主が拠出する掛金については、事業主の所得の金額の計算上損金（必要経費）に算入するとともに、従業員に対する給与所得に係る収入金額に含まれないものとする。

ロ 加入者本人が拠出する掛金については、生命保険料控除を適用する。

運用段階

事業主が拠出する掛金及びその運用益等を対象として、退職年金等積立金に対する法人税（特別法人税）を課税する。

給付段階

イ 年金給付の老齢給付金については公的年金等控除を適用するほか、一時金払いの老齢給付金については退職手当等とみなす。

ロ 障害給付金については、所得税を課さない。

ハ 遺族給付金については、相続税法上のみなし相続財産（退職手当金等に含まれる給付）として相続税の課税対象とし、所得税を課さない。

その他所要の措置を講ずる。

(2) 退職年金等積立金に対する法人税の課税停止措置を2年延長する。

7 福祉・環境

(1) 高齢者の居住安定の確保に関する法律（仮称）の制定に伴い、同法の供給計画に基づき建設される一定の高齢者向け優良賃貸住宅について、5年間普通償却限度額の100分の40（耐用年数が35年以上のものについては、100分の55）の割増償却を認める措置を講ずる。

(2) 障害者対応設備等の特別償却制度について、対象設備等にスロープ付タクシー及び低床式路面電車を加え、これらにつき基準取得価額の100分の20の特別償却を認めるほか、リフト付タクシーに係る償却割合を100分の20（現行100分の25）に引き下げる。

(3) 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度の適用期限を2年延長する。

(4) 医療保健業を営む者が取得等をする改正医療法の構造設備基準に適合する病院用建物（建替えによるものに限る。）について、2年間の措置として、一定の要件の下に、基準取得価額の100分の15の特別償却を認める措置を講ずる。

(5) 医療用機器等の特別償却制度について、一定の救急医療用機器に係る償却割合を

100分の20（現行100分の14）に引き上げた上、その適用期限を2年延長する。

(6) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除の適用対象となる環境事業団が行う特定施設の設置事業の用に供するための土地等の買取りについて、その対象となる特定施設の範囲に次の施設を加える。

一定のPCB廃棄物処理施設

その敷地面積が5ha以上の建設廃棄物処理施設で地方公共団体等一定の者に対して譲渡されるもの

その敷地面積が5ha以上の大規模廃棄物焼却施設で地方公共団体等に対して譲渡されるもの

(7) 公害防止用設備の特別償却制度について、PCB廃棄物処理装置、フロン回収装置及びフロン破壊装置を対象設備に加えるほか、産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の認定計画に係る特定施設の設備に係る償却割合を



100分の16（現行 100分の17）に引き下げるとともに、一般公害防止用設備及び脱特定物質対応型設備の対象範囲の見直し等を行った上、その適用期限を1年又は2年延長する。

(8) 再商品化設備等の特別償却制度について、適用対象に食品循環資源再生利用設備を加える。

(9) 特定災害防止準備金制度の適用期限を2年延長する。

## 8 その他

(1) 生命保険料控除又は損害保険料控除の対象となる第三分野の保険商品の範囲について、個々の保険商品の性格等に応じ、所要の整備を行うこととする。

(2) 植林費の損金算入の特例について、損金算入割合を100分の35（現行100分の30）に引き上げた上、その適用期限を2年延長する。

(3) 農地等に係る相続税及び贈与税の納税猶予の特例について、一定の公共事業の用に供するために特例適用農地等を当該公共事業のために必要となる施設等の用に一時転用した場合には、納税猶予の特例の継続適用を認める措置を講ずる。

（注）上記の改正は、平成13年4月1日以後に特例適用農地等を一時転用する場合について適用する。

## 六 その他の租税特別措置

租税特別措置について、所要の経過措置を講じた上、次の措置を講ずる。

### 1 廃止

次に掲げる特別措置を廃止する。

(1) 産炭地域における工業用機械等の特別償却

(2) 計画造林準備金

### 2 縮減等

(1) 税額控除等

増加試験研究費等の特別税額控除制度について、特別試験研究費の範囲に研究交流促進法の試験研究機関等に該当する特定独立行政法人との共同試験研究を加えるとともに、対象となる試験研究費の範囲から伝統的工芸品産業の振興に関する法律の製造協同組合等が賦課する負担金を除外した上、その適用期限を2年延長する。

中小企業等基盤強化税制について、卸売業又は小売業を営む大規模法人等を適用対象者から除外するとともに、飲食店業及び特定旅館業に係る対象設備の範囲の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。

事業化設備等を取得した場合等の特別償却又は特別税額控除制度について、対象資産の取得価額の最低限度を280万円（現行250万円）に、リース費用総額の最低限度を370万円（現行340万円）にそれぞれ引き上げた上、その適用期限を2年延長する。

技術等海外取引に係る所得の特別控除制度について、当期の所得に係る控除限度額を所得金額の100分の15（現行100分の20）に引き下げるとともに、取引先から除外される外国法人（関係会社）の範囲の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。

農業協同組合等の留保所得の特別控除制度について、適用対象者から一定の農業協同組合及び同連合会を除外した上、その適用期限を2年延長する。

(2) 特別償却

電線類地中化設備の特別償却制度について、償却割合を 100分の5（現行 100分の7）に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。

船舶等の特別償却制度について、内航船舶の二重構造化タンカーに係る償却割合を 100分の18（現行 100分の19）に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。

航空機の特別償却制度について、最大離陸重量が 140トン未満の航空機に係る償却割合を 100分の5（現行 100分の8）に引き下げた上、その適用期限を1年延長する。

関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却制度について、機械装置に係る償却割合を 100分の25（現行 100分の26）に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。

特定中核的民間施設等の特別償却制度について、次の見直しを行う。

イ 中核的民間施設の特別償却制度について、償却割合を、多極分散型国土形成促進法に係る措置にあっては 100分の7（現行 100分の8）に、大阪湾臨海地域開発整備法に係る措置にあっては 100分の10（現行 100分の11）にそれぞれ引き下げるとともに、取得価額の最低限度をそれぞれ6億円（現行5億円）に引き上げた上、その適用期限を2年延長する。

ロ 山村振興法の保全事業用資産の特別償却制度の適用期限を2年延長する。

ハ 特定農山村法の農林業等活性化基盤施設の特別償却制度について、対象施設の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。

地震防災対策用資産の特別償却制度について、適用対象者の範囲を見直すとともに、償却割合を 100分の10（現行 100分の11）に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。

特定高度技術産業集積地域における高度技術産業用設備の特別償却制度の適用期限を2年延長する。なお、高度技術工業集積地域における高度技術工業用設備の特別償却制度は、廃止する。

事業革新設備等の特別償却制度について、次の見直しを行う。

イ 産業活力再生特別措置法に係る措置について、対象設備の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。

ロ 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法に係る措置を廃止する。

特定余暇利用施設の特別償却制度について、取得価額の最低限度を1億3,000万円（現行1億2,000万円）に引き上げた上、基本構想の変更同意期限を1年延長する。

商業施設等の特別償却制度について、中小小売商業振興法の店舗集団化計画に係る共同利用施設等を適用対象から除外した上、その適用期限を2年延長する。

半島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却制度について、機械装置に係る償却割合を 100分の11（現行 100分の12）に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。

過疎地域等における工業用機械等の特別償却制度について、次の見直しを行う。

イ 過疎地域に係る措置について、機械装置に係る償却割合を 100分の11（現行 100分の12）に引き下げる。

ロ 過疎地域に類する離島振興対策実施地域及び奄美群島に係る措置について、対象となる事業にソフトウェア業を追加し、対象資産の取得価額の最低限度を

2,500万円超（現行2,300万円超）に引き上げるとともに、機械装置に係る償却割合を 100分の11（現行 100分の12）に引き下げるほか、過疎地域に類する要件の見直しを行った上、その適用期限を離島振興対策実施地域については2年、奄美群島については3年それぞれ延長する。

八 水源地域に係る措置について、対象資産の取得価額の最低限度を 2,500万円超（現行 2,300万円超）に引き上げるとともに、償却割合を、機械装置にあっては 100分の12（現行 100分の13）に、建物等にあっては 100分の7（現行 100分の8）にそれぞれ引き下げた上、その適用期限を2年延長する。

離島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却制度について、対象資産の取得価額の最低限度を 2,500万円超（現行 2,300万円超）に引き上げるとともに、機械装置に係る償却割合を 100分の11（現行 100分の12）に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。

農業経営改善計画を実施する者の機械等の割増償却制度について、対象資産の範囲の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。

林業経営改善計画を実施する者の林業用機械等の割増償却制度について、適用対象者の要件の見直しを行う。

優良賃貸住宅の割増償却制度について、適用対象となる住宅の要件の見直しを行う。

特定再開発建築物等の割増償却制度について、適用対象から自転車駐車場を除外するほか、都市再開発法の施設建築物及び雨水貯留・浸透施設の対象範囲を見直すとともに、割増率を、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の認定建築物については 100分の12（現行 100分の14）に、沿道地区計画の区域内に建築される緩衝建築物については 100分の9（現行 100分の12）にそれぞれ引き下げた上、その適用期限を2年延長する。

鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却制度について、対象となる支出金の範囲から、伝統的工芸品産業の振興に関する法律の製造協同組合等が賦課する負担金を除外した上、その適用期限を2年延長する。

準備金方式による特別償却制度について、準備金の積立てを個別の減価償却資産ごとに行う方式に改組するとともに、取崩し方法の見直しを行う。

### (3) 準備金等

電子計算機買戻損失準備金制度について、特別買戻損失の発生割合の計算方法を見直した上、その適用期限を2年延長する。

プログラム等準備金制度について、汎用プログラムのうち制御プログラムの開発費用に係る積立てを収入金額 50億円以下の部分に限るとともに、データベースの構成に要する費用に係る積立率を 100分の8（現行 100分の9）に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。

農用地等を取得した場合の課税の特例制度について、対象資産の範囲の見直しを行う。

鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例制度について、対象となる試験研究用資産の範囲から、伝統的工芸品産業の振興に関する法律の製造協同組合等が取得する試験研究用資産を除外した上、その適用期限を2年延長する。

特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例制度について、適用対象から中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の指定支援機関が行う業務に充てるための負担金を除外する。

欠損金の繰越期間の特例制度について、特定農産加工業経営改善臨時措置法の特定農産加工業者に係る措置を廃止した上、次に掲げる措置の適用期限を2年延長する。

イ 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の認定研究開発等事業計画を実施する中小企業者に係る措置

ロ 特定通信・放送開発事業実施円滑化法の認定実施計画を実施する中小企業者に係る措置

ハ 産業活力再生特別措置法の事業再構築計画に基づく認定事業者に係る措置（欠損金の繰戻しによる還付の不適用の除外措置を含む。）

農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併、全国の区域を地区とする農業協同組合連合会とその会員たる農業協同組合連合会（信用農業協同組合連合会を除く。）との合併、農業協同組合と農業協同組合との合併、森林組合合併助成法の認定を受けて行われる森林組合の合併及び漁業協同組合合併促進法の認定を受けて行われる漁業協同組合の合併に係る次の措置について、その前提となる取扱いが企業組織再編成に係る税制の整備によって変更されることに伴い、これらの措置を見直し、平成16年3月31日までの間、新たな企業組織再編成に係る税制の下でその取扱いを継続する措置を講ずる。

イ 特定の農業協同組合連合会等の合併に係る受取配当等の益金不算入等の特例等

ロ 農業協同組合合併助成法に係る清算所得に係る課税の特例措置等

ハ 森林組合合併助成法及び協同組合合併促進法に係る清算所得に係る課税の特例措置等

#### (4) 登録免許税の特例

農地等の生前一括贈与による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、軽減税率を1,000分の18（現行1,000分の15）に引き上げた上、その適用期限を2年延長する。

（注）上記の改正は、平成14年1月1日以後に生前一括贈与により取得する農地等に係る登録免許税について適用する。

農林中央金庫が信用農業協同組合連合会から事業譲渡により不動産に関する権利を取得した場合の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、適用対象となる事業譲渡に事業の一部譲渡を追加し、当該一部譲渡の税率を次のように軽減した上、その適用期限を3年延長する。

イ 所有権の移転登記 1,000分の25（本則 1,000分の50）

ロ 賃借権等の移転登記 1,000分の12.5（本則 1,000分の25）

ハ 抵当権等の移転登記 1,000分の1.5（本則 1,000分の2）

特定の公共的建設事業の用に供する土地を取得した場合の所有権の保存登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、軽減税率を1,000分の4（現行1,000分の3）に引き上げた上、その適用期限を2年延長する。

認定中核的支援機関が基本構想に基づき不動産を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、軽減税率を1,000分の4（現行1,000分の3）に引き上げた上、その適用期限を2年延長する。

日本鉄道建設公団が旧日本国有鉄道清算事業団から承継する土地の処分等に係る登録免許税の免税措置について、所要の経過措置を講じた上、旧日本国有鉄道清算事業団等の全額出資に係る法人が土地等を取得した場合の免税措置を廃止す

る。

### 3 適用期限の延長

(1) 関西国際空港株式会社等の登記に対する登録免許税の免税措置の適用期限を5年延長する。

(2) 次に掲げる特別措置の適用期限を3年延長する。

保険会社等の異常危険準備金制度における火災保険及び火災共済等に係る積立率の特例

探鉱準備金又は海外探鉱準備金

(3) 交際費等の損金不算入制度の適用期限を2年延長する。

(4) 次に掲げる特別措置の適用期限を2年延長する。

山林所得に係る森林計画特別控除

中小企業者等の機械の特別償却

経営基盤強化計画を実施する特定組合等の構成員の機械等の割増償却

鉱業用坑道等の特別償却

中小企業等の貸倒引当金の特例

農用地利用集積準備金

共同で現物出資をした場合の課税の特例

国産石油アスファルト等に係る石油税の還付

特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例

株式分割等に係る株券に対する印紙税の非課税

農業振興地域の整備に関する法律の規定による市町村長の勧告に係る協議等により農地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減

農業経営基盤強化促進法に規定する利用権設定等促進事業により農地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減

農林漁業金融公庫資金等の転貸の場合の抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減

農業協同組合が農業協同組合連合会から権利義務の承継により不動産の権利を取得した場合の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減

農業共済組合が合併により不動産を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減

商工組合中央金庫、信用保証協会、農業信用基金協会等の抵当権の設定登記等に対する登録免許税の税率の軽減

産業活力再生特別措置法に規定する認定事業者等が認定事業再構築計画等に基づき受ける登記に対する登録免許税の税率の軽減

防災街区整備権利移転等促進計画に基づき土地を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減

認定再開発事業計画に基づき土地を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減

民間都市開発の推進に関する特別措置法の認定計画に基づき土地を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減

(5) 次に掲げる特別措置の適用期限を1年延長する。

中小漁業構造改善計画を実施する漁業協同組合等の構成員の漁船の割増償却

清酒等に係る酒税の税率の特例  
入国者が輸入する紙巻たばこに係るたばこ税の税率の特例  
贈与税の納税猶予の特例を受けている者が、特定農業生産法人に対し特例適用  
農地等について使用貸借による権利の設定をした場合において納税猶予を継続す  
る特例

## 七 その他

- 1 国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税制度について、次の措置を講ずる。
  - (1) 法人税法別表第一（公共法人の表）に掲げる独立行政法人に対する財産の贈与又は遺贈（以下「贈与等」という。）については、国税庁長官の承認の要件のうち、当該贈与等が公益の増進に著しく寄与すること及び当該贈与等により贈与者又は遺贈者の所得税等を不当に減少させる結果とならないこととする要件を不要とする。
  - (2) その贈与等に係る財産について、その財産を受けた法人の当該贈与等に係る公益を目的とする事業の用に供され、又は供されると見込まれるまでの期間が、やむを得ない事情があることにより当該贈与等のあった日以後2年を超えると認められる場合には、当該期間を国税庁長官の認定した日まで延長することができるものとする。  
（注）上記の改正は、平成13年4月1日以後に行う財産の贈与等について適用する。
  - (3) 非課税の適用を受けてした財産の贈与等につき国税庁長官の承認の取消しがあった場合において、その承認の取消しの時においてその承認を受けていた者が死亡しているときは、その納付すべき所得税に係る延滞税の計算の起算日（現行 その者の死亡した日の翌日から4か月を経過した日）を、その取消しの通知をした日の翌日とする。  
（注）上記の改正は、平成13年4月1日以後に行う承認の取消しについて適用する。
- 2 国等に対して重要文化財等を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例について、次の改正を行う。
  - (1) 非課税の特例の対象に、重要文化財を独立行政法人国立博物館、独立行政法人国立美術館又は独立行政法人国立科学博物館に譲渡した場合を加える。
  - (2) 2分の1課税の特例の対象に、重要文化財に準ずる文化財のうち独立行政法人国立博物館、独立行政法人国立美術館又は独立行政法人国立科学博物館において保存及び活用すべきものをこれらの独立行政法人に譲渡した場合を加える。
- 3 受取配当等の益金不算入制度等の対象となる公社債投資信託以外の証券投資信託の収益の分配の額について、信託約款上の信託財産への株式以外の資産の組入限度割合の区分に応じた益金不算入割合とする等の見直しを行う。
- 4 シルバー人材センター連合の特定公益増進法人としての主たる目的である業務に、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の改正により追加された業務を加える。
- 5 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度等について、対象となる国庫補助金等の範囲に、新エネルギー・産業技術総合開発機構の産業技術実用化開発補助事業、福祉用具実用化開発推進事業等に係る助成金を加える。

- 6 外国税額控除制度について、控除対象となる外国法人税から、我が国の法人税と著しく性質を異にする税、専ら租税回避に利用することを目的として納付した外国の法人税等を除外する。
- 7 独立行政法人航空大学校の教育に関する役務の提供に係る消費税の非課税措置について、年間の授業開始回数に係る要件を4回以内（現行3回以内）とする。
- 8 みりん等に係る酒税の税率の特例措置について、その対象酒類に合成清酒を加えた上、特例税率を適用する範囲を見直すとともに、適用税率をしょうちゅうと同様の税率とする。  
（注）上記の改正は、平成13年5月1日から実施する。
- 9 石油化学製品の製造のため消費される揮発油に係る揮発油税及び地方道路税の免税措置の対象範囲に、ポリアクリル酸又はポリアクリル酸塩の製造のためアクリル酸の重合溶剤用として消費される揮発油を追加する。
- 10 その他所要の税制の整備を行う。

（備考）

- 1 税理士制度について、税理士法人制度の創設、税理士試験制度の見直し等所要の措置を講ずる。
- 2 以上の税制改正による増減収額は、別表のとおりと見込まれる。

(別表)

平成13年度税制改正 (内国税関係)による増減収見込額

(単位:億円)

改 正 事 項	平 年 度	初 年 度
1. 住宅税制		
(1) 新住宅ローン減税制度の創設	9,410	40
(2) 住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例の拡充	110	110
2. 中小企業投資促進税制等		
(1) 中小企業投資促進税制	1,210	940
(2) 中小企業技術基盤強化税制	60	20
3. 社会経済情勢の変化への対応		
(1) 電子計算機の耐用年数の短縮	460	340
(2) 贈与税の基礎控除の引上げ	170	170
(3) 相続税の小規模宅地等の特例の拡充	250	110
(4) 医療用機器等の特別償却	60	40
4. その他の租税特別措置	+ 40	+ 40
合 計	11,690	1,730

(注) 新住宅ローン減税制度による平年度減収額は、平成13年7月から平成15年までの居住分について、改正前の制度(平成13年後期中に居住の用に供することとした場合に適用される制度)に比して増加する減収額の合計としている。



## 別紙一 引当金等の取扱い

### 1 受取配当等の益金不算入

- (1) 適格組織再編成により移転を受けた株式に係る特定株式の保有期間要件の判定をするときは、分割承継法人等の保有期間に分割法人等の保有期間を含める。
- (2) 適格組織再編成により移転を受けた株式に係る配当がある場合に、分割承継法人等がその株式について短期所有株式の判定をするときは、分割法人等におけるその株式の配当計算期間の末日から起算して1月前の日の株式数、その末日以前1月以内に取得した株式数（適格組織再編成の直前の時までを取得したものに限り。）等について、分割承継法人等に移転した株式数の割合に応じて調整した数を分割承継法人等におけるそれぞれの株式数等を含める。  
この場合において、分割法人等は、分割承継法人等における短期所有株式の判定の基礎に含められた株式数を除いて短期所有株式の判定をする。

### 2 棚卸資産

適格分割型分割又は適格合併により移転を受けた棚卸資産の期末評価額の計算の基礎となる取得価額は、分割法人等のその分割等の日の前日の属する事業年度において期末評価額の計算の基礎となった取得価額とする。

### 3 減価償却資産

- (1) 適格組織再編成により移転を受けた減価償却資産の償却限度額の計算の基礎となる取得価額は、分割法人等において償却限度額の計算の基礎となった取得価額とする。  
（注）適格組織再編成の場合には、償却超過額を含むその直前の帳簿価額で引き継がれることになる。
- (2) 事業年度の中で適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立により減価償却資産を移転する場合においても、分割法人等はその事業年度開始の日から分割等の日の前日までの期間に対応する減価償却費を計上することができる。

### 4 一括償却資産

- (1) 適格分割、適格現物出資又は適格事後設立の場合には、一括償却資産に係る一括償却対象額（損金算入未済額。以下同じ。）のうち移転する事業との対応関係が明らか部分の金額に限り引き継ぐことができる。
- (2) 事業年度の中で適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立により一括償却資産に係る一括償却対象額を引き継ぐ場合においても、分割法人等はその事業年度開始の日から分割等の日の前日までの期間に対応する金額を損金の額に算入することができる。
- (3) 適格組織再編成により一括償却資産に係る一括償却対象額の引継ぎを受けた事業年度における損金算入限度額は、適格組織再編成の日からその事業年度終了の日までの期間に対応する金額とする。

### 5 繰延資産

- (1) 適格分割、適格現物出資又は適格事後設立の場合には、移転する資産・負債又は契約に密接に関連する繰延資産は、これらの資産等に伴って引き継ぐものとする。
- (2) 事業年度の中で適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立により均等償却する繰延資産を引き継ぐ場合においても、分割法人等はその事業年度開始の日から分割等の日の前日までの期間に対応する償却費を計上することができる。

### 6 繰延消費税額等

- (1) 適格分割、適格現物出資又は適格事後設立の場合には、繰延消費税額等（損金算

入未済額。以下同じ。)のうち移転する事業との対応関係が明らかな部分の金額に限り引き継ぐことができる。

- (2) 事業年度の中で適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立により繰延消費税額等を引き継ぐ場合においても、分割法人等はその事業年度開始の日から分割等の日の前日までの期間に対応する金額を損金の額に算入することができる。
- (3) 適格組織再編成により繰延消費税額等の引継ぎを受けた事業年度における損金算入限度額は、適格組織再編成の日からその事業年度終了の日までの期間に対応する金額とする。

## 7 社債等の発行差益

- (1) 適格組織再編成により社債等を移転した場合には、その社債等に係る発行差益は、分割承継法人等に引き継ぐ。
- (2) 事業年度の中で適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立により社債等を移転する場合においても、分割法人等はその社債等に係る発行差益につきその事業年度開始の日から分割等の日の前日までの期間に対応する金額を益金の額に算入する。

## 8 圧縮記帳

- (1) 国庫補助金等に係る圧縮記帳及び保険金等に係る圧縮記帳については から までのとおりとし、工事負担金に係る圧縮記帳及び交換に係る圧縮記帳については のとおりとし、特定の資産の買換えに係る圧縮記帳については から までのとおりとする。

圧縮記帳の対象となる資産(以下「対象資産」という。)の取得等をした事業年度の中で適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立により対象資産を移転する場合においても、分割法人等は分割等の直前において対象資産につき圧縮記帳を行うことができる。

対象資産の取得等がされていない事業年度の中で適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立が行われる場合においても、分割承継法人等において対象資産の取得等を行うことが見込まれるときは、分割法人等は分割等の直前に特別勘定を設けることができる。

適格分割、適格現物出資及び適格事後設立の場合においても、分割承継法人等において対象資産の取得等を行うことが見込まれるときは、分割法人等はその有する特別勘定を引き継ぐことができる。

適格組織再編成により特別勘定の引継ぎを受けた分割承継法人等が対象資産の取得等をしたときは、その対象資産につき圧縮記帳を行うことができる。

適格組織再編成により移転を受けた圧縮記帳後の買換資産について、分割承継法人等が分割法人等の取得日から1年以内に移転を受けた事業の用に供しないときは、分割承継法人等においてその買換資産の圧縮記帳による損金算入相当額を益金の額に算入する。

- (2) 適格組織再編成により移転を受けた国庫補助金等、工事負担金、保険金等、交換及び特定の資産の買換えに係る圧縮記帳の適用を受けた資産の取得価額について、圧縮記帳によりその資産の取得価額に算入されなかった金額は、その移転を受けた資産の取得価額に算入しない。

## 9 貸倒引当金

- (1) 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金については、適格組織再編成により個別評価金銭債権を移転した場合には、その個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の金額を引き継ぎ、その引き継がれた金額は分割承継法人等のその適格組織再編成の日の属する事

業年度において益金の額に算入する。

- (2) 事業年度の中で適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立により個別評価金銭債権を移転した場合においても、分割法人等はその直前に個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入れができる。
- (3) 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金については、適格分割型分割又は適格合併により一括評価金銭債権を移転した場合には、その移転する一括評価金銭債権の割合に応じた貸倒引当金の金額を引き継ぎ、その引き継がれた金額は分割承継法人等のその分割等の日の属する事業年度において益金の額に算入する。
- (4) 適格組織再編成に該当しない分割型分割又は合併の場合には、分割法人等のその分割等の日の前日の属する事業年度の貸倒引当金の繰入限度額は、その分割等により移転する金銭債権を除いて計算する。
- (5) 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金と一括評価金銭債権に係る貸倒引当金とを区分し、個別評価金銭債権に係る貸倒引当金については、その個別評価金銭債権に係る債務者ごとの繰入限度額に基づき損金算入額を計算する。
- (6) 貸倒引当金の貸倒実績率については、適格合併の場合にあっては合併法人の貸倒損失等の金額に被合併法人分を含むこととし、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立の場合にあっては移転した事業に係る部分を調整して計算する方法につき税務当局の承認を受けたときは、その方法により計算される割合とすることができる。

#### 10 返品調整引当金

- (1) 適格組織再編成により返品調整引当金の対象事業を移転した場合には、その移転する対象事業に係る売掛金又は販売高の割合に応じた金額を引き継ぐこととし、その引き継がれた金額は分割承継法人等のその適格組織再編成の日の属する事業年度の益金の額に算入する。
- (2) 事業年度の中で適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立により対象事業を移転した場合においても、分割法人等はその直前にその対象事業に係る返品調整引当金の繰入れができる。
- (3) 適格組織再編成に該当しない分割型分割又は合併の場合には、分割法人等のその分割等の日の前日の属する事業年度の返品調整引当金の繰入限度額は、その移転する対象事業を除いて計算する。
- (4) 返品調整引当金の返品率について、適格合併の場合にあっては合併法人の販売対価の合計額等に被合併法人分を含むこととし、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立の場合にあっては移転した事業に係る部分を調整して計算する方法につき税務当局の承認を受けたときは、その方法により計算される割合とすることができる。

#### 11 退職給与引当金

- (1) 組織再編成が行われた場合において、次の要件に該当するときは、その使用人の退職給与の要支給額の割合に応じた退職給与引当金の金額を分割承継法人等に引き継ぐ。

その使用人がその組織再編成に際して分割法人等から退職給与の支給を受けていないこと。

分割承継法人等の退職給与規程にその使用人の分割法人等における勤務期間を通算して退職給与を支給する旨の定めがあること。

組織再編成により移転する事業に従事していた使用人の概ね 100 分の 80 以上が分割承継法人等において引き続き業務に従事することが見込まれていること。

- (2) 事業年度の中で分社型分割、現物出資又は事後設立に伴い使用人が分割承継法

人等の業務に従事することとなった場合においても、上記? から までの要件に該当するときは、分割法人等はその直前に退職給与引当金の繰入れができることとする。

(3) 分割承継法人等の組織再編成（退職給与引当金が引き継がれたものに限る。）の日の属する事業年度において移転使用人が退職した場合、分割承継法人等が取り崩すべき退職給与引当金の金額は、その組織再編成の直前の時を前事業年度終了の時とみなし、かつ、その組織再編成の直前の時における分割法人等の退職給与規程を分割承継法人等のその前事業年度終了の時における退職給与規程とみなして計算した金額とする。

この場合において、その使用人に係る取崩額は、分割法人等から引き継いだ退職給与引当金の総額を限度とする。

## 12 賞与引当金

- (1) 適格分割型分割又は適格合併に伴い分割法人等の使用人等が分割承継法人の業務に従事することとなった場合には、その使用人等の数の割合に応じた賞与引当金の金額を引き継ぎ、その引き継がれた金額はその分割承継法人等のその分割等の日の属する事業年度において益金の額に算入する。
- (2) 適格組織再編成に該当しない分割型分割又は合併の場合には、分割法人等のその分割等の日の前日の属する事業年度の賞与引当金の繰入限度額は、分割承継法人等の業務に従事することとなる使用人等を除いて計算する。

## 13 特別修繕準備金・引当金

（特別修繕準備金）

- (1) 適格組織再編成により特別修繕準備金の対象資産を移転した場合には、その対象資産に係る特別修繕準備金の金額を分割承継法人等に引き継ぐ。
- (2) 事業年度の中で適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立により特別修繕準備金の対象資産を移転する場合においても、分割法人等はその直前にその事業年度開始の日から分割等の日の前日までの期間に対応する特別修繕準備金の積立てができる。
- (3) 適格組織再編成に該当しない組織再編成により特別修繕準備金の対象資産を移転した場合におけるその特別修繕準備金の取扱いについては、次のとおりとする。

適格組織再編成に該当しない分社型分割、現物出資又は事後設立により移転する対象資産に係る特別修繕準備金については、分割法人等においてその分割等の日における金額をその日を含む事業年度の益金の額に算入する。

適格組織再編成に該当しない分割型分割又は合併により移転する対象資産に係る特別修繕準備金については、分割法人等において分割等の日の前日における金額をその日を含む事業年度の益金の額に算入する。
- (4) 適格組織再編成に該当しない分割型分割又は合併により対象資産が移転する場合には、分割法人等のその分割等の日の前日の属する事業年度においてその対象資産に係る特別修繕準備金の積立てができないものとする。

（特別修繕引当金）

- (1) 適格組織再編成により特別修繕引当金の対象資産の移転を受けた分割承継法人等は、引き続き特別修繕引当金の繰入れができる。
- (2) その他特別修繕準備金に準じた規定の整備を行う。

## 14 製品保証等引当金

- (1) 適格分割型分割又は適格合併により製品保証等引当金の対象事業を移転した場合には、その移転する対象事業に係る収益の額に応じた金額を引き継ぐこととし、その

引き継がれた金額は分割承継法人等のその分割等の日の属する事業年度の益金の額に算入する。

- (2) 適格組織再編成に該当しない分割型分割又は合併の場合には、分割法人等のその分割等の日の前日の属する事業年度の製品保証等引当金の繰入限度額は、その移転する対象事業を除いて計算する。

#### 15 有価証券

- (1) 適格分割型分割又は適格合併により売買目的有価証券を移転した場合には、その分割等の日の前日の属する事業年度終了の時における時価法適用後の帳簿価額により引き継ぎ、分割承継法人等においてその評価益又は評価損に相当する金額の戻入れをする。

(注) 適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立により売買目的有価証券を移転した場合には、時価法を適用せず、その時の帳簿価額により引き継ぐ。

- (2) 事業年度の中で適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立により償還有価証券を移転した場合には、分割法人等は、その事業年度開始の日から分割等の日の前日までの期間を一事業年度とみなして、その移転した償還有価証券及び当該有価証券と銘柄を同じくする有価証券に係る調整差益又は調整差損の計算をする。

#### 16 有価証券の空売り等及びデリバティブ取引

適格分割型分割又は適格合併により未決済の有価証券の空売り等又は未決済のデリバティブ取引に係る契約を移転した場合には、その分割等の日の前日の属する事業年度終了の時のみなし決済による利益の額又は損失の額に相当する金額により引き継ぎ、分割承継法人等においてその利益の額又は損失の額に相当する金額の戻入れをする。

#### 17 ヘッジ処理

適格組織再編成によりヘッジ処理の対象となっていた資産等とその手段となっていたデリバティブ取引等を移転した場合には、分割承継法人等にそのヘッジ処理を引き継ぐ。

#### 18 外貨建取引の換算等

- (1) 適格分割型分割又は適格合併により期末時換算法の対象となる外貨建資産等を移転した場合には、その分割等の日の前日の属する事業年度終了の時における期末時換算法を適用した後の帳簿価額により引き継ぎ、分割承継法人等においてその為替換算差額相当額の戻入れをする。

- (2) 適格組織再編成により為替予約差額の配分計算の対象とした外貨建資産等及び先物外国為替契約等を移転した場合には、その為替予約差額の配分計算を分割承継法人等に引き継ぐ。

- (3) 事業年度の中で適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立により為替予約差額の配分計算の対象とした外貨建資産等及び先物外国為替契約等を移転した場合には、分割法人等は、その事業年度開始の日からその分割等の日の前日までの期間について、その為替予約差額の配分計算をする。

#### 19 長期割賦販売等

- (1) 適格組織再編成により長期割賦販売等に係る契約の移転を受けた場合には、分割承継法人等は、引き続き延払基準を適用することができる。

- (2) 事業年度の中で適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立により長期割賦販売等に係る契約を移転した場合には、分割法人等は、その事業年度開始の日から分割等の日の前日までの期間について延払基準を適用することができる。

- (3) 適格組織再編成に該当しない組織再編成により長期割賦販売等に係る契約を移転した場合には、分割法人等は、その契約に係る収益の額及び費用の額のうち益金の額

及び損金の額に算入されていなかった金額を、その組織再編成の日（分割型分割又は合併の場合にあっては、分割等の日の前日）の属する事業年度の益金の額及び損金の額に算入する。

## 20 工事進行基準

- (1) 適格組織再編成により長期大規模工事に係る契約の移転を受けた場合には、分割承継法人等は、引き続き工事進行基準を適用する。
- (2) 適格組織再編成により工事進行基準を適用しているその他の工事に係る契約の移転を受けた場合には、分割承継法人等は、引き続き工事進行基準を適用することができる。
- (3) 事業年度の中で適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立により工事に係る契約を移転する場合には、分割法人等は、その事業年度開始の日からその分割等の日の前日までの期間について、長期大規模工事にあっては工事進行基準を適用し、工事進行基準の適用が認められるその他の工事にあっては工事進行基準を適用することができる。

## 21 欠損金の繰越控除

### (1) 被合併法人等の繰越青色欠損金額の引継ぎ

適格合併の場合に、被合併法人の繰越青色欠損金額（被合併法人の合併の日の前日の属する事業年度以前の各事業年度（合併法人の合併の日の属する事業年度開始の日前5年以内に開始した各事業年度に限る。）において生じた青色欠損金額のうち、被合併法人において繰越控除された金額及び繰戻し還付の基礎とされた金額を控除した金額）があるときは、当該繰越青色欠損金額は、合併法人に引き継ぎ、合併の日の属する事業年度以後の各事業年度において繰越控除する。

適格分割型分割（分割法人の事業の全部が移転し、かつ、分割後遅滞なく分割法人が解散するものに限る。）の場合に、分割法人の繰越青色欠損金額（分割法人の分割の日の前日の属する事業年度以前の各事業年度（分割承継法人の分割の日の属する事業年度開始の日前5年以内に開始した各事業年度に限る。）において生じた青色欠損金額のうち、分割法人において繰越控除された金額及び繰戻し還付の基礎とされた金額を控除した金額）があるときは、当該繰越青色欠損金額は、分割承継法人に引き継ぎ、分割の日の属する事業年度以後の各事業年度において繰越控除する。

繰越青色欠損金額の引継ぎに伴い、所要の規定の整備を行う。

### (2) 繰越青色欠損金額に係る制限

持分割合が100分の50を超える関係にある法人間で、みなし共同事業要件を満たさない適格合併又は適格分割型分割（分割法人の事業の全部が移転し、かつ、分割後遅滞なく分割法人が解散するものに限る。）が行われた場合には、その被合併法人等の繰越青色欠損金額のうち、その資本関係を有することとなる前の青色欠損金額及びその後の青色欠損金額のうちその資本関係を有することとなる前から有する資産の譲渡等による損失により生じたと認められる部分の金額から成る金額は、被合併法人等の繰越青色欠損金額として引き継ぐことはできない。

（注）みなし共同事業要件は、共同事業を行うための組織再編成に該当するか否かの要件（事業関連性、事業規模比率・経営参画）とともに、その事業が上記の資本関係を有することとなった後その組織再編成までに著しく変化していないこととする（以下同じ。）。

持分割合が100分の50を超える関係にある法人間で、みなし共同事業要件を満

たさない適格組織再編成が行われた場合には、分割承継法人等の繰越青色欠損金額のうち、その資本関係を有することとなる前の青色欠損金額及びその後の青色欠損金額のうちその資本関係を有することとなる前から有する資産の譲渡等による損失により生じたと認められる部分の金額から成る金額は、その分割承継法人等の適格組織再編成の日の属する事業年度以後の各事業年度においては、ないものとする。

上記及びの措置により引継ぎ又は繰越控除が制限される金額の限度額をその資本関係を有することとなった日における資産の価額等に基づき計算することができる特例を設ける。

### (3) 被合併法人等の繰越災害損失欠損金額の引継ぎ

適格合併又は適格分割型分割（分割法人の事業の全部を移転し、かつ、その分割後遅滞なく分割法人が解散するものに限る。）の場合には、被合併法人等の繰越災害損失欠損金額について、上記? に準じてその合併法人等に引き継ぐ。

## 22 特定資産の譲渡等損失額の損金不算入

持分割合が100分の50を超える関係にある法人間で、みなし共同事業要件を満たさない適格組織再編成が行われた場合において、分割承継法人等がその適格組織再編成の日の属する事業年度開始の日から3年を経過する日（その日とその資本関係を有することとなった日から5年を経過する日後となる場合には、その5年を経過する日）までの期間内に、その適格組織再編成により分割法人等から移転を受けた資産のうち分割法人等がその資本関係を有することとなる前から有していたもの又は分割承継法人等がその資本関係を有することとなる前から有していた資産（棚卸資産等のうち土地以外のものを除く。）の譲渡等をしたことにより損失（通常の償却が行われている減価償却資産の除却等の損失を除く。）を計上したときは、その事業年度におけるそれぞれの資産の損失の額が譲渡等による利益の額を超える部分の金額は、損金の額に算入しない。

## 23 所得税額控除

(1) 適格組織再編成により利子配当等の元本を移転した場合において、分割承継法人等が原則法によりその控除所得税額を計算するときは、その所有期間に分割法人等の所有期間を含める。

(2) 適格組織再編成により利子配当等の元本を移転した場合において、分割法人等又は分割承継法人等が簡便法によりその控除所得税額を計算するときは、利子配当等の計算期間の開始時における所有元本数は、移転元本数等により調整した数とする。

## 24 外国税額控除

(1) 適格組織再編成により国外所得に係る事業を移転する場合には、分割承継法人等は、分割法人等の繰越控除余裕額及び繰越限度超過額のうち、分割承継法人等における外国税額控除の計算に含めるものとして合理的に計算できる金額に限り引き継ぐことができる。

(2) 適格組織再編成により外国子会社の株式を移転した場合において、外国税額控除の適用に係る所有期間要件の判定をするときは、分割承継法人等の所有期間に分割法人等の所有期間を含める。外国孫会社に係る外国税額控除の適用に係る所有期間要件の判定においても同様とする。

(3) 適格組織再編成により国外所得に係る事業を移転した場合において、分割法人等が外国税額控除の適用を受けていた外国法人税の額が適格組織再編成後に減額されたときは、分割承継法人等において減額された外国法人税の額として合理的に計算できる金額を分割承継法人等の控除対象外国法人税の額から減額するものとする。

## 25 中間申告・納付

適格合併に係る合併法人が合併の日の属する事業年度（吸収合併の場合は、その翌事業年度を含む。）において前期確定税額方式により中間申告を行う場合には、その中間納付額の計算の基礎に、被合併法人の合併の日の前日の属する事業年度（その事業年度が6月に満たない場合には、その前事業年度）における法人税額を加算する。

#### 26 みなし事業年度

事業年度の中途において分割型分割又は合併により資産及び負債を移転した場合には、分割型分割にあつてはその事業年度開始の日から分割型分割の前日まで及び分割型分割の日からその事業年度の末日までの期間、合併にあつてはその事業年度開始の日からその合併の前日までの期間をそれぞれ一の事業年度とみなす。

#### 27 その他

##### (1) 退職年金等積立金に対する法人税

退職年金業務等を行う法人が分割により分割承継法人にその退職年金業務等に係る事業を移転した場合におけるその退職年金等積立金に対する法人税の課税標準となる退職年金等積立金の額は、分割法人については分割の日（当該分割が分割型分割である場合には、分割の前日）を含む事業年度開始の時ににおける移転退職年金等積立金額（分割により移転した退職年金等積立金額をいう。以下同じ。）とし、分割承継法人については分割の時ににおける移転退職年金等積立金額とする。

##### (2) 特定信託の各計算期間の所得に対する法人税

分割による特定信託の承継について、特定信託の各計算期間の所得に対する法人税の納付義務の承継、不服申立人の地位の承継、滞納処分の効力の続行の規定を設ける。

##### (3) その他所要の措置を講ずる。



## 別紙二 特別税額控除、準備金等の租税特別措置の取扱い

### 1 試験研究費の額が増加した場合等の特別税額控除

分割、現物出資又は事後設立により事業の移転が行われた場合における分割法人等又は分割承継法人等のそれぞれの比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額は次のとおりとする。

#### (1) 吸収分割又は現物出資（被現物出資法人が設立されるものを除く。）の場合

分割法人又は現物出資法人 それぞれの法人の比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額

分割承継法人又は被現物出資法人 それぞれの法人の比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額に上記の金額を加えた金額

#### (2) 新設分割、現物出資（被現物出資法人が設立されるものに限る。）又は事後設立の場合

分割法人、現物出資法人又は事後設立法人 それぞれの法人の比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額

分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人 その事業年度に応じ次の比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額

イ 設立事業年度 本制度の適用なし

ロ 設立事業年度後の事業年度 各法人の自己の試験研究費の実績に基づいた比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額

#### (3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額を残存事業に係るものと移転事業に係るものに合理的な方法により按分した場合において、当該方法につき税務当局の承認を受けたときは、これにより比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額を算定することができる。

### 2 製品輸入額が増加した場合の特別税額控除

分割、現物出資又は事後設立により事業の移転が行われた場合における分割法人等及び分割承継法人等のそれぞれの基準年度の製品輸入額の計算方法については、上記1の方法に準じた方法とする。

### 3 その他の特別税額控除

#### (1) リース税額控除の適用を受けた法人について、リース期間中における適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により税額控除の対象となったリース資産を指定事業の用に供しなくなった場合には、リース税額控除実施額の取戻し課税は行わない。

#### (2) 事業化設備等を取得した場合等の特別償却又は税額控除制度について、次の措置を講ずる。

適用対象法人が設立5年以内の中小企業者等である場合、その適用対象となる中小企業者等の設立の日の判定は、次のとおりとする。

イ 合併法人に該当する法人 当該法人と各被合併法人の設立の日のうち最も早い日（合併により設立された法人にあつては、各被合併法人の設立の日のうち最も早い日）

ロ 分割承継法人に該当する法人 当該分割承継法人と各分割法人の設立の日のうち最も早い日（分割により設立された法人にあつては、各分割法人の設立の日のうち最も早い日）

ハ 被現物出資法人に該当する法人（現物出資法人が行っていた事業を引き続き行うものに限る。） 当該被現物出資法人と各現物出資法人の設立の日のうち最も

早い日（現物出資により設立された法人にあっては、各現物出資法人の設立の日のうち最も早い日）

二 被事後設立法人に該当する法人（事後設立法人が行っていた事業を引き続き行うものに限る。） 事後設立法人の設立の日

適用対象法人が一定割合以上の試験研究費を支出する法人である場合において、その割合の算定の基礎となる前1年間の総収入金額及び試験研究費の額は、次のとおりとする。

イ 分割承継法人又は被現物出資法人（分割又は現物出資により設立される法人を除く。） 分割承継法人等の前1年間の総収入金額及び試験研究費の額に分割法人等の総収入金額及び試験研究費の額を加えた金額

ロ 分割承継法人若しくは被現物出資法人（分割又は現物出資により設立される法人に限る。）又は被事後設立法人 分割法人若しくは現物出資法人又は事後設立法人の総収入金額及び試験研究費の額

#### 4 特別償却

(1) 組織再編成により被合併法人等から引き継いだ特別償却対象資産に合併等特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例

適格組織再編成により特別償却対象資産を移転した場合において、その特別償却対象資産につき当該移転直前に特別償却不足額（被合併法人又は分割型分割の分割法人にあっては合併又は分割の日の前日を含む事業年度において、分社型分割の分割法人、現物出資法人又は事後設立法人にあっては分割、現物出資若しくは事後設立の日を含む事業年度において、それぞれ生じたものに限る。）があるときは、その移転の日を含む事業年度においてその不足額に相当する金額の特別償却を認める。特別償却準備金の積立てにおいても同様とする。

(2) 特別償却準備金

特別償却準備金の積立てを個別の減価償却資産ごとに行う方式に改組し、その取崩しについては、7年間の均等取崩し（耐用年数10年未満の資産については、5年間又はその耐用年数のいずれか短い年数での均等取崩し）を原則とし、その減価償却資産を有しないこととなった場合には、その減価償却資産に係る特別償却準備金の残高を取り崩す。

特別償却準備金を積み立てている法人が適格組織再編成により分割承継法人等に特別償却準備金に係る減価償却資産を移転した場合には、その移転した減価償却資産に対応する特別償却準備金を引き継ぐ。

上記の改正前の規定により積み立てた特別償却準備金については、適格組織再編成があった場合においても、その引継ぎは認めない。ただし、移転した減価償却資産に対応する特別償却準備金の金額を合理的な方法により計算した場合において、当該方法につき税務当局の承認を受けたときは、これにより計算した特別償却準備金の引継ぎを認める。

(3) その他

特定医療用建物の割増償却、優良賃貸住宅等の割増償却、特定再開発建築物等の割増償却又は倉庫用建物等の割増償却について、その適用期間の途中で適格組織再編成により分割承継法人等にその対象資産を移転した場合には、その対象資産を分割法人等と同じ事業の用に供すること等の要件を満たす場合に限り、その残存適用期間について割増償却の適用を認める。

#### 5 準備金

- (1) 海外投資等損失準備金  
準備金積立法人が適格組織再編成により分割承継法人等に特定株式等に移転した場合には、海外投資等損失準備金を引き継ぐ。  
準備金積立法人が有する特定株式等に係る特定法人が組織再編成により特定法人に該当しないこととなった場合には、海外投資等損失準備金の取崩し事由とする等の所要の整備を行う。
- (2) 特定海外債権に係る海外投資等損失準備金  
準備金積立法人が適格組織再編成により分割承継法人等に特定海外債権の全部を移転した場合には、特定海外債権に係る海外投資等損失準備金を引き継ぐ。  
組織再編成により分割承継法人等に特定海外債権の全部を移転した場合において、組織再編成の日を含む事業年度以後の事業年度における分割承継法人等の特定海外債権に係る海外投資等損失準備金の積立限度額の計算の基礎となる基準日現在の特定海外債権の金額については、分割法人等の基準日現在の特定海外債権の金額を加算する。
- (3) 自由貿易地域投資損失準備金  
準備金積立法人が適格組織再編成により分割承継法人等に特定株式等に移転した場合には、自由貿易地域投資損失準備金を引き継ぐ。  
準備金積立法人が有する特定株式等に係る認定法人が組織再編成により認定法人に該当しないこととなった場合には、自由貿易地域投資損失準備金の取崩し事由とする等の所要の整備を行う。
- (4) 創業中小企業投資損失準備金  
中小企業投資育成株式会社が有する特定株式に係る特定会社が組織再編成により特定会社に該当しないこととなった場合には、創業中小企業投資損失準備金の取崩し事由とする等の所要の整備を行う。
- (5) 金属鉱業等鉱害防止準備金  
準備金積立法人が適格組織再編成により分割承継法人等に特定施設を移転した場合には、金属鉱業等鉱害防止準備金を引き継ぐ。  
準備金積立法人が適格組織再編成に該当しない組織再編成により分割承継法人等に特定施設を移転した場合には、準備金積立法人が金属鉱業等鉱害防止準備金の残額を取り崩し、その組織再編成の日を含む事業年度において分割承継法人等がその取り崩した金属鉱業等鉱害防止準備金に相当する金額を積み立てることを認める。
- (6) 特定災害防止準備金  
準備金積立法人が適格組織再編成により分割承継法人等に岩石採取場、廃棄物最終処分場又は露天石炭等採掘場（以下「特定施設」という。）を移転した場合には、特定災害防止準備金を引き継ぐ。  
準備金積立法人が適格組織再編成に該当しない組織再編成により分割承継法人等に特定施設を移転した場合には、その組織再編成の日を含む事業年度以後の事業年度において分割承継法人等がその採取予定数量、廃棄物の最終処分の予定数量又は採掘予定数量のうちの残存数量等に応じた金額を積み立てることを認める。
- (7) 維持管理積立金に係る特定災害防止準備金  
準備金積立法人が適格組織再編成により分割承継法人等に特定廃棄物最終処分場を移転した場合には、維持管理積立金に係る特定災害防止準備金を引き継ぐ。  
準備金積立法人が適格組織再編成に該当しない組織再編成により分割承継法人等に特定廃棄物最終処分場を移転した場合には、準備金積立法人が維持管理積立金に

係る特定災害防止準備金の残額を取り崩し、その組織再編成の日を含む事業年度において分割承継法人等がその取り崩した特定災害防止準備金に相当する金額を積み立てることを認める。

(8) 特定都市鉄道整備準備金

準備金積立法人が適格組織再編成により分割承継法人等に鉄道事業の全部を移転した場合には、特定都市鉄道整備準備金を引き継ぐ。

準備金積立法人が適格組織再編成に該当しない組織再編成により分割承継法人等に鉄道事業の全部を移転した場合には、準備金積立法人が特定都市鉄道整備準備金の残額を取り崩し、その組織再編成の日を含む事業年度において分割承継法人等がその取り崩した特定都市鉄道整備準備金に相当する金額を積み立てることを認める。

(9) ガス熱量変更準備金

準備金積立法人が適格合併を行った場合には、ガス熱量変更準備金を引き継ぐ。

(10) 電子計算機買戻損失準備金

準備金積立法人が適格分割型分割又は適格合併により分割承継法人又は合併法人に特定電子計算機貸付会社に販売した電子計算機（以下「特定電子計算機」という。）の買戻し義務を移転した場合には、電子計算機買戻損失準備金を引き継ぐ。

適格分割型分割により分割承継法人に引き継ぐ電子計算機買戻損失準備金の金額は、分割承継法人に移転する事業に係る特定電子計算機の販売収入金額に応じた金額とする。

分割型分割により分割承継法人に特定電子計算機の買戻し義務を移転した場合には、当該分割型分割の日を含む事業年度以後の事業年度における電子計算機買戻損失準備金の積立限度額の計算の基礎となる特別買戻損失の発生割合は次のとおりとする。

イ 分割法人 分割法人の分割前の特別買戻損失の発生割合

ロ 新設分割により設立された分割承継法人 分割法人の分割前の特別買戻損失の発生割合

ハ ロ以外の分割承継法人 分割法人の分割前の収入金額又は買戻価額と当該分割承継法人の分割前の収入金額又は買戻価額との合計額により計算される特別買戻損失の発生割合

ただし、分割法人の分割前の特定電子計算機に係る買戻価額及び収入金額を合理的な算定方法により按分した場合において、当該方法につき税務当局の承認を受けたときは、これにより特別買戻損失の発生割合を計算することができる。

(11) プログラム等準備金

統合情報処理システムサービスに係るプログラム等準備金以外の準備金

イ 準備金積立法人が適格合併を行った場合には、プログラム等準備金を引き継ぐ。

ロ 準備金積立法人が適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により分割承継法人等に登録汎用プログラム、登録制御プログラム、登録役務提供又は認定データベース（以下「移転プログラム等」という。）の全部を移転した場合には、その適格分割等はプログラム等準備金の取崩し事由に該当しないこととともに、分割承継法人等が適格分割等の日を含む事業年度以後の事業年度において移転プログラム等に係る収入金額に応じてプログラム等準備金を積み立てることを認める。

統合情報処理システムサービスに係るプログラム等準備金

イ 準備金積立法人が適格分割型分割又は適格合併により分割承継法人等に統合情

報処理システムサービスに係る情報処理システムについての無償補修義務を移転した場合には、プログラム等準備金を引き継ぐ。

□ 適格分割型分割により分割承継法人に引き継ぐプログラム等準備金の金額は、分割承継法人に移転する無償補修義務に係る統合情報処理システムサービスの収入金額に応じた金額とする。

(12) 使用済核燃料再処理準備金

準備金積立法人が適格合併を行った場合には、使用済核燃料再処理準備金を引き継ぐ。

(13) 原子力発電施設解体準備金

準備金積立法人が適格合併を行った場合には、原子力発電施設解体準備金を引き継ぐ。

(14) 保険会社等の異常危険準備金及び原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金  
準備金積立法人が組織再編成により分割承継法人等に責任準備金の算出の基礎が同一である保険契約の全部を移転した場合には、異常危険準備金を引き継ぐ。

分割、現物出資又は事後設立により分割承継法人等に引き継ぐ異常危険準備金の金額は、移転する保険契約に係る異常危険準備金の金額とする。

(15) 特別修繕準備金

別紙一 13 に前掲

(16) 探鉱準備金

準備金積立法人が適格組織再編成により分割承継法人等にその時において探鉱を行っている試掘権を移転した場合には、探鉱準備金を引き継ぐ。

適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により分割承継法人等に引き継ぐ探鉱準備金の金額は、分割承継法人等に移転する鉱業事務所の収入金額に応じた金額とする。

(17) 海外探鉱準備金

準備金積立法人が適格合併を行った場合には、海外探鉱準備金を引き継ぐ。

(18) 農用地利用集積準備金

準備金積立法人が適格合併を行った場合には、農用地利用集積準備金を引き継ぐ。

(注) 上記(1)から(18)までのほか、適格分割型分割又は適格合併に該当しない分割型分割又は合併により移転した資産等に係る準備金の分割法人等における益金算入の時期等について、別紙一における引当金の取扱いに準じた処理をするため所要の整備を行う。

6 所得控除等

(1) 新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除

新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除の対象金額の基礎となる探鉱準備金又は海外探鉱準備金の益金算入相当額には、上記5(16)又は(17)で引き継がれた探鉱準備金又は海外探鉱準備金の益金算入相当額を含むこととする。

? 農用地等を取得した場合の課税の特例

農用地等を取得した場合の課税の特例の圧縮記帳の対象金額となる農用地利用集積準備金の益金算入相当額には、上記5(18)で引き継がれた農用地利用集積準備金の益金算入相当額を含むこととする。

適格合併により農用地等を取得した場合の課税の特例の圧縮記帳の適用を受けている農用地等を移転した場合には、その圧縮記帳によりその取得価額に算入されなかった金額は、農用地等の移転を受ける合併法人の農用地等の取得価額に算入しな

い。

## 7 土地譲渡益追加課税制度

- (1) 適用対象となる土地の譲渡等の範囲について、適格現物出資又は適格事後設立による土地等の移転を除くものとし、適格分割又は適格合併に該当しない分割又は合併による土地等の移転を含むものとする。
- (2) 適格組織再編成により圧縮記帳制度に係る特別勘定が引き継がれた場合において、圧縮対象資産の圧縮記帳による損金算入額又は特別勘定の益金算入額は、分割承継法人等の土地譲渡利益金額から控除し、又は土地譲渡利益金額に加算する。
- (3) 譲渡利益金額の計算及び短期所有土地等の判定について、適格組織再編成による土地等の移転があった場合には、土地等の取得日を引き継ぐ。

## 8 資産を譲渡した場合の所得の特別控除

### (1) 収用換地等の場合の所得の特別控除制度

分割法人又は被合併法人が買取り等の申出を受けていた場合において、当該分割法人又は被合併法人が当該収用換地等による譲渡を行っていない場合で、かつ、その適格分割又は適格合併により対象資産を取得した分割承継法人又は合併法人が当該収用換地等による譲渡を行ったときは、その分割承継法人又は合併法人に収用換地等の場合の所得の特別控除の適用を認める。

適格組織再編成により収用等に伴い設けた特別勘定を引き継いだ場合において、代替資産を取得した場合以外の場合で取り崩すこととなったときは、分割承継法人等に収用換地等の場合の所得の特別控除の適用を認める。

### (2) 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除制度又は特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除制度

適格組織再編成があった場合において、一の買取りの事業につき、当該適格組織再編成に係る分割法人等において特別控除対象資産の買取りが行われ、かつ、当該適格組織再編成に係る分割承継法人等において特別控除対象資産（分割法人等から取得した当該事業に係る特別控除対象資産に限る。）の買取りが行われたときは、当該適格組織再編成に係る分割法人等にのみ特別控除の適用を認める。

## 9 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例

別紙一 8に前掲

## 10 その他の租税特別措置法上の圧縮記帳制度

収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例、換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例、特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例、大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の課税の特例、認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の課税の特例又は転廃業助成金等に係る課税の特例について、その圧縮記帳及び特別勘定の処理等につき別紙一における圧縮記帳制度及び特定の資産の買換えの場合等の課税の特例制度の取扱いに準じた処理をするため所要の整備を行う。

## 11 特定外国子会社等の留保金課税の特例

適格組織再編成前に分割法人等が特定外国子会社等の留保金課税の特例の適用を受けていた場合において、分割承継法人等が特定外国子会社等から支払を受けた配当等のうち、配当支払日を含む事業年度開始の日前5年以内に開始した事業年度に相当する期間において分割法人等の益金の額に算入された課税済留保金額に相当する金額は、分割承継法人等の課税済留保金額として損金の額に算入する。

## 12 欠損金の繰越期間の特例

(1) 設備廃棄等に係る欠損金の繰越期間の特例

適格合併又は適格分割型分割により引き継がれる被合併法人又は分割法人の繰越青色欠損金額のうち設備廃棄等欠損金額があるときは、合併法人又は分割承継法人において当該設備廃棄等欠損金額の7年の繰越控除を認める。

被合併法人又は分割法人の6年前又は7年前の事業年度に生じた設備廃棄等欠損金額がある場合における当該設備廃棄等欠損金額は、当該適格合併又は適格分割型分割により引き継がれる被合併法人又は分割法人の繰越青色欠損金額に含めて合併法人又は分割承継法人に引き継ぐ。

(2) 特定対内投資事業者又は中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法等の認定法人に係る欠損金の繰越期間の特例

適格合併又は適格分割型分割により引き継がれる被合併法人又は分割法人の繰越青色欠損金額のうち特例欠損金額があるときは、合併法人又は分割承継法人において当該特例欠損金額の7年の繰越控除を認める。

被合併法人又は分割法人の6年前又は7年前の事業年度に生じた特例欠損金額がある場合における当該特例欠損金額は、当該適格合併又は適格分割型分割により引き継がれる被合併法人又は分割法人の繰越青色欠損金額に含めて合併法人又は分割承継法人に引き継ぐ。

適用対象となる特定対内投資事業者又は中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法等の認定法人が内国法人である場合の設立の日の判定は次のとおりとする。

イ 合併法人に該当する法人 当該法人と各被合併法人の設立の日のうち最も早い日（合併により設立された法人にあっては、各被合併法人の設立の日のうち最も早い日）

ロ 分割承継法人に該当する法人 当該分割承継法人と各分割法人の設立の日のうち最も早い日（分割により設立された法人にあっては、各分割法人の設立の日のうち最も早い日）

ハ 被現物出資法人に該当する法人（現物出資法人が行っていた事業を引き続き行うものに限る。） 当該被現物出資法人と各現物出資法人の設立の日のうち最も早い日（現物出資により設立された法人にあっては、各現物出資法人の設立の日のうち最も早い日）

ニ 被事後設立法人に該当する法人（事後設立法人が行っていた事業を引き続き行うものに限る。） 事後設立法人の設立の日

13 欠損金の繰戻し還付の不適用の適用除外

欠損金の繰戻し還付の不適用制度の対象から除外される法人が設立5年以内の中小企業者等である場合には、その適用対象となる中小企業者等の設立の日の判定については、上記12(2)と同様とする。

14 同族会社の留保金課税の不適用

同族会社の留保金課税の不適用制度の適用対象となる中小企業者等が会社分割に係る法人である場合には、その設立の日の判定は、次により行うものとする。

(1) 新設分割承継法人に該当する法人 各分割法人の設立の日のうち最も早い日

(2) 吸収分割承継法人に該当する法人 当該分割承継法人と各分割法人の設立の日のうち最も早い日

15 その他

(1) 組織再編成に係る税制の整備に伴い、次の措置を廃止する。

上場会社等の利益をもってする株式の消却の場合のみなし配当の課税の特例  
利益をもってする株式の消却の場合のみなし配当に対する源泉徴収の不適用等  
銀行持株会社の創設等に係る課税の特例等

- (2) その他所要の措置を講ずる。



## 別紙三 認定NPO法人制度に係る要件等

### 1 要件

#### (1) 基本的事項

##### 情報公開

認定NPO法人（以下「認定法人」という。）は、毎事業年度終了後3月以内に、次に掲げる書類を国税庁に提出することとし、国税庁は、過去3年分を一般に閲覧させなければならない。認定法人は求めに応じこれを開示しなければならない。

また、国税庁は、認定法人が申請時に提出した書類を一般に閲覧させ、認定法人は求めに応じこれを開示しなければならない。

イ 資金に関する事項を記載した書類（収入源泉別の収入額の明細、借入金の明細等）

ロ 財又は役務の提供に関する事項を記載した書類（内容、料金、提供先の条件等）

ハ 取引に関する事項を記載した書類（一定の取引のある取引先とその金額等）

ニ 会員に関する事項を記載した書類（要件、会費、募集要綱、居住行政区域別の人数等）

ホ 寄附金の募集及び使途に関する事項を記載した書類（寄附金を充当することとなる具体的事業内容（予定）、募集の手段、募集の範囲、寄附金の使途の実績等）

ヘ 寄附者に関する事項を記載した書類（寄附者の住所・氏名又は名称とその金額等（閲覧させるものにあつては、一定金額以上のもの））

ト 報酬・給与に関する事項を記載した書類（役員のうち報酬を得ている者の氏名とその金額、従業員の氏名とその金額、給与規程等）

チ 事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書、役員名簿、報酬を受けた役員の名等

##### 事業内容の適正性

イ 宗教活動、政治活動を行わないこと。

ロ 特定の者と特別の関係がないこと。

(イ) 営利法人、政治団体、宗教団体に対する寄附や助成を行わないこと。

(ロ) 認定法人の役員、社員、従業員、寄附者又はこれらの者の親族等その他特別の関係のある者に対し、特別の利益を与えないこと。

ハ 総事業費のうちに占める特定非営利活動に係る事業費の割合が100分の80以上であること。

ニ 寄附金の100分の70以上を特定非営利活動に係る事業費に充当すること。

ホ 助成金の支給を行う認定法人にあつては、助成先の募集・選定の仕組み、選定基準、選定者、助成内容をあらかじめ国税庁に提出するとともに、自ら開示すること。助成実績についても同様とすること。

ヘ 海外への送金又は金銭の持出しを行う場合は、その金額・使途及び送金等の予定日をあらかじめ国税庁に届け出た上で、自ら開示すること。ただし、災害等の緊急を要する場合で事前の届出等が困難なときは、遅滞なく届出等を行うこと。

##### 運営組織の適正性

イ 役員若しくは社員又はその親族等の特殊関係者の数が役員又は社員の数のうちに占める割合が3分の1以下であること。

□ 特定の法人・団体の役員若しくは使用人又はその親族等の特殊関係者の数が役員又は社員の数のうちに占める割合が3分の1以下であること。

経理の適正性

イ 外部監査を受けていること、又は青色申告法人と同等の記帳及び帳簿書類の保存が行われていること。

□ 使途秘匿金等不適切な経理がないこと。

相当な業績の持続可能性

全ての要件（初回申請時においては、一定のものを除く。）を過去2年間、満たしていること。

申請時に、認証した所轄庁の「法令、法令に基づく行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由がない」旨の証明を受けていること。

法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得若しくは得ようとし、又は他の者に得させた事実その他公益に反する事実がないこと。

(2) 活動実態に着目した要件

総収入金額のうち占める寄附金及び助成金の額（寄附金総額）の割合が3分の1以上であること。

（注）「総収入金額」及び「寄附金総額」の算定に当たっては、次のとおりとする。

1 総収入金額には、臨時的な収入、借入金収入、前期繰越利益等は含めない。

2 寄附金総額には、一者から受け入れた寄附金及び助成金（寄附金等）のうち、寄附金等の合計額の100分の2を超える部分の金額は含めない。

3 寄附金総額には、役員若しくは社員又はこれらの親族等の特殊関係者（役員等）からの寄附金は含めない。ただし、寄附金等の合計額に占める役員等からの寄附金の割合及び寄附者総数に占める寄附をした役員等の数の割合がいずれも100分の50を超えない場合の社員の寄附金については、この限りでない。

4 総収入金額及び寄附金総額には、次のものは含めない。

(1) 国・地方公共団体からの補助金

(2) 法律又は政令に基づき、国・地方公共団体の支出を得て行われる事業を行う場合の当該国・地方公共団体の支出額

5 寄附金総額には、一者につき年間3,000円未満の寄附金等は含めない。

6 寄附者の親族等の特殊関係者は、当該寄附者とみなす。

次のいずれかに該当するものであること。

イ 複数の市区町村（指定都市の区を含む。以下同じ。）の者から寄附金を受け入れていること。

□ 特定非営利活動が複数の市区町村で行われていること。

ハ 特定非営利活動により直接、財又は役務の提供を受ける者が複数の市区町村にわたること。

（注）

1 同一市区町村の者からの寄附金、同一市区町村内の活動及び受益者については、いずれも100分の80以下であること。

2 隣接する市区町村がない場合は、この限りでない。

事業活動の相当部分（100分の50以上）が次のような活動でないこと。

イ 会員等に対する財又は役務の提供活動。ただし、対価を得ないで行われる会員等に対する財又は役務の提供活動を除く。

(注)

1 この場合の会員等には、社員や会員であるのと同様に財又は役務の提供を受ける者を含む。

2 認定法人に対する会員等の対価の支払で、少額の負担分や交通費等程度の実費負担分は、対価に含まない。

ロ 会員相互の交流、連絡、意見交換等その対象が会員等である活動

(注) この場合の会員等には、社員や会員であるのと同様に当該交流、連絡、意見交換等に参加する者を含む。

ハ 会員、特定の団体の構成員、特定の職域の者、特定の区域の者等その便益の及ぶ者の範囲が特定の範囲である活動

ニ 意匠、商標等の特定の物又は特定の者に着目した事業を行う活動

ホ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動

## 2 その他

### (1) 認定機関等

認定機関は、国税庁長官とする。

国税庁長官は、認定(その取消しを含む。)に関する事務の実施について必要な調査ができるものとする。

### (2) 有効期間

認定の有効期間は、認定を受けた日から2年間とする。

### (3) 取消し

国税庁長官は、次の場合に認定を取り消すものとする。

イ 一定の要件を満たさないことが判明した場合

ロ 認定時に要件を満たしていなかったことが認定後において判明した場合

ハ 申請書又は開示した書類に虚偽の記載があった場合

認定の取消しを受けた法人は、取消しの日後2年間は再申請が行えないものとする。

### (4) その他

国税庁長官は、認定をしたとき若しくは当該認定をしないことを決定したとき又は当該認定を取り消したときは、その旨を当該認定の申請をした法人に通知するものとする。認定をしないことを決定したとき又は認定を取り消したときは、その理由を合わせて通知するものとする。

国税庁長官は、認定をしたときは認定法人の名称及び所在地を公示するものとする。公示した事項に変更があったとき又は認定を取り消したときも、同様とする。

認定を受けようとする法人は、申請時に、上記1の要件に係る所要の事項を記載した書類等を主たる事務所の所在地又は納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない。